

平成28年6月定例会

農水経済委員会

予算決算委員会（農水経済分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	3
5、経過	
分科会	
産業労働部長予算議案及び報告議案説明	3
産業政策課企画監補足説明	4
海洋・環境産業創造課長補足説明	5
予算議案及び報告議案に対する質疑	5
予算議案及び報告議案に対する討論	18
委員会	
産業労働部長総括説明	18
企業振興課企画監補足説明	22
雇用労働政策課長補足説明	23
決議に基づく提出資料の説明	24
陳情審査	25
議案外所管事項に対する質問	25

(第2日目)

1、開催日時・場所	44
2、出席者	44
3、経過	
(産業労働部)	
委員会	
議案外所管事項に対する質問	44
(水産部)	
分科会	
水産部長報告議案説明	74
漁港漁場課長補足説明	75
予算議案及び報告議案に対する質疑	76
予算議案及び報告議案に対する討論	78
委員会	
水産部長総括説明	78
決議に基づく提出資料の説明	80
陳情審査	80

議案外所管事項に対する質問	8 1
---------------------	-----

(第3日目)

1、開催日時・場所	1 0 1
2、出席者	1 0 1
3、経過	
分科会	
農林部長予算議案及び報告議案説明	1 0 1
農産園芸課長補足説明	1 0 2
農村整備課長補足説明	1 0 4
森林整備室長補足説明	1 0 5
農政課長補足説明	1 0 6
予算議案及び報告議案に対する質疑	1 0 6
予算議案及び報告議案に対する討論	1 2 0
委員会	
農林部長総括説明	1 2 0
諫早湾干拓課長補足説明	1 2 3
決議に基づく提出資料の説明	1 2 4
陳情審査	1 2 5
議案外所管事項に対する質問	1 2 5

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料(追加1)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2)
- ・委員会関係議案説明資料(追加3)

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年6月1日

自 午前11時18分
至 午前11時24分
於 議会会議室

本日の委員会は、平成28年6月定例会における当委員会の審査内容等を決定するための委員間協議であります。

それでは、審査の方法について、お諮りいたします。審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

暫く休憩をいたします。

午前11時19分 休憩

午前11時23分 再開

【吉村(洋)委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

これをもって本日の農水経済委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時24分 散会

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 吉村 洋 君
副委員長(副会長) 宮本 法広 君
委 員 小林 克敏 君
" 中山 功 君
" 溝口 芙美雄 君
" 徳永 達也 君
" 久野 哲 君
" 下条 ふみまさ 君
" 中村 和弥 君
" 深堀 浩 君
" 山口 経正 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、審査の経過次のとおり

午前11時18分 開会

【吉村(洋)委員長】ただいまから農水経済委員会を開会いたします。

これより、議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、中山委員、下条委員の両人をお願いいたします。

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年6月14日

自 午前11時15分
至 午後4時10分
於 議会会議室

海洋・環境産業創造課長 森田 孝明 君
商務金融課長 荒田 忠幸 君
雇用労働政策課長 松本 和也 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 吉村 洋 君
副委員長(副会長) 宮本 法広 君
委 員 小林 克敏 君
" 中山 功 君
" 溝口 芙美雄 君
" 徳永 達也 君
" 久野 哲 君
" 下条 ふみまさ 君
" 中村 和弥 君
" 深堀 浩 君
" 山口 経正 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

産業労働部長 古川 敬三 君
産業労働部次長 宇戸 真二 君
産業労働部次長 山下 和孝 君
産業政策課長 山下 三郎 君
産業政策課企画監 吉村 邦裕 君
企業振興課長 貞方 学 君
企業振興課企画監 原田 一城 君
食品産業・産地振興室長 櫻井 毅 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（農水経済分科会）

第101号議案

平成28年度長崎県一般会計補正予算(第1号)
(関係分)

報告第1号議案

平成27年度長崎県一般会計補正予算(第8号)
(関係分)

報告第3号議案

平成27年度長崎県農業改良資金特別会計補
正予算(第2号)

報告第4号議案

平成27年度長崎県林業改善資金特別会計補
正予算(第2号)

報告第5号議案

平成27年度長崎県県営林特別会計補正予算
(第2号)

報告第6号議案

平成27年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会
計補正予算(第2号)

報告第7号議案

平成27年度長崎県小規模企業者等設備導入
資金特別会計補正予算(第2号)

報告第9号議案

平成27年度長崎県長崎魚市場特別会計補正
予算(第1号)

報告第12号議案

平成27年度長崎県港湾整備事業会計補正予
算(第4号)(関係分)

7、付託事件の件名

農水経済委員会

（1）議案

なし

（2）請願

なし

（3）陳情

- ・要望書（本県における農業生産力強化のための農地基盤整備の強力な推進に向けて）
- ・平成29年度 県の施策等に関する重点要望事項
- ・要望書（松浦魚市場再整備への支援について他）

8、審査の経過次のとおり

午前11時15分 開会

【吉村(洋)委員長】 皆さん、おはようございます。

ただいまより、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会への付託議案はありませんが、陳情3件の送付を受けております。

なお、予算及び報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算及び報告議案の関係部分を農水経済分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第101号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分外8件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとにお手元にお配りしております審査順序のとおり行いたい

と存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ありがとうございます。ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、産業労働部の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から5月の委員会の際に出席していなかった幹部職員の紹介がありますので、これを受けることにいたします。

【古川産業労働部長】 おはようございます。

産業労働部の幹部職員を紹介させていただきます。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 よろしくお願いいたします。それでは、これより審査に入ります。

【吉村(洋)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算及び報告議案を議題といたします。

産業労働部長より説明をお願いいたします。

【古川産業労働部長】 産業労働部関係の予算議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料」の産業労働部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第101号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、報告第1号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分、報告第7号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）」であります。

はじめに、第101号議案「平成28年度長崎

県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入及び歳出予算は、記載のとおりであります。

補正の内容について、ご説明いたします。

若者の県内定着及び将来の中核人材の育成を図るため、製造業、情報サービス業、建設業及び運輸業の分野における職業訓練モデルの構築・実証に要する経費として、地域創生人材育成事業費1億9,496万円の増を計上いたしております。

この事業は、従来の公的職業訓練では対応できない新たな人材育成プログラムを開発するための国の事業に本県が採択され、国の委託を受けて今年度から最大3年間、年間3億円を上限に職場内訓練の充実等による若者の確保・定着のためのモデル事業を実施するものであります。

次に、先の2月定例会議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております報告第1号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分及び報告第7号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の主な内容につきましては、記載のとおりでございます。

また、予算決算委員会農水経済分科会説明資料について、補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)分科会長】 ありがとうございます。

次に、産業政策課企画監、海洋・環境産業創造課長より、補足説明をお願いいたします。

【吉村産業政策課企画監】 それでは、今回、補正をお願いしております地域創生人材育成事業について、ご説明いたします。

資料は、お手元にお配りいたしております「平成28年6月定例会議会予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料」の産業労働部の資料でございます。

資料の1ページをお開き願います。まず、1. 事業目的でございます。

本事業は、先ほど部長からもご説明がございましたけれども、人手不足分野において、地域の創意工夫に基づく新たな職業訓練モデルを構築・実証することで、人材の確保・育成対策を強化し、若者の県内就職・定着を促進することを目的としております。

国の競争資金を活用した委託事業で、年間3億円を上限に、最大3年間実施できることとなっております。本年3月14日に国へ事業企画書を提出いたしまして、3月31日付で採択をいただいたところでございます。

今年度の採択事業費は、2億7,999万7,000円となっております。このうち当初予算に一般財源で計上済みの8,503万7,000円との差額、1億9,496万円を今回補正計上させていただいております。

なお、当初予算計上分、今回補正分を合わせた今年度の全体事業費内訳を2ページの末尾、平成28年度国庫委託事業全体事業費の表に掲載しております。

資料1ページにお戻りいただきまして、次に、2. の対象分野ですが、人手不足、人材不足が著しい造船、機械器具製造を中心とした製造業、

情報サービス業、建設業、バス・トラックの運輸業の4分野を対象として事業を実施していきたいと考えております。

本事業は、企業や業界団体への委託により、新たに社員を雇用していただき、職場内で実務に当たりながら研修を行う雇用型訓練、いわゆるOJTを中心とした人材育成を行っていくことを主体としておりまして、3.の雇用創出目標に記載のとおり、平成30年度までの3年間で490人の雇用を創出してまいりたいと考えております。

次に、4.事業内容等でございます。本事業では、労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、業界団体、労働団体、県等で構成する地域人材育成協議会、これは必置になっておりますけれども、協議会を設置して事業の実施に関する企画、進捗管理、調査、評価等について協議してまいります。

同時に、人材育成コーディネーター3名を配置いたしまして、学校内での企業説明会ですとか、企業の人事・育成担当者向けのセミナー開催、あるいは企業における教育プログラム策定の指導等を行っていくこととしており、協議会の開催経費やコーディネーターの活動経費として196万9,000円を計上させていただいております。

2ページをお開き願います。本事業のメインとなります人材育成支援でございます。

企業において、新入社員を対象とした3カ月程度のOJTを実施する際の受講者賃金、研修費用等を支援することとしておりまして、先ほどご説明いたしました説明会、セミナーの開催経費と合わせ、1億7,939万5,000円を計上いたしております。

最後に、(3)事務局経費等でございますが、

人材育成コーディネーターや事務補助に当たります業務推進員の人件費、事務局運営経費等について、1,359万6,000円を計上いたしております。

以上で地域創生人材育成事業の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【森田海洋・環境産業創造課長】お手元の補足説明資料の3ページをお開きください。海洋エネルギー関連産業集積促進事業費でございます。

前回、平成28年2月定例会及びこの委員会においてご審議をいただきました、この海洋エネルギー関連産業集積促進事業につきましては、「総合計画 チャレンジ2020」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の主要事業の一つとして予算を計上し、その財源については、国の地方創生加速化交付金に申請をしておりましたが、残念ながら、加速化交付金が不採択となっております。

しかしながら、本事業は、本県の地方創生及び産業づくりを推進していく上で特に重要な取組と考え、事業内容の精査を行い、最終予算として専決処理をいたしておりますことをご報告いたします。

専決後の事業費等につきましては、お手元の資料のとおりでございます。職員の活動事務費の一部減や公募型の支援メニューの補助額の縮小など事業費を減しておりますが、概ね前回ご説明のとおり事業を推進してまいりたいと存じます。

【吉村(洋)分科会長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑等はございませんでしょうか。

【中山委員】地域創生人材育成事業費についてお尋ねしますが、若者とあります。若者というのは年齢制限があるかどうか、これをお聞きしたいと思います。

それと、人材育成支援の中で、受講者の賃金、指導者時間賃金とありますが、この辺詳しく説明いただけませんか。

【吉村産業政策課企画監】まず、対象者の年齢制限があるかというお尋ねでございますが、若者を中心とした雇用を進めてまいりたいと考えておりますけれども、場合によっては中途採用もあると考えておまして、特段、年齢制限は考えておりません。

もう一つ、受講者賃金ですとか指導者の時間賃金でございますが、今回の事業では、まず、この事業を活用して人を採用していただく。その後の3カ月程度の職場内訓練に要する経費を支援することといたしております。

その3カ月間における新規採用者の給料、賃金。それと、OJT、職場内訓練になりますので、企業内で指導者が必要になってまいります。その指導者が指導に当たる間、通常業務ができませんので、その間の時間賃金を考えております。

【中山委員】入社してから3カ月間程度ということですので。そうすると、これは訓練だけで実務というか、社員である以上は若干なりとも実務というか、業務内容をやるような感じもあるんだけれども、その場合は訓練だけではなくて、そういう実務作業というのは、この間はやれないんですか。

【吉村産業政策課企画監】今回の訓練はOJTを主体として考えております。OJTは企業の中で仕事に当たりながら、指導者についてもらって訓練をしていくという形ですので、訓練そ

のものが業務ということになりますので、その間の賃金は対象と考えております。

【中山委員】よくわかりました。

そうすると、例えば、3カ月間、事業をして、そのまま継続して勤務してもらえれば問題ないと思うんですが、1年ぐらいたった段階で、これ、チェックかなんかするんですか。

【吉村産業政策課企画監】先ほど補足説明の中で申し上げました人材育成コーディネーターを置くようにしております。これは、随時、企業の中に入り込んでいって事業の進捗、もちろん、その雇用が継続しているかということを確認していくこととなります。

対象者でございますが、原則として正規雇用を対象にしたいと考えておまして、その後の定着につなげてまいりたいと考えております。

【中山委員】私の聞き方が悪かったかもしれませんが、例えば、3カ月間講習を受けて半年で辞めたと。この場合は返還があるんですか、そのままでもいいんですか、どうですか。

【吉村産業政策課企画監】今回、国の事業の建てつけといたしまして、単に雇用をさせるというだけではなくて、従来の公的職業訓練では対応できないような新たなモデルを構築するモデル事業という位置づけになっております。

お尋ねの途中で辞めた場合、返還があるのかということについてですが、コーディネーターの指導等も活用して定着を促進してまいりたいと考えておりますけれども、事情により途中で退職した場合の返還等は考えておりません。

【吉村(洋)委員長】ほかにありませんか。

【深堀委員】総括質疑で質問しましたが、もうちょっと詳しくお聞きしたいんですが、事業内容の地域コーディネートの強化で地域人材育成協議会を設置するということになっていきます。

その内訳はここに記載のとおりですが、この協議会で何を協議するんですか。

【吉村産業政策課企画監】協議会では、補足説明資料に記載のとおり構成で、これはこういったものを例示して国の方から必置という義務づけをされているものでございます。

具体的な協議内容につきましてですが、事業の細かい部分の企画、地域創生人材事業全体としての進め方の企画ですとか、個々の事業の進捗管理、これはコーディネーターからの情報等がメインになってまいります。あるいはその結果の評価、そういったことについて協議をしていくということで考えております。

【深堀委員】事業の企画が入るということは、この業種、4分野ですけれども、それぞれの業種で、どのような事業をする。例えば、運輸業でも、業界のニーズというのがいろいろあると思うんですけれども、業界団体の代表が出てくるわけですからいろんなニーズがあって、この事業が何種類も、例えば、運輸業の中でも何種類もあるということが考えられるということで理解していいですか。

【吉村産業政策課企画監】お尋ねの運輸業につきましては、企画振興部の方に予算を再配当いたしましたして、新幹線・総合交通対策課を通じまして、バス協会、トラック協会への、企業直接ではなくて、業界団体を通じての実施を考えております。

業界団体が主体になって個別の訓練プログラムを考える部分と、実際、社員を雇うのは個々の加盟の企業になります。バス・トラックの運輸業については、業界団体を通じての実施になりますけれども、加盟企業だけではなくて、県下全域に呼びかけていくということにしております。OJTだけではなくて、一部、職場を離

れたOff-JTもできるようになっております。その部分については、運輸の場合ですと協会で構築していく部分もございませうし、企業の中での実務に当たりながらの研修については、個々の企業で構築していく部分も出てくると思っております。

協議会については、それぞれの企業、団体で行う細かい部分ではなくて、大まかな方向性とか、そういったものを企画していくことになると考えております。

【深堀委員】今、答弁の中でOff-JTという発言がありましたので、資料を見ると、企業によるOJTの実施というふうに書いているから、総括質疑でも質問しましたけれども、部長の答弁の中で資格の取得も考えられますという答弁がありました。資格を取得するということは、当然、Off-JTになるわけですね。職場内で資格を取得するための研修をOJTの中でするのはおかしいわけであって。なぜ資料の中にOff-JTを含めて書いていないのかということが気になったんですけど、その点はいかがですか。

【吉村産業政策課企画監】今回の事業は、OJTもOff-JTもできるようには考えております。

ただ、今回の事業の建てつけとして、従来の公的職業訓練では対応できない地域に応じたモデル構築ということになっておりまして、従来の公的職業訓練、例えば、高等技術専門校ですとかポリテクセンター、こういったものはほとんどがOff-JTでなされております。

従来のやり方で一定程度対応できる部分と、それでは不十分と、職場内でOJTを中心にやっていく部分が必要ということで、OJTを中心としたつくりにはしております。ただ、OJ

Tだけではなくて、例えば、先ほど申し上げたバス、トラック等の運輸の場合、場合によっては集合で安全教育をすると、協会がやりますので。そういったケースも出てこようかと思ひまして、OJTを中心にしつつ、Off-JTを組み合わせていくということで考えております。

【深堀委員】最後にしますけれども、今、運輸業に限って言っているつもりではなくて、当然、建設業であったり、情報サービス業でも特定の資格がいろいろあるわけで、そういったことを取らせる、スキルアップさせるためのメニューも、多分業界からは希望があつて、多分すると思うんですね。

だから、Off-JTももちろんあるということは資料にもしっかり明記しておってもらった方が、この資料だけ見ると職場内のOJTに特化したようなイメージで私は受け止めました。そのあたりはしっかり説明していただかないとわからないと思います。これは要望として申し上げておきたいと思います。

【小林委員】地域創生人材育成事業の件でありますけれども、今の説明の中で3年間、1年間に大体3億円、トータル490名の雇用創出と。これは3億円ということですね、これが3年間だから約9億円、その中で490名ということになると思うんだけど、賃金は全額もらうわけではないが、大体490名を雇用するために、この説明だけでいくと、もろもろ入れて9億円かかるわけです。1人、大体幾らぐらいの単価になりますか。相当な、9億円、490名と、こういうものが本当に定着するかどうかということなんだけれども、それはどうですか。1人、幾らぐらいかかりますか。

【吉村産業政策課企画監】この事業は、上限が9億円になっておりますが、実際、国に申請を

して採択いただいた額は、3年間トータルで約8億8,000万円でございます。その数字を490名で割りますと、1人当たり179万3,000円ということになります。

【小林委員】その179万円というのは、1年間を通してのことを考えているんじゃないですか。ここは3カ月ということになって179万円ですか。どういう計算で179万円なのか、その根拠は何ですか。これは3カ月でしょう、計算違いするなよ。

【吉村産業政策課企画監】先ほど申し上げました総事業費の約8億8,000万円の内訳でございますが、補足説明の中でも申し上げました人材育成コーディネーターの件費ですとか、セミナーの開催経費、そういったものも入ったトータルの数字でございます。

OJTの期間は3カ月程度を想定しておりますけれども、OJTに直接かかる以外の部分の事業費も含めて計算いたしますと、先ほど申し上げた数字になります。

【小林委員】ここは大事なことです。3カ月で179万円とか180万円近くのお金をいただけるのか。

私が言っていることは、全体的に年間3億円だと。それはコーディネーターのお金だとか、その他もろもろの経費がいっぱいかかりますよ。しかし、トータル的に490名を雇用するために年間最大で3億円と。だから、今言うように、9億円近い、8億8,000万円ということになるんだろうということです。

要は、ここは賃金対象とか、かれこれ3カ月間、定着をするようにということが狙いなわけで、さっき中山委員も言ったけれども、じゃ、3カ月を超えて辞めた場合どうなるかということとは当然出てきますよ。しかし、そんなことに

については全く能天気で、そういうようなことは今回の対象になっていないからお金は返さんでもいいということだから、要は、3カ月勝負のことなんだよ。

もう1回言うが、3カ月で490名を雇用するということについて、いくら国の金といえども税金なんだから、そういう面で約9億円近くのお金がかかりますねと、あなたの話では8億8,000万円ぐらいだと。8億8,000万円かけて490名ということで、そうしたら3カ月に幾らぐらい、人件費としてそれだけのお金がかかりますかということを行っているわけです。

【吉村(洋)分科会長】 暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

午前11時41分 再開

【吉村(洋)分科会長】 分科会を再開いたします。

【吉村産業政策課企画監】 この事業で雇用する方たちの賃金についてのお尋ねでございますが、業種ごとに積算単価がございます。製造業については、高卒初任給を想定いたしまして1カ月14万6,100円、情報サービス業については、大卒を想定いたしまして18万9,300円、建設業につきましては、建設単価を採用いたしております。22万4,700円、バス・トラックについては20万円を想定しております。

【小林委員】 まず、人件費の部分だけで、9億円というような話の中で、その9億円の中で人件費はどれくらいの支給を考えているかということで、いわゆる1カ月14万6,000円とか18万9,300円、あるいは建設業で22万4,000円、運輸のバス・トラックの関係で20万円と。これは総支給額ですか。総支給額だろうと思うけれども、手取りではないわけですね。税金を引かれて、福利厚生費を引かれて、手元に残る手

取りではなくして、総支給額だね、どうですか。

【吉村産業政策課企画監】 はい、総支給額でございます。

【小林委員】 総支給額で、例えば、製造業なんか14万6,000円しか出さないならば、大体4万円ぐらい引かれますよ。10万円とか15万円とか、多くて11万円ですよ、製造業で。これはまさに、この育成事業費から全額支給するのが、それとも雇用した企業でプラスアルファを入れ込むのか、その辺のところはどうなっていますか。

【吉村産業政策課企画監】 実際雇われた方の賃金というのは、それぞれ採用された企業の給与規程に基づいて定められるものと認識しております。今申し上げた単価は、あくまで国への申請の積算に用いた単価でございます。実態は、企業の給与規程に合わせたものになると考えております。

【小林委員】 そうすると、例えば、建設業で22万4,700円となっておりますよね。無資格者だということが前提だろうと思います。この趣旨は、資格のない人、能力を秘めているかもしれないが、現実に資格がない方だということになっている。建設業で1カ月に22万4,700円というのは、今の長崎県の相場でいうならば、比較的高い部類に入るかもしれない。

そういう状況からしてみた時に、企業が給与規程を持っている。その給与規程と、あなた方が人材育成事業費で考えている金額、これは、どこで、誰が決めたんですか。

【吉村産業政策課企画監】 まず、対象者の資格の状況でございますが、今、委員から、無資格者だろうというご指摘がございました。ほとんどが無資格者になると考えておりますけれども、一部、中途採用も想定しておりますので、資格

がある人も中には入ってくると考えております。資格がある人については、OJTによる研修が不要な場合も出てくると考えております。

この賃金単価をどのようにして設定したかというお尋ねでございますけれども、まず、製造業と情報サービス業につきましては、長崎県の賃金事情という統計ものがございます。この統計結果に基づいて設定いたしております。

建設業については、日単価1万700円の21日間を想定しておりますけれども、これは建設単価による試算でございます。バス・トラックの20万円につきましては、関係部局に平均的なところをお尋ねして設定いたしました。

【小林委員】この辺はきつくなってきたね、あなたの答弁も。正直言って、なかなか難しいと思うんですよ。

そういうことの中で、いろいろと説明を受けようと思って昨日待っていたけれども、あなたは来なかったから、こういう話になっているんだけれども。

今言っているように、主体は一体どこなのか。あなたの説明を聞いていたら、結構ぶっきらぼうだよな。これは途中で辞めてもしようがないよと、お金は返さんでもいいぞと。人材育成コーディネーターがいるから、この人がしっかり頑張ってもらいたいというような形の話なんだよね。わずか3名しかいなくて、トータル的に490名、今年度150名を創出したいと言っているわけです。3名の人材を育成するコーディネーターで、1人でどこまで担当できるか。ざっと言って、コーディネーターは3名でしょう。150名創出するならば、1人当たり50名を担当しなければいけない。これを3カ月、辞めないような形の中で、そして継続できるような形の中でと。

そして、一番大事なことは、この制度よりも、

この制度の仕組みを受けて、その対象である、その人たちが定着をして、明日の長崎県の産業を担うに足るだけの人材になり得るかということなんですよ。ここのところになってくると、まだ計画の詰めが非常に甘いというか、企業側との調整がどの程度できているのか、人件費についても、そういう平均的な給与をいろいろ見ながらあなた方が出している。

今、とにかく雇用を安定させるために、なぜ県外に流出していくのか、なぜ長崎県内に残らないのか。そここのところはいつもわかっているように、給与の違いがどうしても否めない、あるいは取り巻く環境が、仕事をするという環境の中で、いろんな規定の中で、足らざるところが県内にはまだまだ多いと、いろいろハンディキャップがあるわけです。そういうようなことを乗り越えてやっていかないと、今回、3カ月だけで勝負をしようとしているわけです。3カ月定着したから、これから長く長崎県に、まさに県外流出をとどめてやっていけるかというようなことについては、なかなか誰も保証できないと思うんです。

大体、3カ月というのは、トライアル雇用ということを知っていますか。やれるか、やれないかということ判断するために3カ月、試用雇用で試す。こういうようなことの中でいつでも辞めてよろしいし、企業側も肩たたきをしてもらいたいんじゃないかと。そういうトライアル雇用、いわゆる試すための期間としてそういう制度、仕組みがあるではないですか。

だから、そういう点からいけば、この3カ月というのは誰が決めたのか。3カ月で十分だというのは、誰が決めたんですか、どういう根拠で決めたんですか。

【吉村産業政策課企画監】まず、3カ月の期間

を誰が決めたのかということにつきましては、私ども、県で国に申請する時に決めたものでございます。

その考え方といたしましては、トータルで3年間で約9億円、今回、8億8,000万円でございますけれども、その上限の中で、先ほどから申し上げております人材育成コーディネーターの配置ですとか、セミナー説明会の開催、こういったものは、基本、対象の数にかかわらず、必要になってくる部分でございます。そこに係る経費をまず算出いたしまして、それが3年間で概ね全体の3分の1ということになります。残りの3分の2、6億円程度でございますけれども、ここでOJTを中心とした人材育成をしようとした時に、一つの考えとしては、なるべくたくさんの人を対象にしたい。そうなりますと、1人当たりにかかる経費が減ってまいります。

そこで、最低限でございますけれども、研修に必要な期間は3カ月程度必要であろうということで想定して計算いたしまして、そこからトータルの490人が導かれているということになっております。

【小林委員】ちょっとよくわからないんですけど、3カ月で本当に定着できるかどうかということ。OJTということをしきりに強調されている。いわゆる企業内でそれぞれ技術を教えたり、企業内で教育をしていくんだと。その足らざるところは人材育成のコーディネーターを招いてやっていくんだと、こういうようなことになっているわけです。何のメリットが新たに採用される方たちにあるのかということ。

もう一つは、新たに採用された人だけにそういう手厚いことがなされて、例えば、給与規程があるという状況の中で、この事業でこれだけ

のお金をあげると。ひょっとしたら、会社は1円も出さなかったとしても、業種によっては、今、実際その社員として雇用されて、その対価として給与をいただいている。その企業の人件費は、今回、あなた方が決めた人件費よりも、ひょっとしたら安いかもしれない。新しい人だけ、まだ技術も、OJTで、企業内でしきりに掛け声を出しているいろいろと鍛えているにもかかわらず、経験のある人が安くて、こちらがもし仮に高いというようなことがあるとすれば、それはなかなか正直言っておもしろくないということになるかもしれない。

だから、あなた方が3カ月とか、人件費のあり方についても自分たちで決めたと、こう言っているんだけど、本当に4つの部門が人材が不足しているということであるならば、もっとももっとそういう関係の皆さん方と詰めて、どうすれば目的に達するような社員を雇用するという将来的な展望というものもきちんと語っていただかなければいかんと思うんだよ。

これだけの事業があって、これだけのお金が出てくると、さあ、こういうものに採択願うためにというようなことで飛びついているような状況の中で、この成果というものを余り考えていないのではないかと。だから、途中でやめることもあるだろう。また、中途採用があって、資格を持った人も来るだろうと。そういう人についてはOJTは関係ないよと、こんなようなことまで言っているわけです。

だから、ちょっと話が、何が一番大事なことで、どこに一つの筋が通っているかと。失礼だけれども、ケース・バイ・ケースみたいな話ばかりじゃないか。きちんとした指針が通っていない。部長だって、書いた原稿を本会議の中で読んでいただけでしょう。部長だって、どこ

までわかっているか、わからん。

そういうことからして、この内容は、こういうようなことをやって県内の雇用を確保し、将来の産業を担ってくれる人材を育成していこうという考え方はありがたいけれども、もうちょっと中身を詰めていただかなければ、県費が出ていないといえども、国の税金なんだし、我々の税金なんだから、もう少し詰めた考え方をしていたいただかなければいけないんじゃないかと思っているわけです。

もうこれはこれだけ走り出しているし、これを途中でやめようとか、あるいはどこか修正してみようとか、そんなことにはならんと思うけれども。

この人材確保については、この4つがあるけれども、例えば保育園とか、例えば介護だとか、そういうところの不足分については、今回、この対象になっていないのか。情報サービス業の中にこういうものが入ってくるのかどうなのか。このところは、所管が違うから、たまたま入らないのか、本当に全体を見て雇用確保というものを考えているのかどうか。この辺のところについて、部長、どうなっているのか。

【古川産業労働部長】今お尋ねの介護でございますとか保育関係は、確かに人手不足の状況が生じているということでございます。

この事業を検討するに当たりまして、その分野の状況も検討させていただいております。

そういう中でございますが、例えば、介護の部分につきましては、既に福祉部門の方で国が3分の2の補助の基金を創設して人材確保の事業を打たれているということもございまして、今回、対象とはしていないという状況でございます。

【小林委員】その介護とか保育士の確保につ

いては、そこだけの答弁なんだよね。それはそれで一つの答弁をいただかなくちゃいかんけれども、保育士とか介護の関係は、国で3分の2の基金を組んでいるから、その中で十分やれるだろうと、こういうようなことを申し上げられているわけですね。

そうすると、この制度の一番根幹に当たるところの、要するに、3カ月ということの中で、本当に人材をきちんと育成することができるかどうか。こういうようなところについて業界の皆さん方が今求められていることは一体何なのか。

OJT、OJTというけれども、この制度の仕組みがなくても、新しく採用したならば、資格があろうが、なかろうが、仮に資格はあっても、いわゆる企業のやり方があるわけだから、当然のことながら、OJTはやらしてもらわなくちゃいけないわけです。そんなことはわかりきっているじゃないですか。だけど、さっきの答弁でいけば、資格がありさえすればOJTは関係がないと、こんなようなことを言っているけれども、決してそうではないと思います。だから、そういう全体的なことからしていけば、答弁がぶっくらぼう過ぎると思います。

しかも、若者というような表現を使いながら年齢に制限はないんだと、こんなようなことまで途中で言い出す。若者といえば、当然、若者の年齢にあるだろうと思うんだよ。だけど、若者に限らない、年齢制限はないと、こんなようなことを言うならば、その辺の表現ももうちょっと広く門戸を開く意味において、この制度の事業目的の中の、いわゆるそういう内容にきちんと、もうちょっと全体を対象としているということを明らかにしてやればいいんじゃないかと、こんな感じがするわけです。

そういうようなことを含めて余りにも、この制度は詰めがもうちょっと必要ではないかと私は思うんです。

だから、この4部門の、製造業とか建設業とか情報サービスとか運輸とか、こういう関係者の皆さん方と十分協議した上において、こういうものを行ったのかと。しかも、この給与規定というものが、会社にとっての給与規定と、あなた方が決めた給与規程に開きがあるのか、それとも超えているのか。その辺の一番大事なところも、本当にどこまで協議をして、こういうような制度になっているのか。この辺のところの詰めが、率直に言って足りないのではないかと、という感じが私はするけれども、そここのところは部長、どう思いますか。

【古川産業労働部長】4分野を設定するに当たりましては、新規求人倍率が高いということで、要は、人が集まらないところでありますとか、募集はあるけれども、そこまでスキルが至っていないということで充足率が足りない。これは情報サービス関係のところになりますけれども、そういう中で、これまでそういう資格なりスキルがないというふうなことで、応募しても企業側が採用できなかったところが、この事業をやることで、正式に雇用をしていただいた上で、その教育ができるというふうなことで、この事業で間口を広げて、結果的に人手不足の解消につながるよということと組み立てておるものでございます。

賃金関係につきまして先ほどご説明したのは予算単価でございます。先ほど、産業政策課企画監からご説明いたしましたように、その職場の給与体系をもとに支給されると思います。私どもで設定している単価が上回れば、そちらの方を出すというわけじゃなくて、企業側の給与

体系にのっとって、そこは支給がなされると思います。

いずれにいたしましても、この事業の予算をお認めいただければ、今、委員おっしゃったように、各団体と具体的な詰めが必要な部分があるかと思しますので、意見をよくお聞きしながら事業の詰め、具体化につなげていきたいと考えております。

【小林委員】時間もあれだけど、悪く言えば、この制度は企業をやっている側から見れば非常に都合のいい制度ですよ。要するに、人件費を3カ月間、基本的に出してもらえる。企業からいけば、これは全部無料で人を雇えるわけだ、3カ月間は。

さっきも言ったように、定着するか、定着しないかという一つの期間だろうと思うんだ、3カ月というのは。だから、辞める、やっぱり合わないということになったら、給与がもう出てこない。つまりこの制度から、失礼だけれども、県を通して国のお金をただでいただける。ということだから、企業側にすれば、とにかく間口を開いて、ずぶの素人でもいいし、その部門に合わないのではないかと面接をして思ったとしても、余りそれは関係がないわけで、OJT、あるいはまたコーディネーター、そういうようなことでいいわけだからと。企業にとって、こんな都合のいい話はないぞ。しかも、辞められてもお金を返済する必要もない。

大変ご無礼だけれども、もし私が企業家で、そういうような業種の一つをやっておったら、大々的に宣伝して、何名雇用するかということについては、雇用計画は出さなくちゃいかんけれども、その制限はないようだから。それはとにかくいっぱい入れて、その中で最終的に何名残るかというぐらいのこのことの中で、こんなに都

合のいいことはないよ。もう少しきちんとした歯止めをかけて、やっぱり3カ月以上定着してもらって、何年も定着してもらって、その趣旨に沿って長崎県を支えていただかなければいかんじゃないか。こんなざる的なやり方をされても、それはもう本当に企業にとって、こんなに好都合なことではない。これはある意味、苦況の支援対策だよ、いつきの。目的にはほど遠いのではないかと思っている。

それから、産業政策課企画監が、例えば、長崎と佐世保に高等職業訓練校がありますね。このことについて、今、来る前にインターネットで調べてきた。長崎県は高等職業訓練校が佐世保市と長与町にあるけれども、こういうところは具体的な勉強をしてくるわけです。しかも、2年間で14万円要るとか、こういうことで自分でお金を出しながら、そして、資格を1年ないし2年で取って、それだけの資格を持って企業に、自分たちが求めるところに入って、そこで社会貢献を通じながら、自分の生活、または本県の産業育成に努力をしていこうと。こんな高邁な気持ちでやってくるのと今回のことは、もうちょっと詰めがほしいなという感じが私はします。

だから、今、部長が、折衷案だけれども、本当は今私が言っているようなことは事前にきちんと話をして、これだけの制度ができるわけだから、やっぱり目的に沿ってやってもらいたい。そして、3カ月で、これだけの状況の中で辞めさせるようなことがもしあるとすれば、それは会社の恥だよというぐらいの、やっぱりどこかで歯止めのかかるようなやり方をやっていただかなければいけない。そして、4つの業界が抱えているような人材に対する問題点とか、そんなのは徹底的に自分たちで調べていただい

て、それを我がことのような気持ちの中で捉えて、それを政策の中できちんと活かしていく。

そうしないと、こんな制度をただ乱雑に活用するだけのことであって、ある意味では税金の無駄使いだと言われるかもしれない。果たして、これが3年後に490名、本当に到達できるのかどうか、この辺のところも関心を持ちながらこれから見ていきたいと思いますが、遅ればせではあるけれども、やっぱりきちんと、もうちょっとこれが予算を認めざるを得ないわけだから、あともうちょっと詰めてください。よく詰めてしっかりやってもらって、そして、次の委員会において、こうだというようなことがちゃんと見えるように、そういうことをしっかりお願いして、私は終わりたいと思います。

【吉村産業政策課企画監】これまでの私の答弁で、大事な部分でご説明が漏れていた部分がありましたので、お詫びをして補足で説明させていただきます。

3カ月で人材の育成・定着につながるのかということについてご指摘をいただいております。

今回の事業の中で、訓練の対象にする期間は3カ月程度を考えておりますけれども、それぞれ実施する企業さんに3年程度のスパンで人材育成計画プログラムをつくっていただくようにしております。

そのプログラムの策定にコーディネーターが支援に当たっていくわけでございます。そのプログラムの中で、例えば、最初に無資格者を雇った。どれくらいの期間でこんな資格を取らせる、次にこういうふうにしてキャリアアップをさせていくといったようなことを明らかにするようにしております。単なる3カ月間の研修だけではなくて、その後、あなたをこうやって育てていくんですよということをきちんとお知

らせして定着につなげてまいりたいと考えております。

【古川産業労働部長】小林委員からご指摘がございました、企業側の都合のいい形にならないようにということは、私どももその部分は非常に心配といいますか、意を用いないといけないところだと思っております。

この事業の組み立てといたしまして、まず、正式に採用していただくということがございます。正規職員ということになりますので、身分がそういう形になるということで、簡単に首切りとかなんとかということはなかなか難しい面が出てこようかということが1つ。

もう一つ、これは定期採用の部分にこの事業を当てるということは考えておりませんで、定期採用以外にプラスして採用するというふうなところにこの事業は当てていくという考えであります。

いずれにしても、人材確保、定着をしていただくことが、この事業の主眼でございますので、その部分につきましては、先ほどもしっかりご答弁申し上げましたが、関係団体と一体化に向けてお話をさせていただきたいと思っております。

【小林委員】定期採用以外でと言われました、プラスアルファで人材が増えればよいと言っているわけです、この制度は。

だけど、企業という立場で、3カ月は人件費はいただけるけれども、4カ月目から人件費は自分たちで出さなければいけないわけです。そうでしょう。3カ月までしか人件費は出さないんでしょう。4カ月以降は会社で出していただかなければいけないんでしょう。そうですね。

だとすれば、プラスアルファで採用するなんてことを言っているけれども、企業だって、本

当に3カ月ですばらしい人材が育って、これはうちの企業にとっていなくてはならない人だという企業の折り紙がきちっとつくのと、同時に本人が、この仕事こそ自分に与えられた天職だと、こういう思いの中で、これで頑張ろうという一つのきっかけ、チャンス、こういうお互いの思いがぴたっと一緒になって、これから目的に沿っていくんじゃないかと思えます。

だから、人を雇うということは、県庁じゃないぞ、普通の企業で1人雇うということが、どれだけの経費がかかることなのか。もうどこも人を採用するということについての、売り上げに対する人件費というのが、今、福利厚生というのが、社会保障費はむやみやたらに上がっているわけだから、企業というのは、なかなかそんなに簡単なものじゃない。

だから言っているように、3カ月間、途中で辞めてもいいと。さっき企画監が、ちゃんと3年間の見通しを立ててもらうんですと。立ててもらうこともなんですけれども、何の歯止めも、そうなった場合にどうなるという、そのリスクは何もないわけだから、そういうようなことも含めた時に、果たしてどうなのかということを行っているわけです。

だから、基本的に目的そのものは、よくわからんわけではないが、もう少し現場の状況をしっかり把握されて、本当にやっていただかなければ、この制度は、単なるこういう不景気な時の大事な、9億円に近いようなお金を無駄に使った、効果が少なかったなどと言われたら大変なことだから、そういう意味でもう少し詰めてやってくださいと、もう少し詰めるべき内容があるのではないかと考えておりますから、この予算を認めて、あなた方でその目的を本気でやっていただくように改めてお願いしたいと思

ます。

【古川産業労働部長】小林委員のご指摘の点を踏まえ、関係団体としっかり調整をして事業を具体化させていただきたいと考えております。

【吉村(洋)分科会長】産業労働部の予算議案関係の途中ですが、まだ質問があろうかと思えますので、午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩します。

午後は1時30分から再開いたしたいと思えます。よろしくお願ひします。

午後 零時12分 休憩

午後 1時31分 再開

【吉村(洋)分科会長】分科会を再開いたします。

午前中に引き続き審査を行います。

なお、地域創生人材育成事業で資料が理事者から出ております。一つは、A4縦版で、これは国に事業申請をした時に県が作成した申請資料でございます。この中に考え方等が載っておりますかと思えますので、後でお目通しをいただければと思えます。

もう一つの横版も、それを図にしたものでございまして、こういうつながりで事業を進めていくというようなことで記載されております。よろしくお願ひいたします。

あと、この件に関しましては、先ほど、部長からも効果が出るようなことで、小林委員からも出たことを参考に整理をさせていただくということだったので、今後見ていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

【下条委員】休憩中に概ねお尋ねをしましたので、1~2点、確認したいと思えます。

まず1番は、4部門で年間150~160名ぐらいの枠しかないわけですから、採用する側から

すると狭き門といいますが、そういったものに挑戦していくことになろうかと思えます。

例えば、トライアル雇用について私がよく聞くのが、情報サービス関係が、若い人は、最初の段階でやってみたいということはあるそうですが、それだけですと難しいということで自分には向かないみたいだという形でお辞めになる率が非常に高いとお聞かしてあります。

そうしますと、採用枠がまだあるという前提であれば、3カ月、あるいは2カ月でお辞めになっても、きちっとした計画書が提出されれば、採用枠がある限りは、新しい人にそれが適用されていくと理解していいですか。

【吉村産業政策課企画監】情報サービス業に限らず、枠が残っていれば次の方を対象にしていくと考えております。

【下条委員】先ほど、小林委員から質問があったように、14万6,000円、18万9,000円、20万円、22万4,000円といったものができたわけですが、そうしますと、トライアル雇用的なもので、例えば15~16万円を支給してという時に18万円の分が適用されたとしますと、残りの3万円というものはお返しすると。いわゆるその方を採用される時の金額が、例えば、20万円であれば18万円のところは2万円をおたくで手出ししてくださいということはよくわかるんですが、逆にお1人当たり18万円適用できますよというところが16万円を採用した時には2万円お返しするという形になりますか。

【吉村産業政策課企画監】まず、本事業で雇用していただく人については、午前中、部長からもご答弁申し上げたとおり、基本的に正職員を前提としておりまして、トライアルのために雇うということではございません。

次にお尋ねの給与単価との関係でございませ

けれども、それぞれの企業さんが定めておられる給与規程に基づいて支給していただいて、こちらで設定しておりますのは、あくまでも国に申請する時の事業費の積算単価でございますので、例えば、14万6,000円のものに対して15万円払ったならば、15万円分を企業さんにそのまま差し上げる。逆に、こちらの設定単価よりも安い給与を支払われた場合には、当然、安い給料で精算をするということで考えております。

【下条委員】 そうしますと、先ほどから製造業に関しては14万6,000円、サービス業は18万9,000円とか、運輸が20万円、建設業が22万4,000円という、大体このくらいでされているなという目安があるから、この積算が出てきていると思うんですが、これよりも飛び抜けて、今の企画監の説明によると、20万円とされているところ、あるいは18万円とされているところが、22万円、25万円出したら、実際の支払いというものに応じた金額を支給しますよと聞こえたんですが、そんなに特段の差があっても支給するというように理解しておいていいんですか。支給するのが事実であるという前提です。もちろん、正規職員として最初から採用するということを前提としてですが。

【吉村産業政策課企画監】 まず、給与の設定が適正なのかどうかということが前提になるかと思います。そこは人材育成コーディネーターが中に入って事業内容を検証しますので、この人に、これくらいの給料を支払うのが適正なのかということについては、一定チェックをさせていただくつもりでおります。適正な範囲で、設定単価よりも高い場合には、それをお支払いするということになります。ただ、国からの事業採択の上限がございますので、極端に高い人が増えてくれば訓練できる人数が減ることにつ

ながることになります。

【下条委員】 そうしますと、150名ぐらいは、あるいは160名ぐらいが、この制度を適用して新しい若い人たちが就職を決めていくわけですが、この中にコーディネーターが3名ということですが、その人たちは、どのくらいの間隔で相談とか、あるいはアドバイスのために1人当たりの時間といいますか、どういうふうに思っていますか。コーディネーターの3名の役割の1人当たりに対する時間的なもの、3カ月間の中でですね。

【吉村産業政策課企画監】 コーディネーターにつきましては、県の非常勤嘱託職員という形での雇用を考えておりますので、実働時間は、非常勤嘱託職員並みということになります。

トータルで490人の雇用ということで申し上げておりますけれども、今日午後からお手元にお配りした資料にもございますが、午前中ご答弁もいたしました、運輸部門と建設部門については、業界団体に委託するというので、一定、そのあたりのノウハウもお持ちだと考えております。メインで活用するのは製造業と情報サービス産業分野になろうかと考えております。

【下条委員】 最後にしたいと思います。ハローワーク等の正式な国の機関、あるいはまた県の機関等から応募されて採択されていくということはよくわかりますが、例えば、縁故関係で、あの人はこの仕事のなものを探しているよということで、そういうものが情報に引っかかってきた時には、そういう縁故採用というものも適用していいというふうに考えていいですか。

【吉村産業政策課企画監】 この事業は、企業への採択ということで、この事業を活用して定期採用等以外の新たな人を雇っていただくということが前提になります。そのために基本的には

企業さんと県、あるいは業界団体の間で契約をした後に求人をハローワークに出していただく。ただ、ハローワークを通したもののしか対象にしないのかということは、そういうことは考えておりませんで、その後求職・求人手続を取っていただいた上で適当な方がいらっしゃれば対象になると考えております。

【下条委員】この前、私は本会議で、実際に中央から企業誘致をされた会社が、製造業が、なかなか人を雇うことができないということで、常に慢性的に50名、あるいはもう1社のところは100名ぐらいの人手不足だと、300名ぐらい採用しているところですね。そういうことで50名ぐらい、まだまだ人手が足りないということで、アジア地域から外国人を雇用せざるを得なくなったという実態の話をしました。俗に言う若い人ということですから、どこまでかわかりませんが、そういった人たちが、今、県内でおおよそどのくらいの方たちが、この4部門において適用できるような、要するに仕事をまだ持っていない方がいらっしゃるということを抑えておられるならば教えてください。そのところはよくわかりませんということであれば、それで結構でございます。

【吉村産業政策課企画監】申し訳ございません。ただいま手元にデータがございません。

【吉村(洋)分科会長】ほかにご質問はございませんか。

【中山委員】先ほど、小林委員からも指摘がありました。私も聞きましたが、年齢制限がないということでありました。これは、例えば企業説明会とかに資料が出て行くなれば、これを直接見ると誤解される可能性がある。文言を、「若者等」と入れるかどうか、何らかの形の工夫が要るんじゃないかと思いますが、いかがで

しょうか。

【吉村産業政策課企画監】若者という表現、それと午前中出ましたOJTばかりを書いているという点、その辺につきましては表現を確認して誤解のないようにしていきたいと思っております。

【吉村(洋)分科会長】ほかにご質問等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第101号議案のうち関係部分及び報告第1号のうち関係部分及び報告第7号は、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【吉村(洋)委員長】次に、委員会による審査を行います。

産業労働部においては、今回、委員会付託議案がないことから、まず、産業労働部長から所管事務一般についての総括説明をお願いいたします。

【古川産業労働部長】産業労働部関係の議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

「農水経済委員会関係議案説明資料」と、その追加1、追加2をご覧ください。

本日、ご報告いたしますのは、経済・雇用の動向について、熊本地震への対応について、地場企業の支援について、食品製造業等の振興について、製造業における技術開発支援について、ナガサキ・グリーンイノベーション戦略について、企業誘致の推進について、サービス産業の振興について、中小企業への金融支援について、県内企業の海外展開支援について、雇用対策について、産業人材の育成について、第10次長崎県職業能力開発計画の策定について、「長崎県『新』行財政改革プラン」に基づく取組についてで、内容につきましては、記載のとおりであります。

そのうち新たな動きなどについてご紹介いたします。

1 ページでございます。熊本地震への対応について。

今回の熊本地震により、本県の主要産業である観光分野において宿泊のキャンセルが相次ぐなど大きな影響が出ております。このため、県では、去る4月19日に、中小企業の資金繰りに関する相談窓口を設置するとともに、県の融資制度である緊急資金繰り支援資金について、県下全域を対象に発動し、5月23日から各金融機関において取り扱いを開始したところであります。

あわせて、国に対し、県内中小企業の窮状を強く訴え、5月13日に自然災害などの発生に起因して売上高などが減少している中小企業者を支援するための措置であるセーフティネット保証4号の指定を県内全域を対象に受けたところであり、これにより、今回の認定要件を満たす中小企業については、信用保証協会から一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%保証や保証料率の低減等の優遇措置を受けることが可能

となっております。

また、休業手当の一部を助成する国の雇用調整助成金については、熊本地震の影響による場合は中小企業への助成率が3分の2から5分の4へ引き上げられるなど、支給要件の特例措置が講じられているところであります。

引き続き、本県経済への影響について情報収集に努めるとともに、必要な措置を迅速に講じてまいります。

2 ページでございます。地場企業の支援について。

これまで中堅企業の競争力強化を図ることで県外需要の獲得と県内中小企業への波及効果の拡大に取り組んできたところでありますが、これまで認定した中堅企業30社の中からは、製品開発や販路開拓の成果として、国外、県外からの新たな受注を獲得した企業も出てまいりました。今年度からは支援内容をさらに充実することとし、新たに企業の事業拡大を技術面から支援する事業拡大支援プロデューサーの配置や、国、プロジェクト等の獲得支援に向けた産業振興財団の体制強化を図るとともに、提案型補助制度の創設や県と財団職員の連携による外部資金獲得支援などを実施することとしております。

また、去る3月22日に設立された工業連合会が実施する企業間の交流・連携や人材確保などの活動を支援することで企業の競争力強化を図るほか、受注環境の変化に対応するための複数企業による共同受発注システムの構築支援など、戦略的な施策を積極的に展開することで、本県製造業の全体的な底上げを目指してまいります。

4 ページをお願いいたします。ナガサキ・グリーンイノベーション戦略について。

海洋再生可能エネルギー産業の創出について

は、去る3月23日に長崎大学、長崎総合科学大学、長崎海洋産業クラスター形成推進協議会及び本県との間で、海洋エネルギー関連産業の拠点形成に向け、研究開発や人材育成、新事業の創出について協定を締結し、産学官の連携強化を図ったところであります。

今年度は、産学官連携協定での主な取組の一つであります研究開発拠点推進のための技術課題等の解決に向けたコーディネーター機能を確立するとともに、県内の産学官が連携した研究開発や、実証から商用化までを見据えた共同研究・開発及びサプライチェーン構築活動への支援を行い、県の施策に呼応した民間の自主的な動きを効果的にサポートしながら、県民を挙げた海洋分野の産業づくりに取り組んでまいります。

次に、燃料電池船建造プロジェクトについては、燃料電池の特性を踏まえた新たな中小型旅客船の建造に向けた研究開発・建造を目指し、地元の造船事業者を代表とする産学官のプロジェクトチームを組成いたしました。

今年度は、県内大学も参加した本プロジェクトチームによる国プロジェクトの獲得を目指し、検討を進めてまいります。

また、長崎自動運転プロジェクトについては、南島原市、長崎大学と連携した研究会の主催により、去る3月11日に南島原市原城跡においてキックオフ記念セレモニーを開催しました。

さらに、翌12日には南島原市西有家庁舎駐車場において、自動運転車の一般向け試乗会を開催し、地元市民をはじめ約100名の方のご参加をいただいております。

今後は、南島原市が構築を目指す自動運転の実証フィールドづくりに対応し、自動運転技術やセンサー、AI（人工知能）などを活用した

新たな産業分野の人材育成手法の検討を進めてまいります。

県としましては、政策横断プロジェクトであるナガサキ・グリーンイノベーション戦略を通じ、社会の低炭素化と産業振興・雇用創出を実現する新たな産業創出を図ってまいります。

企業誘致の推進について。

平成27年度の企業誘致実績については、誘致企業数5社、誘致企業による雇用計画数369人となりました。これにより、県総合計画及び産業振興ビジョンにおいて、平成23年度から平成27年度までの5カ年間の誘致目標として掲げておりました誘致企業数25社、雇用計画数2,100人に対する実績は、それぞれ30社、2,586人となり、いずれも目標を達成いたしました。

前定例県議会の委員会後の状況としましては、去る3月29日、東京都に本社を置く「AOSA株式会社」の子会社である「株式会社D-project」と立地協定を締結しました。

同社は、新上五島町において、平成28年7月からデザイン制作業務等を開始し、3年間で正社員30名を雇用することとしております。

また、長崎市に立地が決定していた、携帯電話の無線通信に関する設計及び検証等を主な業務とする「株式会社クリティックミッションジャパン」と、壱岐市に立地が決定していたアパート賃貸に関するコールセンター業務を行う「株式会社レオパレス21」との立地協定を、共に4月1日付で締結するとともに、同じく立地決定済みの自動車用高級シートカバーの縫製業務を行う「旭工業株式会社」について、今日1日に立地協定を締結いたしました。

なお、平成26年度に立地が決定していた「昭和金属工業株式会社」については、波佐見町に

建設していた工場が竣工し、4月15日に開所式が行われ、県議会から中島副議長、宮本副委員長にご出席いただきました。

同工場では、自動車シート部品等を初めとした自動車用内外装部品等の製造を行うこととされています。

一方、平成26年度に長崎市に立地した株式会社アズコムデータセキュリティが、本年3月末をもって撤退しております。同社の業務内容は、金融機関などのデータ入力代行業務でありましたが、取扱業務量が増えず、新規顧客獲得が低調に推移したことが撤退の要因であったとお聞きしております。

同社については、大変残念な結果となりましたが、県としましては、今後とも本県へ立地した企業が円滑に事業推進できるよう、地元市町と連携して支援してまいります。

企業誘致の受け皿となる工業団地については、現在、西海市大島地区、大村市の雄ヶ原町と東大村2丁目にまたがる地区、長崎市田中町、平戸市田平町の4カ所で整備が進められているところであります。

また、「長崎金融バックオフィスセンター構想2020」に基づき、長崎市出島地区で整備することとしているオフィスビルについては、整備主体となる産業振興財団が、去る4月15日にプロポーザル公告を行ったところであり、7月下旬には優先交渉権者を選定することといたしております。

8ページをお願いいたします。雇用対策について。

今春卒業の高校生の県内就職率は、3月末現在で59.3%と前年度を2.3ポイント上回っており、一方、大学生等の県内就職率は、3月末現在で43.5%と、昨年度を1.3ポイント下回って

おります。

こうした中、一人でも多くの高校生に県内企業へ就職していただくため、知事及び長崎労働局長から経済4団体の代表に対して、県内求人への早期提出と魅力ある職場づくりの要請を行ったところであります。

また、県内の求人情報等を集めた県内就職応援サイト「Nなび」を本年3月17日に立ち上げ、県内の大学生を初め、県外の大学に進学した本県出身者、その保護者やUターン希望者等に県内の求人情報や企業情報、本県の暮らしやすさ等を積極的に発信しているところであります。

引き続き、長崎県の暮らしやすさや県内企業の魅力を発信するとともに、高校、大学等との連携をさらに強化することで、生徒、学生の県内就職を促進し、地元定着につなげてまいります。

産業人材の育成について。

企業活動を支える産業人材の育成・確保については、「長崎県産業人材育成産学官コンソーシアム」に4分野、11のワーキンググループを設置し、若年者の県内定着等について協議を進めてきたところであり、県内就職支援応援サイト「Nなび」の開設や、国の競争資金である地域創生人材育成事業の獲得などの具体的な成果につながっております。

また、人材の育成・確保に向け、各業界の主体的な取り組みを促すとともに、学・官がサポートしながら一体的に進めていくため、コンソーシアムに新たなワーキンググループと業種別の検討チームを設置し、課題対応の方向性や産学官の役割と取組事項を明確にした「長崎県産業人材育成戦略(仮称)」の策定を進めてまいります。

さらに、次世代の若手経営者や企業の実務を牽引する中核人材の育成に向け、長崎大学と連携して「ながさき経営人材育成塾」を開講するとともに、今後、成長が見込まれる新産業分野において最先端の知識・技術を習得した高度人材の育成を図る「成長分野高度人材育成事業」などの施策を展開し、企業が求める優秀な人材の育成、「ひと」と「しごと」の好循環の創出に取り組んでまいります。

その他の事項につきましては、記載のとおりであります。

また、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料、長崎ビル（仮称）の事業計画、「第10次長崎県職業能力開発計画（案）」について、説明資料をそれぞれ配付させていただいております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】次に、企業振興課企画監、雇用労働政策課長より補足説明をお願いいたします。

【原田企業振興課企画監】お手元の資料によりまして、出島の「長崎ビル（仮称）」の事業計画についてご説明させていただきます。

まず、資料を1枚めくっていただきまして、1ページの1といたしまして、ビル建設に係る収支計画を記載いたしております。

ビル建設費の財源といたしまして、県と長崎市が15億5,000万円ずつ、総額31億円を無利子で財団に貸し付けます。財団は、これを財源といたしましてビルを建設し、不動産取得税なども含めた整備費といたしまして30億5,500

万円を支出し、残額の4,500万円は予備費として手元に残しまして、その後の償還財源に当ることといたします。

なお、ビル建設に係る業者の選定につきましては、7月中には決まる予定でございまして、先ほど申し上げました建設費が変動する可能性はございます。

次に、2といたしまして運営計画、すなわち31億円の償還計画でございまして、1ページ目に考え方、2ページ目に20年間の具体的なシミュレーションを記載しております。

まず、ビルができてから3年間は据え置き期間といたしまして、4年目から償還が始まり、20年間で完了する計画といたしております。賃貸料といたしましては、近隣の賃貸ビルの相場を参考にいたしまして、坪・月当たり1万2,500円と設定し、初年度から満杯にする覚悟で企業誘致活動を行ってまいります。少しかたみに入居率を見積もった計画にしております。

2ページ目に記載の収入額の計算式といたしましては、「1万2,500円×共用面積1,700坪×12月×消費税10%」で2億8,050万円となります。この額が満室の場合の年間賃料ということで、3年目から14年目までに記載いたしております。

なお、1年目と2年目は、入居率60%の年間賃料、15年目以降は入居率80%の年間賃料をそれぞれ記載いたしております。

20年間のトータルといたしましては、2ページ目の一番右の欄、50億4,900万円でございます。

それから、1ページ目の下から2行目の維持管理費につきましては、ビル管理を総合的に請け負っている企業にヒアリングを行いまして、建築後10年間は坪当たり1,700円、以後は

1,800円で試算いたしまして、2ページ目に記載しております額の計算式といたしましては、1年目から10年目までが「1,700円×駐車場を除いた面積2,100坪×12月」に消費税を加えました4,712万4,000円、11年目以降の坪単価は1,800円に上げてまして4,989万6,000円と試算いたしまして、20年間トータルは9億7,020万円でございます。

1ページの一番下の欄の大型修繕費につきましては、ビル建設費用の0.5%を毎年積み立てることといたしまして、2ページ目の一番右の欄に記載しておりますが、20年間トータルで3億250万円積み上がることとなります。

なお、2ページ目の収益の欄の2行目に消費税還付金とございますが、財団は課税事業者となっております。この事業スキームでは賃貸料収入に含んで預かりました消費税額と維持費等の支出に含んで納めました消費税額を毎年税務署に申告いたします。別途、ビルの建設費に含めて納めました消費税が2億2,000万円となる見込みでございまして、その分がオフィス賃貸事業の仕入れのための支出によるものと税務署に認められるという前提で、それが2年目に還付される見込みということでございます。

それから、それぞれの年の費用を明示するために減価償却費も計上しておりますが、鉄骨造りの建物の耐用年数38年をベースとしまして定額法を採用して算定いたしております。

返済原資としては、繰越金と当期損益と減価償却費の合計としておりますが、先ほどご説明いたしました費用の中に計上しております減価償却費は、実際の金銭の支出を伴いませんので、同額をこの返済原資に計上することで相殺をさせていただきます。

それで、償還を3年間据え置きました後、31

億円を17年で割りました1億8,235万2,000円ずつを4年目から償還いたしまして、20年目をもって返済し終え、その時点で2,650万円の剰余金が生じるという計画にしております。

よろしくお願いたします。

【松本雇用労働政策課長】 それでは、補足資料説明の追加の分で「第10次長崎県職業能力開発計画（案）」について、ご説明いたします。

この計画は、県における職業能力開発の基本となる計画でございまして、職業能力開発促進法により、国の職業能力開発基本計画に基づきまして策定するものと規定されており、この国の第10次基本計画が今年4月末に策定されたことを踏まえまして計画案を作成し、今回、お示しするものでございます。

3ページをご覧いただきたいと思っております。全体の概要を書いておりまして、全体で3部構成としております。

第1部に記載のとおり、計画の期間でございまして、平成28年度から平成32年度までの5カ年間となっております。

第2部に職業能力開発をめぐる経済社会の現状を記載しておりますが、第10次計画におきましては、雇用情勢の好転や人口減少に伴う労働力不足という社会情勢の大きな変化のもとにおける計画策定としております。

このような状況のもと、第3部におきまして、本県産業を支える人材の職業能力開発、全員参加型社会の実現に向けた能力開発の推進、それを支える労働市場インフラの充実、技能の振興、それから国、県、民間教育機関などの関係機関の連携による職業能力開発施策の推進等を織り込んでいるところでございます。

それでは、計画の主要部分となります第3部を中心に概要をご説明いたします。

18 ページをお開き願います。「本県産業を支える人材の職業能力開発」といたしまして、まず、昨年設置しました「長崎県産業人材育成産学官コンソーシアム」におきまして、本県の課題を洗い出した上で、下から7行目あたりになります。産学官の役割と取組事項を明確にした産業人材育成戦略を策定するとともに、人手不足分野における若者の確保・定着を図る職業訓練モデルの構築・実証を行うこととしております。

次に、20 ページから 24 ページにかけては、『『全員参加型社会』の推進』といたしまして、人口減少に伴う労働者の減少に対して限られた人的資源を有効に活用するという今回の計画方針のもと、20 ページでは若者に対する職能開発、21 ページでは女性に対する職能開発、次には中高年齢者、障害者、非正規雇用労働者それぞれの職業能力開発を支援する仕組みを記載し、社会参加を促していくという構成としております。

25 ページからは「労働市場インフラの充実」でございますが、労働市場インフラと申しますのは、職業訓練を行う施設設備といったハード面のものと、職業訓練制度や職業能力評価制度といったソフト面、この両方のことをあわせて労働市場インフラと申しております。

まず、25 ページから 28 ページにおきまして、職業訓練機関の充実として、高等技術専門校の訓練内容の充実、次に、修了生の就職や職場定着の促進を進めるための方策を記載しているところでございます。

29 ページ、それから 30 ページにかけては、県内にもう一つ、公的な職業訓練機関があります。これは国の外郭団体である高齢・障害求職者雇用支援機構の施設でございますポリテ

クセンターにおける職業訓練、それから、民間教育訓練機関を使った職業訓練、こういったことについて記述しているところでございます。

4 つ目に 31 目ページから 32 ページでございますが、個々の労働者の職業能力を評価するためのツールとして、国が推進しておりますジョブ・カード制度の推進、あるいはキャリアコンサルティングによる働く者の職業生活設計などを支援するキャリア形成について取り組んでいくことを記載しております。

それから、33 ページから 35 ページにかけては、技能の振興といたしまして、熟練技能者の退職、それから若者のものづくり離れ、こういったことにより失われようとしている技能・技術の継承と振興のためのものづくりや技能の普及啓発、熟練技能者による実践指導、技能検定制度の推進などに引き続き取り組むこととしております。

36 ページには職業能力開発のための国、県、ポリテクセンター、民間教育訓練機関などとの調整機能の強化について、37 ページには離島における人材育成について方向性を述べているところでございます。

計画策定のスケジュールといたしましては、県議会におけるご意見をお伺いした後、パブリックコメントを実施し、県民の皆様の声をお聞きするとともに、県職業能力開発審議会の審議を経て計画を策定してまいりたいと考えております。

【吉村(洋)委員長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【山下産業政策課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく本年2月から4月まで

の産業労働部関係の状況について、ご説明したいと思います。

お手元にお配りしております「農水経済委員会提出資料 産業労働部」をご覧ください。

まず、1ページでございます。補助金内示一覧表でございます。これは県が箇所づけを行って実施している個別事業に関し、市町に対し内示を行った補助金であり、間接補助金としまして地域拠点商店街支援事業補助金の計3件を計上しております。

次に、2ページから4ページでございます。これは1,000万円以上の契約案件で計5件となっております。

続きまして、5ページでございます。これは附属機関等の会議結果で1件となっております。その内容については記載のとおりでございます。

続きまして、決議・意見書に対する処理状況につきまして、まちづくり・経済雇用対策特別委員会に係る1件を別冊で報告させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【吉村(洋)委員長】 以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますのでご覧願います。10、12の2件でございます。

陳情書について何かご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保など

に関する資料」について、ご質問はございませんか。

【溝口委員】 4番目の雇用労働政策課ということで、一般競争入札ということで長崎県総合就業支援センター運営等業務委託ということですが、一般競争入札といいながら、1社で随意契約的なことをしているんですけれども、このことについての説明を求めたいと思います。

【吉村(洋)委員長】 暫時休憩いたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時13分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

【松本雇用労働政策課長】 長崎県総合就業支援センターの入札結果でございますけれども、一般競争入札につきましては、入札がかかりまして、業務内容としまして若者の就業、あるいは女性の就業といったものを一連にして取り組んでいただくということで。

【宇戸産業労働部次長】 この件につきましては、私が雇用労働政策課長をしておった時の入札でございます。結果的に一般競争入札にかけたんですが、応札したところが（株）日本マンパワー1社ということで、こういった結果になりました。

【溝口委員】 私が聞きたいことは、一般競争入札なのになぜ1社しかしなかったのかと。本当は5社とか幾らとか募って、その中で一般競争入札をやるでしょう。これだったら、見ておって、何か随意契約のような感じで、最初からこの1社に絞っているような感じに見えてならないんです。その辺の説明が、こういう仕事ができるところがなかったのかということです。1社しか。

【宇戸産業労働部次長】 長崎県総合就業支援セ

ンターにつきましては、一昨年から入札をしておりますけれども、その前までは別の形でやっておりました。実は、当時から応札をしてくれる企業が少なく、大分探したんですけれども、結果的にこのような形での業務をしていたところが1社しかなかったということの結果になっているものでございます。

【溝口委員】 ちょっと探したとですけど、そしたら一般競争入札にならない、探してなかったとなら。それじゃ、なかったら指名競争入札とか、ある程度、5社とか6社とかあって、それで競争させるのが普通でしょう。ほかの契約は随意契約ですけども、この1億2,000万円という大きな金額の契約が1社だけということ、ちょっと納得がいかないんですよ。こういう形の中で一般競争入札ということは考えられないですね。そしたら切りかえて指名競争入札とかしないといけないでしょう、1社だけしかおらん時は。そうじゃなかったら随意契約でしょう。

【吉村(洋)委員長】 今の溝口委員の質問に対する答弁をお願いします。全国に何社もないんですか。

暫時休憩いたします。

午後 2時16分 休憩

午後 2時19分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

【溝口委員】 もう1社あったということは、九州にもう1社、日本に何社あるのか知らないですけども、一般競争入札でするからには、やっぱりある程度、何社か参加できるような形をとっていかないと、結局、取締船のことでちょっとあったと思うんですけども、1社に絞ったりということになってくるんですよ、い

ろいろ。やっぱり1億円以上の金額ですから、一般競争入札にするのが当たり前かもわかりませんけれども、もしかしたら、一般競争入札で競争ができないようであれば、やはり指名競争入札ということもあるわけですから、その辺はしていただきたいと思うんですけども、その辺について事業の明細、1億円はどういう事業内容になっているのか、お示しいただきたいと思います。

【松本雇用労働政策課長】 事業の内容につきましては、お示ししたいと思います。

【古川産業労働部長】 事業内容の資料につきましては、今から調整をして提出させていただきます。

【吉村(洋)委員長】 資料はすぐできますか。

ほかにこの件についてご質問はございませんか。

【中山委員】 ちょっとお聞きしたいんですが、日本マンパワー九州支社の件ですが、総合評価になっておりますけれども、事業内容及び実施方法は50点満点の42.4点ですが、どうして42.4点になるのか。事業の効果は30点満点で21.4点ですが、なぜ21.4点になるのか。事業実施主体の適格性は20点満点で17.8点ですが、どういう理由でこうなるのか、説明してください。

【松本雇用労働政策課長】 この点もあわせて資料を提出して説明したいと思います。

【吉村(洋)委員】 これも後で資料を出してください。

暫時休憩いたします。

午後 2時22分 休憩

午後 2時36分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

資料提出が、もう少し時間がかかるようですので、引き続き質疑に入りたいと思いますが、ほかにご質問等はございませんか。

【山口委員】1ページの地域拠点商店街支援事業補助金で内示が出ておりますけれども、これは一般質問でもさせていただきましたので内容を聞きたいと思います。

これは3件出ておりますが、申請がどれくらい上がって、今回の内示が3件だったのか、その辺をお聞かせいただけませんか。

【荒田商務金融課長】今回上がっていますのは、この3件でございます。最初に上がってきた案件につきまして内示をしたものでございます。

今後、予定があるということを伺っております。長崎市、佐世保市、平戸市、五島市から申請をしたいというお話を伺っております。

【山口委員】申請について後で上がってくるといえますけれども、随時申請で今年度中という形で期限を切らずにやっているわけですか。

【荒田商務金融課長】期限を切らずに受け付けております。

【山口委員】これは、まちなかの指定を要件とせずに事業を実施しているわけですが、商店街の活性化というのは、各市町の中心市街地を活性化させようということに望みがあるというわけでありませう。

今聞いたところ、あと3件ぐらいあるということですが、ほかの動きはないですか。

【荒田商務金融課長】今年度の予算をつくるに当たりまして、昨年度中に各市町に予定を聞いておりまして、ほぼ確実なところということで予算をつくっております。今のところ、先ほど申し上げました長崎市、佐世保市、平戸市、五島市以外は付けておりませんが、今後、そういうお話がありましたら、ぜひ採択に向け

て努力したいと思っております。

【山口委員】地方創生のまち・ひと・しごと総合戦略を各市町、つくっているわけですが、どこもシャッター街といいますが、そういったものを抱えておまして、それを支援していかうということですから、その辺についてしっかりと指導しながら活用していただくのが本来じゃないかと思うんですけど、いかがですか。

【荒田商務金融課長】中心市街地、地域の拠点となる商店街を支援していくことは、地域の活性化に即つながらるものでございますので、意欲のある商店街を市町とともに支援することは、とても大切なことだと思っております。ぜひ地元で積極的な取組をしていただくように、市町の担当者会議においても呼びかけておりますし、随時働きかけをしております。

【山口委員】商店街の組合をつくっていらっしゃる方等が、しっかりとそういった知恵を出していただくというのが本来の事業のあり方じゃないかと思っております。そういうことも含めながら、商工会との連携ということはこの事業に対してやっておられますか。

【荒田商務金融課長】実は、昨年度、五島市が富江地区で活性化プランを自らつくられました。本年度の予定ですが、五島市商工会が事業主体となって申請を上げられると伺っております。

【山口委員】そういう形で、各商店街、あるいは商工会の中で知恵を絞るという形でやっていただくのが本来だと思います。この事業も、そういった観点ですから、何年間という区切りをつけて、これまでの間は支援をしますよと、それから先はまた観点を変えた形でしますよという形にならないと、ずっとこれが続くという形じゃないということ市町、あるいは対象のと

ころにしっかり訴えていって、そして、この期間で知恵を出してくださいということにせんと、なかなか出てこないんじゃないですか、いかがですか。

【荒田商務金融課長】この事業は、昨年度から平成31年度までの時限的な事業としてつくっておりまして、市町に対しても、また、商店街についても、その間、活性化プランをつくって、ぜひ事業化を進めていただきたいということをお願いしているところでございます。

【中村委員】資料の6ページのところに平成26年に立地した会社が今年の3月をもって撤退したということが書いてあるんだけど、これはこの会社がこっちに立地した時には県の金銭的なものが入っているんですか、どうなんですか、そこをお聞きいたします。

【原田企業振興課企画監】県の補助金は出しておりません。（「市は」と呼ぶ者あり）市もないと思います。

【吉村(洋)委員長】ほかに「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」についての質問はございませんか。

資料の分は後に回して、また戻ることとして、一応この質疑については保留して、議案外の所管事務一般についての質問に入らせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】それでは、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」についての質疑を保留して、議案外の所管事務一般についての質問に入らせていただきたいと思います。

【中村委員】ところで、さっきの話の続きですが、ここに県と市の支援対策は入っていないということで、この企業は撤退したということで

す。これに関して、今回、オフィスビルの計画が出ています。このビルの内容を、事業計画をいただいたんだけど、当初の計画は、入居率が1~2年目で60%、3~14年目で100%、15~20年目で80%として試算をしてあります。今回、これだけ県が力を入れてオフィスビル事業をやろうという計画を練ったわけでしょう。その事業計画を練った割には、当初の入居率が60%という目標は低いと私は思う。

本来であったら、こういう計画を出す時に、とにかく入居者を募っていって、当初、100%まではなかなか難しいと思うけれども、最低でも80%ぐらいの計画を持って事業を推奨すべきだと私と思います。この計画は60%でしょう。これがもし60%であなたたちが計画している3年目からの100%、私はこれはきついんじゃないかなと思う。60%からいきなり100%に達することができるのかなと。それで、さっき6ページの分を私は言ったんですよ。

例えば、申し込んだ会社が計画どおりの採算性がとれなかった、そうした時に撤退した。あなたたちの先読みが足りなかった。いつも私は言うんだけど、あなたたちは営業マンじゃないんですよ。経営経験がないんですよ。だから、そういうことに限って、この60%の見込みというのはかなり低いと私は思います。その辺についてどうですか、先の見込み、難しいだろうけれども。

【原田企業振興課企画監】1年目から2年目、かたく見積もって60%とさせていただいておりますけれども、今のところ、複数、有望な企業がいるというふうに思っております。相当高い確率で、絶対とは言えませんが、埋まるのではないかと期待をいたしております。

【中村委員】そしたら、この事業を計画した時

点で、当初の入居率というのは、何%までいけると把握していますか。あなた、今言ったじゃないですか、見込みがあると。

【原田企業振興課企画監】5フロアございますので、大体2つ入ると4フロアぐらいかなと予測させていただいております。

【中村委員】5フロアのうち4フロアですね。そしたら、例えば4フロア埋まるという実証、実証じゃないけれども、今、いろんな企業と対面している思うんですけれども、確証があるということですね。4フロア、ある程度埋まるという確証があるということですか。なければ今回のオフィスビルの計画というのは、今の時点で考えた時に、今までいろんな事業に対してポシャる確率が高かったから、それと同じような事業になるんじゃないかなと私は心配しているんですよ。

普通であれば、こういう計画をした時に、私は以前も言ったと思うんだけど、こういう計画を県としてやりたいんだけど、民間の人たちがこの話に乗ってくれるようなところがあれば、恐らくやっていたと思うんだけど、なかったわけでしょう、聞いた話では。民間の方たちがやろうとすることがなかったわけでしょう。だから、民間の方たちがやろうとしなかったということは、採算性なかなか難しいと思ったから、民間の方たちはやらないんですよ。それに対して県が取り組むわけでしょう。今の可能性というのが、入居率は60%。ただし、今の自分たちの判断では5フロアのうち4フロア入ると思っていると。

いつもあなたたちは、こういう事業計画をする時には、見積もった段階で私たちに説明するわけですよ。ところが、実際やってみた時に、果たしてそういかなかった。最終的には、結局、

返済する金額まで満たなかったとか、そういう失敗した例がたくさんあるじゃないですか、今までも。

だから、私はうるさく言っている。あなたたちの見積もりは本当なのかと。それだけの企業がこの長崎に来るのかと。おまけに、今回、熊本地震が起きました。この間も議会の中でもあったけれども、各県が危ないんじゃない、九州全体が危ないという発想が出ているじゃないですか。そういう中で、果たして九州に、おまけに長崎にこれだけのオフィスフロアを県がつくって、そこに入ってくるか。問題は単価的なものもあるだろうけれども、他県で借りるよりも、もっと安い価格で借りることができるのであれば入ってくる可能性もある。

もう少し、もう計画に入っていますから何も言えないけれども、果たしてこの見積もりというのは大丈夫なのかなと、確信を持てなかったものだから、今聞いているんですよ。今の時点で確信を持って、5フロアのうちに4フロア入るといえることを言えますか。

【原田企業振興課企画監】交渉している企業さんとの進捗状況にもよりますけれども、かなりいいところまでいっている企業さんもございますし、次の段階まできている企業さんもございますし、おかげさまをもちまして、長崎県では優秀な人材をとれるということで全国的に評価していただいておりますので、何とか大丈夫じゃないかなと思っております。

【中村委員】さっきから言っているように、この間の熊本地震がなかったら、私もそこまで言う必要はなかったと思いますが、この影響は必ず来ると思います。だから、その辺はもっと真剣に考えていただいて、せっかく始めた事業なんだから、あなたたちが予測していたものより

使用率が低かったとなったら、結局、アイデア倒れじゃないですか。今から県庁舎もつくる、現在使っているビルも空きビルになる、そういうところの活用策も考えなければならない。そういう中で新しいフロアをつかって、そこも入らなかったとなったら、もう最悪の事態ですよ。

ただ、撤退をするような企業をこのフロアの中に入れないように、その厳選といいいますか、企業の内容については厳しくやってもらいたい。ただ、厳しくやったら入居者が減る可能性もあるわけでしょう。その辺の選定についても、もう少し内容を吟味していただいて、せっかく計画した事業が成功するように努めていただきたいと思いますが、どうですか、その辺は。

【古川産業労働部長】今、委員から4月の熊本地震の影響もあり、その辺の心配をしてお発言いただきました。

先ほど企業振興課企画監が答弁いたしました見込み、期待している企業の方とお会いしましたが、地震後でございますけれども、その思いといいいますか、長崎は優秀な人材が多いということで、その思いというのは変わっておりませんでしたので、その辺は誘致活動を強力に進めてオフィスビルが埋まっていくようにこれからも努力したいと思っております。

【中村委員】来月には交渉にも入るという計画ですから、今、部長が言われたように、せっかく計画した事業なんだから、成功をおさめるような体制をとって、自分たちが経営者という感覚を持ってやっていただきたい。確かに県の交付金だけでも、皆さんの税金なんだから、それを活用してやるんだから、やっぱり優秀な企業が入ってきて、長期間、長崎にオフィスとして残っていただけるような企業を選定していただきたいと思えます。よろしく願いいたします

す。

【小林委員】この事業計画ですけれども、企業誘致といえば、造成団地があって、そこに企業が出てくると、こういうやり方が通常の企業誘致という形だったわけですね、主体的に。今回、ビルを建てて、そのビルに誘致をするというようなことのやり方なんだけれども、これは要するに、今、5つのフロアがあって、4フロアが2社によって埋まるのではないかと、こういう前提に立って準備をやってしていると。まず、内容としては、そういう捉え方でいいんですか。

【原田企業振興課企画監】ビル全体で5フロアございますけれども、今、複数社に当たっておりますので、2~3社と思っています、2社以上と思っていますけれども、それで大体4フロアぐらいは入っていただくんじゃないかと考えております。

【小林委員】企業誘致ということで地元から人を採用するということになっていますよね。これを全体5フロアで何名ぐらい入る考え方を持っていますか。何名ぐらい採用するのかということは。

【原田企業振興課企画監】5フロアが満杯になった時点で大体800人程度の雇用を考えております。

【小林委員】その800名の地元採用が、あくまでも地元採用ということで800名というような前提に立って事を進めるということになっているわけですね。そのことについて今の感触では、いわゆる2社で4フロアは全部埋まるのではないかと、こういうような見通しの中でこれを進めていると。もう一度確認いたしますが、そういうことでよろしいんですか。

【原田企業振興課企画監】まだ企業との最後の詰めもございますけれども、大体2社で4フロア

程度入っていただくように期待といたしますか、考えております。

人員は、詳しい詰めは、まだそこまではできておりません。先ほど申し上げましたのは、スペースの関係で1フロア当たり大体150人から200人でありまして、スペースから申し上げた数字でございました。

【小林委員】 ワンフロアで150名から200名ぐらいが収容できるスペース、これが4フロアまで大体いっぱいになるであろうということであれば大体600名ぐらい見込まれるんじゃないかと、こういうような受け止め方でよろしいんですか。

【原田企業振興課企画監】 事業所の面積で2坪当たり1名というのが都会のオフィス系のあれです。ですから、床面積1,700坪掛ける0.5で850ですので、大体800人から850人というふうに考えております。

【小林委員】 その計算はわかりましたが、そういうことの腹づもりがありながらこれを進めているんでしょう。今までの企業誘致のあり方は、さっき言いかけたように、これは新たな企業誘致のやり方じゃないかと。こういうオフィスビルを建てて、このような形の中で企業を誘致したような事例は何かありますか。こういう大がかりにやろうとしていること、あるいはやっているというようなことが何かありますか、今まで。

【原田企業振興課企画監】 今までであるのは、佐世保に佐世保情報産業プラザという建物がございまして、あそこにはオフィス企業が入っております。あそこは2棟ございまして、トータルで、計画ベースで745人です。

【小林委員】 今言ったように、企業誘致のあり方が、さっき言った造成団地をそれぞれ市町で

準備をして、そして産業振興財団がいろいろ活躍をしてくれて、それで県とタイアップして企業を連れてくる、そこで企業誘致というような形でやっている。

800名とか、650名とか、600名というような、それをある意味で見越して、今度の場合は800名のスペースがあるわけですよ。この状態の中で造成団地をつくって誘致する場合、それにかかる経費と、こういう場合の経費と、これは31億円ですね。31億円で整備をしているんだけど、どうですか、企業誘致の担当の方もわかってもらいたいと思うけれども、これは今の流れからいけば、オフィスビルで企業誘致をするということと、団地を造成してやる場合と、土地の単価とかいろいろあるかと思いますが、この場所で、例えばビルを建てて、そこにいろんな支援をして31億円ぐらいで片づくか、それともこれはちょっと割高になっているのか、その辺の計算はしたことがございますか。

【原田企業振興課企画監】 オフィス系の企業を誘致した後には補助金を出す必要がございます。最終的に何人の雇用が見込まれるのか、実際に誘致が実現した後の計算になりますけれども、31億円プラス補助金がオフィス系の企業を誘致するために今回投資する金額でございます。

【吉村(洋)委員長】 計算はしとらんとやる。質問は比較ですから。

【小林委員】 新しい取り組みというか、やっぱり長崎県というのは企業を誘致して雇用の場を確保するということはとても大事なことです。だから、企業誘致には相当力を入れているわけです。市町にいろいろお願いをし、市町でやる気のあるところ、そして、自分たちも県の支援を受けながら、しかし、主体はあくまでも市町が団地を造成するというようなことの中

で、そして、県とか財団にお願いをして、そこに企業を誘致すると、こんなやり方をやっているわけです。

だから、そういうようなやり方に比べて、今回、オフィスビルをつくって、そこにいらっしゃいということやっていく。こういうやり方にかかる経費というものが、私の考え方では非常に安上がりというか、財政的には非常に効率がいいのではないかというような感じを受けているので、あくまでも団地を造成するだけのやり方の企業誘致じゃなくして、こういうやり方も、今回、新たな視点で我々はもっともっと重視していかなくちゃいかんじゃないかと思うんです。

例えば、どこかの優良な企業が長崎県にやって来たいと、長崎県に自分たちの会社を設置したいと、人員が何名だと、どこか適切な場所はないかというような話がきた時に、仮にそういうものがないと。しかし、ないからといって、600名だ、800名だというような雇用をそこで諦めてしまうのは余りにももったいないし、あるべき姿ではないと。だとすれば、オフィスビルに入ってもらったらどうですかと、こういうところについてはちゃんと設備はしますと。お入りになって、月幾らとか坪幾らでどうですかと、こういうような形の中でやる。つまり緊急避難的なやり方じゃなくして、こういうやり方も、これからの新しい企業誘致の一つのやり方なんだというような位置づけの中で取り組む必要があるのではないかと。

例えば、団地を造成しているところに来るところは、もうはっきり決まっている。今、大村あたりも雄ヶ原でやっているけれども、そこに何名来るということになっているけれども、今までも企業誘致が何名ぐらいで雇用すると言っ

て、そのとおりずっとなったことばかりは、そういうことが約束どおりできたかどうかということは、全部が全部、そればかりではないと思うんだよ。

だから、今回のようなやり方は、どっちかという20年間という、その間だけうまくいけばいいというような考え方の中で、じゃ、この20年間でペイできるのかどうか、こんなような話になっていると思うんだけど、こういう団地造成以外に今回のようなことをもっときちんと政策的に定着させることができるかどうか、この辺の取組についてはどうなのか。要するに、投資的経費を、いわゆる結果を見る時に、このところはそういう視点から考えてもいいんじゃないかと思ったりしているんだけど、この辺の取組についての何かきちんとした見解を産業労働部として見ることができますか。

恐らく、この800名のところにやってくるということが、今、あなたの歯切れが悪かことは、大体あるんじゃないかと思うんだよ。ただ、名前を言われんからといって奥歯に物が挟まったい。何も名前を聞こうなって思っていないわけだよ、そんなこと、全然聞いてない。要は、こういうやり方でやるのも一つの手ではないかと。

どこも団地が造成されてなかったから緊急避難的に20年間だけうまくやればいいと、そんなような考え方で済ませなくてもいいんじゃないかと。こういう新しい仕組みをやってもいいのではないかということを申し上げているんだけど、どうですか、部長。

【古川産業労働部長】オフィスビルの整備といえますか、私ども、今回出させていただきますけれども、金融機関バックオフィスセンターなる構想を掲げてさせていただいております。これは長崎港ウォーターフロントに金融機

関のバックオフィス機能を誘致・集積させようということで、そこに良質な雇用の場を設けて、専門人材でありますとか、UIターンの活用による人材確保に努めていこうということで考えております。

今回、県、市でオフィスビル建設をいたしますが、先ほどからお話が出ていますとおり、ぜひ長崎に来たいというところがあるにもかかわらず、実際にビルがないものですから、みすみす700～800名の雇用の場を失っているという状況があるものですから、基本的には民間につくっていただきたいという思いはあるものの、そこを示すモデル的な形で県、市で整備といたしますか、実際は財団がやりますけれども、整備をさせていただこうと思っているところでございます。

そこに企業情報がなかなか伝わっていないといたしますか、民間の方々に、どうしても建設のリスクがあるものですから、その辺の思いはあるかもわかりませんが、その辺は情報をしっかり流しながら、ぜひバックオフィスセンター構想の実現に向けて私どももしっかり頑張っていきたいと思っているところでございます。

【小林委員】今、部長がおっしゃったような新たな取組ですよ。過去において、長崎県に来たいとか、長崎市に来たいとか、こういうような話の中で、たまさか団地が造成されていなかったためにみすみす逃してしまったということがあると思うんですよ。

だから、そういうようなことを考えていけば、オフィスビルというのは大体まちなかですよ。ある意味では一等地のにぎやかなところが多いのではないかと。団地を造成する場所というのは、正直に言って少し人里離れていたり、交通アクセスに相当お金を入れなければいけないと

か、あるいは飲料水も工業用水も含めて整備が大変だと。そういうような、かかる経費と、オフィスビルをこういう形の中で企業誘致ということで迎える。県で整備して、どうぞ来てくださいと。こういうようなやり方のコストはどちらがかかるのかと、こういうようなことをさっきから言っているんです。

まちなかで、一等地の中で、坪幾らか知りませんが、その中で造成をして団地をつくるということは、まずあり得ない話です。だから、長崎県に来たいというところの中で、そういうまちなかをもって、そういう自分たちの仕事がうまく展開できる、こういう相手の目的にかなうような状況だったら、やっぱりこのやり方は、私は本当に必要ではないかと。

ただし、コストがどうかということは今聞いているわけですね。余りにも莫大にコストが違い過ぎるといふ形であれば、ちょっとそこはない袖は振れぬというところもあるので、今回、一つの例として、この800名近くの方々を採用することができるという状況の中で、ビルのいわゆる31億円の経費で何とかうまくやっつけける。市と県で15億5,000万円ずつ分け合ってやると。造成団地をつくれれば、そんなような金額ではできないのではないかと、全てを合わせれば。こんなようなことを考えたりしているけれども、そののところは何かそろばん勘定したことないのかな。

【吉村(洋)委員長】整理させてもらいます。その質問に関して、さっきから答弁がないんです。しとらんとですたい。

だから、部長、例えば、31億円かけて800人雇用ができた時の費用と生産額とか、例えば、工業団地を整備した時、佐世保のウエストテクノは、16ヘクタール造成して、そこに企業が入

ってきて、そこにかかった費用と生産、雇用とか、GDPみたいな感じで、そういうことを比較して、どっちがどうなのか、例えば、1人当たりの費用額とか、そういうことをつくってくださいよ、つくれるでしょう。土地代がかかった時にどうなのかとか、そういう興味を持って資料をつくっておけば、誰でもそういう興味がある。だから、そういう資料をつくってください。できるでしょう。

暫時休憩いたします。

午後 3時12分 休憩

午後 3時24分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

先ほどの資料提出の件について、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の質疑について保留しておりましたが、そちらの方に戻して説明を受けたいと思います。

【松本雇用労働政策課長】大変申し訳ございませんでした。

まず、今回の入札につきましてですけれども、当初、2月10日に公告をして、最終的に1回目を3月15日に入札しております。そして、最終的に業務内容の見直しという形で内容を見直しました。

どういったところを見直したかということ、実施体制について人数を減らすとか、あるいは出前セミナーといったものについての回数を少なくするとか、あるいは広報の内容を減らす、あるいは巡回相談の実施回数を見直す、そういったことをいたしまして改めて入札したのが、今回提出した内容となっております。

これにつきまして評価としましては、審査員5名の体制で進めておりますけれども、81.6点という点数になっております。その中で事業内

容、実施方法というところを50点、資料の中にも書いておりますけれども、そこにつきまして例えば事業内容の妥当性といったもの、あるいは実施方法について妥当性があるかどうか、そういったことを1項目ずつ、5点刻みで点数を付けていきまして、5点満点中何点かという形で具体的な内容となっているかどうか、そういった形で事業内容、実施方法を評価しております。

それから、この事業に取り組む形で、事業の効果が変わるかどうかということの評価につきましても、6項目ほどの観点から点数を配点しまして5点ずつの点数にしておりまして、最終的な点数になっております。

それから、3つ目の実施主体の的確性というところで、実施主体そのものが、経理処理の内容とか、個人情報取り扱いとか、そういったことは大丈夫かということの点数について20点満点で評価し、合計100点満点中81.6点といった形での技術評価点の評価をさせていただいております。

先ほど、一般競争入札をして、なかったら指名競争入札とかそういったことは考えられないのかということでございましたけれども、指名競争入札を行う場合、確認をいたしましたところ、公募をした結果、応募があった企業に対して名簿登録をし、指名競争入札をするという形に段取りとしてなっております。

それから、仮に指名競争の公募をした時に応募がなければ、また一般競争入札になります。内容的に申し上げますと、土木工事など、一定の具体的な、統一的な形での工事内容等が想定できますけれども、就業支援センターの中で考えております相談業務であるとかカウンセリング業務、それから巡回訪問等の業務、そういった

た内容については、それに当たるのかどうかというところもちょっと考えた結果でございます。一般競争入札といっても結果的には、指名競争入札的な形にもなってくるかなと思っております。

今回の場合は、九州内に本店、支店があるかどうかということを一応要件としておりまして、先ほど答弁しましたように、イーエス九広という会社が過去に応募があったと聞いておりますけれども、今回はこの日本マンパワー社のみが応募しておりまして、最終的に日本マンパワーに決定しました。そういう意味では、先ほどいろいろ委員の皆様からご意見がありました、来年度の形で申し上げますと、全国にもっと広げて業務を行える業者がいなかろうかというところも視野に入れながら考えていきたいと思っております。

それから、総合就業支援センターの体系図でございます。

上の方、総合案内から一番下の県内企業人材確保支援コーナーまで、ここに職員数17名を配置しているという状況になっております。下の方がヤングハローワーク、労働局管内でいらっしゃいます。

この総合就業支援センターのところで業務的に行っておりますのが45歳未満、いわゆる若年者を対象とした就業相談等、それから、女性の男女参画の推進の一つでございますけれども、ウーマンズジョブほっとステーション、それから中高年齢者再就職支援コーナーということで、以前は再就職支援センターと申しておりましたけれども、その形のコーナーを設けております。

また、高齢者の就職支援コーナーということで、同じブースの中に福祉人材、あるいはUIターンコーナーという形で設けておりまして、

ここは併任といった形で取り組んでおります。

実際、実績を見ますと、平成27年は約6,000名を超える相談者数、同じ人が2回来ることもあるかと思えますけれども、延べ人数で申し上げますと6,000名を超える方々が、この総合就業支援センターを利用して就職活動を行っているということでございます。

【溝口委員】 結局、日本マンパワーが1社だったということですが、長崎県総合就業支援センターというのは入られないんですか、この仕事の中に。これが日本マンパワーの九州支社ということになるわけですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）長崎県は、これだけしかないわけですか。

それで、先ほど、業務内容の見直しをして入札をしてもらったということですが、金額は同じなんですか。最初の金額は幾らだったんですか。最初、応募したとは。それは言えないんですか。

【吉村(洋)委員長】 どうですか、1回目の金額は。

【松本雇用労働政策課長】 口頭でありまして、基本的には近い金額とは思いますが、公表しないということをお願いしております。

【溝口委員】 結局、もう入札になっとらんで随意契約のごとなっとる感じだから、そこら辺が、ちょっともう説明がしにっか、しにっかということをしている感じですから。ですから、全然、一般競争入札になってないんですよ。だから、結局は、1回目も同じ会社に来て、それでそれが合わなかったから、その人たちが言うように金額を下げて、そして業務も見直して、その人たちにやったということは、もう随意契約です。

最初のあれを言われんというのは、公募した

金額は正式に出しとつとに、なぜ言われんとか
な、秘密事項になっているわけですか。

その辺で、どういうところを見直して、金額
を幾ら下げて、本当は5回くらい開かなければ
いけなかったのを3回でいいようにして金額は
同じ金額にしたとか、そういうことがあるわけ
でしょう。どういうところで見直してなったの
か。それは本当に一般競争入札というんです
うか。

【吉村(洋)委員長】 答弁できますか。

【小林委員】 こういうところ、ある程度専門的
なそれぞれの業者を決定するということについ
て、1年に1回、全て一からやり直して新たな業
者を選ぶようなやり方というのは、なかなか難
しいと思います。これ、指定管理みたいな形で
数年やってもらおうようなやり方の方が効率的だ
し、実が上がるのではないか。こんなやり方を
していたら、全く一からまたやり直しばかり
やっていたてもしょうがないだろう。こんなこと
は考えられないのか。なぜ1年に1回、こうい
う入札で新たな業者を決めて、それでまた一から
やり直すということで、そんなことのやり方は
何の効果を求めているんですか。

【松本雇用労働政策課長】 今、委員ご指摘の、
昨年もそういったご意見をいただいたようにお
聞きしておりますけれども、平成27年度の場合、
国の財源をもとにやっている。本年度は財源
が違っておりますけれども、継続して進めてい
く上で、数年で考えるということができないか、
検討していきたいと思っております。

【小林委員】 とにかく女性をこれからきちっと
位置づけて雇用もやっていくんだと、就活もこ
れからどんどん進めていかなければいけない。
県内の定住する人をもっともっと求めていかな
ければいけない。要するに、いろんな形の中で、

専門的な分野でここのコーディネートをするよ
うな、そういう会社の役割というのは大きいと
思うんですよ。

だから、長崎県の中にそういうような、うまく
手配をしてくれるような業者の方がいらっし
ゃらいとなった時に、やっぱり今のようなシス
テムだったら、ずっと同じような問題が出てく
るんじゃないか、これからも。

たまたま今回は全部県費だよ、全部、真水の
1億1,000万円とか1億2,000万円とか、これはも
のすごくウェイトの高いお金です。こうなっ
てくると、やっぱり我々は結果とか効果を、もう
いやが上でも関心を持たざるを得ないわけです。

だから、そういう面から、もっとここの業者
の人たちが安心して、腰を据えて目的に向かっ
て仕事ができるように、そういう背景をつくる
のも、またあなた方の仕事じゃないかと。

そういう非常に訳のわからん、難しいような、
こういう入札制度をもってきて、形だけ公平に
やりましたみたいなことを言っているけれども、
現実に誰も引き受けてくれないから、もういろ
いろと合わせるところは合わせていかんと、と
る人がいないと。こういうような、言われんけ
れども、やっぱり配慮をして、そうやって業者
を求めているということは、あり得る話なんだ。

この際、部長、あなたも新任で来たことだし、
これはとても重要なことだから、制度、仕組み
をもう一度考えて、よくよく相談をされて、や
っぱり指定管理者みたいな、そういう格好でや
るのも一つの手だと思いますよ。もうちょっと
前向きに検討してもらいたいと思いますが、ど
うですか。

【古川産業労働部長】 就業関係、人材育成、県
内定着、そういうことにつながることでござい
まして、重要な役割を果たしていただいている

ところだと思っております。

そういう意味では、1年、1年ということになりますと、引き受けていただいている相手方も不安定な状況になるというふうなことは委員のおっしゃるとおりだと思いますので、そこは指定管理者制度なのか、複数年契約という形がとれないのか。いずれにしても、その部分は複数年にわたって引き受けていただくような形を検討させていただければと思っております。

【小林委員】もう一回言っておくけれども、システムも大事だけれども、結果につながるようなシステムじゃないといかんのだよ。要するに、ここに来た人たちが、いい意味でいろんな相談ができて、本当に手応えを感じて、ありがたい、そして結果が出たというような、そんなような形につながる中身のあるサポートをしていただかなくちゃいかん。これはある意味、専門職なんだよ。ここを競争入札させるということは単価だけの問題なのか、中身で勝負せんばいかんだろうと、結果でと。こういうような発想に変えていけば、こんな入札制度の、そういう表向きだけのことを考えながらやるよりは、結果でこの仕事の内容を明らかにする方が我々にとっては非常にありがたいと思います。

だから、そういうような形を検討するという事の中で、この問題をおさめないと、ずっと同じようなことが出てくると思いますよ。そのことを委員長、要望しておきたいと思えます。

【中山委員】総合評価方式の点数については、審議会委員の5名に任せると、あの中身については何も公表できないというような、それはちょっと納得いきません。よく土木部と相談して、土木部は細かく出していますよ、何点、何点というのを。だから、ここの審議会で公表できないという、そこをまず変えなければいけな

い。その点を1つ指摘しておきます。

それで、技術評価点が81.6点となっていますけれども、これは何点でもいいんですか、総合評価方式というのは何点でも合格するんですか、1点でも2点でも。ボーダーラインはないのか。

【松本雇用労働政策課長】ボーダーラインを示した形で、それを越えているかどうかということが評価の基準になります。

【吉村(洋)委員長】ボーダーラインは何点か。50点か、40点か、30点か。

【松本雇用労働政策課長】評価の点数につきましては、基礎点が30点、それから加算点が70点となっております、これは35点を越えないといけないという形のボーダーラインをつけております。

【中山委員】技術評価点が35点ですか。

【松本雇用労働政策課長】基礎点は30点、それから加算点が70点、加算点の70点について35点を越えないといけない。基礎点については、30点を越えていますので、合計65点を越えるということがボーダーラインになってまいります。

【中山委員】それでは、技術評価点は65点ということですか、ボーダーラインは。それで、事業の効果は30点満点で21.4点になっているけれども、公表できないというのはおかしいですよ。5点満点の6項目とかあったという話でしたね。どの項目はどうなんだ、これはこうなんだということを、今出せないというのは、何が決まりがあるのかどうかわからんけれども、その辺は変更できませんか。

【松本雇用労働政策課長】その点も含めまして確認をさせていただきたいと思えます。

【中山委員】それは確認じゃなくてね、あなた、「できない」と言ったじゃないか。確認すれば

できるんですか。土木部は、先ほど溝口委員も言われていたけど、公表しているよ。そして、これは真水じゃないですか、県の。あなたたちサイドでやれるでしょう、これは。それは確実に見直すなら見直すということではっきり答弁いただかないことには納得できませんよ。

【古川産業労働部長】この事業は、まさに単独事業ではございますが、契約案件でございますので補助事業であるかどうかは関係なく、契約のやり方として、その部分が公表できるかどうかということでございます。

今、担当課長は、できないということで、そういう形の部分で契約を取り扱っている部署から聞いてきておるみたいですが、その根拠まで押さえていないものですから、その辺も含めてしっかり整理した上でお答えをさせていただければと思っております。

【中山委員】もう一つ追加してお伺いいたします。

価格評価点が2.59点とあるけれども、この根拠は何ですか。どこからもってきたの、これ。

【吉村(洋)委員長】満点は何点ですか。

【松本雇用労働政策課長】落札決定基準という中で、価格評価点については、算式がございまして、「100点×(1-入札価格)×1.08÷予定価格」という計算式のもとに出てくる数字が2.59点になっております。

【中山委員】ちょっとわからんとばってんね、これは場合によっては10点とか20点とかなるケースもあるんですか、0点とか。これは10点になるケースというのは、どういうケースがありますか。わからんもん、これでは。

【松本雇用労働政策課長】例えば、入札価格を1円とした場合につきましては、99.幾らという数字になります。そういった算式です。

【中山委員】これ、なかなか理解できませんので、先ほど、口頭であなたが話したことは既に記録されています、ここでも。そして、ユーストリームでも公表されているんですから、それが資料が出せないということになったらおかしくなってきます。

先ほど部長が言われたように、ちょっと時間をかしますから、よく精査して、そして公表するように改善すべきだということを申し上げておきたいなと思います。

【徳永委員】確認なんですけど、総合就業支援センターの体系図では、職員が合計17名いますよね。職員というのは、当然、入札した日本マンパワーの会社が、この方たちはちゃんとした資格等を持って業務に、そういうことでの職員なのかどうか、それをまず確認をしたいと思っております。

【松本雇用労働政策課長】それぞれの業務に応じた資格をお持ちということでの人員で体制をとっているということでございます。

【徳永委員】では、その資料もください。17名はどこの方なのか。結局、わからないんですよ、そこは、本当にどうなのかというのは。そうであれば問題ないんですけども、委託をして、あとはやりっぱなしということであれば、これは大変な問題ですよ。だから、ここはしっかりと我々にも資料をいただきたいと思っております。

それと、さっきの入札の件ですけど、課長は公表はできないと。あなたね、確認されてないでしょう、正直言って。入札制度というのは、長崎県で土木部、農林部、産業労働部、いろいろあるわけですよ。これが各部で違うという判断なんですか。長崎県は一つですよ、入札制度というのは同じですよ。そこは一般競争入札か、

そういうところはいろいろあるでしょう。ただ、土木部、農林部は公表して、産業労働部は公表しないと、そういうことがあるのかどうか。それはおかしいですよ、よその県ならともかく、それはどうなんですか。

【松本雇用労働政策課長】私の答弁といたしましては、入札の基準、マニュアルに基づいて公表されないという形で答弁いたしております。各部のところそれぞれ確認をした上で、どういった形で、公表しているのか、していないのかということについて、先ほど部長が答弁したようなことの押さえというのは現在できておりませんので、そこについては改めて確認させていただきたいと思います。

【徳永委員】調べてですね。私、農林部の資料を見ているんですよ、農林部の資料がちゃんとあるんですよ、ここに。一般競争入札、全部の金額、落札、点数がずっと載っているんですよ。土木部もしかりですよ。そこは、なぜこちらは載せているのに、載せないのか。それはちょっとおかしい。載せたくないところ、やっぱりあるんですよ。そこはちょっとね、そうなれば農林部と土木部がどうなのかという問題になるんですよ。どうなんですか。

【松本雇用労働政策課長】そこは私も、いたずらにお見せできないということで答弁したつもりはございませんので、そこについてははっきりした段階でお示ししたいと思っております。

【吉村(洋)委員長】今の件に関しては、先ほどの質疑の中で産業労働部長が、そこを含めて整理するということによっておられるので、違う角度でね。

【徳永委員】入札制度は今始まったわけじゃないんですよ。その認識なんですよ、私が言うのは。それは調べてどうのというような問題じゃ

ないんですよ、これは。

私が言いたいのは、それだけ、あなた方が入札についての注意力、今回も一緒でしょう。ちゃんと説明できるようにしておけばよかったのに、ペーパー1枚でやって、あとはわかりません、それに休憩、休憩。だから、認識がないんですよ、部長、正直言って。入札はあるんですよ、各部も。土木部と農林部だけが多くて、入札といえば土木部、農林部という考えなんですけど、どこにでもあるんですね、物品購入なんかも。長崎県は同じ入札制度をつくっていると思うんですよ。

だから、そうであれば調べますじゃなくて、やっぱりちゃんと調べて委員会に臨むと。これは最低の、あなた方、入札を執行する側の責任だと思っております。そこを言っているんですよ。どうなんですか。

【古川産業労働部長】資料として提出させていただいた分の説明が十分できないということは、大変申し訳なく思っております。

おっしゃるように、入札制度でございますので、この部分というのは、先ほど、確認をさせていただくというふうに申し上げましたが、そこは申し訳ないんですけれども、一旦確認をさせていただければと思っております。申し訳ございません。

【吉村(洋)委員長】 暫時休憩いたします。

午後 3時55分 休憩

午後 3時55分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

【徳永委員】そこはしっかり、さっき言われたようにちゃんと調べて、入札というのが一番いろいろと質問になりますから、そこはしっかりとした説明をお願いしたいと思います。

【下条委員】 2~3点、お尋ねしたいと思いません。

小林委員からも、これを単年度ですっとやっっていくということにおいては、県内のこういったことに臨んでいく企業というのは、誕生もできなければ、成長もできないと思っているんですね。そういった意味で部長は非常に前向きに、大変ありがたいことをご指摘いただいたという答弁が出てきたと思っています。これはしかし、もろ刃の剣にもなるわけですね、緊張感がちょっとなくなってくる可能性も逆にあるわけですから、そういった点を含めてですが、まず、この17名と29名が、いわゆる労働局と長崎県の機関が、委託しているんですけど、長崎県の機関です。これが合同で西洋館の2フロアを使われているわけですが、ここの2つの価値観の共有的なもの、いわゆる求人・求職の共有、そういったものは常に連携を図りながらやっていっているんですか。すみ分けて、片方は相談業務、片方はハローワークの出先機関ということとはわかった上でのことなんですよ。

【松本雇用労働政策課長】 まさしく、今、委員ご指摘のことが一番重要なところでございまして、ハローワークはハローワークから就職先を案内する、あるいは総合就業支援センターの方が相談を受けて、あっちへどうぞという話ではなかなか、それぞれ離職者であったり、職を求めている方々に対するご要望、ご相談といったことに対して的確なマッチング等ができないというところがございまして、そのために同じフロアに、右、左になっておりますけれども、配置をしている。そして、常にそういったことについての連絡、連携をとるような形で、取り組むような形で進めているところでございます。

【下条委員】 ぜひ、それは国のこと、県のこと

じゃなくて、何のために同じ建物に入ってお互いが、長崎県は1,000万円の家賃を払い、国も払っておられると思うんですが、そういった中で、利便さプラス常に情報を共有して、そして、求人・求職サービスに当たっていくということで、より成果が出るようにということできていると思いますので、その原点だけはしっかりと押さえてほしいと思います。

次ですが、昨年度の利用者の状況、それがどのように成果にきちっと、再就職、あるいは新就職等に結びついていったのか。各コーナーごとに分かれていますので、若者、45歳未満、ご婦人、中高年者、高齢者というふうに分かれてきちっとやっていますから、それぞれずっとデータが毎年出ていると思いますので、昨年の方を示してほしいと思いますが、いかがですか。

【松本雇用労働政策課長】 今、委員ご指摘のとおり、若者、中高年、あるいは高齢者、女性となっております。最も多いのは若年者で、平成27年は2,146名の相談が...（発言する者あり）

【吉村(洋)委員長】 資料で出してください。

【松本雇用労働政策課長】 わかりました。

【下条委員】 すぐ出ますか。というのは、利用者数だけではだめなんですよ。それが実際に、いわゆる職業紹介に結びついていったか、その成果も出してもらいたいと思っています。

それから、もう1点は、利用者の声を長崎県は聞く必要があると私は思います。これを尋ねられてどうだったかということ。長崎県はそのために1億1,100万円、プラス1,000万円の家賃まで含めて1億2,3千万円出しているわけですから、その成果というのはきちっともらう必要があるだろうと。そういったことの中の一つに、利用されていかがでしたかということが長崎県の行政側に届くようなものがぜひ必要だ

と私は思うんですが、いかがですか。

【松本雇用労働政策課長】まさしく相談窓口に来た方々がどういった形で利用され、その結果、どういうふうにお思いになったかということについては、フェイス・ツー・フェイスでやっていくわけですので、その場でいろんなご意見も聞かれますので、アンケートであったり、そういった形で利用者の声を聞いた上で、さらに改善するところがあればしていくという形で取り組んでいきたいと思っております。

【吉村(洋)委員長】 下条委員、契約案件の中身ではなく…。

【下条委員】 いやいや、契約が1億1,000万円の価値があるのかということを見ているわけですから。1億1,000万円、あるいは家賃まで入れて1億2,000万円の県の公金を出しているんですよ。果たしてそれが効果があるのかということですので。1億1,000万円の価値があるのか、ないのかと。家賃まで入れて1億2,000万円の価値があるのかということを見ればきちっと私たちにお知らせをしてくださということをお願いしているんだから。

今の生の声は、恐らく皆さんが、西洋館に入っている人たちのところに置かせていると思うんですよ。県の江戸町に届くようなものじゃないとダメです、直接。いいですか。ですから、絶対にそのところは、彼らが開けて見ることができないような形で県の行政側がとるべきです。そうしないと、彼らが、いいものだけを持ってくる可能性が強いですからね。行政は入ってないんでしょう、そこには、基本的にはね。

それともう一つは、1年という契約ですが、この1億1,000万円の中間検証をする必要があると私は思いますから、行政との話し合いがされて、その中間成果を見ながら、3カ月に1回

でも見ながら、そして、もっとこれはこうしてやったらどうだろうかというふうなことをお互いが研究し合って、意見を述べ合って、それに結んでいくということはやっていますか。

【松本雇用労働政策課長】日本マンパワー九州支社の代表といたしますか、センターの代表の方とは、常に意見交換、連携を取りながら進めておりますので、今、委員がおっしゃったような形について、どう取り組んでいけば、よりいい県内定着、あるいは就職支援になるかということについては続けておりますし、今後も続けてまいりたいと思っております。

【下条委員】 それでは、一昨年の利用状況と、それから実質的な求職に結びついた実数を文書でもって示してほしいと思います。

【吉村(洋)委員長】 資料提出をよろしいでしょうか。

【松本雇用労働政策課長】 はい。

【吉村(洋)委員長】 先ほど資格の質問がありましたが、この職員が持っている資格も資料で出してください。

それから、契約の中身、1億1,000万円、17名の雇用、これだけなのか、ほかにまだ契約があるんじゃないかと。これを17で割ると654万円になる、人件費だけで考えると。ちょっと高過ぎるので、そこら辺の契約の内容も一緒に資料で出してください。

この問題でほかにご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 それでは、透明性の確保等に関する資料については、質疑を留保したまま、明日出た資料を見てご判断いただくことといたします。

【原田企業振興課企画監】 先ほどご指摘がございました製造業系と非製造業系のコストパフォ

ーマンスにつきましては、案件ごとにばらつきがございますので、なるべく客観的な資料として、よろしければ次回の委員会に提出させていただきたいと思っております。

【吉村(洋)委員長】 小林委員、次回の委員会でよろしゅうございますか。

【小林委員】 はい。

【吉村(洋)委員長】 なるべく早く。次回の委員会なので9月になろうかと思っております。

【山口委員】 オフィスビルの件で2月の予算決算委員会の総括質疑で質問させていただきましたので、その時に確認したこともありましたので、この事業計画の中で、今回、出島駐車場ですか、あそこに建てるということで、それは未利用地ではなかったということで、駐車場収入があったということでありましたけれども、それがこの事業計画の中に費用として出ているのか、出ていないのか、その辺をご答弁いただきたいと思っております。

【原田企業振興課企画監】 出島の駐車場につきましては、この事業計画から外しております。

実は、一般会計が港湾会計から買いました時の値段が9億円でございます。9億円で、例えば、条例に定めます土地の貸付料が6%でございますので、仮に財団が県有地を有償で借りようとしたら5,400万円の貸付料が発生します。一方で、現在、出島駐車場の駐車料収入が3,000万円でございます。現在80台強で、今回50台に減らしますので、単純計算しますと1,800万円程度になります。

したがって、単年度ですと5,400万円と1,800万円の差で3,600万円の赤字が出ます。そういったこともございまして、今回の事業計画からは外させていただいております。

【山口委員】 その辺が曖昧で、最初、土地代に

ついて、収入があった土地だから、その辺もいろいろ整理をして考えるということでご答弁いただいておりますので、事業計画に入れるのか、入れないのか、入れていないということでありました。そして、今度は事業計画外で収入のあったところをどう整理をしたのか、その辺、もうちょっとわかりやすく説明してください。

【原田企業振興課企画監】 実際に発生いたしました駐車場収入につきましては、ビルの所有者である財団が徴収いたしまして県に納めるというスキームを考えております。

【吉村(洋)委員長】 現在の動き、整備した後の動きというところを、収入とかの、どこからどこに行くのかとか、そういうことを資料化して出してください。そうせんと、話だけ聞いても一つもわかりません。聞きたいところがそれであれば、そういう資料を明日までにつくってもらって、それを見てまた聞いてもらいましょうか。その流れの図を見て明日また、明日までできるでしょう、その資料、お願いします。

休憩もとらずにずっと続けましたが、今の質疑の資料等をつくってもらわないと口頭の説明でわかりづらいところもございまして、先ほど、お願いした資料もございまして、明日午前10時より引き続き質疑を行うこととし、それと、残りの所管事務一般について短めにやってもらってお昼までに上げたいと思っておりますが、そういうことで本日はこれにて終了したいと思います。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、産業労働部の審査の続きを行いたいと存じます。よろしく申し上げます。

お疲れさまでございました。

午後 4時10分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年6月15日

自 午前10時 4分
至 午後 4時35分
於 議会会議室

海洋・環境産業創造課長 森田 孝明 君
商 務 金 融 課 長 荒田 忠幸 君
雇用労働政策課長 松本 和也 君

水 産 部 長 熊谷 徹 君
水 産 部 次 長 平田 修三 君
水 産 部 参 事 監
(雇用型漁業・漁船
漁業構造改革担当) 五島 慎一 君
水 産 部 参 事 監
(漁港漁場計画・
漁場環境担当) 横山 純 君
漁 政 課 長 西 貴史 君
漁 業 振 興 課 長 高屋 雅生 君
漁 業 取 締 室 長 増本 正幸 君
経 営 支 援 室 長 川口 和宏 君
水産加工流通課長 岩田 敏彦 君
漁 港 漁 場 課 長 中田 稔 君
総合水産試験場長 柳村 智彦 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 吉村 洋 君
副委員長(副会長) 宮本 法広 君
委 員 小林 克敏 君
" 中山 功 君
" 溝口 芙美雄 君
" 徳永 達也 君
" 久野 哲 君
" 下条 ふみまさ 君
" 中村 和弥 君
" 深堀 浩 君
" 山口 経正 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 4分 開議

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

産 業 労 働 部 長 古川 敬三 君
産 業 労 働 部 次 長 宇戸 真二 君
産 業 労 働 部 次 長 山下 和孝 君
産 業 政 策 課 長 山下 三郎 君
産 業 政 策 課 企 画 監 吉村 邦裕 君
企 業 振 興 課 長 貞方 学 君
企 業 振 興 課 企 画 監 原田 一城 君
食 品 産 業 ・ 産 地 振 興 室 長 櫻井 毅 君

【吉村(洋)委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

昨日に引き続き産業労働部関係の審査を行いますが、お手元に昨日請求のあった資料が届いておりますので、まず、資料の説明を求めます。

【原田企業振興課企画監】昨日の山口委員のご指摘に基づきまして資料整理をいたしてお配りしております。

今回、長崎市にオフィス系企業を誘致するためのビルを整備するに当たりましては、立地を検討している企業に対し、早期に受け皿を整備して提供するために、長崎県産業振興財団を事業主体とすることといたしました。

そのスキームといたしましては、県から財団

に対し土地を無償で貸し付ける方式をとることによりまして、民間企業等が自己が所有する土地にビルを建設するパターンを想定し、その事業スキームによりビル整備促進の呼び水となることを期待しているものでございます。

ビルの用地は大変人が集まる場所にございまして、今現在、出島の駐車場がございすけれども、そちらはかなりの利用がございすので、ビルができた後の後継の駐車場の確保が求められております。一般的にはビルをつくる際、1階部分につきましてオフィスをつくるということで、駐車場は必ずしもつくらなくてもいいことになりましようが、今回、そういった必要な配慮ということで駐車場を整備することといたしました。

仮に駐車場収入を財団のものとするいたしましたら、通常の県有地の使用者との均衡を失いますので、適切な貸付料を徴収せざるを得ず、県有地の時価9億円掛ける6%で5,400万円、この貸付料に対する収入が1,800万円程度と試算しておりますので、毎年度3,600万円の赤字が生じます。仮に土地を有償で財団に貸し付けましたら、駐車場の収支で毎年3,600万円の赤字が生じます。

したがいまして、今回はビルの償還計画と区分をいたしまして、必要経費を差し引いた額を県の予算に収納するというので整理をさせていただきます。

2ページ目に書いておりますシミュレーションにつきましては、そういう観点で駐車場の収入、それから管理費、収益の県納付、関係する消費税の額を修正したものを試算いたしまして入れたものでございます。

預かった駐車場収入から必要経費を差し引いた額を県に納付するというようにしております

ので、最終の収益には影響ございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】ただいま説明が終わりましたので、この長崎ビル整備の関係で質疑を受けたいと思います。

【山口委員】考え方の整理をしていただきましたけれども、土地の無償貸し付けという形、基本は初めからそういう形になっておりました。そしてまた、ここは未利用地ではなかった。駐車場収入があった土地であったということから、この考え方をどうするんだということで、「整理します」というお答えで、今回、また整理の考え方を聞いたわけであります。

整理をこのようになされましたけれども、土地を無償で貸し付けるという基本と、それから駐車場収入は県が収納するという、何と申しますか、アンバランスなやり方をやっていたらということ、土地代は無償ということであれば無償でいいんですよ。しかしながら、駐車場収入をこのように、今度はまた違う形で県に収納するというそこら辺が、そしたら無償ではないんじゃないかということになって、無償という考え方を最初から理論武装できなかった点でこんなにあやふやなことになってしまうわけですね。そこら辺の考え方をもうちょっと、最初から理論武装すべきだったと私は思いますけれども、その点について、部長の考え方を伺います。

【古川産業労働部長】先ほど企画監からご説明をさせていただきましたが、駐車場につきましてはこれまでの駐車場ですらやっていて、その周辺の駐車場需要があると、それに応える必要があるというふうなことで、その収入というのは県に取る形にさせていただいておりますが、も

ともこの部分で県がオフィスビルをつくって、他の民間の方々が、自分が所有しているところにオフィスビルをつくっていただけるような形のモデルにさせていただこうというふうな考えでございまして、そうした場合に、駐車場じゃなくて、オフィスビルという形の部分で採算が合うような形になると。そういうモデルをお示したいという考えで、その場合のモデルケースになるような形の部分で収入・支出の関係も整理をさせていただいているということでございまして、これを手本にといいますか、倣って民間の事業者の方に広がっていき、オフィスビル構想につながっていけばと考えているところでございます。

【山口委員】最初、「無償」という言葉が出てきて、駐車場であった部分はどうしたんだという問いに対して、またこういう考え方の整理をなさったと。当初からぴしっと考え方を整理しておれば、こういう付け焼刃的にならんで済むわけですよ。そのあたりがちょっと県の姿勢が問われるところでありまして、この事業計画自体どうのこうのということはないと思うんですけれども、やっぱり最初からの考え方の整理をちゃんとしていただきたいというのが私の発言の趣旨でありますので、その点を理解いただきたいと思うんですけれども、もう一回答弁いただけますか。

【古川産業労働部長】今、山口委員ご指摘のとおり、その部分が最初からしっかり整理ができなかったということは反省すべき点でございまして、今後、その点についてはしっかり整理をした上で、ぜひそうさせていただくような形で行っていきたいと思っております。

【下条委員】内容について、どうこうということはないんですよ。山口委員から指摘があった

ように、2回目に出されたこういう数字の資料を最初からつくるべきであるわけですね。それが欠けていたというのが1点、これはしかと指摘しておきます。

それから、その上に載っているA4の「 」の2番目と一番最後の方が文章としては矛盾しているわけです。だから、「県から財団に対し土地を無償で貸し付ける」という表現というのが不適切なんですよ。

というのは、ただで貸すのはビルの柱の部分だけでしょ。あとは上空を使うわけで、1階はすんとあけてしまうんだから、土地を無償で貸さないんですよ。柱が立つ分だけ無償で貸すと。あとは上空をただで貸すんですよ。これが土地と書いてあるから、この土地全体を無償で貸すという文章になっているのがおかしいんですよ。私はただで貸せとか、貸すなとか言っているんじゃないんです。これでいいんですよ。今後、民間がこのような形で県有地を使っていくモデルにもしたいというんだから、大変結構なことなんです。土地だけは県が有効に使いますよ、駐車場使いますよ、上空をオフィスビルとして使って採算がとれるようにしてくださいというのはよくわかるんです。

だから、そういう表現の文章になぜしないんですか。2番目の「県から財団に対し土地を無償で貸し付ける」、貸し付けるのは柱の分だけなんです、無償で貸すのは。あとは自分たちが駐車場を使って、経費を除いた残りの1,300万円程度は県が収入としてもらいますよということなんです。なんで、そういう文章をつくらないんですか。これだけがひとり歩きしたら、特に2番目だから、県は財団に土地を無償で貸しているんだと、私はここに柱のみと書きますけど。どうですか。この文章がひとり歩きし

たら大変ですよ。

そうでしょう。私が言っているのが本当でしょう。イエスならイエス、ノーならノーと教えてください。私が言ったことに、イエスかノーかだけでいいです。

【吉村(洋)委員長】 暫時休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時17分 再開

【吉村(洋)委員長】 再開いたします。

【原田企業振興課企画監】お手元に配付した資料の表現につきましては、下条委員のご指摘も踏まえまして、ちょっと内容を精査させていただいて、再度提出をさせていただきたいと思えます。

【古川産業労働部長】 貸し付けといいますが、その部分の形というのは、まさに下条委員がおっしゃったとおりでございます。ただ、土地の使用権と地上権関係の権利設定の部分のことを整理させていただく必要があるのかなど。

下の部分を抜きにして地上権だけという整理が、その部分ができるかどうかということにかかってまいりますので、形としてはおっしゃるように駐車場の部分については、その部分の収入は県が取るとというのが一方でありますので、そういう意味で確かに無償で上の部分を貸し付けるか、「貸し付ける」という表現というのは誤解を与える形になるかと思っております。その部分は、申し訳ございませんが、整理をさせていただきたいと思っております。

【下条委員】これは今から何人が寄って文殊の知恵を出すような問題じゃないよ。私はさっと斜め読みして、この2番目の「 」と最後の「 」は相矛盾する書き方をしているなど、私もぱっと見てわかるんだから。1,800万円の収入があっ

て、諸経費、管理費の270万円を引いて、残りの1,300万円程度は県が収納するよということですから、それを一般の人がわかりやすくするためには、柱の部分は無償で財団に貸し出し、あとの部分は自分たちが駐車場として使うというのを先に書けば、最後の言葉と整合性が出てくるんですよ。何も訂正する必要はない、これから何人が集まっているいろいろ考えますと言う必要はないんですよ。

まず第一に、この文章をつくった時に何人がでつくったのだろうけれども、誰一人も「財団に土地を無償で貸し付け」というのを書いた時に相矛盾するなど、こういう表現じゃない方がいいんじゃないかというのを出した人はいないの、職員で昨日つくる時に。だまって、誰一人もその表現はちょっと、これがひとり歩きしたら誤解を生むよねというようなことは誰も感じなかったのですか。どうですか、企画監。

【原田企業振興課企画監】そういう矛盾があるという認識はございませんでした。

【吉村(洋)委員長】 暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時29分 再開

【吉村(洋)委員長】 再開いたします。

【下条委員】このA4の文章は、ちょっと時間をくださいと、誤解を招かないような書き方に変えますということですから、それは了とします。

もう一点、ここの駐車場は、休憩中に言いましたように、もともとそういう声が上がったのは恐らく、場所が非常にいいものだから、今パーキングとして料金を払って使われている人たちが駐車場がなくなるということに危機感を持って訴えがあったと思うんですね。その声が届

いたから、こういうやり方で100円パーキング的な駐車場を残そうということになったと思うんです。

そこで、次の問題が生じるんですね。この財団が運営するオフィスビルに入られた800人ぐらいの人が、何らかの形でこの1階の駐車場を幾らか確保したいという話が恐らくくるだろうと思うんですね。そういったものに対しては、休憩中の話ではこのオフィスビルに入居された人たちに一切この駐車場を貸し出す予定はありませんということでした。そうであるかどうか、まず確認して、次の点について聞きます。

【原田企業振興課企画監】現時点では、1階の駐車場につきましては、全て県民の方にオープンにする予定でございます。

【下条委員】そうすれば、県民という形で上に入られた従業員の方が使われる権利もあるわけでしょう。これはどうですか。

【原田企業振興課企画監】従業員の方の通勤は、全て公共交通機関を想定しております。現時点では駐車場の使用は想定いたしておりません。

【下条委員】想定はいたしていませんということですが、もう既に2社あたりとはほぼ契約ができる状況まできているのは間違いないんですが、今のような話も、あそこのビルは駐車場は備えておりませんということをお話をされていると理解していいですね。

【原田企業振興課企画監】その予定で進めております。

【下条委員】予定ではなくして、話をしたんですか。理解してもらっているのか、どうなんですか。

【吉村(洋)委員長】答弁。（「今、そういう話をしているということを言っているわけだろう。現実的じゃないよ」、「相手からも理解しても

らっていると」、「もっと自信を持ってやってくれよ」と呼ぶ者あり）

【小林委員】委員長、ちょっとお願いがありますけれども、その前に、600人とか800人ぐらいの方々が新たに雇用されるということですが、交通は公共機関、タクシー等を使って、マイカーでは来ないんだと、こういう話が出ていますからというのは、正直に言えば現実的ではないような気がするわけです。どこまでそれが本当かということになってくると、ちょっと首を横に振りたくなるような状態ですよ。

それで、委員長、今のこの問題は、我々がそれぞれ自分の意見ばかり言っていたら、あちらの理事者側も本当にどうすればいいのかということがよくわからないような状態で、ちょっと混乱していると思うんです。

委員会として、我々委員がどういうことが一番望ましい本当の姿なんだと、こういう新しい取組に対して我々委員会としてはこう考えるということ、委員長が先ほどもおっしゃってありましたように今からまとめていただいて、我々の一つの結論を理事者側に提案をして、理事者側がその提案について、何か問題点がまたさらにあるかどうか、そういうことの中で決定をした方がいいのではないかと思いますので、今の状態の中では、柱4本だけを貸すとか、そういう話もちょっと理解ができないと思いますので、そういう提案でやっていただくことをお願いしたいと思います。

【吉村(洋)委員長】今、小林委員から委員間で話を整理して、中身を整理して、委員会としてまとめて当局へ提案をするという形をとった方がいいんじゃないかというご提案があったんですが、これについて皆さん方がでしょうか。

とりあえず、そういうことでまとめてやるということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 それでは、暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時46分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。
委員長を交代します。

【宮本副委員長】 委員長、どうぞ。

【吉村(洋)委員長】 ただいま、委員会で整理をさせていただきますが、当局に対して提案させていただきますと存じます。

この1階の駐車場部分の収入に関しましては、県が進めております無償貸与ということとは相矛盾するところがございますので、これは産業振興財団に運営をさせるということで、その収入についても産業振興財団が収納すると。あくまでも、県は政策的にこの土地を無償貸与ということを進めていただきたいと思います。その後のことは財団と県で考えていただくということでご提案申し上げたいと思います。また、そういうふうに修正をしていただきたいと思いますところがございますけれども、いかがでしょうか。

【古川産業労働部長】 今、委員長からご提案いただきました。本日、ご提出した資料、矛盾するような形でお示しをして申し訳ございませんでした。今、ご提案いただいた方法で財団の方と詰めをさせていただければと考えているところでございます。

【宮本副委員長】 委員長を交代いたします。

【吉村(洋)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【徳永委員】 もう一つ確認したいのは、建設費30億5,500万円、これのスキームというか、今の計画はどのような方法でやるのか。これは、前にお示しされましたか。やってないでしょう。

【原田企業振興課企画監】 来月の末に業者が決まりますけれども、その中で前金とか、精算払いとか出てくるかと思いますが。

【徳永委員】 だから、それを委員会に説明をしたかということですよ、以前、この入札の方式はどのようなものかというのを。ただ、我々もこれは確認不足だったかもしれない。要するに30億5,500万円が入っているけれども、いわゆる私が確認したいのはそこなんですよ。以前、私は個人的に聞いたけれども、これを委員会でちゃんとお示したかということですよ。

【原田企業振興課企画監】 契約施工一括方式のプロポーザルで業者を決めるというお話は委員会にさせていただきます。

【徳永委員】 そこを確認、それでいいです。

そして、入札、発注はいつですか。

【原田企業振興課企画監】 現在、プロポーザルの技術提案を受け付けております。7月の下旬までには業者が決まる予定でございます。

【徳永委員】 前回、課長に聞いたけれども、いわゆる県内の企業も参入できるようなプロポーザルにしているということですね。現在、何者ぐらい、その構成、例えば代表構成員、それに何者JVなのか、その辺の詳細、そして、今何者応募しているのか、その辺を伺います。

【原田企業振興課企画監】 財団が発注する工事につきましても談合防止法にかかりますので詳しくは申せませんが、複数の応募がある状況でございます。（「構成はどうなっているか」と呼ぶ者あり）JV方式の複数と。（「県内、県外あるでしょう」と呼ぶ者あり）

【徳永委員】 要するに代表構成員は、A、Bとあれば、Aが大手ゼネコンなのかどうなのかあるでしょう。それを知らせてくれということですよ。

【原田企業振興課企画監】どこまで出せるかは確認をさせていただきます。法律に抵触するかもしれない事項でございますので、そこは確認させていただいてお示ししたいと思います。

【徳永委員】その辺も本当、何というのかな、聞かれることを想定しておかないと。それはあるんです。代表構成員は、例えばA、B、Cとあれば、Aが代表構成員で大手ゼネコンなのか、Bが地元企業なのかというのは、これは多分言えるんですよ。企業名は言えないけれども。そして、県内企業がちゃんとここには入れるようになっていきますと、地元企業もそういうふうに我々はやっているということを言えるわけです。その辺を確認したい。

【原田企業振興課企画監】まず、親は県内・県外の企業でございます。子を2つ想定しておりますけれども、こちらはいずれも県内の業者でございます。

【徳永委員】それで、今、何者とも言えないんですか。

【原田企業振興課企画監】そこは土木部に確認させていただいたんですけれども、数まではちょっと言えないということでした。複数ということで。

【徳永委員】そういうことであれば、県内の企業はしっかりそこに参加しているということですね。

【原田企業振興課企画監】県内企業も参画はございます。

【吉村(洋)委員長】ほかに長崎ビル整備関係の質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】ないようでございますので、次に移ります。

総合就業支援センターの説明をお願いします。

【松本雇用労働政策課長】今、資料をお配りしておりますけれども、あと資料5を事務局からお配りさせていただきます。

資料につきましては、資料2で利用状況調、それから資料3でスタッフ等資格一覧、資料4で業務委託の内容、資料5で評価点の審査結果表、資料6で一般競争入札の採用ということで出しております。

まず、資料1のご説明ですが、昨日、実は説明をする時に配られていた資料の方で「長崎総合就業支援センター体系図」ということで、長崎地区の分だけをお配りしていたんですけれども、この業務委託の具体的な内容の中では、センター等運營業務委託ということで、この長崎のセンター、それからこの表の下の方に書いておりますけれども、佐世保の方でフレッシュワーク佐世保、再就職支援センター佐世保、それから大村のフレッシュワーク大村、フレッシュワーク五島、これは県が一体的に運営を業務としてしているというところで、この体系図を改めてお配りさせていただいております。昨日の説明に訂正・修正の上、説明したいと思います。

長崎の総合就業支援センターですけれども、17名という人数には変わらないんですけれども、括弧で女性のウーマンズジョブほっとステーションのところに「ひとり親支援」というところで(2)と表現しておりますけれども、ここは長崎市の母子寡婦福祉協会の方から派遣をいただいているということで、括弧書きで2名としておりますので、実際に運営委託という形で人数を積算すると、17名中15名という表にさせていただいております。

それから、佐世保の若年者フレッシュワーク、それから中高年齢者の再就職支援センターにつきましては、それぞれ4名、3名という形で常駐

していただいております。

それから、フレッシュワーク大村、ここには1名の職員を配置しております。それから、カウンセラーが別途、月水木金について、長崎、佐世保の方から出張相談という形で常に配置して2名体制でやっているということでございます。

フレッシュワーク五島につきましては、週2回、長崎の方から出張相談という形で対応していると、そういった状況で体系図、センター等については業務運営を進めております。後で業務内容についても若干ご説明いたします。

それから、資料2でございます。センターの利用状況、口頭で6,000名を超えると申し上げておりましたけれども、長崎の総合就業支援センターの方は6,447名が平成27年度の実績でございます。内訳はその下に書いておるとおりでございます。それから、フレッシュワーク佐世保、大村、五島についてもそれぞれ書いております。

この相談件数、相談者数というのは延べ人数でしておりますけれども、その方々が実際にどれだけ就職したのかという数字を下の表に入れておまして、昨日、ご質問の中でどういった評価をしているかというところの形になるかと思っておりますけれども、例えば総合就業支援センターでいきますと2,170名の方が職に就いていているという形でこの表を見ていただければいいかと思っております。

3つ目でございますけれども、そのセンターのスタッフ資格一覧ということで、それぞれご質問がありましたけれども、それぞれの職に対する資格という形で、人に対する形で整理させていただきます。CDAというのは、国家資格でキャリア・デベロップメント・アドバイザーということで、キャリアアップを図って

いく時に有用な資格という形でしております。

それから、これ自体を資格要件として、保有資格を持っていないと入札に参加できないとか、そういったことでは決めておりませんで、ある程度広く参加できるような形を考えておまして、ただ、後でご説明する技術評価点の中で、体制としてしっかりしているかどうか、そういったところを見極めていく中で評価をしていくという形にはなっております。

それから、資料4でございますけれども、センター運営等の業務内容委託、人件費はどれくらいかという話も含めてありますけれども、業務内容としましては、個別カウンセリングはセンターの中でやってまいります。また、出張相談の時にはカウンセリングをやってまいりますけれども、あと、就活セミナーや出前セミナー、従業員向け、そういったセミナーを各所でやってまいっております。それから、巡回相談を先ほど申し上げたような形でやっておまして、ハローワークがない平戸市、新上五島町についてもハローワークの職員と一緒に巡回相談に回っていると、手厚い相談体制をとっているところでございます。

それから、企業を身近に考えていただくという意味での職場体験もその都度募りながら、若年者に対して体験をしていただくということを考えております。

あと合同企業面談会ということで告知をしながら、多数参加する中で進めていきたいということと、今、Nナビというのを3月17日から進めておりますけれども、この管理運営をお願いしているところで、大体人件費で申し上げますと1億2,009万6,000円というのが昨日お示した落札価格でございますけれども、3分の2ぐらいが人件費になるのかなと。あとはこ

といった事業費等々、あるいは機械等のリース料とか、そういったものも入ってまいります。そういった形で委託契約をしているところでございます。

それから、資料5でございますけれども、審査結果表でございます。これにつきましては、土木部の方では件数も多いということではないんでしょうけれども、標準的な公表のスタイルというのがございまして、昨日お示しされたような形でのことがございます。そこで、我々はマニュアルに沿っていたんですけども、そこを確認して、ここまで出せるということで今日お示ししているところでございます。

土木部と同じところで申し上げますと、ここであれば漢数字の一、二、三の事業内容・実施方法、事業の効果、事業実施主体の連絡・適格性、この3つの点数のところを書いておまして、81.6点という表現だったんですけども、それぞれに評価項目がございます。この評価項目を事業の目的とか、事業内容の妥当性・独創性という形でここに改めて書いておまして、その配点を右の方に書いております。漢数字一の合計点は50点、事業の効果が3つの評価項目の合計で30点、事業主体の適格性についてが20点というふうになっておまして、それぞれの落札業者の81.6点の内訳をつけさせていただく形で提出させていただいております。この評価項目を評価する際に、この評価基準、そういった観点から評価をしていっているところでございます。

最後に、一般競争入札をして、結果的に原則という形で資料を簡単に整理しておりますけれども、啓発方法の法体系ということで、原則としては地方自治法上一般競争入札をします。特例的に指名競争や随意契約ということを考えて

おります。

裏のページにつながりますけれども、指名競争入札ができる時ということで、167条の施行令の1項、2項、3項ございまして、1項の場合については、特に工事関係では特殊な技術があって、もうそこしかないというところの一般競争入札に適さないという時にはこの1項を使うと。それから、3項の方で一般競争入札に付すると不利と認められる場合ということで4つほど例を挙げていますが、それをします。

それ以外で2項というところがありまして、ここについては非常に判断が難しいところになってきて、なかなかここに当てはめるのも非常に困難性もあるのかなと。一般競争にする必要がないと認められる程度に少数であるとか、どうやって少数というのを説明するんだと、そういうこともございます。

そういったことも踏まえまして、今後の検討としましては、やはり1者しか参加がなかったということも含めまして、これについては九州内に本支店を有する者に限定をしていたというところもありますので、今後の検討としては全国の状況等も調べながら、どういった形で進めるのがいいのかというところは検討してまいりたいと思っております。

【吉村(洋)委員長】 ただいま、資料の説明がございました。これより、この資料についての質疑に入りたいと思います。

ご質問等、あられる方はお願いいたします。

【中山委員】 技術評価点ですね、こういうふうには土木部に倣って資料を出していただくということでありますから、これは当然と言えば当然ですけども、ありがたいなと思います。

この中で、私が気にしていたのは、事業効果がえらい低いなと、30点満点中21.4点でした。

その中で、この項目を見ると、県内に主たる事業者がなかったということで、ここがこういうふうに低くなったのかなと理解しましたが、その点が1点。

もう一つは、この経営体の経営状況というのがこれでは全然わからないんですよ。赤字なのか、黒字なのか、どういう規模なのか、その辺はどのように評価されましたか。

【松本雇用労働政策課長】これは5人の審査委員の評価の中で配点が出ましたけれども、今、中山委員がご指摘のとおり、県内に主たる事業所を有していないということが、やはりそれはなかなか難しいんじゃないかという判断をする方もおられるというところがありましたけれども、結果的にはそこは九州内にある中できちんと対応できるという評価の方が多かったということでございます。

それから、日本マンパワーの状況と申しますか、どういうふうな会社かということで申し上げますと、そこには資料としてはございませんけれども、約50年前に設立されて、資本金1億円でやっているということで、就職支援事業についてかなりの実績を上げているという形の中で判断をしているところでございまして、年間売上高が34億2,240万円、従業員が約209名という形で、十分に業者として適格であるという判断をされているという状況でございます。

【中山委員】県内に主たる事業所がないので、5点満点中、恐らくここはゼロになったんじゃないかなと。それでここが低くなったんじゃないかと、そういう理解を私はしたんです。そういう質問だったんです。

それと、経営については、そういうことについては事前に審査する人はわかっていると思いますけれども、これが複数にまたがった時には、

その辺をどう評価するかという部分があるので、この技術点は別にして、何らかの形を、さっき経営点か何かあったね、2.96とかというのは経営点だったですか。価格評価点ですか。この評価の中に、経営の健全性を示す評価というのは要らないのかなという感じがするんですけども、その評価はどうなっているんですか。

【松本雇用労働政策課長】基本的には、まず、業者の指名と申しますか、応札した時に資格審査をしますので、まず、この業務ができるという形での内容を把握した上で、この総合評価の入札に参加してもらうという形にしております。

総合評価方式の中では、技術点と価格点、その両方を評価して、価格面でもある程度のコストダウンと申しますか、そういったところも評価をしようというところで、価格点を100点、技術点を100点、合計200点満点というところで、今回の場合は1者でしたけれども、何者が出た場合には、その合計点数の高い方ということで、若干、言い方が悪いかもしれませんが、価格が安ければそちらの方が採用されるという形での総合評価を行うような仕組みになっております。

【中山委員】そうすると、経営審査をまずやって、経営審査でパスした者が総合評価というか、こういう形でやっていくということですね。

そうすると、最初に経営審査した段階でも1者だけだったんですか。それだけ再度確認します。

【松本雇用労働政策課長】委員のおっしゃるとおりでございます。

【溝口委員】まず、これは一般競争入札に合わないんじゃないかということで私が質問してからこういうふうになったものですから、一応聞きます。

この指名競争入札、資料6の裏面にある、条件としては1番から3番のうちに該当するというので、この2番には普通だったら該当する形になるんじゃないですか。指名競争入札でもいいという地方自治法の167条の条件の2には当たらないんですか、指名競争入札ができるという形には。

【松本雇用労働政策課長】 167条の2項というのが、わりと漠としていると申しますか、具体性を欠くところがございます、どういった場合は少数であるとかということについて、きちんと説明しにくいところもございまして、そういう意味で一般競争入札で参加者を増やしていくという形で方向性を考えるべきではないかと思っております。

【古川産業労働部長】 今、雇用労政課長が答弁申しあげましたけれども、今回のこの事業は、いわばソフト事業でございまして、しかも、先ほど資格を持っている方が結構いらっしゃるということでご説明をさせていただきましたが、基本的にはそういうところは要件にはしておりません。逆に言えば、いろんな形の部分で参加できる機会というのを、その企業がここに入り込もうと思えば入札には参加できるような形で考えられるということもありまして、結果的に入札参加が1者でございましたけれども、そういう意味では広くこの部分というのは、この企業しかできないとか、何とかという形に絞り込めるというか、応札できないような条件はつけていないということもございまして、指名競争入札というのはなかなか難しいのかなと。

しかも、指名競争入札をする場合は、登録という形の部分があって、その中から指名をするような形になりますが、そもそも、要するに登録にいくまでにどういう形の部分で登録をさせ

るのかということにもなって、なかなかその部分は実際にやる場合には難しい面が多々あるのかなと、この事業の性格上はそういうことになるのかなと思っております。

【溝口委員】 わかりました。大体わかりはするんですけども、やっぱり県が本当は事業として、例えば1億2,000万円の中でこういう事業をこういう回数でしてほしいという県の考え方があるのに、それを曲げてでも、この1者しかおらなかったということで、その人たちの談合じゃないんですけれども、そこにおりざるを得なかったと。そして、契約にこぎつけたというのは、一般競争入札には当たらないんですね。

そこら辺を考えた場合に、今後の課題としては、検討ということで全国に公募を変更して検討するということから、このことについては了としますけれども、できれば全国にしても、1者しか来ないということであれば、それはまた、小林委員も言いましたけれども、県としては検討していかないとおかしな形になってくると思いますので、全国まで広げても1者ということは考えられないと思いますので、その辺についてはよく検討していただきたいと思っております。

一応以上で終わります。

【徳永委員】 さっき部長が言われたように、この要件が何もないと。ここなんです。私が資格者とか調べたのは、結局、正直言って、スタッフはこの日本マンパワー、ここが選任してきてくる、この会社がここに配置をするわけなんでしょう。そしたら、これは本当に、正直言って丸投げですね、いわゆるここは。

だから、従来であれば、これは就業支援をするところであるから、やっぱりちゃんとしたというより、ある意味そういうスタッフを揃えな

ければいけないんですよ、ここに書いてあるように。いろいろありましたよね。ここに女性支援とかいろいろありました、そういう専門的な人を。そうであれば、逆に県がそういう人を見つけてきて配置をさせればいいという議論にもなるわけなんですよ。

だから、正直言って、要件も何もなければ、じゃ、何をもちあなた方は入札にかけていくのか。こうなってくるわけなんですよ。最低、こういうスタッフが何人要るとか、こういう専門職が何人要るとかという条件すらないわけなんですよ。それはどうなんですか。

【松本雇用労働政策課長】具体的に仕様書の中でどういった業務をお願いするかというところの中の表現で人数とかというのはお示ししておりますけれども、今、委員ご指摘のとおり、その人に対してどういった資格を持っておかないといけないということまでの考え方は示しておりません。提案の中で、提案業者がどういった形で人員を配置して、どういった形で我々が求める就職支援業務をやっていくかと、そういったところを評価審査して決定していくと、そういう仕組みでやっているということでございます。

【徳永委員】1億2,000万円の県費ですよ。これは非常に大きいんですよ。それによって、この1年間の実績、人数は出ていますけれども、実際どういったものがちゃんとした実績になったかというのも、なかなかこれはわかりにくいんですよ、物をつくるわけじゃないですからね。

そういう中で、就業支援というのは大変重要なことであって、このことを私は否定しませんけれども、そうであれば、県は責任を持ってそれに値する人材を配置をしていただいて、かつ、この就業が前に進むようなやり方をしないと、

ただ、ただ、その事業費を持ってきて、入札にかけて、ここしかいなかったからこうですということじゃ、私はちょっと納得がいかないなと。今後やるのであれば、ちゃんと企業も、本当にその企業自体が実績とスタッフが、今までそういった就業に対しての実績を持ったスタッフをちゃんと提示をしてやる、ある程度の要件を必要とした入札に変えていかなければ、逆にそうでなければ、1者しかいなければ、県がそこは責任を持って、ハローワーク等とも連携を取りながら、今までそれに見合うスタッフがいるんですよ、会社にも、そういったハローワークとかといろいろ話をすればね。だから、そういうところは県も責任を持った人事配置、そしてまた、この事業のあり方にしていただきたいと。ただ、ただ、毎年入札にかけてこれですよということじゃ、ちょっとどうなのかなと思います。この辺はどうですか。

【松本雇用労働政策課長】その考え方になってまいりますけれども、まず、実績については日本マンパワーの方で上げていただいておりますけれども、その実績を上げてもらうためにも、今、労働局、県、ハローワーク、それから総合就業支援センターの日本マンパワーと会議を持ちまして、どういった形で進捗しているとか、そういったことも毎月、毎月打ち合わせをしながら、どう進めていくかということもしておりますし、今、委員ご指摘の点の考え方を踏まえた上で、来年度以降取り組んでいきたいとは思っております。

【徳永委員】いわゆる相談者数、相談者の方に県は今までヒアリングとか、来られた方に調査をされたことがありますか。

【松本雇用労働政策課長】県が直接その場に行っていることはしてありませんけれども、そ

の訪問者、相談者の方々に対しては、月に何日間か決めて、その都度話を聞いてアンケートを取りまとめていく形をしております。

その中でその声を聞いておりますと、7割ぐらいの方が「よかった」、あるいは「まあよかった」という形でお声をいただいております。ただ、何人か「よくなかった」という人もいらっしゃったので、1人か何人かでしたけれども、そこらあたりはまた改善の余地があるのであれば、もちろん改善はしていかななくてはなりませんけれども、そういった利用者の声もお聞きしながら、より定着がしやすいような形での就業支援に努めてまいりたいと思っております。

【徳永委員】1億2,000万円というお金、県費でやっているという重さと、それとこの成果というものをちゃんと精査をして、ただ丸投げじゃなく、そして1者しかいない。そうであればどうするべきかと。どういうふうによればもっと応募者が増えるのか、そうでなければ県がどういうやり方をするのかとか、こういうところをしっかりと精査をして、今後対応していただきたいと思っております。その辺、最後に部長、答弁をお願いします。

【古川産業労働部長】今、徳永委員がおっしゃいましたように、多額のお金をかけての就業相談関係の事業でございます。資格の関係につきましても、最低限必要な部分とか何とかというのもしっかり考えて、おっしゃったように実のある事業になるように考えないといけないということでございますので、昨日お話がございました期間の関係も含めて、今後、しっかり検討させていただきたいと思っております。

【深堀委員】今、部長の答弁でも最後にありましたけれども、昨日も質疑の中で期間の話が出ていました。今回、入札の資料6が出ています

けれども、期間のことに触れてないんですよ。

先ほども徳永委員の話の中で、応募者が増えない。そして、実績を上げていく中身を実のあるものにするためには、やっぱり期間を一定期間取らないと、今のように1年単位で応募をかけた来ないですよ、企業も。指定管理のように3年、5年とか、一定の期間を設けないと人を集めきれないし、それだけの投資にも企業はならない。だから、1年単位ですから1者しか来ないんですよ。実績もなかなか上がらないし、入札が不落になったりするわけですよ、たった1年だから。そこはポイントになるところだから、ここはしっかり報告してくださいよ。

指名競争入札ができないとか、今後、全国からの公募へ変更を検討というけれども、今の条件のままで全国に広げたって来ないですよ。そこをもうちょっと踏み込んで答えてもらわないと思えますけどね。

【松本雇用労働政策課長】そこは、昨日もご指摘があった中で、期間の問題についても今後検討して取り組みますということでご返答しておいたものですから、そこについては特に説明しておりませんでしたけれども、今、委員がご指摘された点、そういう体制を維持確保するためにも、相手の業者がどういった形の方がいいのかということも踏まえた上で、よりよい運営、業務ができるような形で考えていきたいと思っております。検討していきたいと思っております。

【深堀委員】だから、今後の検討のところそういう項目もしっかり入れ込んでおいてくださいということなんですよ。

以上で終わります。

【下条委員】昨日、私が資料を求めたのが資料2です。いわゆる公務員ではない、民間の力を

かりて就業促進を図っていかうとされた制度でありますから、どの程度の成果が上がったのかなど。そのためにデータとして欲しかったんですが、長崎の西洋館の場合が6,447名の相談業務に対して2,170名、フレッシュワーク佐世保の方が1,443名に対して843名ですから、長崎がおおよそ3分の1、佐世保はもうちょっと高い成果、4割ぐらいの数字が上がってきているんですが、意外と、いわゆる民間で、公務員が対応するのはちょっと違うような、懇切丁寧な相談業務に乗りながらされているのかなということで、私はこの数字はあれで評価をしていきたいと思っています。

そういう中で、恐らくこの資料をつくれば、要求した人は次のことがくるとわかっているだろうと思いますから、じゃ、現在の長崎市内の城山地区にあるハローワークの比較ですね、相談とその成果を示していただければありがたいと思います。

【松本雇用労働政策課長】今、国の労働局の方の資料がございませんので、そこはちょっと確認をしたいと思っています。

【下条委員】大体この質問がくると、県が1億2,000万円程度出して民間の力を入れてすると、ハローワークは国家公務員ですから、その成果というものの比較が、ここまで数字が出ると、次はそういう質問が出てくるという予定はされていませんでしたか。そこまでくるのはわかっているんですからね。そういうことなんですよ。何かありましたら。

それでは、それを同じ年度とか、また月が変われば人間の雇用とか、求職・求人はぐらっと変わってくるわけですから、同じ形の比較の資料を取り寄せることはできますか。

【松本雇用労働政策課長】そこについては公表

されている数値だと思いますので、確認の上、準備できると考えております。

【下条委員】公表されているということでありますので、ぜひ同じ月、同じ年のデータを、平成27年のこのような形でいただければありがたいと思っています。これによって1億2,000万円というものがいかに有効に活用されていったかということの裏付けにしたいという前提で質問しているわけでありますから、よろしく願い申し上げたいと思います。

【松本雇用労働政策課長】ハローワークの場合は、実際に職を求めて求職活動を含めて行くという人数であるというところ、我々のところはもちろん相談もするというところがありますので、そのあたりの数字、比較もしながらいろいろ考えていきたいと思っています。

【小林委員】部長、昨日きょう、こうして審議を産業労働部でやってみて、いろんな制度というものにかなり新たに取り組んでおります。国挙げて地方創生という立場の中で、いかにして地域を元気にするかと、こういう形の中で、かなりの制度をつくり、それに予算を流していますよ。

そういう前提に立って、昨日と今の議論を見ていて、要するにいろんな制度に対しての詰めがかなり甘いのではないかと、こういうものがかなり露骨に出てきたんじゃないかなという感じがしますよ。

例えば、今のお話のとおり、こういう長崎県総合就業支援センターと、当然今、新しい雇用労働政策課長が答弁に窮している。前は企業誘致の担当の課長ですよ。今は産業労働部の次長になった者が雇用労働政策課長ですよ。どこまでそうやって本当に詰めをやっているかというところについての詰めが甘すぎるんじゃないか

と。

例えば、ビルのこういう企業誘致に代わるべき対応のやり方についても、今、かなりの時間をかけて県と財団との関係、新たに入ってくるころのビルのあり方、そういうことについても当然委員の方からいろいろと指摘をされない状況の中でもやっておかなければいけないことがやられていないのではないかと、こういうようなことを感じるし、また、昨日の地域創生人材育成事業、ここについても約9億円近くのお金が国から来るわけだ。それに対してもその詰めが本当に人手不足の4部門に対して、どこまでの詰めをやって、しかも、この目的を本当に達成するためのいわゆる処方箋というものが現実的に行われているかと、こんなようなことを考えれば、これまたいろいろと、ああでもない、こうでもないというような形の中で指摘をされる。指摘されることが、ちょっとこれは不可抗力で、なかなかそこまでは気づかないよねというような問題ならいざ知らず、当然担当としてあなた方がやっていただかなければいけない、いわゆる注意すべき視点が非常におざなりというか、それが真剣に検討されてないというところに、申し訳ないが、とても残念な気持ちがあるわけですよ。

もうとにかく制度をつくって、そういう利益を受ける関係者の皆さん方が元気になって、それこそ県が本当に国を挙げて太鼓たたいて、いわゆる県内定着とか、県内就職とか、あるいは人材育成とか、いろんなことをやっているけれども、そこに届くようなそれだけの詰めをやっていただいているかと、こういうことになってまいりますと、非常に私は疑問に思わざるを得ない。

答弁が上手だとか、答弁が下手だとか、そん

な問題ではなくして、本当にきちんとやっていただいておりますか、まことに県政の最大の課題であるのが人口減少対策、それが若者の県内定着ということだと思っております。そういう意味では、私どもに課されている役割というのは非常に大きいし、それに伴って予算も大きな形で予算を計上していただいていると思っております。

【古川産業労働部長】今、小林委員から、いろんな事業を抱える中で非常に詰めが甘いというご指摘がございました。

私、この4月に就任し、産業労働部が置かれている立場と申しますか、まさに県政の最大の課題であるのが人口減少対策、それが若者の県内定着ということだと思っております。そういう意味では、私どもに課されている役割というのは非常に大きいし、それに伴って予算も大きな形で予算を計上していただいていると思っております。

【古川産業労働部長】今、小林委員から、いろんな事業を抱える中で非常に詰めが甘いというご指摘がございました。

私、この4月に就任し、産業労働部が置かれている立場と申しますか、まさに県政の最大の課題であるのが人口減少対策、それが若者の県内定着ということだと思っております。そういう意味では、私どもに課されている役割というのは非常に大きいし、それに伴って予算も大きな形で予算を計上していただいていると思っております。

そういう意味で、まさに本気度が問われるということのご指摘でございます。改めて、今ここにいるメンバーが、それぞれの立場のリーダーとしてしっかり役割を果たすということかと思っておりますので、その辺は今日のご指摘を踏まえて、しっかりと務めさせていただきたいと思

ておりますので、ご指導のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

【小林委員】とにかく危機感を持ってお互いに、議会は議会なりに、また、皆さん方は皆さん方なりに、その役割と責任が我々に課せられていると思うんです。こんな時にこそ頑張らんでどうするのかと。こんな時にこそ、もっともっと以前よりも増して緊張感を持ってやっていかなければいけないという、その置かれた状況を考える時に、申し訳ないが、改めて言うが、こんな体たらくなことを言われるようなことでは困ると思うんです。

これは部長だって同じ気持ちだと思し、そういう趣旨の答弁をしていただきました。ぜひそういう前提に立って、これから我々に期待されている、県民の皆様方の思いをきちんと結果としてあらわすことができるようにこれから取り組んでもらいたいと思うんです。

それでは、質問いたしますが、例えば下条委員の本会議の質問とか、その他の質問の中で明らかになっていることは、今、県内の大学の卒業生のこの春の就職率がどういうふうになっているのか。高校生と大学生に分けて、その辺の数字を部長が答弁されておりました。改めて個々の状況の中で、雇用労働政策課長なり、それぞれ関係者で答弁してもらいたいと思うけれども、今、県内の就職率、今春の高校生の就職率、それから大学生の就職率を改めて質問したいと思します。

【吉村(洋)委員長】今の小林委員質問は議案外に入っていくのかなと思しましたので、この資料についての質問はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】それでは、この総合就業支援センターの質疑をこれにて終了いたします。

これより、議案外所管事務一般についての質問に入りたいと思します。

答弁をお願いします。

【松本雇用労働政策課長】今、委員からご質問がございました、まず、今回の高校生の県内就職率でございますけれども、59.3%ということで、前年が57%でしたので、2.3ポイント県内就職率が増えているという状況でございます。

それから、大学生の県内就職率でございますけれども、43.5%で、前回より1.3ポイント減っている状況でございます。

【小林委員】ただいまの答弁から、まず高校生は2.3ポイント上昇したと、それから大学生については1.3ポイント減少したという答弁がございました。

ちょっと申し訳ないが、ここの2.3ポイントの人数、それから大学生の1.3ポイントの減を人数にしてみればどれくらいの人数になるのか。このパーセンテージだけではわかりにくいので、人数で教えてください。

【松本雇用労働政策課長】まず、高校生の方ですけれども、2.3ポイント増えております。これは66人の増になっております。一方で、県外が111人減っているという形になっております。全体の数字で申し上げますと、3,932人のうち2,331人が県内、1,601人が県外という形で59.3%、40.7%、これが前年度に比較すると県内は66人増え、県外は111名減っているといったものが高校生の人数ベースでの増減でございます。

それから、大学生で申し上げますと、全体で3,052名ですけれども、そのうち県内就職が1,327名、県外が1,725名、これが43.5%、56.5%の内訳になりまして、前年増減で申し上げますと、県内就職が19名減っております。県外が67

名増えている、そういった形での1.3ポイントの減になっているという状況が人数ベースでの増減でございます。

【小林委員】 大学生の1.3ポイントが、今のお話の中では大体19名がそれくらいの人数に当たるんじゃないかと。つまり67名が、これはどうなんですか、外に逃げているというか、県外に行っていると。前年と比べた時に、そういう数字だということになりますね。

この数字で見た時に、いわゆる19名かとか、こういう捉え方もできるかと思いますが、これだけの対策を講じながら、高校生については2.3ポイント成果が出ているということ。しかし、大学生については、残念ながら1.3ポイント減少という県内の就職率ということになるわけですね。いわゆる大学生の卒業生に対して減ということ、ここのところをどう受け止めておりますか。

【松本雇用労働政策課長】 まず、高校生の場合は高校教育課を通じて就職活動、そういったことに対してずっと対策を打ってまいりました。大学生の場合、就職担当者との話をしていく中で、大学生の就職活動そのものが、まずこういった形で進められているかということ、就職サイトの利用とか、企業リクレーターが個別に大学生に直接接触するとか、あるいは所属ゼミの担当教官、そういったところの紹介により、自主的に動くというケースが多いというところがございます。そういったところにつきまして、今、大学の方もCOC+等もございまして、そういう就職担当課の方への関与等々、どう進めていけば強くなっていくかとかということも考えておりますので、そういったところを踏ま

えながら対策を打っていきたいと考えている状況でございます。

【小林委員】 まず、企業の方をお願いをするということは、求人何名ぐらい募集するという見通しをきちんと立ててもらって、それを早期に就職担当のそれぞれの方々と意見の調整をして、まず募集の方向づけをはっきり早めにやってもらうということ、これが高校生、あるいは大学生においてもとても大事ではないかということ。そういう募集開始を、経団連の方では統一をした動きがあるけれども、失礼だけれども、長崎県においてはその辺の枠を受けないような状況でもいいんではないかと思うんです。やっぱり早め、早めに対応していかなければいかんと思うんです。

だから、今、そういう面でいけば企業も、まず募集要項を早く見通しを立てて、来年度はいつだと、何人だと、こういう意思表示をきちんと明らかにしてもらわないと、足りない、足りないとばかり言っておって、じゃ、企業としてそういう乗り遅れたような行動をとって一体どうするのかと、これは率直に言っていただかなければいけない。企業は企業なりにきちんと役割を果たしてもらわなければいけないということは、もう少し厳しくわかっていただけるような対応をしてもらいたいと私は思うんです。

同時にハローワーク等々においても、あるいは学校の先生方との、また企業との関係においても、もっともっとそれを今まで以上に進捗してもらおう。高校の場合は、もういろんな形の中でそれがうまくできていて、その成果が2.3ポイントであるし、これからもっともっとこのポイントは上がってくるであろうということを期待していますよ。

しかし、今言うように、まず企業の姿勢もま

た問題であるということも、ひとつきちんとわかかってもらいたいと思いますが、そういうお願いとか、あるいはきちんとした指導というか、そういうものを企業にやっていますか。

【松本雇用労働政策課長】まさしく今、委員がご指摘された企業の就職情報、企業情報、そういったものを早く出すということが、まず一方では必要なことで、先ほどの答弁としては高校生と大学生の違いを若干説明したつもりではあったんですけども、そういった中で高校に対しても早期に求人票を出すということで、これを昨年、以前も進めている中で県内就職率も上がってきたというところがございます。一方で、大学に対しても、今委員がおっしゃったような形で、企業情報、何人採用するかも早く出していただくということを進めていく必要があるということを考えております。

例えば県工業連合会というのをつくりましたが、そういったところに対しても働きかけたり、当然商工会議所、経済団体、そういったところにも働きかけたり、それぞれ単独の企業等にも働きかけて、これまでそういう早期に出すという習慣がなかなか進んでいないところもありますので、まず、できるだけ早く求人を出して、そして県外・県内、要するに競争の俎上に乗せていただくということをしていかないことには、なかなか県内の情報が進んでいかなないことは、まさしく委員ご指摘のとおりです。さらに取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】こここのところは、もう一度言いますが、企業に大いに声高らかに呼びかけてもらいたい。人材を確保するために企業は企業なりの努力をしてもらう。こういう形の中で募集を早めにきちんと明らかにすると。こういう形を

やっていかないと、なかなかそうやって長崎県内に就職しようと思っておっても、あるいはNなびというんですか、そういうものをきちんと就職相談の情報を正しく学生とか、あるいは親御さんとか、いろんなところにきちんと伝えるためにNなびをつくって、たしか3月中旬ごろにこれは立ち上げたと思うんだけど、こういうものにもっともっと流してもらおうと、こういう努力をしてもらいたいと思います。

だから、高校生については学校と企業のそれぞれの担当がうまくやってくれておりますし、工業高校の学生たちの県内就職率も大分これから上向きになってくるだろうと、こういうふうに期待をしておりますので、ここは今までより以上にまた頑張ってくださいということで高校生の県内の就職率を高めていただきたい。当然5年後には何%と、何十%ということが明らかになっていきますので、その目標を超えるようにひとつやってもらうことを重ねてお願いしておきたいと思います。

問題は大学生です。先ほどの答弁では、ちょっと大学の就職担当とか、そういう関係者の動きが、いま一つ少ないのではなかろうかという見方もなされているような答弁でございました。

私は、大学生については確かにいろいろ難しい面があると思います。高校生みたいにはいかなないところもあるかもしれない。しかし、これもやっぱり国の支援を受けて長崎県が採択をされたように、大学と産学官とか、あるいは県と長崎市と佐世保市が共同でチームをつくって、これから中核の人材を育て上げていく、育成していくというようなそんな協定も締結ができております。

さらに、かてて加えて、いわゆる産学官でコンソーシアムをつくると。まさに人材を育成す

るといような新たな長崎大学を中心としたそういう動きが出てきているではありませんか。こういうところのいわゆる県内定着を、長崎大学の今の学長が声高に上げていただいている。まさに知の戦略として、長崎大学並びに短大も含めて、大学の先生方、さっきも言ったように中村知事、佐世保市、長崎市等々の行政のトップたちが集まって、こういうことで県内定着を、県内に就職してもらいたいということを声高々にやっていて、報道関係もよく取り上げていただいているので、これをきちんと県民にアピールしているんですよ。

こういうことは、今のわずか1.3ポイントの16名とか、19名ぐらいのそういう形になっているんだけれども、もう少しこれが効果あらしめるように展開されているかどうかと。

ただ、今年の3月だから、立ち上げた時期とあんまり変わらないから、これから十分期待ができる、大学生が県内にとどまる状況なのかどうか、そこの手ごたえを、今のいろんな事業の進捗状況の中で受け止めておられるか、そこはどうですか。

【松本雇用労働政策課長】今、委員がご指摘をされましたCOC+の事業等ございますけれども、そういった中で大学内で初めて企業を呼んで合同企業面談会をすとか、そういった新たな取組も含まれております。やはり企業を知ることが県内定着率が上がっていくということでございますので、Nナビの活用といったものも常に周知しながら、企業情報を早急に、できるだけ早くそれぞれの学生に届けて、選択肢の中に入れていただいで判断していただく、そういった動きは、今年度取り組んでおりますので、また産学官連携して情報交換もやっておりますので、そういった中でどう県内定着に向

けて大学生も増やしていくかということも検討してまいりますので、そういう方向でさらに努めてまいりたいと考えております。

【小林委員】魅力ある職場をつくるということもとても大事です。だから、とにかく県内に学生をとどめる、あるいは県外に行った学生たちを戻す、そういうUIターン取組も一生懸命なされております。しかし、何と言っても県内において魅力のある企業が、きちんとその位置づけをしていただかなければいかんと思うんですね。

そこで、働きやすいというか、今どきの若い人たちが、いろんな福利厚生等々も含めながら、人件費等々もひとつ加味しながら、いわゆる学生たちが魅力のある職場だと、こんなところだったら勤めたい、帰ってきたいと、こういう優良企業に対する認証制度を今検討されておったと思うけれども、その辺の動きはどうなっていますか。

【松本雇用労働政策課長】もちろん賃金も一つの要素ではあるんですけれども、高校生のアンケート等を見た時に、職種、業種で企業を選んでいくということも大きく占めております。そういった中で働きやすい職場づくり、そういった観点から、委員ご指摘の優良企業の認証制度というものを本年度創設していこうということで、今、準備を進めております。

そういった働きかけを進めるために、例えば労働セミナーを開くように今後しておりますけれども、そういった中で具体的にこういった形で働きやすい職場にしていくか、例えば育児休業が取りやすいとか、有給休暇を取りやすいとか、長時間労働の短縮、そういったところについてどう取り組むかとか、ワークライフバランスに対してどう取り組んでいくのかといったも

のについては、企業の方にもアドバイザーを派遣して周知をしていく、働きかけをしていく、取り組んでいただくように進めていくということを、さらに今年度も続けてまいりたいと考えております。

【小林委員】今、いわゆる都会というか、そういうところと比べて長崎県の給与水準がどのくらいのものかということについては、県で調査をされているんでしょう。例えば、どれくらいの差が長崎県と、それから都会と言われるようなところとどれくらいの給与の差がありますよと。そういうところはもっときちんと伝えるべきだと思うし、もちろん給料が高いからだけで県外に、あるいは都会に一極集中するようなことでは決してないと思うけれども、これは下条委員の本会議における質問の中においても、やっぱり全体的な収入が都会に行って上がったとしても、それだけ経費がかかるし、生活に必要な費用がかかるわけですよ。やっぱり長崎県に住むすばらしさというものをもっともっとアピールしていこうと。やはり学生たちもそういう方向で物事を考えていくことができるように、そして、都会に負けないくらいの企業があるんだと、働きやすいんだというさっきの認証制度、ここはどういう具体的なことでやっていくのかと、これは今年度取り組むとかという話でございましたが、確実にこれはきちんとした制度で、この委員会に発表することができますか。

【松本雇用労働政策課長】そこについては、具体的に説明できるような形で説明してまいりたいと思っております。

【小林委員】それでは、最後にしますけれども、今言いますように、県内の高校生とか、あるいは大学生をいかにして定着させるかと。何と言っても受け皿として企業が元気を持ってもらわ

なければいけない。そして、企業が元気になるためには、優秀な人材を確保して、そして技術支援や人材支援をしていかなきゃいかん。いろんな行政でなければできないところがある。それをやっぱり現場で、そういう企業の方々がかきちんと受け止めて、その展開をし、両者がかみ合ってはじめて結果につながるんだと。

すみませんが、もうちょっと企業の方たちにももっと頑張ってもらえるような、そんなことをきちんと物を言える人がいなきゃいかんと思うんです。今、民間では、サミットというようなことの中でいろんな取組がなされておりますのも、人口減少と経済の衰退という両面から、もうただ単に行政だけに任せていてもいかん。行政も頑張ってもらいたい、議会も頑張ってもらいたい、と同時に自分たちも頑張るんだということで、自らやっぱり資金を調達しながら、いろんな形の中でやられている、こういう流れは非常に重いと受け止めないといかんと思うんです。

ですから、さっきも言ったように、行政は行政の役割がある。この産学官という産も大学もこうやって立ち上がっているわけですよ。私は委員長にお願いして、長崎大学の学長さんなんかは一回こういう委員会にお招きをして、我々の思いも伝えると同時に、あの学長がどれくらいの思いでこういうことに立ち上がっていらっしゃるかと、こういうことを考えると、やっぱりこれも一つの、我々議会もこの学長を応援しているんだと、この学長の考え方は実にありがたいと、こんなようなことの意味表示も我々もやっておかなきゃいかん。当然知事もやっておられると思うし、また、部長たちも接触する機会があられるかもしれませんが、我々議会としても足らざるところがあるかもしれないが、や

やっぱりこういう学長あたりの動きというものは評価に値すると私は思っているんです。ここまで踏み込んでいただける今の長崎大学の学長、いろんな角度から見て、本当に長崎県を何とかしなければならんという気持ちの中で、その大学の役割を十分果たして、学生たちにその考え方をきちんとわかっていただくよう努力をされている。この辺は非常に貴重だと思いますから、そういう動きを部長しっかりやっていただいて、我々議会もこの大学の学長の、まさに長崎大学は名門であるし、この間もマンマーに行って、長崎大学の医学部がそうやって医療なんかも支援していただいているんだと、こんな話を聞きますと、本当に地元の人間として大変ありがたいという気持ちになります。ですから、そういうことも含めて、委員長、長崎大学の学長なんかを、ひとつ座布団を多めに置いて、上等のいすを持ってきて、敬意を表して、我々の意思もそういった学長の意見も聞かせてもらうというようなことの中で盛り上げていくことも、一つの大学生に対するとおころの思いというものが通じていく手段かもしれないと、こんなことを考えますから、ぜひこの辺のところについても頑張ってもらいたいことを要望して終わりたいと思います。

【吉村(洋)委員長】今の要望については、今後、考えてみたいと思います。

【久野委員】今、小林委員から就職の件でいろいろとございました。半面、私が気になるのが企業の倒産なんですね。企業倒産がこれを見ても、長崎県のいわゆる景気については緩やかな改善基調にあるということをおっしゃってありますが、今年の1月から3月までの3カ月間で7件の企業倒産があつているということなんです。昨年と比べると6件減少ということ

です。6件減少はいいんですけども、やっぱり3カ月で7件、企業が倒産をしたということは大きく重視をしなければいかんのではないかと考えております。

この7件の倒産はどういう職種なのか。あるいはまた、何名の方が雇用を失ったのか、わかれば教えていただきたいと思います。

【荒田商務金融課長】今、信用調査会社からいただいている資料がございます。5月分の企業倒産、1,000万円以上の負債を抱えての企業倒産の情報をいただいております。4社が倒産をされておりまして、従業員が合計で14名という情報をいただいております。

【久野委員】この7件でこれだけの数字ですか。

【荒田商務金融課長】負債総額1,000万円以上の情報の提供をいただいております。1,000万円未満につきましては情報がございません。申し訳ございません。

【久野委員】やっぱり企業の倒産となれば、本当に雇用がまず失われるというのが大きな問題なんですね。雇用創出をいかにしてやっていかと、各企業もやっているんですけども、やはり企業倒産ということになればかなり厳しいなと思うんです。今までいろんな中小企業に対する金融面とか、あるいはまた相談窓口とかやってきておられると思います。

今回、また熊本地震関係のある部分については、4月19日から中小企業に対する資金繰り、あるいはまた、相談窓口というようなことで5月23日から取り扱いを開始するという事なんですけれども、今日まで倒産された方についての窓口等々について、いわゆる倒産をした企業が県の相談窓口にご相談に来られたことはありますか。

【荒田商務金融課長】倒産された企業が、県、

例えば商務金融課にご相談にいらっしゃることは今まで私の経験ではございません。ただ、県の信用保証協会ですとか、県の企業再生支援協議会という組織、あるいは銀行も常に相談を受けておりますし、県のよろず支援拠点とか、そういう相談窓口がいろいろございますので、そちらの方にご相談に来ていただいていると承知しております。

【久野委員】相談に来られてないということですが、実際、行政がこういういろんな窓口をセットしてやっていますよということは、もうそれぞれの中小企業の皆さん方は知っているんですか。PRというのは、企業は知っている。知っているのであれば、逆に言えばやはり金融面でこうこうこうなんだといういろんな相談があると思うんですね。ところが、いわゆる倒産をされた企業から相談が1件もないというのはどうということかなと思うんですけれども、徹底されているのですか。

【荒田商務金融課長】金融面のいろんなご相談は商工会、あるいは商工会議所にそういう窓口がございますので、そちらに行っていっていただくと。そういう窓口があるということについては、企業の方はよくご存じであると承知しております。

【久野委員】本当に企業が倒産をしないためにはどうすべきか、企業間の資金面とかいろいろあると思うんですけれども、これはやはり企業が1件も倒産をしないような形の中で、何としてでも長崎県としてはやっていければという希望なんです。ぜひそのあたりを行政面においても、企業倒産が1件もないような形の中での今後の対応策をひとつよろしくお願いしたいということで一応終わります。

【吉村(洋)委員長】産業労働部の審査の途中で

ございますが、まだ議案外所管事務一般についての質問が続いておりますので、午前中の会議をこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は13時30分から委員会を再開し、産業労働部審査の続きを行います。

午前 11時59分 休憩

午後 1時31分 再開

【吉村(洋)委員長】委員会を再開いたします。午前中に引き続き、産業労働部の議案外所管事務一般についての質疑に入りたいと思います。

ご質問がある方はお願いいたします。

【山口委員】議案外ということで時間をいただきましたので、1~2点お伺いしたいと思います。

経済雇用の動向と熊本地震への対応についてですが、この部分がちょっと重なりますので、2点についてお伺いしたいと思います。

景気動向についても、熊本の地震というのが大きな影響を及ぼすということで、中小企業団体中央会で景気動向の調査をしておりますけれども、その資料から見ると、4月が急に落ち込んだわけですね。DI値（景気動向指数）で見ても、相当な落ち込みがあっているわけですが、その後の動向についてはどう捉えられますか。

【山下産業政策課長】熊本地震を受けまして、県内の商工会議所、商工会の方で独自に調査を行っています。その中で、小規模事業者を中心にしているわけでございますが、物的被害がなかったというのが96.2%、物的被害があったというのが3.8%という状況でございます。また、この調査期間につきましては、5月16日から25日にかけて、具体的には商工会、商工会議所の会員企業をベースに調査したものでございます。

この中で1カ月間の経営上の影響が大きかったものについて、複数回答で尋ねたところ、約7割が「特に影響がない」と回答しているところでございます。

ただ、一方で、「影響があった」と回答が多かった順に申し上げますと、「売上、客足、受注の停滞・減少」、これが約20%、そして「原材料、資材、商品等の調達の遅延・確保等」で10%、あと「注文・キャンセル等の発生」が約10%あっているところでございます。

また、震災後の1カ月間の売上額の同年同期の比較も調査しておりまして、「ほぼ変わらない」と答えたところが83.4%、「1割から3割減少」が12.8%、「3割以上減少」が2.7%という状況でございました。

また、今後の影響でございますが、これは複数回答でございますけれども、「特に影響ない」が63%、その一方で、「売上、客足、受注の停滞・減少」が21.1%、そして、「消費マインドの冷え込み」が15.7%、「風評被害の発生、長期化を懸念する声」が10.9%ということで、特に観光客等の減少による宿泊のキャンセル等に対する懸念が多い状況でございます。

以上が小規模事業者に対する影響の一番新しい情報でございます。

【山口委員】観光業に特に影響があっているんです。それがまた徐々に2次、3次的に広がっていくんじゃないかという懸念があるわけですが、こうした景気動向を、地震があったことで特に注意しながら見ていって、そして支援が必要なところは支援が要るわけですが、逆に、今から復興・復旧で特需といいますか、そういった形で、今度は人が足りないような状況もくるという予想がされます。現在でも仮設住宅の関係でいろいろな方が熊本に支援とか、

人を連れて行っておられます。そういったことも起こり得るということでありますので、今後、業界別にいろんなパターンが起きると思いますけれども、そういう調査もずっとなさった方がいいんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【山下産業政策課長】今、委員が言われましたとおり、ほかの調査ものにおきましては、やはり人手不足に対する懸念材料が一番大きいという調査結果も出ていますので、そういったものを含めまして、県単の調査としましては年4回、1月と6月と9月、11月、議会前に調査することとしておりまして、今回、6月の調査の部分もやっているわけでございますが、次期の調査ではそういったものも含めまして調査したいと考えております。

【山口委員】それから、いろんな資材関係が上がってきたり、そういった影響も出てこようかと思っております。景気のことと併せて資材の動向、そういったものもちゃんと把握しておく必要があるかと思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

【山下産業政策課長】今申したように、資材の高騰等につきましても、今は調査項目にございませんが、そういったものも追加した形で調査したいと思っております。

【山口委員】そういう震災後のいろんな動向とございますか、そういったものも東北の震災の時の例もあると思っておりますので、そういったことでちゃんと把握をしながら対応するようにお願いしておきたいと思っております。

【山下産業政策課長】産業労働部でやっている調査につきましても、それぞれの環境とございますか、例えば石油価格が大きい時は石油価格に焦点を当て、また、為替が例えば円高の時はそ

ういったものに焦点を合わせたような、より現場の課題に焦点を合わせた形で調査を今もやっておりますので、今回、特に熊本震災等もございましたので、そういったところで問題になる部分に焦点を合わせた調査をしたいと思っております。

【深堀委員】私も1点だけですけれども、現説明資料の中でも出ていますけれども、3月の有効求人倍率、全国が1.3倍、我が県が1.11倍ということで、いつも言ってきたことなんですけれども、これは全体の有効求人倍率であって、その中身、正規・非正規の有効求人倍率というのやはりこれはちゃんと注視しておかないといかんと思っているんですが、このあたりの状況を教えてください。

【松本雇用労働政策課長】今、委員ご指摘のとおり4月の数字を持ってきておりますけれども、1.13倍という形で、1.11倍からさらに有効求人倍率は上がってきております。長崎県全体で1.13倍の有効求人倍率ですけれども、これにつきましては、0.65倍ということに本県はなっております。そういう情勢でございます。全国の方でまいりますと、正規の求人倍率が0.79倍、いわゆる1倍を割っているという状況です。

【深堀委員】今の報告はよくわからなかったです。正規が何倍、非正規が何倍というふうに答えてもらえませんか。

【松本雇用労働政策課長】非正規の方は今調べておりますけれども、まず、正規の有効求人倍率につきましては0.65倍ということになっております。

【深堀委員】全国はどうですか。

【松本雇用労働政策課長】全国は0.79倍でございます。

【深堀委員】全体の有効求人倍率としては、全

国と比べて0.19倍違うという差ですけれども、正規だけに括って見た時にはそういった差もまたあるということが特徴点なのかなと思っております。

その時に、なぜこういう質問をしているかという、追加の補足説明資料の中で、第10次の長崎県職業能力開発計画が今回提起をされています。この資料の中を見ると、雇用・失業の状況、労働市場の状況ということで全国と長崎県の有効求人倍率、これは離島も抜き出して載せられておりますけれども、こういったところにしっかり正規・非正規の分析も私は載せるべきだと思います。これは能力開発計画ですけれども、非正規であっても、この計画の中で「企業内の非正規労働者に対しても引き続き企業が主体となって人材育成を促進することが必要です」と。「労働者自らが非正規雇用からのキャリアアップを目指す時には、その主体的な能力開発を支援することが必要です」という分析も、この計画の中でしているわけですね。

ですから、当然好まざる非正規についてはキャリアアップを図る。しかし、キャリアアップするだけで、今度は企業側の都合で非正規から抜け出せないという事情もあるわけだから、そのところも、この能力開発計画の中で提起するのは別にしても、そういった課題に対する対策というのは講じなければいけないと思うわけですね。そういう対策についての見解を、まず求めたいと思います。

【松本雇用労働政策課長】まさしく、今回の職業能力開発計画、第10次の計画でございますけれども、人口が減少していく中で人手不足になっている。そういった中で全員参加型の社会をつくっていかうということで、例えば若年層であるとか、その中に無業者もいらっしゃいます

し、あるいは女性、あるいは高齢者、中高年、そういった中でも一つ非正規の雇用労働者という方々が増えてきているという状況がございます。

24ページのところにそのあたりの対策として基本的な方向性を取り上げているところでございまして、そこにつきましては、今、委員がおっしゃったようなところの不本意な非正規につきましても、当然自ら主体的に能力アップ、キャリアアップを図るという取組に対する支援であるとか、あるいは企業の方が在職者のキャリアアップを図る、あるいは離職者のキャリアアップを図る、そういったものを支援する仕組み、そういったものをやっていこうということで24ページのところに記載しているという状況でございます。

【深堀委員】わかりました。載せているということに理解をいたします。

端的に聞きますけれども、パートタイム労働者の長崎の状況、状況というのは増えてきているのかどうか。どういうふうに分析をされますか。私もいろいろ資料を見ていて気になる点があったものですから、どういうふうにパートタイム労働者の推移を把握しているのかということをお尋ねしたいと思います。

【松本雇用労働政策課長】パートタイム労働者の推移といたしますか、就業構造基本調査というのを5年に1度しております、これは直近で平成24年、その前が平成19年という形で5年ごとに就業構造を調査するものがございます。

それによりますと、パート労働者の割合としましては、平成24年が9万9,000人、その前が10万3,000人、さらに5年前の平成14年が9万1,000人というところで、若干高止まりというイメージもございまして、全体の労働人口が減

っていく中で、非正規の中に占めるパートの割合というのは大体5割ぐらいを占めているという状況で推移していると分析しているところでございます。

【深堀委員】私が持っている資料とちょっと違うんですが、私は厚生労働省の毎月勤労統計調査を見えています。これで非常に気になったことを言います。これには、全体の働く人に対するパートタイム労働者の比率、全国と長崎県とが載っています。平成22年当時は、全国が27.8%、本県が22.7%、全国の方が高かったんですね。それが、全国の流れはあんまり変わらないんだけど、平成26年になって、全国の比率が29.8%、本県が30.3%、逆転したんです。平成22年当時は、パートタイムの比率は全国の方がかなり高かった。それが本県がずっと伸びていって、一番新しい平成26年でいくと、全国の平均よりも長崎県の方がパートの比率が高くなっているという厚生労働省の労働局の資料に載っています。これを見た時に、どういうことなんだろうと。

だから、本県は、さっき雇用労働政策課長が答弁した時に高止まりしていると言われたけれども、比率はどんどん上がってきている。働く人に占めるパートタイム労働者の比率が、全国はそんなに上がってないのに、比率がどんどん上がってきているというのが、今の長崎県の状況のようなんですよ。だから、こういったところも、この能力開発計画とかを策定する時に、なぜこういう状況になっているのかというのはしっかり分析をした上で能力開発計画も考えていかなければいけないのではないかと私は感じて今回質問しています。

多分、今、いきなりぼつと言われても困ると思うんですけども、そういったものも一度分析してもらえませんか。この議会でどうのこ

うのというつもりはないので、こういった数字も見ながら、本県の労働状況に対する対策というのを練って行ってほしいということを要望したいんですけども、どうですか。

【松本雇用労働政策課長】統計データ、今、委員ご指摘の毎月勤労統計データというのは、長崎県内でいけば500社ぐらいをピンポイントに調査して分析して行って、調査対象を変えながらしていく資料でございまして、そのこの趨勢というのも押さえながら、一方で就業構造基本調査というのは全国の50分の1の調査ということで、5年に1度国勢調査をやりますけれども、50分の1の大規模な調査でございまして、いろんな調査を比較しながら、今委員ご指摘の労働者の就業構造に占めるパートの割合の状況がどういうふうに移しているか、その原因が何なのか。そういったことを踏まえながら、当然この職業訓練計画そのものは5年間の基本的な方向性を示してございまして、そこでやはり非正規を正規にするという形での方向性はきちんとうたっているつもりでございまして、そういう分析も踏まえて、さらに取組を進めていきたいと考えております。

【中村委員】一つだけお尋ねをします。

4ページに長崎自動運転プロジェクトというのがありますが、これは南島原市でやっている事業だと思うんです。今、全国各地、世界各国で車の自動運転について、かなり進歩したような状況になってきているんですけども、当然長崎県としても最終的に自動運転の車を使いたいようなプロジェクトを取り組んでいかなければならないし、実用化に向けて計画をする段階にきていると思うんですけども、県としてこの自動運転の車を今後どのようなところに活用していこうか、考えを持っておられますか。

【森田海洋・環境産業創造課長】今お尋ねのありました自動運転につきましては、委員お話のとおり、南島原市、長崎大学、県の方で連携しまして、まず南島原市が取り組んでおられる三次元の地図データを今年度整備をして行って、そういうのが実証できる、そういった環境を整えるということから始まっております。大学の技術者、研究者のサポートも受けながら、県の方はそういった分野での人材育成のプログラムとございますか、そういった世の中になり、そういったものが開発されていく環境の中で人を育てる、その分野の企業の人材を育てるといったあたりに着手しているところでございます。

お尋ねの自動運転を社会の中のどのようなところに活用していくのかということについては、今、国レベルでまだ安全のガイドライン等々が議論をされている段階で、最終的には無人の自動運転ということまでのステップがございまして、まだそのあたりの安全の対策等々の議論がなされているところでございます。

一方で、この動きについては地域社会においてもこういった自動運転に取り組まれることで安全な乗り物ができるとか、もしくは本格的な、自動車自体は大手メーカーがやるかもしれませんが、より地域に密着した小型のものでありますとか、また、農業分野の自動といったところへもすそ野が広がってくると思いますので、そういったあたりへの活用ということも検討しながら、まずは人の育成というところに県としては取り組むという立場でございまして。

【中村委員】長い説明をしていただきましたけれども、何もまだやってないということが事実だと思います。ただしかし、今言ったように、国レベルで今動いているだけだからということで、動いてないような感じなんですけれども、そ

の辺の取組がちょっと遅いんじゃないかと私は思うんですよ。

以前、実を言うと潮流発電について、私が県議会議員になってすぐの時に一回一般質問をしたんですが、県の方は全くタッチしなかった。結局、ここ何年か前にやっと潮流発電に動き出してやったけれども、結局、他県に負けてしまうじゃないですか。だから、目のつけどころがどうなのかということなんですよ。

だから、長崎県として、この自動運転の車をどういうふうに活用していくのか、観光に活用していくのか、それとも高齢者対策に活用するのか、障害者対策に活用するのか、そういう目的を持って、今の段階である程度計画を練っていかないと、他県には完全に遅れてしまう。

そうした時に、国は、いかがでしょうかと、こういう計画を持ってやられませんかということと言われた時に、すぐ計画を出せないんですよ。だから、今の時点からちゃんとした計画を持っていてほしい。

要するに長崎県というのは人口減少も激しいところだし、それに対して何をするかといったら、交通の利便性を何かの形でもって行って、高齢者の方、障害者の方、子どもたち、いろんな方たちが自由に活用できるような交通網をつくらないといかん。

そうした時に、例えば今の南島原というのは、要するに線路の廃線があったからそこを活用してやろうという考えを持ってやったわけですよ。だから、私たちはもともと、あそこをなぜ廃止したのかなと、もったいなかったなと。今はまだ線路が残っていたら何らかの活用ができたのになと思うんです。ただ、その代わりに南島原市は、その線路の跡を活用して自動運転の車を走らせようと。要するに、列車の代わり、

バスの代わり、タクシーの代わりに使おうと思って練っていると私は思うんです。だから、そういう方向性を持って、県としても率先して今のうちから計画を持たなければ。長崎なんかは今、電車が走っているからいいけれども、将来的にこの電車ではなくて、自動運転の車を今の電車の軌道のところを走らせるとか、そういう計画が出てくる可能性もあるじゃないですか。

今、私の地元諫早でも、結局諫早市が県営バスに対してかなりの予算を投じているんですよ。結局利用者がいない、でも、バスがいなければ公共の交通機関がなくなってしまう。そういうところに今は自治体がコミュニティバスなんかをやっています。そのコミュニティバスの代わりにそういうものを活用するとかできないのか。ただし、自動運転の車を活用するに当たっては、恐らく一般の車との併用があって、渋滞が起こる可能性がある。そうした時には渋滞が起こらないような道路網をつくっていかないと活用できないということになってくるんですよ。

そういうところにもう少し目線を向けて行って、今から土木部とも話をしながら、道路網の整備にも声をかけながら、自動運転をいかにして活用していくかというのは、重要な目線になつてくると思うから、国レベルで今やっているからという考えではなくて、もう少し自分たちで、長崎県は自ら自動運転で一番進んだ県にしようという考えを持って動いてもらえないかと思っているんですが、どうですか。

【森田海洋・環境産業創造課長】この分野については、長崎についても一部先行して取り組んでいる面もございます。こういった自動運転の機械を動かすための基本ソフトについて、長崎大学の研究者が開発をしており、それをオープンソースという形で、みんながそれを使って開

発できるという環境が整えられそうだとということで、この分は他県に比べて先行してやれる環境づくりということで思っております。

そういった意味で、今、いずれにしろ、一方また自動運転は三次元データが揃っていないと自動運転もできないということでございますので、まずはそういったあたりに着手いたしまして、各地で幾つか進んでおりますが、地方で進んでいる幾つかあるうちの一つだという位置取りだと思っておりますので、委員のお話のとおり、先行してやっていくんだという気持ちを持って取り組んでいきたいと思っております。

【中村委員】今の言葉を忘れないようにしてくださいよ。絶対よそに負けたらだめだよ。よそが取り組んでからでは遅いんだから、よそが取り組む前に自分たちで計画を持たなくては。そうしなければ国からの補助も受けられないんですよ。優先できないんですよ。だから、この南島原市がやっていることは非常にいいことだと思います。でも、他県でもっともっと大きな事業でやっているところもありますからね。沖縄も観光地ですけども、観光にそれを全て利用しようということでもう取り組んでいますから、そういうところに負けないように、ぜひ部長よろしく願いしておきます。部下の方たちが一生懸命そういう発案を持ってこられるのであれば、率先して取り上げてもらって、事業に入れていくということに取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【古川産業労働部長】今、中村委員おっしゃったように、大手の自動車会社も自動運転とかに取り組むというニュース等、私も拝見しているところでございます。ただ、おっしゃるように他に先んじないと目指すところの産業集積というところにもつながってまいりませんので、そ

こはしっかり意を用いて対応、取組を進めてまいりたいと考えております。

【吉村(洋)委員長】ほかにご質問等はございませんか。

【宮本副委員長】昨日から本日の午前中、そして今まで長崎の経済、そして雇用、企業誘致、さまざまな議論をしてきまして、非常にどれも重要な問題であるということをつぶさに感じるとともに、いろんな角度からの分析が必要なんだなということを改めて感じました。横の連携、縦の連携、外との連携、いろんなところで必要であるんだなということを痛感しております。

長崎の経済においても全体的に緩やかな回復状況とは言っているものの、有効求人倍率も増えているとは言っているものの、昨日いただいた補足説明資料の「第10次長崎県職業能力開発計画(案)」の資料をずっと見ていったら、13ページのところに興味深いのがありましたので、1点だけ確認をさせていただきます。

全国と長崎県の離職状況を比較してあるところがあります。長崎労働局調、表の12です。上の2つが県内の大学生、高校生、下が全国の大学生と高校生。これは1年目、2年目、3年目、どれを見ても長崎県の離職率が非常に高くなっているという現状があります。これは平成22年から平成26年までの統計なので、最新の状況としてはどうなのかというのもあるんですが、一時的に就職はしたものの、なかなか定着できない。そこに長くとどまっていることができないというのが、長崎としては全国に比べると多いという現状があるかと思っております。都会に比べて企業数、企業の規模、ミスマッチの問題等さまざまな理由はあると思っております。この数値に関する分析といたしますか、なぜこういうふうに離職率が高いか、それについて説明していただ

ますか。

【松本雇用労働政策課長】今、副委員長ご指摘のとおり、長崎県の離職率につきましては、大学生、高校生とも全国に比べて高くなっております。

特に、この13ページの図を見ていただきますと、1年目のうちに離職をする割合が、2年目、3年目よりも特に高くなっているというところがございます。そういった意味で我々としても、若者たちが就職した後にいろんなストレスを抱えているというハローワークでの相談の内容なんかも聞いております。そういった意味で、就職した後に若者たちが気軽に集まることができるような相談する窓口であるとか、そういったものをフレッシュワークの中につくって、いろんな相談ができるような形で、初めて就職をして、学生から社会人になって、悩みなんかもお互いに集まって相談できるような体制を進めたり、そういった形での対策をしております。

もう一つは若者たちのキャリア教育といえますか、就職する前の段階でどんな企業があるとか、こういった職業なのかとか、そういったこともインターンシップ等を通して体験をしてもらう。これも非常に効果があると思っていますので、そういった形で離職率を低くしていきたいと考えているところでございます。

【宮本副委員長】相談窓口といっても、そこにはなかなか行かない現状があると思います。今、こういった状況の中で、わざわざそこに行って相談するかといったら、そうでもないと思います。もっとここは深く、なんで離職が多いのだろうかというのを分析すべきであると思います。

ちなみに、職業別、製造業、サービス業、造船業等、そこらでどれが一番多いとか、そういった分析というのはありますか。

【松本雇用労働政策課長】今、そういった具体的な業種ごとの離職率というのはございません。

先ほどのキャリア教育という話の中で、今、キャリアサポートスタッフというのを学校の現場に置いておりまして、その中で就職相談といったものを常にカウンセリングも含めてやっていくということで子どもたちの就職に対する悩みも含めて対応していくことが、一定就職した後の離職防止につながっていくのではないかと考えているところでございます。

【宮本副委員長】そこら辺もどこの業種でどれだけ多いかというの、もっともっと考えていけないといけないと思います。

例えば福祉や介護の分野だったら離職率が非常に高いというのもあるでしょうし、看護の部門でもそういったものがあると思います。ものづくりだったら、ずっと専念して、なかなか離職率は低いというところもあるかもしれませんから、そういったものも見ていく必要があると思います。

一時的に有効求人倍率がぼんと高くなったけれども、後は続かなくて、もしかしたら、この方々は辞めて県外に出ていっているかもしれません。一時的に数値としては高くなって、県内の就職率が高くなっていると言っているものの、反面、1年、2年、3年で辞めて、やっぱり都会がいいやと言って都会に行く人も多分多いと思うんですね。だから、そういったところをもっともっと、止めるためにもしっかりと分析をして、何が必要なのか、何が足りないのかというのを見ていくものが大事だろうと私は思います。それを、もっと細かく言うと、100人のところの企業体、50人のところの企業体、20人のところの企業体、そういったもので見ていてもいいんじゃないかというふうに思います。

これも未来につながっていく数値として出てくるかと思っています。

それから、高校生で1年目で辞めていらっしゃる方が多い。これはインターンシップと今言われていますね。産学官コンソーシアムとかでも出てくるとは思いますけれども、ここでも県内の高校生の就職率を上げればいいのかという問題、それとは別にどの人がどの職業に向いているか。進路で言えば、私なんかも高校の時にこれが向いているよと、つぶさにいろいろ説明を聞きまして相談を受けましたから、そういったことももっとも必要になってくるとは思います。そういったインターンシップは今後どうなんですか。新しくこれを強化しましょうとか、県内の優良企業の方々と話した時に、こういったのは新しく取り入れましょうかというような話とかはありますか。

【吉村産業政策課企画監】高校生のインターンシップにつきましては、インターンシップ先の少ない離島・半島の高校生を対象に、長崎県経営者協会に委託をしまして、マッチング等々をしているところでございます。

ちなみに、昨年度の実施状況でございますけれども、離島・半島の14高等学校から346名がインターンシップを経験しているということでございまして、経営者協会の委託の中で新たな企業の掘り起こし等にも努めているところで、また当然こういった職種でインターンシップをしたいかといったような希望をお聞きしてマッチングを進めているところでございます。

【宮本副委員長】そうですね、このあたりももっとも詳しく見ていく必要があると思います。有効求人倍率が上がって、離職率がぐっと減っていくことによって県内に残る人も多くなっていくはずなんです。だから、これが逆方向に行

くとなると、どこかに逃げて行ったり、もしかしたらフリーターやニートになっている割合も高くなってくるんじゃないかなと思いますから、そこら辺の離職状況についても、さらにさらに、細かく細かく、業種別に分析していく必要があるかと思っておりますから、そこもしっかり横の連携とか、企業との絡みの中で何かしら一つの方策を出してもらえればと思っておりますが、この離職について、部長はどんなお考えですか。

【古川産業労働部長】副委員長ご指摘のとおりでございます。有効求人倍率が上がっても、離職に伴いまして県外に出て行っているということであれば、そこは私どもの方としてはゆゆしき話でございます。おっしゃるように離職の原因というのをもっと深く分析をして、その対策をしっかり考えていく必要があると思っておりますので、そういう形で分析をし、取り組んでいきたいと思っております。

【吉村(洋)委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】ほかに質問がないようですので、産業労働部関係の審査結果について整理をしたいと思っております。

しばらく休憩いたします。

午後 2時 9分 休憩

午後 2時 9分 再開

【吉村(洋)委員長】委員会を再開いたします。これをもちまして、産業労働部関係の審査を終了いたします。

引き続き、水産部の審査を行います。

しばらく休憩し、2時30分より再開いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時10分 休憩

午後 2時31分 再開

【吉村(洋)委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、水産部の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から5月の委員会の際に出席していなかった幹部職員の紹介がありますので、これを受けることにいたします。

【熊谷水産部長】5月の委員会に出席しなかった者の紹介をいたします。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。

【吉村(洋)委員長】それでは、これより審査に入ります。

【吉村(洋)分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算及び報告議案を議題といたします。

水産部長より、説明をお願いいたします。

【熊谷水産部長】それでは、お手元にお配りしております関係議案説明資料に基づきまして説明させていただきます。

水産部の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

水産部関係の議案等について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第101号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、報告第1号、第6号、第9号、第12号 知事専決事項報告分でございます。

はじめに、第101号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分についてでございます。

今回の補正予算は、T P P 関連政策大綱に基

づく施設整備事業に対応するため必要な経費等について計上しようとするものであります。

歳入、諸収入として8,793万4,000円の増でございます。

歳出、水産業費として、8,793万4,000円の増でございます。

以上を計上しております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

産地市場の競争力強化のために必要となる共同利用施設等整備の支援に対する経費として、水産経営構造改善事業費8,793万4,000円を計上しております。

次に、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することとしてあらかじめご了承いただき、3月31日付けをもって専決処分させていただきました事項の報告であります。

まず、報告第1号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分についてでございます。

歳入、分担金及び負担金1億5,192万4,000円の増でございます。そのほか、以下使用料等の増減がございますが、合計といたしまして8,944万9,000円の増となっております。

歳出でございますが、水産業費4億6,290万1,000円の減となっております。そのほか合わせまして合計4億7,095万7,000円の減となっております。

この歳出予算の主なものは、漁港水産基盤整備事業における事業費の精算等に伴う減2億2,339万6,000円、漁場水産基盤整備事業における事業費の精算等に伴う減5,448万4,000円、その他職員給与費の過不足の調整、執行額の確定に伴う整理等でございます。

次に、報告第6号 知事専決事項報告「平成

27年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは、貸付金の減額等に伴い、歳入、歳出それぞれ3,221万2,000円を減額いたしております。

次に、報告第9号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

これは、運営管理に係る事業費の確定等に伴い、歳入、歳出それぞれ1,014万5,000円を減額いたしております。

次に、報告第12号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてでございます。

収益的収入について、土地売却収益の増等に伴う増額として8,920万5,000円、収益的支出につきまして、土地売却原価の増等に伴う増額1億907万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、「平成27年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」のうち関係部分についてでございます。

漁場水産基盤整備費10億5,157万円、県営漁港水産基盤整備費23億5,187万1,000円、市町村営漁港水産基盤整備費4億2,457万3,000円でございます。

そのほかにつきましては、地方創生加速化交付金に係るものでございますが、新水産業収益性向上・活性化支援事業ほかでございます。これらにつきましては、今申し上げた地方創生加速化交付金に係るものでございます。合計としまして40億6,119万6,000円を計上いたしております。

繰越の主な理由としましては、計画、設計及び工法の変更による工事の遅延、事業決定の遅

れ、地元関係者との調整に不測の日数を要したことなどにより年度内の完成が困難になったことや、先の2月定例県議会において、国の経済対策に対処するために予算計上した事業、地方創生加速化交付金、こういったものの適正な事業実施期間を確保するためのものでございます。

以上をもちまして水産部関係の議案等の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【吉村(洋)分科会長】次に、漁港漁場課長より、補足説明をお願いいたします。

【中田漁港漁場課長】私の方から繰越明許費につきまして補足してご説明いたします。

お手元にお配りいたしております「予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料 繰越事業理由別調書」の1ページをお開きください。

これは、平成28年6月定例県議会繰越計算書報告のうち、4ページに掲載されております農林水産業費の関係部分を理由別に整理したものでございます。

上段の表は、漁港漁場課の平成27年度から平成28年度への繰越額について、繰越理由別に繰越件数、繰越額を示しております。

事業決定の遅れによるものですが、これは他事業との調整及び国の追加内示によるもので2件、1,686万5,000円でございます。

次に、計画、設計及び工法の変更による遅れでございますが、43件、29億4,325万8,000円となっております。これは新規施設の調査設計や関係者との協議で、施設の配置計画や規模等の検討により工事着手が遅れたものでございます。

次に、用地補償交渉の遅れでございますが、相続人や共有地の関係で登記が遅れているもので、平戸市の獅子漁港関連道整備工事の1件、

501万9,000円でございます。

次に、地元との調整に日数を要したものでございますが、これは地元漁業者との調整により、盛漁期を避けて現地工事を行うため遅れるものなどで、16件、2億5,537万2,000円でございます。

次に、その他（経済対策補正によるもの）でございますが、昨年度の2月経済対策補正によるもので、1件、6億750万円となっております。

漁港漁場課の繰越明許費は、全体で63件、38億2,801万4,000円でございます。

下段に、参考としまして最近5年間の繰越状況及び昨年度との比較を記載しております。今年度は、前年度と比較しますと、件数で1件の減、金額で11億7,685万8,000円の減となっております。

平成27年度の繰越額が減った主な理由としましては、経済対策補正による影響の解消及び早期執行強化の取組などによるもので、予算に対する割合は経済対策補正の影響がなかった平成23年度繰越の水準以下となっております。

繰越事業につきましては、年度当初の早期発注計画から執行状況の確認等、執行管理を徹底して行っており、今後も引き続き、さらなる事業の執行管理強化と地元関係者との十分な協議、調整を図りながら、より一層繰越の縮減に努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【中山委員】 報告第12号、土地売却益収入

8,920万円、この場所と面積、場所はどこになりますか。

【中田漁港漁場課長】 場所につきましては、三重新港、マリンヒル三京でございます。

予算上計上していたのは、43区画分の売却益を想定していたんですけども、今年に入って1月以降、さらに売却が進みまして、65区画が売却済となっております。その分を補正しております。

【中山委員】 そうすると、これは65区画というのは1年ですね。えらい売れたね。

そうすると、今、平米当たりの単価は幾らになっているのかということと、あと残り、これは平成32年に閉鎖するんだらう。あと残りどの程度になっていきますか。

【中田漁港漁場課長】 逆になります、残りどれくらいかというご質問ですが、残りが36区画になっております。今のところ、今年の4月から6月10日現在までで15区画の契約がもう済んでおります。プラス4区画が内定中で、15区画が商談中ということで、全くまだ商談にも入っていないものは、あと残り2区画となっております。そういうことで、今年度中にもう売却が終わると考えております。

それと、1平米当たりの単価でいいますと2万2,200円でございます。坪で言えば7万3,260円です。

【中山委員】 ようやく動いたね。単価が時代のニーズにぴったり合ったということだろうけれども、長年の懸案が一応解決の見通しができたと思いますので、これはよく頑張ったなと申し上げておきたいと思います。

【溝口委員】 新しく補正予算に組まれております産地市場の競争力強化ということで、水産経営構造改善事業費として8,793万4,000円出て

いるんですけれども、このことについて詳細を教えてくださいとお願いします。

【川口経営支援室長】今回、ご審議いただく補正予算につきましては、国のTPP対策に基づく平成27年度補正予算を活用して施設整備事業に対応するために計上させていただいております。

国においては、浜の活力再生プランに基づき施設整備を行うということで計上しておりますが、対象となる事業の施設整備の内容、事業費でございますが、平戸市管内の志々伎漁協の鮮度保持施設でございます。内容は製氷・貯氷施設で、現在漁協は製氷施設を持っておりませんが、組合員及び漁協管内以外の漁業者への氷の供給も視野に入れた整備を行うものでございます。規模につきましては、鉄骨3階建て、製氷13トン、貯氷20トン、総事業費は1億7,586万8,000円でございます。

【溝口委員】わかりました。総事業費としては1億7,500万円かかって、県の方の持ち出しが8,793万円ということは、地元負担とか、国からの補助とか、そこら辺についてはどうなっているんですか。その内訳をお願いします。

【川口経営支援室長】今回計上させていただいております8,793万4,000円につきましては、国費が2分の1補助されますので、国費を県として計上しまして、それを市の方に交付することで同額を計上させていただいております。

また、地元負担につきましては、市の方が10分の3、漁協が10分の2ということになっております。

【溝口委員】わかりました。そしたら、国が2分の1、あとの2分の1は市と地元が出すということで、県の方は何もなくてよかったんですか。

【川口経営支援室長】今回の事業につきましては、県の継ぎ足しはございません。

【溝口委員】せっかく国が出すのに、何分の1か県も関わらないと、ここで予算の審議をするのがおかしいような感じがする。県は全然出さなくて国から取ってきた金をトンネルでやっているだけでしょう。わかりました。だけど、もう少し、水産とか農林とかする時に、農協とかする時に、やっぱり県の方も何かしら手だてを、国から出るのに考えてほしいと思うんですけれども、水産部長、この辺についてはどうですか。

【熊谷水産部長】今回の事業につきましては、私どももどういう対応するかということでいろいろ検討させていただきましたが、その中で、従前なかなか市の方が負担しきれないと、結果的に漁業者の負担が非常に大きくなるということで、なかなか運営が厳しいということも考慮して、県としても負担してきた事業がございます。

今回の場合、平戸市が例のふるさと納税の関係が非常によかったということで、従来にない手厚い補助をしているということでございましたので、地元負担というのが既に通常の事業に比べて非常に低い水準になっておりましたので、そういうことも総合的に考慮しまして、今回、こういう形をとらせていただきました。

ただ、今後、じゃ同じようにするかということでございますが、今後はいろんな施設の性格、地域全体のものになるかどうかとか、そういった施設の性格なり、使われ方、それから、地元負担の状況、こういったものを総合的に判断しながら県の継ぎ足し、必要性を判断していきたいと考えております。

【溝口委員】最後にしますけれども、やっぱり

市の方がふるさと納税がよかったということで10分の3を負担するということですが、地元の漁協も10分の2負担するということですから、やはりその辺について県も少し考えて、国の補助金を素通りさせるだけでなく、関わりをもって指導していきながらやっていただきたいと思っておりますので、ここはもう要望にしておきます。終わります。

【下条委員】私も、今回、特に議案が少ない中で非常に不親切な説明だなと、この平戸の件は見ておりましたけれども、溝口委員から同じ趣旨でご質問がありましたので、それでいいと思っています。

一度確認しますが、そうしますと、この地元の10分の5のうち平戸市が10分の3を負担したというこれは、話し合いの中で、平戸市はいかにふるさと納税が数十億円上がっているとは言いながらも限られた財源ですから、県にも幾ばくかの負担というものは求められたことはないのか、その経過を説明していただきたい。

【川口経営支援室長】この事業を活用するということが決まったのが、平戸市では今年の1月でございます。その時点で我々も現地とも話をしましたが、平戸市については志々伎漁協が製氷の施設を急ぐということで、県の負担がなくても10分の3を当初予算に計上して地元を応援したいということでございました。

【下条委員】そうすると、地元の漁協も平戸市も、国が2分の1の負担をするという情報は持っていたと思っていいんですか。その後、急遽TPPの特別予算で国が2分の1を負担するようになったので、ルール計算をして、話し合いをして終わっていて、結果的に長崎県は負担しなくていいようになったんだということじゃないんですか、違いますか。

【川口経営支援室長】地元の方には、今回のTPPのこういう事業の組み立てについて、12月末に国の方から話が出ましたので、その時点で2分の1の補助があるということが地元もわかりまして、そういう予算立てをされたということを知っております。

【吉村(洋)分科会長】ほかにご質問等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】ほかに質問がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第101号議案のうち関係部分及び報告第1号のうち関係部分、報告第6号、報告第9号及び報告第12号のうち関係部分は、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおりそれぞれ可決・承認すべきものと決定いたしました。

【吉村(洋)委員長】次に、委員会による審査を行います。

水産部においては、今回、委員会付託議案がないことから、まず、水産部長より所管事務一般についての総括説明をお願いいたします。

【熊谷水産部長】それでは、お手元にお配りしております「農水経済委員会関係議案説明資料」と（追加3）というのがございます。この2点を

用意いただければと思っております。

今回、ご報告申し上げますものは、平成27年度海面漁業・養殖業生産量（概数）について、クロマグロ養殖について、平成27年度漁期におけるノリ養殖について、漁業取締船の竣工について、水産物の輸出について、総合水産試験場の最近の取組成果について、「長崎県『新』行政改革プラン」に基づく取組について、有明海振興基金（仮称）について、以上の点でございます。

このうち、主なものについてご説明したいと思います。

まず、水産部の1ページ目をお開きいただきたいと思います。平成27年度の海面漁業・養殖業の概数についてでございますが、ポイントのみを説明させていただきます。

去る4月26日に公表されました本県の海面漁業・養殖業の生産量は30万500トンで、前年と比較いたしまして3万8,000トン、14.5%増加しております。全国における生産量の順位としましては、北海道に次ぐ2位となっております。

続きまして、クロマグロ養殖についてポイントを説明させていただきます。

水産庁から3月30日に公表がございました速報値でございますが、本県の出荷重量は4,128トンでございます。前年と比較して488トン減少しておりますが、全国における生産量の順位は、前年に引き続きまして第1位となっております。

続きまして1ページお開きいただきたいと思います。平成27年度漁期におけるノリ養殖についてでございます。

2段落目でございますが、今漁期の合計では共販枚数600万枚、金額5,800万円であり、前年度との比較では枚数で38%、金額40%、過去5

カ年の平均との比較では、枚数が32%、金額37%にとどまっております。

最後の段落になりますが、県としましては、本年度漁期終了後、直ちに平成28年度漁期のノリ養殖生産回復に向け、ノリ養殖業者、地元漁協、県漁連、水産試験場等関係者で今漁期の問題点抽出と対策を協議いたしました。その結果を踏まえ、引き続き、養殖場の定期的な環境調査や環境の変化に対応した適正養殖の指導と併せ、共済制度のさらなる推進並びに良質な冷凍網の確保等必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3ページ目の水産物輸出についてでございます。

本県水産物の輸出につきましては、県と関係団体が連携し、東アジアを中心に積極的に取り組んでおります。特に、中国向け鮮魚の輸出に関しましては、上海や北京のアンテナショップを活用した取扱店舗の拡大などにより、平成27年度の輸出金額は過去最高となりました。これらにより、東アジア向け鮮魚輸出金額は、前年度に比べ3億2,000万円増加し、目標を上回る9億6,000万円を達成しております。

今後とも、安全・安心で高品質な本県水産物の輸出を促進し、生産者の所得向上に取り組んでいきたいと考えております。

別葉の追加3をご覧いただきたいと思います。

有明海振興基金（仮称）についてのご説明でございます。

長崎地方裁判所において、今年1月18日に、開門によることなく有明海全体の漁業環境を改善する方策を検討し、全体の解決を図る和解の協議が勧告され、5月23日に行われた第4回の協議では、国から開門に代わる漁業環境改善措置の骨子案として、有明海振興基金（仮称）の創

設が提案されました。

去る6月2日には、基金に関する説明のため、農林水産省農村振興局次長等が来県され、長崎県漁業協同組合連合会への説明の後、県へも説明があったところでございます。

基金については、国が全額拠出した上で、4県漁連等や沿岸4県でつくる新組織が弾力的に漁業振興事業に活用できる仕組みを想定していること、基金が創設されると、漁業者自らの取り組みを直接支援することができることなどが説明され、農村振興局次長から「長年の問題に終止符を打つチャンスであり、協議の進展に協力してほしい。」との要請がなされました。

これに対して、濱本副知事からは「漁業者が納得できるような規模での提案をしていただいたうえで、開門しないことを前提とした和解が成立することは県としても望むところであり、県としても協力できるところは協力していきたい。」とお伝えしたところでございます。

県としましては、本基金の創設により、漁業者が実感できる具体的な成果が得られることが重要であると考えており、今後、基金の活用も視野に入れて、関係漁業者の意見を十分に伺い、水産振興策の強化について取りまとめの上、国に働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

【吉村(洋)委員長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【西漁政課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました水産部関係の資料についてご説明いたします。

お手元にお配りしております農水経済委員会

提出資料をご覧いただきたいと思っております。

まず、1つ目の補助金内示一覧表でございます。

平成28年度の4月から5月までの直接補助金の実績は、資料の1ページから29ページにかけて記載しておりますとおり、高品質化推進事業費補助金など計198件、また、間接補助金の実績につきましては、資料の30ページに記載のとおり、新水産業収益性向上活性化支援事業費補助金など計2件となっております。

次に、1,000万円以上の契約状況についてでございます。

平成27年度の2月から3月までの実績は資料の31ページに記載しております建設工事以外が5件、34ページに記載しております建設工事が16件、62ページに記載しております建設工事に係る委託が1件となっております。

また、平成28年度の4月の実績は資料の63ページに記載しておりますとおり、建設工事以外が2件、65ページに記載の建設工事に係る委託が1件ということになっております。

なお、このうち、入札に付したものにつきましては、入札の結果一覧表を添付いたしております。

最後に、附属機関等会議結果報告につきましては、2月から4月までの実績は資料の66ページから79ページにかけて記載のとおり、平成27年度長崎漁港管理会など13件となっております。

以上でございます。

【吉村(洋)委員長】以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はございません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質疑に入りたいと思います。

ご質問等がある方はお願いいたします。

【中山委員】 50ページの長崎地区水産流通基盤整備工事、浮棧橋です。

指名競争入札で、7者あって、7者とも失格ですね。恐らく最低価格より入札価格が低いからこういう形になったんだろうと思いますが、その要因についてどのように把握しているのか。

【中田漁港漁場課長】 これは指名競争入札の結果でございまして、指名競争入札に限らず、競争入札に本県はランダム係数を導入してございます。したがって、これが約1%の間を変動するものでございまして、それがランダムというくらいですから、どこにくるかかわからないんですけれども、この失格者は、たまたまこの入札の結果が、ランダム係数が動いた時に高いところとまったということで、通常低いところをねらって札を入れられた方が失格と、最低価格よりも下回ったということで、これは偶然、起こったものと思っております。

【中山委員】 偶然ということですから、偶然でしょう。

そこで、ちょっと私が気になるのは、要するにこの入札を執行したのが3月17日ですよ。そして今、もう6月ですよ。そうすると、再入札という形になると思いますが、（「いやいや

2枚あるよ」と呼ぶ者あり）49ページから始まるの。そうね。（「下に1/2とあります」と呼ぶ者あり）つながっていたの。失礼しました。それじゃ、もう少し親切に、49ページと50ページとつながっているのはわからなかった。それは失礼いたしました。今後、私にもわかるように資料をつくっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【下条委員】 この金額を見ると、大した金額じゃないんですね。浮棧橋で6,900万円でしょう。これは6億9,000万円じゃないですよ。このくらいの小さな工事物件で十何者も指名が必要なんですか。1億円以下の場合は、こんな多くの業者を指名していないでしょう。これは一般競争入札ではない、指名競争入札でしょう。いかがですか。

【中田漁港漁場課長】 これは経済雇用対策で、通常であれば10者指名ですけれども、5者拡大して指名することが可能ということで15者まで指名してございます。

【吉村(洋)委員長】 15者と言うけれども、17者じゃないか。

【中田漁港漁場課長】 説明が不足しておりましたが、点数をつけているんですけれども、たまたま評価の点数が同点だったら、同点のところまで入れるということで2者がプラスされております。

【溝口委員】 39ページですが、同じく指名競争入札で15者参加して、失格ばかりで2者だけがとっているんですけれども、これもランダム方式だからこうなるんですか。でも、こういうのが1回だけじゃなくて、2回も3回もあつたら、何かちょっとおかしく感じるんですけれども、その辺についてどうですか。

【中田漁港漁場課長】 これも先ほど説明したと

おり、ランダム係数の実施の結果だと思えます。

入札自体は適正に行われていると思っております。たまたま、偶然こういうことが発生したと考えております。

【溝口委員】たまたまこういうふうになるということですがけれども、よっぽど見積もりをする人たちが、最初から最低制限価格というのを低く見ていたということになってくるんですよ。こんなに予定価格が8,600万円ということに39ページはなっているでしょう。それで7,800万円を割るような1,000万円以上の最低価格の感覚がないのかなという気がして、皆さん、専門的にしている人たちですよ、さっきの49ページ、50ページもですね。今までちゃんとそういう最低制限価格というのをわかりながら入札に参加している、指名競争入札で参加している人たちだと思うんですけども、あんまりこういうものが数字的に見えていたら、何かおかしいねという感じが、私は感覚としてあるんですけども、そういうことは絶対ないんですよ。

【中田漁港漁場課長】この結果を、数字をよく見ていただくとわかるかと思うんですけども、数万円の間で、皆さんそんなに差が開いているわけじゃないんですよ。恐らくこれは想像なんですけれども、各社皆さんAクラスの会社の方で、非常に高い積算能力を持っておられます。したがって、予定価格の間違いとかということはないかと思えます。先ほど私が言いましたように、ランダム係数がどこに入るかというのはわからないものですから、たまたま結果的にこういうことが起きていると考えております。

【吉田(洋)委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉田(洋)委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、次に、議案外の所管事務一般

についての質問に移りたいと思えます。

ご質問等がある方はお願いいたします。

【下条委員】いいことと悪いこと。まさに水産県長崎としては、アジとかサバというのが他地域に比べると最も漁獲があるわけですが、従来からのイワシを含めたものが去年はよかったということ。それから、クロマグロが11%、500トン近く減少したということ。そのくらいの説明だったら、理由もある程度説明の中で入れてもらった方が良心的なんですけれども、どうですか、両方とも。

【熊谷水産部長】大変失礼しました。

特に今回、まき網等を中心にしましてアジ、サバ、イワシ、こういったものが昨年の年初来かなり好調に推移しておりまして、水揚げそのものも松浦市場、それから長崎市場、こういったところでもかなり漁獲が伸びたと聞いております。

また、イカ類につきましても、昨年、対馬沖で不幸な事故等がございましたが、実はあの時も大変イカが好調な時期でございました。これは主にスルメイカ、ケンサキイカの関係でございしますが、こういったものの漁場形成がよかったということから数量的に伸びたと伺っております。

また、一方でクロマグロでございしますが、実はその前年が4,600トンほどございましたが、これはその3年前、平成23年の種苗が非常に多かったということから量が一気に伸びてしまった。昨年につきましては、若干多かった種苗の分が減って、平準近くになったと。ただ、最近の傾向といたしましては、こういったクロマグロにつきまして、種苗の尾数よりも、養殖尾数というよりも、むしろ大型化することによって生産を安定させ、拡大しようという考え方がござい

まして、そういった取組をする中におきまして4,000トンというラインを維持しているということでございます。

【下条委員】 マグロの件はわかりました。私の場合によっては、餌の高騰によって1経営体ぐらいが採算が取れないからやめたというのが出てきたのかなと心配していたんですが、そうじゃないということですね。大型化すると1年、あるいは2年は出荷するのを待つわけですから、当然その年は落ち込むというのはわかりますので、よく理解ができるところです。

先ほどの豊漁の分ですが、非常にいいのは海域的にずっと同じようなところですか。いわゆるマウンド魚礁あたりのプラス点が出ているのかなと思ってみたりもするんですが、長崎県内のまき網の基本的な代表する海域というものを幾つか挙げていただければと思います。南シナ海から鳥取・島根沖まで広い範囲ですか。

【熊谷水産部長】 昨年、特に市場に水揚げしてよかったのが、長崎魚市もようございましたし、また松浦の方もでございます。

そう考えますと、漁場としましては島根沖の方、それから東シナ海が全体的によかったのではないかと私どもは考えておりますが、詳細につきましてはよく調べてみないといけないところがあると思います。

【深堀委員】 私もノリの養殖の分が総括説明の中でありましたけれども、今漁期の合計云々ということで前年比、5カ年の平均の比較では金額は37%にとどまったということですね。それが5,800万円ということなんですが、計算してみると、例年は、この数字でいけば5カ年の平均は大体1億5,600万円ぐらい上がっていて、今回は5,800万円、差額は9,870万円ぐらいなんですけれども、生産者の数というのはどれくらいな

んですか。

【吉田(洋)委員長】 委員長を交代します。

【宮本副委員長】 答弁をお願いします。

【高屋漁業振興課長】 今漁期、直近の漁期としては13経営体でございますが、去年は16経営体でございます。3経営体減いたしております。

【深堀委員】 その13経営体というのは、ノリを専門に扱っている経営体と認識していいんですか。

【高屋漁業振興課長】 主にノリを中心にされている漁家でございます。

【深堀委員】 ということは、結局37%ということは例年に比べたら半分以下の売上高ということになるわけですね。ここらあたりの共済制度とか、そういった経営体の経営を継続するためのいろんな資金とか、そういったものに対する措置というのはどういったものがあるのかということと、やる予定があるのかということを伺います。

【高屋漁業振興課長】 今、お話にございました共済でございますけれども、幸いに今、経営を続けている13経営体のうち12経営体は漁獲共済に入られているということで、共済の適用は受けられます。

それから、抜本的な解決方法としましては、再度業者等集まりまして検討することにしておりますが、長崎県のノリの主体は秋網という秋にとれるノリが主体でございますが、どうもこれが高水温で成績がよくないということでございますので、生産経営体の見直しから含めて抜本的な検討を業者とともに、試験場も入れてやることにしております。

【深堀委員】 共済加入が13経営体のうち12経営体で、その共済制度によって救済される予定だということですので、もうそれで、いろんな

対策も今から打っていくということなので大丈夫なのかという率直な心配事で聞いているんですけど、そのあたりは大丈夫だと認識しておいていいですか。

【高屋漁業振興課長】大丈夫というか、実は佐賀県や福岡県のノリの経営体と比べまして、長崎県の経営体は非常に小そうございます。ですから、共済制度に入っている部分の共済金も掛け金としてはそんなに大きな金額が出るわけではないです。結果的に申しますと、個々の経営の中身に踏み込んでしましますが、単年度で申し上げると、やはり共済金が出たにしても、13経営体のうちに7経営体ぐらいは、やっぱりトータルでこの年はあまりの不漁だったので赤字になっているということが考えられます。

ですから、共済で満額ゼロにもっていきけるかということ、やはり共済で全部はカバーできていないという面はございます。

【深堀委員】そうしたら、経営体の方々との意見交換をやっていると思うんですけども、制度資金とか、つなぎ資金みたいな対策、制度、そういったものでその経営体、結局昨年から経営体は3つ減少しているという報告がありましたよね。今回、これを受けて、来年また3つも4つも経営体が減少していくようなことにならないかということ、少し危惧しているわけなんです。そういったところについて、水産部として何か対策をやっているのかということを確認をしているので、そういったところをもう少し詳しく教えてもらえば助かります。

【高屋漁業振興課長】実は、ノリ業態もご多分に漏れず高齢化が進んでおりまして、ご承知のとおり冬場の非常に厳しい作業です。高齢化が進んでいる経営体にありましては、やはり経営の厳しさに加えて高齢というのも厳しいという

ことで、現在、ノリを中心にしている地区で話し合われているのが、何とか協業化をできないかという話し合いが今出始めているところです。要するに厳しいところの作業は若手が担う、陸に揚げて加工する部分は高齢の方が担うというような協業化の取り組みができないかという話も出ておりますので、可能であればそういった話も県としてできることは一緒に参画して組み立てていきたいと思っております。

【深堀委員】ぜひそういった生産者の方々の希望と申しますか、経営状況がよくなるようなサポートというのを、ぜひ早急をお願いしたいなと思います。終わります。

【中村委員】今のノリの関連ですけど、もちろん長崎県は近隣の3県からしたら、このノリの面積というのは非常に少ないわけですよね。それは先ほど言われたようないろんな事情から、過去からすればかなり面積が減っているわけですよね。ただしかし、これは他県にあっては、この間課長に調べてもらったんですけども、私の目測では以前より面積が増えているんじゃないかなと思っていたんですけども、調べた結果ではそう大差はないということなんですね。

ただ、いろんな情報で探ってみますと、ノリはあまりよくないような状況ということ、私は耳にするんですけども、実際の数値を見れば、ノリの生産量というのはかなり上がってきているんですね、毎年。それに伴って漁獲高、水産物の水揚げ高というのは減ってきています、逆に。特に貝類が減ってきているわけですね。それは何かということ、私はこの間一般質問でもしたんですけども、酸処理とかいろんな問題が出てきているし、確かに有明海の状況がよくないせいか、いろんな薬剤を使わなければすぐれた品質のノリができなくなっているというのが現状

じゃないかと思うんですよ。面積は変わってないけれども、ちなみに、各県の酸処理剤の利用については、近年の使用量というのはどうなんですか。

【高屋漁業振興課長】4県で合計約3,000トン前後で推移しております。

私の手元にある資料では、平成14年、15年ぐらいからございますが、平成14、15年で合計で2,000トンから2,700～2,800トンです。それが現在3,000トン前後というところでございます。

【中村委員】大量に増えているわけじゃないけれども、少しずつ増えているというのは事実ですよ、面積に対してもね。だから、昔から考えたら、有明海というのは、実際はがた土が非常に多いものですから普段は濁っているんですね、夏も冬も。ところが、近年、酸処理剤を大量にまくものだから、冬場のノリの生産時期には有明海の水が非常にきれいに澄んでしまうんですね。だから、水が澄んでしまった状態で海底に生息している貝類が生息できないということが一つの原因だと思うんです。

そこで、県として、確かに長崎県のノリ業者に対してももちろんだけれども、他県のノリ業者に対しても、特に長崎県のノリ業者に対してこの酸処理剤の使用についてはどういう指導をされているんでしょうか。

【高屋漁業振興課長】他県に向けてということは、私ども長崎県の方からは佐賀県に向けて、福岡県に向けてということは、現在発信はしておりません。ただ、ノリ漁期が始まる前に、毎年、長崎県内のノリ業者の皆さん方には適正な酸処理剤の使用について、あるいはその酸処理剤の回収についてということで、県漁連を巻き込みまして、必ずノリ漁期の前に酸処理剤というテーマで学習会と念押しといたしますか、使用

についての念押しを県内はやっておりますが、外向けには残念ながら、長崎県から佐賀に向かってとか、福岡に向かってということはしておりません。

【中村委員】私は常日頃思うんだけど、この4県の中でこれだけの面積、ノリを養殖している方たちはたくさんいるわけですよ。だから、情報収集という面もあるけれども、それは4県漁連でやっていると思うんだけど、部分的にはやっていると思うんだけど、ただし、そのノリに関して4県で、今から先のことも考えて、有明海の再生も含めたところを考えれば、もう少し集中的にノリ養殖については検討する必要があるんじゃないかと私は思うんです。

だから、今、漁業振興課長が言われたように、長崎県には指導しているけれども、他県の状況がどうなのかもわからないと。そこら辺について、そういう検討協議会も持っていると思うんだけど、実際にいろんな中身が周知できて情報交換ができるような体系をつくるべきだと私は思うんですよ。そうしないと、酸処理剤に代わるような、海に悪影響を及ぼさないような薬剤が出ればいいけれども、恐らくこのままでいけば、ずっとこの状況が続くと思います。

ということは、幾ら国が金を出して基金をつくり、諫干の開門に関して開けたり閉めたり、どっちにしたとしても、いろんな対策をやったとしても、最終的には戻らないと思うんです。だから、その辺についてはもう少し力を入れてやっていただきたいと思うんですけれども、部長、その辺についてはどうですか。

【熊谷水産部長】今の酸処理の問題についてでございますが、私どももこの有明海全体の環境はどういった要素で変化してきたかということこ

るの要素の一つとしてそういったことも挙げられるのではないかと、従来から国の方に指摘をしております。

そういった中で、政府施策要望等についても、そういったものを含めて総合的にしっかりと分析して、影響についてははっきりしてほしいということ。

それから、国の方におきまして、酸処理剤適正使用ということについては、各県に指導しているということでございます。そういった指導の一環として、先ほどのような各県の使用量の調査もされていると伺っております。私どもの方からもしっかりと、回収も含めて行うということを国に申し入れていきたいと思っておりますし、また、国の方では酸処理が各海域にどのように残留するかといういろんな調査も今、4県共同でも行っているところでございます。ただ、なかなかこの中で影響ということを明確に示すようなデータというのは今示されておりませんが、引き続きしっかりとそういった調査研究が進められるように申し入れをしていきたいと思っております。

【中村委員】ぜひそうお願いをしたいものです。このノリの面積が減少しないということは、それだけ有明海の潮流に対しても抵抗があるということですから、ノリ網がうまいぐあい、潮流に関係ないような張り方をやればいけれども、そういうことも話し合いができないわけですね。だから、ノリ網によって有明海全体の潮流の速さが低下しているというのは、こういうデータでちゃんと出ているから、そういうことを根本的にもっていったって、もう少しノリ網の張り方とか、そういうところを含めて研究をしていただきたいと思います。

それと、なんでこれを質問したかということ、

この3ページのところにタイラギ貝の養殖の件が出ているんだけど、結局幾ら県がタイラギ貝を頑張ったとしても、結局こういう何らかの支障があるようなものが残っていったって継続されていけば、幾ら頑張っても最終的にはまたなくなってしまう。そういう傾向が出てくると思うんですね。とにかくタイラギ貝については、有明海全体の漁業者が一番収益を上げていた生活の糧ですから、これがもとの状況に戻るような体制を1日も早くつくっていただきたいと思っているものだから、こういうふうにつけて質問したんですよ。

そのタイラギについてどうなんですか。これの定着ということで、稚貝を海底に埋め込まなくては生息できないんですか。それとも、ゆりかごアサリみたいに、かごの中に下げていただけても生息できるんですか。それを教えてもらえますか。

【柳村総合水産試験場長】タイラギにつきましては、ゆりかごアサリみたいにかごに入れて、ただし、かごの中にも例えば苗をつくるポットみたいなものに砂を入れて立ててしまうということで、必ず砂が要ることになります。

その結果も年度によってばらばらでして、今は諫早湾で言えば沿岸域の浅場での定着率が一番いいと。部長の説明にもありますように、8月から12月にかけて、100個から120個をそれぞれ移植したんですけども、やはり夏場、8月、9月ぐらいの生産率、それから成長も一番いいということで、11月、12月に移植した分はほとんど残らないという格好になりますので、そういう移植の仕方というのが今後考えられるんじゃないかと考えております。

【中村委員】ぜひ頑張っていたきたいと思っておりますよ。

それで、私の地元小長井でも、アサリの養殖場にこのタイラギというのが自然発生する年があるんです、まれに。「今年はタイラギがあちこちのアサリの養殖場に立っていたね」という時もあるんです。何が要因でよかったのか、悪かったのかわからないんです、原因が。だから、その辺を何とかして調査できれば、せっかくこれだけの稚貝を育てて、ノウハウはできたんだから、それをうまく定着させることができれば、これはまた以前の海に戻すこともできるだろうし、ぜひそこら辺にもう少し予算をかけてでも、これは1年も早くそういうことができるような実証フィールドをつくっていただきたいと思うんです。部長、よろしく願いいたします。

【熊谷水産部長】今、中村委員からご指摘の点でございますが、タイラギの資源の増大ということは、まさに本県の小長井を中心とした有明海沿岸の漁業者にとっても非常に大きく期待するところでございます。かつて島原半島の方にも広くそれが分布したと伺っております。そういった意味で、一日も早いものを願っております。

また、このことは有明の他の県においても同じ思いでございます。そういった面で、現在、4県協調でいろんな調査等を行っております。そういったものをできるだけ、生息環境はどういうものかということも情報交換等しっかりして、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

【久野委員】今度「おおとり」が、3月18日に就役しているんですけども、このエンジン部分についてはウォータージェット方式、あるいはプロペラ推進方式ということです。今回、プロペラ推進方式をされていますね。ここはどう違うんですか。

例えば、プロペラの方が音が低くて、密漁者に対して感づかれないよう追尾ができるということがあるだろうし、維持管理費がどうなのかなど、そのあたりについて教えてください。

【増本漁業取締室長】今、県の漁業取締船は5隻ございます。そのうちにウォータージェットが3隻ございます。「ながさき」はウォータージェット方式で平成24年度につくりました。このたびプロペラ式で「おおとり」を新しく導入いたしましたところでございます。

性能を申しますと、ウォータージェット船は当然速力が速うございます。代わりに低速時に潮流や風に流されやすいという、逆にそういったデメリットの点も持っております。要は喫水が浅いということです。上部が大きいということです。だから、風によって流される可能性が強い。ただし、今度プロペラ船になりますと、逆に喫水が低くなりまして、要は底の方が海中に沈む率が高いものですから、なかなか風に流されにくい。

そういったことでウォータージェット船につきましては、高速取締りということで高速用の刺し網や遠隔地の流し網とか、ぱっぱ網とか、短い時間で操業する違反操業船に対して、速い船で現場に着く。またその現場近くに行ってもカメラで撮る、そういったことは速度が速いウォータージェット船がすぐれております。ただし、流される面もございますので、逆にプロペラ船は、沿岸域の違法操業もございますので、沿岸域の部分についてはプロペラ船、例えば沿岸漁業におけるまき網とか、ごち網の摘発に適しています。

ウォータージェット船につきましては、高速密漁船、無許可の狩刺し網とか、底引きとか、そういった摘発に向いています。それと遠隔地、

男女群島までウォータージェット船ですと短い時間で行けますので、そういった遠くにも行けるといいう利点がございます。

だから、今回のプロペラ船につきましては沿岸域でのまき網、ごち網等、そういった違反操業をメインに、利点は流されにくい点を利用して、その現地で漂流監視といいますか、そういうことにはプロペラ船が優れていると思います。ただし、今回の「おおとり」につきましては、速力が35ノット以上出ますので、ほとんど今の高速密漁についてもウォータージェット船と変わらないぐらいの対応ができるような形になっています。

【久野委員】内容的にはよくわかりました。ですから、ウォータージェット方式、あるいはまたプロペラ方式、それぞれの特徴があるわけですね。今回のプロペラ方式についても35ノットの速度が出るという理解をしておいていいんですか。わかりました。以上です。

【徳永委員】ノリの件でお聞きしたいんですけども、この資料によれば、本県は枚数で38%、金額は40%、しかし、有明海4県では93%、112%ですよね。なぜこの差があるんですか。本県だけがこういう問題が発生したということですか。

【高屋漁業振興課長】実は、ノリの養殖方法が長崎県と他の3県とが異なる部分があるということでございます。結論を申しますと、長崎県のノリの養殖は、これまでは秋の収穫が9割でございます。冬網が1割です。ところが、佐賀県、福岡県、熊本県は、両方とも対応できるように体制が整っております。要するに、冷凍網といいますけれども、秋につくった網を冷凍保存していて、冬場になって、またそれを出して再び冬につくるという体制が昔からとられております。

ところが、長崎県はその体制ができておりませんで、秋ノリしかとりませんので、そこで挽回ができなかったということです。冬の時期のノリで挽回できなかったということです。

【徳永委員】そのこともちょっと私も以前聞いたことがあります。ただ、それは過去のことからそうでしょうけれども、この4県で売上は492億円ですよ。本県は5,800万円、実際ノリ養殖をやられているのは私の地元の瑞穂町、国見町、有明町、島原市、今、ここだけですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）

以前は、私が小さい時には国見町は有名な、今でも残っていますけれども、多比良の駅の下にノリ乾燥小屋があった。私も漁師町で生まれ育ちましたから、よく手伝いもしながらやっていたよ。なぜこんなに減ったんですか。いろいろ言ってもあれなんでしょうけれども、いわゆるやり方が、3県はこういうやり方をしている。しかし、長崎県はそういうやり方をしなかった。だから、今がこういう現状なのか。

じゃ、逆にその当時から3県と同じようなやり方とか、また県の指導があればまた違ったかもしれないし、その辺のところは漁業振興課長は何かそういうことの意味をされていますか。

【高屋漁業振興課長】なぜ減ったのかということに関しまして、申し訳ありません、的確には申し上げきれませんが、今申し上げたようにつくり方に差がありますので、今までは高水温じゃない時期は秋芽でも十分やれておったのです、長崎でも。しかし、ここしばらくの平均の気温に比べて、今漁期は水温、気温とも1度から2度高いということで、非常に芽流れがしました。

ですから、今後の体制につきましては、次の勉強会がすぐまたあるんですけども、ぜひ秋網だけに固執するのではなくて、熊本県や佐賀

県がやっているように、少し冷凍網の方にも比重を移して、秋がだめなら冬でも挽回できるような体制をとろうよという話を今しているところでありまして、その辺についての県ができる助成の方も今検討しているところでもあります。

【徳永委員】ノリと言えは有明海というふうに非常に全国的にも、これは昔からシェアが相当多い。私の地元でも、名前を言うのはあれなんですけれども、マルマサ水産というのはマルマサ海苔で非常にいいノリをやっています。そういう中で長崎県がこれだけの数量しかないし、3県に比べれば、すぐ被害も受けてしまうという、ある意味脆弱な環境ですよ。

それともう一つ、こう見る中に、大変これは重労働だということ、棒を立ててやっていく旧式のやり方ですからね。しかし、現在、このノリが、以前より非常に需要が多いのではないかと思うんですね。一つはコンビニのおにぎりとか、いろんなものですね。そしてまた、良質なノリも今よく売れているということで、決して水産の中で悪い状況じゃないと思うんですよ、ノリは。ただ、いろんな問題点がありますから、私に言わせれば対策をもっと早く手を打つべきではなかったのかなと。

私の地元でも、正直言って漁協が、組合員がもう高齢化をして後継ぎがいけないという、もう20年ぐらい前からそういう対策をとれば、また違ったのではないかと。さっき課長が言われるように、今度共同でそういった作業をやるようなことも考えるということですね。しかし、これはもう終わったことですから、またそういうことができるような体制と、そしてまた、生産者にどういったものが要求されるのか。技術的な面、ノリの網を張る時の重労働の軽減とか、そういったものもまたいろいろと検討してい

て、できればまたノリが長崎県でも多くとれるような状況にさせていただきたいと思っております。

【小林委員】海外に水産物を輸出するという取組が、農産物と同じように県の戦略の中で非常に重要な位置づけになってきたと。やはり国内で勝負するだけじゃなくして、海外でも勝負をしなければいけないと。こういうところで、これまでいろいろと質疑を交わしてきたところでもありますし、また、実際に実績を上げていただいているような状況が出てきているわけです。

大体この間までの話では、平成26年度ぐらいまでは海外の輸出額を大体11億円ぐらいを一つのめどにされていて、さらにこれを数値目標まで掲げて、平成31年か平成32年には大体30億円ぐらい上げていこうと、こういう取組は明らかにされているところです。

もう一度言うが、あまり海外に対するところの売り込みとか、そういうところに余り取り組みは当初少なかったんじゃないかと。しかしながら、途中からかなり実績を上げてきて、いろんな立ちはだかる課題をクリアしながらやっているということの中で11億円。そして、それを30億円にやるよと。30億円が長崎県の規模からして多いのか少ないのかと、もっとできるんじゃないのかとか、そういう議論とか課題はひよっとしたら残っているかもしれないけれども、今の状況の中で、その目標の30億円を達成するためにどういう取組を実際やっているのかどうか、まず、現状についての質問をいたしたいと思います。

【岩田水産加工流通課長】今のご質問ですけれども、11億円の輸出の実績につきましては、平成32年までに30億円に増やしたいということで計画を立てております。

少し具体的に中身を申し上げますと、ブリ、養殖のハマチですけれども、ブリについては今からプラス24万尾、アジにつきましてはプラス5万尾、クロマグロにつきましてはプラス1,500尾、具体的にはこれを大きな目標といたしまして戦略を立てているところであります。

ブリにつきましては、基本的には中国、あるいはアメリカの方に輸出をしたいと。それから、アジにつきましては、現在ハワイ、ロサンゼルスにいておりますので、そこら辺への輸出をもっと増やしたい。それにつきましては、養殖をする方も増やさないといけないので、そちらとも連携してやりたいと思っております。

クロマグロの1,500尾につきましては、ほぼ中国向けで、これは養殖がたくさんありますので、いけるかなと思っております。

基本はこの3魚種を増やすということで、30億円の達成に向けて今頑張っているところであります。

【小林委員】今、具体的に、ハマチについてはアメリカ向けだと。それから中国向けはマグロを1,500尾やるんだと、こういうところもきちんとしてきているし、アジについては若干獲れ方が少なくなったかもしれないが、これを大体5万尾と。こういう具体的な数値を出されて、これがうまくいけば、30億円に近づくと。これは平成32年まで待たなければいけない状況にあるのか。ここ4~5年かかるわけですか。そういうところについてはどうですか。

【岩田水産加工流通課長】一応今のところ平成32年を目標に頑張っておりますが、できれば繰り上げて輸出ができれば、それはどんどんやっていきたいと思っております。

相手といいですか、買う相手方もありますし、生産する側の体制も同時に固めていく必要があ

りますので、県としましてはできるだけ早回しでといたしますか、目標は早めに達成して、もしうまくいけば、もっとその先の目標をつくりたいとは考えております。

【小林委員】現場で取り組んでいただいて、前年の室長あたりが頑張ってくれたことを引き継いで、これからまたさらに伸ばしていこうと、こういうことなんですよ。

今、お話を聞いていて、頑張るということについてはよくわかるんだけど、具体的に生産者側の問題もあるよとか、呼べども応えないということもあるのかどうか。

また、実際的に海外に拠点を置くとすれば、それなりに必要な要件がきちんと整備されなければいけないと。そういうことについて、やはり長崎県としてそれだけの体制ができていのかどうかとか、やはり拡大していくための要件というのがあると思うんです。そんなことがきちんとしてできているかどうかと。頑張る、頑張るということで一生懸命頑張っても、もう30億円以上はちょっと無理だよと、逆立ちしても無理だよというわけにはいかないと思うんです。もっともっとこれを拡大してもらうためのいろいろクリアすべき問題をきちんと整理しながら、それを我々もバックアップしながら目標を広げていただきたいと、こう思っているんだけど、立ち足はだかる30億円を超えるということについて、こんなことをやればこれだけできるんだというようなことはありますか。

【岩田水産加工流通課長】先ほどの委員の質問ですけれども、今現在、おおよその養殖を今されている地区の方に「輸出どうですか」という考え方もお聞きして回っている最中でもございます。

それで、例えばアメリカ向けのハマチを加工

して輸出する場合は、工場が米国向けのH A C C Pの認定をとらないといけない問題というのがまず一つあります。それにつきましては、民間で取られている方もいらっしゃいますし、今から取ろうかと考えている方もいらっしゃいます。そこについてどういう支援をするかというのも今後の問題ということとは認識しております。

それから、ハワイに向けてアジを養殖するという場合、大きなアジ、例えば250グラム以上のアジで、脂がのっているものがほしいということであれば、例えばそれをつくるための養殖漁場が不足しているのであれば免許を新しく出すとか、もう一つは餌ですね、そこまで大きくする場合は普通よりももうちょっと長くかかりますので、そのところの支援が要るのかどうか。というのは、足らざる支援があるのか、ないのかも含めて、今、養殖業者の方とも話を進めているところでございます。

それで不足するような中身があれば、例えば来年度の予算要求に向けて要求はさせていただこうかなとは思っております。

【小林委員】 だから、今、大体どういう問題があるのかということも整理をされているということで大体わかっていると。私は素人だから、よくわからんからもう一度聞きます。

アジとハマチ、それからクロマグロ、大体この3つに絞り込んでやるんだと。この3つしかできないのか。まだほかに魚種が考えられるのか。この3つに絞っているということについては、何か理由があるわけで、ほかのものはまだハードルが高いということになるのか。その辺のところも一般論として教えてもらいたいと思っています。

【岩田水産加工流通課長】 一般論としまして、海外に輸出する場合に、先ほど言いました魚種

につきましては、大体相手先が望む魚種はどういうものかということも大体わかっていると。それから、売り先も大体わかっているところから攻めやすいというのがあります、ノウハウが少しある。全く新しいものを今から始めようとしても、まず一つは市場調査をする、海外の市場調査をして、どういう魚を欲しがっておられるのかということのをまず調べないといけません。それから、輸出するための流通体制、当然間に商社ですとか、輸出手続というのが入ります。相手国が何を求めるかという手続上の問題もありますので、新たに違う魚種でこれだけの量をやろうと思うと、かなり時間がかかってしまうというのがございまして、まず、今はノウハウが蓄積している先ほどの3魚種を中心にやらせていただきたい。ほかは一切やらないというわけではございません。例えば、長崎魚市も今、年間8億円ぐらい、ほかの魚種もされています。それは向こうの要望に応じて、天然もの、養殖ものを含めて輸出はされております。そういうものはそういうもので既存のルートを通じて増やしていくことはやりやすけれども、今現在はノウハウがわかっている3魚種を中心としてやるということを考えております。

【小林委員】 お話のとおり状況だろうと思います。私がもう一回確認をしておきたいことは、4~5年後に30億円という目標を掲げてやると。それが精いっぱいなのか。伸びる可能性があるかどうか、その辺のところも求めていかなければいかんだろうと思います。だから、当面は30億円というものを絶対に達成をしていただきたい。同時にその余力で、そういう力をつけることによって、それがもっと拡大していかなければいかんと。

その30億円というのは、この長崎県の漁獲量

が全国第2位という状態で、果たしてその30億円というのが見合うに足るだけの30億円なのかと。長崎県は北海道に次ぐ第2位の漁獲量というものを誇ると。しかも、アジアの国々とか、これから富裕層の外国の方々、わけてもアジアというのは我々のねらい目であるということはいうまでもない。

そうすると、本当に30億円というのが限界なのか。また、30億円というのは、例えば九州でどれくらいの位置づけにあるのかとか、そんなことを考えた時に、まだやらなければいかんということになるのか。ここまでやれば最上等ということになるのか。さっきから言っているように漁獲高第2位で、水産県長崎というならば、もうちょっと対外的な戦略を打つべしと、こういうことになってくるわけですね。その辺のところも併せてお答えをいただきたいと思うんです。

【熊谷水産部長】今後の輸出に対する私ども水産部としての取組でございますが、今も申し上げた30億円にいくというのは、より現実的な取組として、まず当面の目標として掲げているものでございます。

これにつきましては、このほか、実は新しいTPPの中におきましては、やはり輸出をしていくというのが今後非常に重要な要素になると私は考えております。

特に心配しておりますのが、先般の一般質問の時にもございましたが、海外から安い畜肉等が入ってくると。今でも肉と魚ということになりますと、肉より魚の消費量が落ちてしまっていると。その傾向がある中において、さらにそういった傾向が助長されるのではないかと、非常に懸念しております。

当然ながら、国内の流通対策もしっかりして

いきたいと思いますが、やはり今後の人口減等いろいろ考えますと、海外にどう持っていくかというのが、まさにこの長崎の生産を維持するという意味では最大の眼目の一つであると思っております。

そういった中におきましては、ただ単に先ほどの魚だけではなくて、例えばサバとか、そういったものにつきましても冷凍で持っていくとか、そういったことを総合的にやっていくということが必要だと思えます。

ただ、一つ申し上げたいのが、長崎の魚種というのは非常に多種多様、量がまとまらないという特徴がございます。これはブリ養殖等でも同じでございます。例えばブリ、ハマチ、この大きいところは鹿児島県の生産が非常に大きい。それから、また、マダイであれば愛媛県が大きい。北海道であればホタテというロットが非常にまとまっている、過去からそういった体制がとれるところが輸出が伸びてきたというところがございます。

そういった中で、この多種多様な魚を輸出していくというのはなかなか難解な問題ではございますが、まずはそういった中でまとまりとしてある養殖魚というのを中心として据えながらも、特に中国関係におきましては、そのマグロ養殖に乗せて多種多様な高品質な長崎の鮮魚を売るということをしていきたいと思えます。

なお、長崎鮮魚の評価というのは、中国では非常に大きくございまして、他県に比べても非常に進んだ取組だということで、むしろ他県がそのノウハウを教えてくれというような話があるぐらいでございまして、そういった今の状況に溺れることなく、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

【小林委員】部長の話を聞いておられますと、引き込まれてそれ以上の話ができなくなるんです。歌だけ上手かと思ったらしゃべり方も上手ですね。本当にそういう流れは非常に結構だと思う。

だから、今、長崎県の魚種が多種多様なんだと。どこに絞っていくかということで、さっき愛媛だとか、北海道だとか、鹿児島だとか、そういう例を挙げられました。だから、ちゃんとそこはそこなりに、やっぱり絞るところをきっちり絞って売り込みをかけるということで、だからTPPがそういう面ではマイナスなのか、プラスに展開できるのかと。その戦略はあなた方に求められているし、我々もその辺のところはよく注意をしておかなくてはいけないと思うんです。

確かに安い肉が入ってきて、魚離れをしていくぞと。こんなこともTPPの中において懸念されている材料。しかし、また反対に、入ってくるけれども、我々もそれに対抗して出ていかなきゃいかんじゃないかと。その条件は我々も外に出やすくなったんだという一つの既成事実ができるわけだろう。だから、そういうピンチをチャンスに変えと言われる言葉があるが、そういう方向づけでいかなきゃいかんと。だから、ぜひあなたがいらっしゃる時にきっちり、いいですか、そういう海外向けのそういうところにきちんと先鞭をつけてくれたと。こういうような形で、ひとつこれから先の動きをぜひとも我々としても関心を持って、それなりのことをやっていきたいと、こう思っておりますから、ぜひその辺のところは、いろいろハードルはわかりました。いろんな問題点があります。しかし、漁獲高に対して長崎県はやり方をちゃんとやれば、だって中国でそんなに他県からノウハウを教えてくれまで言われているぐらいのこと

だから、そこのところをまた他の外国に向けてしっかり、いろいろな取組をやってもらいたいと思うんです。

そうすると、今、国の方では、特に水産部長が国から来ているから、よくわかりだと思っけれども、いわゆる輸出額を伸ばしていこうということは農産物でもそうだし、とにかく今の政権は観光客についても、あるいは外国人の誘致についても、がっとう目標を高めていますね。今度このところについては、輸出額を3,500億円ぐらいに上げて、それを徹底的にやっていこうじゃないかと。

じゃ、2020年ぐらいに3,500億円にひとつやっていくぞという目標きちんと出して、そのかわり、それに足るだけの漁港を整備していかなきゃいかんと、こんなような話になっていると思うんです。だから、全体の中において70カ所、あるいは80カ所を拠点の港にすると。こういう形の中で輸出のいわゆる拠点港というものをつくるという新たな動きが出てきているわけです。

この長崎県のいわゆる漁港というのは、長崎漁港をはじめとして、松浦があったり、佐世保があったり、いろんなところがあるわけけれども、今回のこの動きの中において、長崎県がこの流れに乗り遅れることが絶対にあってはならないと思うわけです。だから、そういう国の動きを十二分に把握をしながらと言うけれども、実際に拠点港になり得る状態に、今、長崎県の港が、どこぐらいまであるのか。どういう流れになっているのか。その基準にきちんと見合うだけの港になっているかどうか、そういうところについて、漁港の今の状態はどうなっていますか。

【横山水産部参事監】お答えいたします。

漁港に関しましては水産庁の方で、今まさに委員がおっしゃるように輸出の拠点港をつくっていかうということになっております。その時に言われている基準というのがございまして、水産物の取扱量が5,000トン以上の漁港ということが基本となっております。

現在、長崎県の中でそういった取り扱いがされている漁港というのは長崎漁港だけでございます。実際、佐世保やそれ以外のところでも市場で1万トン級の取り扱いをされているところもありますけれども、それは現在の漁港ではなくて港湾ということになっておりますので、これに関しましては漁港の事業として、公共事業として行うということは今の法律上できません。ですから、これに関しては漁港としては長崎漁港を手当てをさせていただいているということでございまして、長崎漁港の岸壁や防波堤の整備と併せ、荷捌所を一体的に整備するというところで、現在私どもはやらせていただいています。

港湾にある施設に関しましては、これは港湾の施設になりますので、水産公共事業ではできませんけれども、魚市場に関しましては、これは公共事業ではない非公共事業という事業の中でもやれる可能性はございますので、そういったところにつきましては、その非公共事業で手当てができないかということで、そこは検討させていただきます。

その中で岸壁と一体的にということに関しましては、これは港湾事業の方をお願いしていきなさいいけないということがございますので、それに関しましてはまた土木部の方にそういった話をさせていただいているという状況でございます。

【小林委員】 そうすると、今、要件がちゃんとあると、年間5,000トン以上の取引というか、取

り扱いをやっているというきちんとした実績のあるところと、こうなっているだろう。当然養殖についてもあると思うんですね。ホタテだとか、サケだとか、そういうのをどのくらいやっているかということの要件があったと思うんです。

そういう中で、今、拠点の港を70～80カ所ぐらいつくろうと。今、そういう要件が満たされているところが、全国では大体どのくらいあるのかということの中で、ちょっと日本経済新聞を見ていたら、そんなのが出てきていた。大体150カ所ぐらいいると。その中で約半分近くを選択するということになっていると思うんです。

要は、その流れの中で、長崎県の漁港とか、あるいは港湾とか、そういう整備の中で、この流れに乗り遅れるようなことが絶対あってはならんと。だから、今の流れは、長崎漁港、今、あそこをやっている。あそこだけしかないということで、あとは全く手を出せないという状況になっていくのか、そののところをもう一度確認します。

【横山水産部参事監】 先ほども申し上げましたけれども、公共事業として、今、水産庁が強く打ち出しているものに関しましては、これは漁港区域の中にあるものということになってございますので、この150というのは、水産庁に確認をさせていただいたところ、その150がどこだということではなくて、150港程度という目標値だということのようでございますが、今、該当するものとしては、私どものところでは長崎漁港ということになりますので、この長崎漁港につきましては、おっしゃるように遅れをとることなくしっかりと、他県に先んじてそういった整備ができないかということで現在整備を進めさせていただいているということでござい

ます。

その要件を満たすけれども、これは残念ながら漁港ではないというところにつきましては、やはり漁港ではないけれども、同じような機能をしっかり維持できないかということで、それに関しましては先ほど申し上げましたけれども、港湾の事業に関しましては土木部の方にそういったお話をさせていただき、また、荷捌き所の整備につきましては、非公共事業という公共事業以外の事業でそういった十分な対応ができないかということについて、現在、地元ともよく相談をさせていただいているという状況でございます。

【小林委員】結局、今年度ぐらいから漁港の基盤整備というものが閣議で決定されて、これをひとつやっていこうということになっている。そういうものに長崎県の漁港でも港湾でも、これからの海外向けの拠点というような流れの中、どうしてもこれに乗っておかないと、長崎県の水産というのが海外向けについては二流になってしまうんです。だから、そういう点から言って、例えば佐世保も今ハワイ向けにいろいろやっている、松浦もかなりの量をやっているということからした時に、もうちょっとそういうところも格上げをしてもらってという形を、概形的に我々はそういう希望を持つわけです。

だから、いずれにしても、これから海外戦略を考える時に、国も3,500億円という、4～5年後にそういうやり方をやっていこうとしているわけだから、長崎県としてもそれにきちんと呼応してやっていかなくてはいかんだろうと。この取組を、私はぜひとも抜本的にやってもらいたいと、この流れに絶対乗り遅れてはいかんと、こういうことを強調したいわけですが、最後にその辺のところを部長、お願いします。

【熊谷水産部長】今、小林委員からございまして、私どもとしてもしっかりと県内の漁港、港湾も含めまして、魚があるところはしっかりと整備していくということが必要だと考えております。

特に、長崎漁港、それから松浦調川港、これは水揚げ金額、量とも、全国で言いますとベスト10に入る2港でございます。

ご承知のように長崎漁港につきましては、高度衛生化というのがいち早く進められておりますが、申しわけございませんが、今の施設を使いながら整備していくという困難性で若干時間がかかっておりますが、できるだけ国の方からも補正予算等で予算を取りながら、しっかり取り組んでいくこととしております。

一方、松浦の方につきましては、市の方が将来の整備に向けて基本設計等にもう既に取り組んでおります。その関係で、知事からも国に対しまして、そのTPP予算での整備ということについて、しっかりとご要請申し上げております。そういったことで今、しっかりとこの松浦についても進めていこうということでございます。

一方、佐世保でございます。佐世保の方は、特に施設という面では今のところは具体性はございませんが、輸出拡大の中でどういうことができるかということで、今後、県北振興局が佐世保市といろいろ輸出拡大に向けての高度衛生化の施設をどうするかということにつきまして、内々の相談ということを今進められていると伺っております。

この大きな3つの市場を中心に、輸出ということが進められていくと私は考えております。そういった意味で、それぞれの地域が遅れをとらないように、しっかりと県としても一緒に取

り組んでいきたいと考えております。

【小林委員】大体わかりました。だから、要するに外国の流れとかというのを見ておると、かなりの日本食ブームが広がってきていると。それから、健康志向ブームということも言われていると。そういう状況からして、これから高度衛生の基準というものが実に厳しくなっていくと。だから、高度衛生管理ができていく漁港という形で、長崎漁港というのが今、高度衛生のいろんなことをやってくれているわけでしょう。だから、ただ獲るといっただけじゃなくして、この高度衛生という、これから水揚げして出荷するまでの状態の流れというのを、もうちょっと衛生的にやってもらわないといかんと。EU、それからアジアだってそういう希望を出してきていると。だから、そういう面での漁港というものの整備をこれからやっていかなければ、なかなか拠点港にも合致していかないと、こんな状態もあるわけでしょうから、そういうことも加味していただいて、何としても遅れを取らないようにひとつお願いを申し上げておきたいと思えます。

【下条委員】輸出振興について、小林委員から口火を切っていただきましたので、少し思い出して関連して質問したいと思います。

私は、熊谷部長が長崎県にいらっしゃる時に、どうしてもこれを軌道に乗せてもらいたいというのが一番の望みでございます。

今、目標が30億円、ブリが24万尾とかという話が出たと思うんですが、やっぱり長崎県の皆さん方は、考え方が、夢が小さいんですよ。私が日本全国の地方議員でただ一人、全国養殖魚全国輸出協議会のメンバーなんです。この前は水産加工流通課長も一緒に勉強に行ってきたけれども。

その中で、例えば今、愛媛県のタイというお話が出ましたね。愛媛県が5～6年前、長崎県を急に抜いたんですよ。あそこは瀬戸内海で、大分との間の豊後水道のところですよ。あの海に恵まれないところがと思って、びっくりして現場に飛んでみました。なぜ伸びたかというのは、本当にリアス式海岸はほとんどないんです。一部のところを有効に利用してやっています。長崎県で言えば、その代表は橘湾漁協ですね。たったあれだけしかないのに、小浜の先の沖で頑張っていますよ。これは何か。やる気がものすごくあるんです。橘湾は国内販売で大型店舗が全部とってくれますから、外国に輸出できない。これ以上生産できないというぐらいやっているわけです。

愛媛県は伊予水産ですが、なぜ外国の輸出ができるようになったかということ、スタートは韓国からブリの稚魚を、中国からブリの稚魚を大量に買って来たんですよ。そして、その代金として成魚を輸出していたんですよ。要するにお金に困ることはないんですよ。ほとんど中国に出た人たちは、失敗が多いんですよ。輸出をする時に失敗が多いんですよ。お金にならないということが出てくるんですよ。そういった中に、「よくあなたは思い切ってやったよね」と社長に言ったら、「下条さん、実はこういうことだと。稚魚を最初買った。その最初の頃は現金で払って、いよいよ成魚がどんどんでき出したら、それとバーター交換するようになった。そして、そこでその人たちの人脈でもって、すばらしい現地の商事会社とお付き合いができるようになった」ということです。代金の10倍ぐらいがどんどん輸出できるようになっていったということです。

そして、長崎県の橘湾は魚種を改良しました

から、臭みがない魚に近いものをつくったんです。これは組合長も若いけれども、非常にやる気あってやりますね。長崎県ではただ一人、一人だけじゃない、もうちょっとおりますけれども、松浦水産、自分が指導していたけれども、これはどうにもならないと。漁師がやる気がないと、辞めたよ。よし、俺がやろうということやって、もう100億円達成しました。ほとんど国内が多いですけどもね。

そういうふうにする気があるということ、特に、鹿児島県の例からいきますと、東町漁協を見ますと、1日に3,000尾製造しているんですよ。じゃ、月にすると幾らか。4~5万尾つくっているんでしょう。年間で50~60万尾つくっている。半分は外国に輸出していますよ。いいですね。そのくらい1漁協がやっているんですよ。これを長崎県で20万尾、30万尾輸出するのが夢だと言われたら笑われますよ。長崎県でやる、しかも、これだけのすばらしい天然の良港、あるいはリアス式海岸を日本で一番持っているいいところですよ。そこを活かしていかなければいかん。そのためには皆さん方が、この2人、伊予水産の社長は県漁連出身、松浦水産の社長は漁協出身、よし、君たちがやる気がないならおれがやろうということでも裸一貫からスタートした。これらが100億円を既に2つとも超えてしまったんですね。

ですから、そういったことを県の行政マンがやって、とにかく一生懸命やる気を持っている人を、だから、私が何のために長崎県内に輸出振興協議会をつくらせたかと。あの中から1社、2社が育てばいいと思っているんですよ、民間の中でね。そういったものの指導、いわゆる東町漁協一つで年間50~60万尾製造することを含めて、長崎県の夢とか希望は余りにもスパン

が長すぎるし、小さすぎるということを思いませんか、部長。

【熊谷水産部長】私も若い頃から実は東町の方にはたびたび行かせていただき、組合長とも先日お会いしたんですが、正直申し上げまして、東町漁協一つで多分長崎全体の生産量より相当多いものをつくるぐらいの大きな漁協でございます。漁協そのものとしましても、非常に大きな組織でございます。

ですから、なかなかそれをそのまま長崎にどう持ち込むかというのは難しい面もございますが、そういった大きな目を持って取り組んでいくということが必要だと思っております。

また、私ども特に鹿児島県のブリを中心とした輸出の取組というのは非常に強い関心を持っております。鹿児島県の輸出の協議会の会長をしておりますのは佐野という鹿児島大学の教授でございますが、ぜひそういった方々からもお話を伺って、将来の夢を語れるような形でしっかりとそのお話を伺うという機会を持ちたいと思っております。そういったことを通じて皆さんで夢を語りながら、その中で先ほど言ったように、できるだけ各地域の方にそういった芽を出していくようなことを取り組んでいきたいと思っております。

【下条委員】今、部長がおっしゃったことを平成30年に30億円とか言わずに、安倍内閣はスピードがありますよ、そのスピードに乗り遅れないように、小林委員から指摘があったのはそこでしょう。国がTPPに向かって強い農業、漁業をつくっていかうというものには乗り遅れてはならないよというアドバイスがあったじゃないですか。乗り遅れないようにしてもらわなければ。

いいですか。そういったものは日進月歩、毎

日毎日やって、しかも全部失敗からスタートしている。ということは、やる気がありさえすればやれると。東町じゃないけれども、鹿児島湾でカンパチで失敗したんですよ。何か漁業で飯を食わにゃいかんということで、このブリ養殖が年間に50万尾も60万尾も製造できるようにもっていった。これは彼が組合長になってからですよ。今の現職の組合長になってからですよ、あれだけやったのは。そんなに長い期間じゃないですよ。ですから、やる気があって、そういったものをやればできる。皆さん方自身が県庁を辞めてやろうという人があればいいけれども、皆さん方は公務員ですから、そういう気持ちになる人を育てていく、一緒に頑張っていくというしかないわけでありますから、しっかりと皆さん方がやっていっていただければ。愛媛県というのがあれだけ有名になった。たった1社なんですよ。基本的に1社なんですよ。そこが愛媛県の輸出のグレードを上げた。いいですか、これも失敗のおかげですよ。そのくらいのやる気を皆さん方は持ってくださいよ。いいですね。皆さん方のそれぞれの担当の部署がありますから、やる気があればできるということを水産部長、もう一回皆さん方、部下を含めて、私たちに決意表明をしてくださいよ。もっとスピードを持って、この目標を達成するように頑張るとか、どういう指導をしていこうとか言ってくださいよ。

【熊谷水産部長】私も夢を語り、そして、それを実現するように努力していきたいと思っております。そういった意味でもスピード感を持って、それを行っていくために一番何が大事かという、私はやはりそれぞれ、特に課・室長、幹部が現場に赴いて、現場の意見をしっかり耳にし、そして、その中でいいものを積極的に伸

ばしていくということだと思っております。

そういった意味で、今後、しっかりとまた取り組んでいきたいと思っております。ぜひよろしくお願い致します。

【小林委員】今、下条委員から海外向けの取組について、やっぱり長崎県の規模からしてこのくらいじゃだめだと、もっと夢と希望を持ってよと。それは非常にいいことだと思っております。

ただ、下条委員が言っているそういうことは、現実に可能性の高いことなんでしょうから、ぜひそれを実現してもらうために「頑張ります」というところから、どういうふうに変わってきたかということも、また我々も関心を持ちたいと思っておりますから、よろしくお願いしたいと思っております。

ところで、いつもいつも議会のたびごとに、あるいは委員会のたびごとに申し上げていることは、まず新しく漁民となられる新規の就業者、これは就農者についてもそうですよね。ここのところの元気を与えるために農業部門と漁業部門がどうしても給付金とかの扱いで、なぜか知らんが農業については、例えば農業の本業に入ってから5年間は150万円の給付金の保障ができています。けれども、実際的に漁業については、お願いは毎回、毎回していただいているけれども、それがうまく実現できないということもあります。

それから、もう一つ、全国では漁業の方たちの年間の収入というのが600万円を超えているわけですね、船を持っている人たち。長崎県においては、そういう船を持っていて漁業をやっている人、こういう人たちの年収が具体的に幾らなのか、この辺のところをもう一度確認しておきたいと思っております。

【川口経営支援室長】小林委員ご指摘のように、

農業は就業前2年間、就業後5年間の給付金制度がございます。これは年間150万円ということでございます。

水産に対しても就業前は2年間の青年給付金制度がございます。その分につきましてはこれまで長崎県では要件上使えなかったんですけど、昨年27年度、国と交渉させていただきまして、漁業学校というものをつくらないといけないんですけども、それを漁業学校等ということで、ハードの建物がなくても、そういう組織をつくって受け入れ体制をつくればよいということでしたが、県に一つだけつくってくださいということになっておりまして、その要件を各市町の担い手協議会で受け入れるということで、就業前の2年間の制度は使えるということになっております。

また、就業後の5年間の制度につきましては、今回も政府施策要望で上げさせていただいておりますけれども、まだ実現ができてないという状況でございます。

収入につきましては、全国は614万1,000円ということになっておりますが、長崎県は505万8,000円という状況でございます。

【小林委員】 そうすると、今の話を聞いてみると、例えば今、国の方が、これは何も長崎県だから5年間はしないぞということは決してないわけで、いわゆる就業前の訓練の時には年間150万円を2年間だけ、300万円は毎月に分けてもらえると、こうなっているわけですね。あと、本当に漁業に就いてから、農業に5年やっているならば、当然漁業についても5年間やってもらいたいと、こういうことはずっと要望をやっていたかきながら、幾らかずつは、船のリースだとか、あるいは漁船の条件が緩和されているということは、それだけ要望の趣旨を受け入れ

られて、少しずつ改善をされていると思うんです。

これをどうしてもやっていただかなければいけないということです。実際、1年間に150人ぐらいの全く素人の人とか、そういう漁業の新しい就業者が150人というこの数字は、ずっと一貫して変わらないんですか。この150人というのは、例えば九州各県から見て多いのか少ないのか、その辺の比較対象がわからないわけけれども、その辺はどうなっておりますか。

【川口経営支援室長】 新規就業者の毎年の就業状況でございますけれども、この就業対策を厚くしてから、平成17年度からいろんなリース事業や生活支援を行ってきておりますけれども、このあたりから150名近く就業者がおります。平均しますと、ここ5年間では151名就業されておりまして、平成27年度につきましては163名の方が新たに新規就業者として就業していただいております。

九州各県との比較ということで申しますと、平成27年度は国の方がまだ集計中でございますので平成26年度で申し上げますと、平成26年度は長崎はやや低うございまして、136名となっております。沖縄県が181名でトップでございまして、続いて長崎県、その次が鹿児島県で102名ということで、あとは多い順で言えば福岡県が56名ということで、ほかについては50名以下の加入となっております。

【小林委員】 沖縄に次いで長崎県が第2位ということは、これまで議会で総合水産試験場長からそういう話もあっていましたか。そこまで頑張っていたかきしているということです。それは本当に我々にとっては現実だけれども、朗報ですよ、ありがたいと思っています。

ただし、2~3年した後にどのくらいが残って

いるかと、間口は広がってよかったけれども、最終的に最後まで漁業に就いていただくというところの、途中で挫折をされるようなことは、当然経験不足からして20～30%、あるいはそれ以上あるかもしれないと。そこのところをどうするかということだから、給付金等々をひとつ農業と同じようにやってくれませんかというお願いをずっとして下さっているわけです。それが農業と比べた時に、まだまだ到達点が遠いような感じがするわけです。

現実に長崎県においては、そうやって20～30%の人たちが途中で挫折をしているのかと。経験不足であるがゆえに収入が安定しないと。恐らくこんなことが一つの大きな要因ではないかと、容易に考えられるわけけれども、その辺のところは、20～30%というのは、例えば沖縄あたりがどうなのかとか、よその県がどうなのかと、こういう時に、いわゆるきちっと歩どりというものが実際どうかと、この辺は調査をされておりますか。

【川口経営支援室長】他県の定着につきましては調査をしておりません。

【小林委員】他県のものも参考のために比較対象しなければ、この長崎県の取組のよさが十分伝わってきませんので、その辺のところもぜひ教えていただきたいと思います。

それから、さっきの全国の収入と長崎県の収入は、これは本当なのかと思ったぐらいです。本当に500万円を超えているのか。全国で614万円とか言っているけれども、長崎県が500万円を超えているというようなことが本当なのかどうか。そこのところは計算の仕方がよくないのかどうか。我々は1年間に、申し訳ないが、沿岸漁業の人たちの年間の総収入は100万円台ではなかったかと、こういう見方もできておっ

ただけれども、前の漁政課長はそんなことを言っていたよ。今、どうされているか知らないが、そういうことで500万円を超えるとかいうような金額はどこからきている数字なのか。そういうことで答弁をしてください。

【川口経営支援室長】先ほど申し上げた長崎県の500万何がしというのは、収入、水揚げでございまして、所得につきましては135万3,000円でございます。

【小林委員】よくわかりました。水揚量と、いわゆる収入から原価を引くわけでしょう。そして、残りがどうかということになってくると、そうなってくると、やっぱり厳しいと。だから、対策を講じていかなくてはいかんと。よくわかりました。

【吉村(洋)委員長】ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】ほかに質問がないようですので、水産部関係の審査結果について整理をいたしたいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 4時34分 休憩

午後 4時34分 再開

【吉村(洋)委員長】委員会を再開いたします。これもちまして、水産部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時より農林部の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時35分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年6月16日

自 午前10時 0分
至 午後 4時11分
於 議 会 会 議 室

団体検査指導室長	山下 明 君
農業経営課長	佐藤 紳 君
農地利活用推進室長	綾香 直芳 君
農産園芸課長	渋谷 隆秀 君
農産加工・流通課長	長岡 仁 君
畜産課長	大曲 祥之 君
農村整備課長	松本 拓徳 君
諫早湾干拓課長	藤田 昌三 君
林政課長 (参事監)	佐藤 義高 君
森林整備室長	内田 陽二 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	吉村 洋 君
副委員長(副会長)	宮本 法広 君
委 員	小林 克敏 君
”	中山 功 君
”	溝口 芙美雄 君
”	徳永 達也 君
”	久野 哲 君
”	下条 ふみまさ 君
”	中村 和弥 君
”	深堀 浩 君
”	山口 経正 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【吉村(洋)委員長】 おはようございます。

それでは、ただいまより委員会及び分科会を再開いたします。

これより、農林部の審査を行います。

【吉村(洋)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算及び報告議案を議題といたします。

農林部長より説明をお願いいたします。

【加藤農林部長】 おはようございます。

農林部関係の議案等について、ご説明いたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の農林部の1ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第101号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算(第1号)」のうち関係部分、報告第1号「知事専決事項報告 平成27年度長崎県一般会計補正予算(第8号)」のうち関係部分、報告第3号「知事専決事項報告 平成27年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算(第2号)」、報告第4号「知事専決事項報告 平成27年度長崎県

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

農 林 部 長	加藤 兼仁 君
農 林 部 政 策 監 (農村整備事業・ 諫早湾干拓担当)	前田 健次 君
農 林 技 術 開 発 セ ン タ ー 所 長	峠 純秀 君
農 林 部 次 長	中村 功 君
農 林 部 次 長	宮崎 浩善 君
農 政 課 長	福田 修二 君
農山村対策室長	光永 郁宏 君

林業改善資金特別会計補正予算（第2号）」、報告第5号「知事専決事項報告 平成27年度長崎県営林特別会計補正予算（第2号）」であります。

はじめに、第101号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分につきましては、歳入総額11億6,356万6,000円の増、歳出総額21億2,344万4,000円の増となっており、歳出予算の内容につきましては、びわ寒害への緊急対策と全国トップ産地強化支援に要する経費の計上及び公共事業に対する国の内示に伴う調整について補正しようとするものであります。

次に、先の2月定例会において知事専決処分による措置をあらかじめご了承いただき、3月31日付けをもって専決処分をさせていただきました事項についてご報告いたします。

関係議案説明資料の3ページ目をお開きください。

報告第1号「知事専決事項報告 平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分につきましては、歳入予算は合計で2億4,874万8,000円の減、歳出予算は合計で6億8,785万5,000円の減となっており、これは歳入面で国庫支出金等が最終的に確定したこと及び歳出面で年間執行額が確定したことなどに伴うものであります。

次に、関係議案説明資料4ページ目の中ほどをご覧ください。

報告第3号「知事専決事項報告 平成27年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）」につきましては、事業決定に伴い、歳入歳出予算それぞれ920万7,000円を減額いたしております。

次に、報告第4号「知事専決事項報告 平成

27年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）」につきましては、事業決定に伴い、歳入歳出予算それぞれ61万5,000円を減額しております。

ここで、申し訳ございませんが、説明資料の修正がございます。説明資料4ページの下から3行目に「報告第4号」とございますが、「報告第5号」の誤りでございます。大変申し訳ございませんが、修正をお願いいたします。

報告第5号「知事専決事項報告 平成27年度長崎県営林特別会計補正予算（第2号）」につきましては、事業決定に伴い、歳入歳出予算それぞれ954万3,000円を減額いたしております。

次に、関係議案説明資料5ページ目の「平成27年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」の関係部分につきましては、それぞれの記載のとおりであり、繰越の主な理由は、事業決定の遅れ、計画、設計及び工法変更による工事の遅延等により、事業の年度内完成が困難となったことによるものであります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)分科会長】 次に、農産園芸課長、農村整備課長、森林整備室長及び農政課長より補足説明を求めます。

【渋谷農産園芸課長】 説明の前に、事前にお配りしております説明資料「平成28年度6月補正予算計上事業一覧」につきましては、申しわけありませんが、1ページと2ページ、それから5ページの差し替えをお願いいたします。

それでは、補正予算について補足説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

資料掲載分が、今回補正予算で計上している農産園芸課分の事業の一覧でございます。

各事業の具体的な内容を説明いたしますので、2ページ目をご覧ください。

まず、災害に強い日本一のびわ産地緊急対策事業費についてご説明いたします。

全国に誇る本県のびわ産地は、1月23～25日の寒害により大きな被害を受け、県は、これまで対策について、産地の皆様や国、市町、農協、共済組合等の関係機関と協議を続けてまいりました。

びわ産地の現状と課題につきましては、栽培面積519ヘクタールのうち92%を占める露地びわは気象災害を受けやすく、今回の寒害により、露地びわでは9割減収となりました。

そのような中で、加温ハウス、簡易ハウスのびわは被害を免れており、今後、加速度的に施設栽培を推進する必要がありますが、資材費等が高止まりしており、導入が進んでいない状況にあります。

また、災害リスクへの備えであるびわ共済加入率はびわ部会員数の1割の74戸と、少ない状況であります。

災害に強い日本一のびわ産地緊急対策事業の内容といたしましては、1つ目に、共済加入推進対策で、災害リスクを軽減するびわ共済への部会加入方式を進めるために必要な園地利用状況調査や園地情報システムの入力に係る経費として100万円。2つ目に、簡易ハウス整備対策で、寒害に効果がある簡易ハウスの導入促進のため、国の産地パワーアップ事業を活用し、国の補助残の3分の1を上乗せする支援として、2ヘクタール分の2,100万円。3つ目に、びわ樹の低樹高化対策で、作業性の向上や施設化に対応したび

わの樹の低樹高化を図るため、共同作業により樹高を切り下げる経費として、10アール当たり定額3,300円の支援で、183ヘクタール分、603万9,000円を計上するもので、補正予算額の合計で2,803万9,000円を計上しております。

加えて、優良品種「なつたより」への改植を加速化するため、国の果樹経営支援対策事業に10アール当たり定額3万4,000円の上乗せ支援として、5.5ヘクタール分、187万円を既存事業でメニュー化し、補正予算計上分と合わせて支援総額は2,990万9,000円となります。

なお、3ページから4ページは、国、県、市、農協のびわ寒害支援対策に係る支援内容を参考まで添付しておりますが、4ページ目の下にお示ししてございます支援事業の総額は、市が予算要求中の枠も含め、1億8,869万8,000円の予定となっております。

今後とも県といたしましては、生産者、関係機関一体となって、災害に強い日本一のびわ産地を再構築し、農家の皆様が将来にわたり希望を持ち、安定した経営ができるよう産地の体質強化につながる取組を進めてまいります。

次に、5ページ目をご覧ください。

全国トップ産地強化支援事業費、JA島原雲仙南串ばれいしょ選果施設の整備についてご説明いたします。

まず、全国トップ産地強化支援事業の制度についてでございますが、対象品目の単価または出荷量が全国上位、5位以内の産地に対して、さらなる競争力のある産地へと発展を促すとともに、県内他産地のモデルとするために、選果ライン等の大規模施設整備に対し、国の補助事業に県費の15%以内、上限1億円を上乗せ助成するものであります。

今回、補正予算を計上いたしました案件につ

きましては、春（4月～6月）出荷ばれいしょの出荷量が全国1位のJA島原雲仙が国庫事業を活用し、概算事業費約12億円、うち国費5億円で、雲仙市南串山町にばれいしょの大規模選果施設の整備を計画しており、これに県から上乗せ助成として1億円を計上するものであります。

現状と課題につきましては、南串山地区では、近年、基盤整備を活用した担い手の規模拡大や、生産者の高齢化、労力不足等により、個人選果からJAの選果場利用の需要が増加しております。

出荷状況といたしましては、平成21年産から平成26年産の5年間で47%増加し、現在、日量40トンの処理能力で、出荷ピーク時の選果能力が不足するため、他地区の選果場での対応を余儀なくされている状況であります。

対策といたしまして、産地の規模拡大に伴う選果処理能力不足の解消や安定出荷を図るため、国の産地パワーアップ事業の活用と、県の上乗せ支援を行い、日量120トン进行处理できる大規模選果施設を整備する計画であります。

今回の施設整備により、ばれいしょ産地の拡大と農家の経営規模拡大等が図られ、農家所得の向上につながる事が期待されます。

【松本農村整備課長】私の方から、農業農村整備関係の補正予算について補足説明をさせていただきます。

先ほどの資料の6ページ、7ページをお開きください。

資料記載分が、今回、補正予算で計上しております農村整備課分の事業及び地区の一覧でございます。

農業農村整備事業に係る国の予算編成につきましては、平成27年度補正においては、TPP関連対策を主体として、農地の大区画化や競争

力強化に直結する事業の推進、つまり基盤整備事業への重点配分がなされました。今回の平成28年度当初予算では、施設の老朽化対策や防災・減災事業などの国土強靱化対策への重点配分がなされております。

このため、本県への当初予算につきましても、防災事業へ重点的に配分されており、今回、国の内示額による増額となった公共事業について、これを有効活用し、ため池の改修や地すべり対策、橋梁の耐震対策の事業推進を行いたいと考えております。

今回、13億5,000万円の補正予算を計上させていただき、平成28年度当初予算34億円と平成27年度補正予算28億円を合わせて、76億円の県予算額で今年度の農業農村整備事業を執行していきたいと考えております。

続いて、資料の8ページをご覧ください。

新生産調整推進排水対策特別事業は、水稲生産の転換を図るため、特に排水条件の整備を目的とする農業用の排水施設の新設、または変更を行うことを目的としております。

今回の補正予算では、平成22年度から平成29年度までの工期を予定している諫早市の田尻地区において、排水路工330メートルの整備を実施することとし、1億4,305万3,000円を計上しております。

続いて、9ページをご覧ください。

ため池整備事業は、老朽化により、堤体から多量の漏水が見られるものや、洪水吐の断面が不足し、洪水を安全に流下することができないため池の改修を行い、豪雨等の災害を未然に防止することを目的としております。

今回の補正予算では、平成25年度から平成31年度までの工期を予定している南島原市の南有馬地区ほか1地区において堤体工を実施するこ

とし、合計1億8,330万円を計上しております。

続いて、10ページをご覧ください。

農業用河川工作物応急対策事業は、農業用河川工作物、いわゆる頭首工において災害を未然に防止するための改修を行うことを目的としております。

今回の補正予算では、平成25年度から平成29年度までの工期を予定している佐世保市の中里地区において、頭首工が老朽化し、開閉がうまくできていないため、これらの対策を実施することとし、1億1,400万円を計上しております。

続いて、資料の11ページをご覧ください。

土地改良施設耐震対策事業は、土地改良施設等のうち、耐震性が不足する施設に対して耐震補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止することを目的としております。

今回の補正予算では、平成22年度から平成30年度までの工期を予定している雲仙市・南島原市の雲仙グリーンロード2期地区におきまして、橋脚の耐震補強工を行うこととし、5億5,050万円を計上しております。

続いて、資料の12ページをご覧ください。

地すべり防止対策事業は、地すべり活動を続けている地すべり防止区域において、水路、水抜ボーリング、集水井、杭打工、アンカー工等の対策工事を実施し、災害の発生を抑制することを目的としております。

今回の補正予算では、平成23年度から平成29年度までの工期を予定している平戸市の松本地区ほか1地区において、法面保護工等を行うこととし、2億300万円を計上しております。

続いて、資料の13ページをご覧ください。

海岸保全事業は、農地保全にかかわる指定海岸の護岸工、堤防工、突堤工、消波工等の対策工事を実施し、農地の保全を図ることを目的と

しております。

今回の補正予算では、平成23年度から平成32年度までの工期を予定している南島原市の有馬2期地区において護岸工を行うこととし、1億5,504万円を計上しております。

以上の6事業において、土地改良費1億4,305万3,000円、農地防災費12億584万円の合計13億4,889万3,000円を計上しております。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【内田森林整備室長】引き続き、私の方から森林整備室関係の事業についてご説明をいたします。

14ページをお開きください。

14ページ、15ページに記載の内容が、今回、補正予算で計上している森林整備室の事業及び地区の一覧でございます。

今回の補正予算は、国の内示額の増となった公共事業について、事業を推進するために国費を有効活用させていただきたく必要な予算を計上いたしております。

16ページをお開きください。

森林環境保全整備事業費でございますが、利用期を迎えている森林資源を活用して、施業の集約化や路網整備を通じて低コスト化を図りながら、写真のように、木材を生産して森林整備を進めるということで行っております。

今回の補正予算では、県内一円において搬出間伐400ヘクタールなどを計画しております。これに要する経費といたしまして、2億7,112万8,000円を計上いたしております。

17ページをお開きください。

予防治山は、山地災害危険地区のうち、被災危険度が高い箇所における治山施設の整備を行うことを目的としております。

土石流対応の治山ダムについては、右側のイメージ写真になります。施工位置は、左側の上の赤の三角マークのところでございます。JR長崎本線の長与経由の路線の本川内駅の上流になります、重要な保全対象があるところがございます、今回は本川内のほか5地区において治山ダム工などを実施するために、2億1,111万1,000円を計上いたしております。

続きまして、18ページをお開きください。

水土保持治山費でございます。自然災害によって発生した崩壊地において、被害を与えるか、または被害を与えるおそれがある箇所、国土保全上重要な森林について治山施設を設置することを目的としております。

今回の補正予算では、新上五島町の宿ノ浦地区ほか1地区において法枠工などを実施することとして、合計1億6,427万3,000円を計上いたしております。

以上、3事業について、合計で6億4,651万2,000円を計上いたしております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【福田農政課長】私の方から、繰越明許費繰越計算報告書の補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元にお配りしております補足説明資料「繰越事業理由別調書」をご覧くださいませようようお願い申し上げます。

繰越額につきましては、去る2月定例会においてご承認をいただいたところございますが、その後の事業の進捗に伴い繰越額が確定したことから、改めてご説明申し上げます。

なお、事故繰越につきましては、該当はございません。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

農林部の繰越額の合計は、340件、45億8,406万3,000円でございます。そのうち、経済対策分

が30件、37億3,742万3,000円、災害復旧分が286件、2億1,368万7,000円であり、件数で全体の92.9%、金額で86.2%を占めております。

1ページの一番下の段をご覧ください。

前年度の繰越額と比較しますと、件数で169件の減、金額で6億6,130万8,000円の減となっております。

また、繰越理由の主なものでございますけれども、最上段の表をご覧ください。繰越理由としましては、事業決定の遅れによるものが多く、経済対策分が30件、37億3,742万3,000円、災害復旧分が286件、2億1,368万7,000円など、合わせて320件、40億5,974万円となっております、件数で全体の94.1%、金額で88.6%を占めております。

そのほかの繰越理由といたしまして、計画、設計及び工法の変更による遅れによるものが13件、3億2,958万8,000円でございます。主な理由としまして、地すべり防止事業において、軟弱地盤層が想定よりも厚く、沈下防止対策に不測の日数を要したため、年度内の完成が困難であったものなどがございます。

なお、課別ごとの繰越額の内訳につきましては、中段の表に記載しているとおりでございます。

また、2ページには、繰り越しのご承認をいただいた繰越額及び課別ごとの内訳を記載し、3ページから4ページにつきましては、事業ごとに実繰越額の件数及び金額を記載しております。

今後は、残る事業の早期執行に向けて最大限努力をまいります。

【吉村(洋)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【中山委員】災害に強い日本一のびわ産地緊急対策事業費について、びわは、部長もよくおっしゃっているように、長崎県を代表するすばらしい果物であるというふうに自負しておりますが、やはり何といたっても災害に遭うというのが非常につらいところでございます。そういう中で、日本一を守っている農家の皆さん方に心から敬意を表したいなと思います。

今年1月の大寒波で被害を受けました。それを受けて、3月9日に農水経済委員会で現地調査をさせていただいて、そして意見交換会、3月25日は、知事が現地調査、そして意見交換会等を行った。そういう追い風もあったと思いますが、担当課がよく頑張っていたら、2,803万9,000円、3事業を計上してくれたことについては評価をしたいと考えております。

そういう中で、簡易ハウスの整備対策についてお尋ねしたいと思いますが、確かに1反当たりの生産者の負担は150万円から105万円に減ったということでありましたが、担当課は生産者の希望を聞いて、何とか生産者の負担を低くできないかということで財政課とやり合ったと聞きましたけれども、財政課の方から寄り切られたという形になって、少し残念な気がするわけでありませう。

そういう中でも、このハウスの設置時期について、従来の農繁期から農閑期の方にシフトできないかということで、今努力もしていただいているようでありませうし、リース方式についても、農協と話をし、利用者がおれば実施できるような状態になってきていますので、一定自己負担は軽減できているというふうに考えておるわけでありませう。

そういう中で問題なのは、実施面積が2ヘクタールとなっていますね。かなり早い段階から

希望をとっていると聞いておりましたけれども、現段階でどういう状況にあるのか、お知らせ願いたいと思います。

【渋谷農産園芸課長】現在計画を立てている面積は、約2ヘクタールということでお伺いをしております。各部会長さんでハウスの推進等を行っているところで、今、1.5ヘクタール以上は大体希望が集まったということで、2ヘクタールに向けて、さらにハウスの導入を推進してまいりたいと考えております。

【中山委員】それでは、まだ県の方には具体的な申請として上がってないんですか。今、1.5ヘクタール程度は見込めるという話がありましたけれども、県の方にはまだ上がってないんですか。

【渋谷農産園芸課長】この予算が現在審議中ということもありまして、この予算が成立したことを受けて、現場の方に説明をして、それから面積等についてはまとめていきたいと考えております。

【中山委員】それでは、見込みとしては立っているけど、正式な受け付けはできないということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうですか。

それでは、2ヘクタール確保できるとして、普及が進んで、これは2ヘクタール分しか予算はとれませんよね。それ以上、例えば2.5ヘクタールとか、オーバーする申し込みがあった時の対応についてはどのように考えておりますか。

【渋谷農産園芸課長】まず、今、2ヘクタールやるのが目標でございますけれども、希望等が多かったものについては、補正が組めないのか、あるいは次年度お願いができないのかということで個別に相談をしたいと考えておりますが、とにかく10年後の20ヘクタール達成に向け

て、できる限り前倒しして事業ができるように努力してまいりたいと考えております。

【中山委員】これは緊急災害対策ですから、オーバーした分については、やはり補正でも組んで対応していただきたいと考えておりますので、それは要望しておきたいと思えます。

それで、もう一つお尋ねしますが、加温ハウス、簡易ハウス栽培では寒害の被害がなかったとありますよね。これは事実なんです。

ただ、簡易ハウスについては加温施設がないんですね。現実はどうしたかということ、24時間2日間、炭をたいたり、ストーブをたいたりして、マイナス3度以下にならないように懸命な努力をしているんです。これがあって初めて被害がなかったわけであって、仮にこういう対策をしていなかったら、簡易ハウスも被害を受けているわけですね。

そうしますと、何を言いたいかということ、農家の方々は、やはり正式な加温施設じゃないけれども、緊急的にハウス内の温度を上げるための方法が何かないのか、これについて考えておるわけでありますから、これについてどういう方法がいいのか、生産者とこの辺をよく協議してほしいなと思うんですけれども、どうでしょうか。

【渋谷農産園芸課長】現場の方で、今回の寒害の時に、温度が下がらないようにストーブ等で随分努力されたということはお伺いしております。

実際どのような要望が上がってくるかということで、国の事業の対象になるのか、あるいは市の事業等もありますので、どの事業でやるかということについては検討させていただきたいと考えております。

【中山委員】特にこの簡易ハウスを20ヘクタ

ールまで持っていくとなると、一時的に冷害が来た時に、これにどう対応するか。これは事前に考えておく必要があると考えておりますので、ぜひ農家の意見、生産者の意見を聞いて、国、市と対応を協議してほしいなと思っているとこるでございます。

それと、予算総括で話しましたけれども、やはり「なつたより」への改植も大事ですけれども、そうすると基盤整備ということになります。何が、何といたしても、この「なつたより」をエースにするためには、私が思うには、1個1,000円ぐらいになるぐらい品質をどう上げていくかということが非常に大事になってくると思いますので、これの確立と、それと斜面地でありますから、やはり基盤整備を含んだどういいう簡易ハウスがいいのかという問題。

それと、できれば、びわの6次産業化も含めて、今後の課題として検討をしていただければということで、これは要望にとどめたいと思えます。

次に、共済加入推進対策費についてでございますけれども、今回、共済への継続的な全戸加入が条件になっているんですね。現在は、残念ながら、1割程度しか入ってないわけですね。これを全戸やろうということで、いろいろ関係者が苦労をしているようでありましてけれども、全戸が条件というのは、下の方には、加入資格のない小規模農家は除くとありますけれども、これについて少し詳しく説明していただけますでしょうか。

【渋谷農産園芸課長】まず、長崎市内にびわ農家は約550戸いらっしゃいます。その中で、共済に入れる農家の方というのが、10アール以上つくっていらっしゃる農家の方になりますので、それを除くと約400戸の方が対象だろうと思っ

ております。

今回の加入につきましては、部会で徴収をして加入をやるという方法になっておりますので、どうしても販売等が少なく加入できない部会もあると考えておりますので、400戸の75%、300戸以上ということを条件に、今、12部会全部で加入推進を努力していただいているところであります。

【中山委員】確かに共済に入りたいというのは、農家の方もそう思っているわけです。ただ、入れない状況というのは、ここに話がありますように、平成になってからも8回ぐらい災害が発生して減収があっているわけですね。そこでやはり懐ぐあい非常に厳しい状況にあるというのが前提にあるわけです。

そういう中で、部会単位でという話もありましたけれども、部会単位の中にもやはりいろいろ個人差がありまして、この取りまとめに本当に部会長さんたちはご苦労しておりますので、その意は酌んでいただいて、300戸以上でなければいけないということではなくて、ぜひそれらの事情をよく酌み上げて対処していただければありがたいと考えておりますので、要望をしておきたいと思えます。

【吉村(洋)分科会長】ほかにございませんか。

【下条委員】農地費が13億円程度計上されているわけですが、この基盤整備事業にどうこうという気持ちはありませんけれども、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

今年は、平成27年度の末に出ました補正予算、それから当初の本年度予算、そして今回の6月の補正予算ということで、やっと待望の76億円、できたら80億円までいってもらいたいという形で皆さんと一緒に頑張ったつもりですが、76億円ということで、この1年間の事業が今進

んでいるところであります。

今回のこの13億円の中には、寒害であったり、河川のものとか、いわゆる農地を農業者が提供されて、一緒になって基盤整備事業をやるというものはどうも入ってないようです。

そうなりますと、前年度の補正、それから本年度の当初で、今年のいわゆる農地そのものの集約化を図っていく基盤整備は、100%満足することができるような事業として現在動いているのかどうかをまずお尋ねしたいと思います。

【松本農村整備課長】いわゆる基盤整備予算につきましては、先ほど言われましたとおり、平成27年度の補正予算、T P P 関連補正予算がございまして、それについては地元要望額の大体9割を要求いたしまして、ほぼ99%ほど充当されたという状況でございます。

本年度当初予算につきましては、先ほど私が言いましたとおり、農業基盤整備に係る国の関係の予算は下げられまして、その下げた分を国土強靱化の方に充当されたという状況でございます。要望額については、補正予算である程度充当されたところについては、あとは調整費で1,000万円か2,000万円ほどしかつかない。あと、補正予算で充当できなかった田尻地区の排水対策について、重点的に配分をするというような予算配分にしております。

平成28年度新規地区については、補正対応ができませんでしたので、そこにつきましては、実施設計等ができる分だけの予算をつけて配当はできたと考えております。

【下条委員】大体意味がわかりましたが、私も一番心配しているのが、いよいよ農家の皆さん方が自分たちの営農地も含めて、休耕地だったら問題ないんですが、営農地も含めて土地の提供といいますか、一緒になってやろうという行

政指導をいただいて取り組んでいくわけですが、農地そのものの集約化を図っていく基盤整備事業というものは、単年度で終われば問題ないんですけども、これが数年間かかっていくという中において、予算がついたりつかなかったりということになってくると、いわゆる土地は生きているわけですから、遊休地じゃないという前提であれば、農業者自身に生活面も含めて非常に迷惑をかけるということがありますから、非常に慎重に対応しながら、若干の順番待ちの人があらわれてもやむを得ないという形でやって進めていかれているだろうと思うんです。

まだまだこれからやっていこうというものが、3カ年、5カ年事業、少なくとも5カ年ぐらいでしょうか、やっていくわけですが、仮に今の時点で締め切った場合、どのくらいの方がまだ待っておられるような感じで思っているのかなと思うんですけども、いかがですか。今、要望に対して9割程度充当したということですが、いかがですか。

【松本農村整備課長】先ほど申しました9割ほど充当したというのは、今、実施をしている地区が19地区ほどございまして、全体で740ヘクタールほどの地区面積がございます。そのうち、平成28年以降まだ残っているところは470ヘクタールほど、まだ基盤整備が、今の実施中のところでもございます。

今回、平成28年度予算で充当できる分については、74ヘクタールほどの基盤整備をしておりますので、まだまだ予算的には不足しているという状況でございます。

これについても、平成29年度新規地区はもう7地区ほど要望が、300ヘクタールほどございまして、それ以降にも要望地区がございますので、これについては今の予算以上に予算を確保して

いかないといけないと考えております。

【下条委員】最後にいたします。

よくわかりました。19地区の740ヘクタールに対して残りが470ヘクタールあって、本年度がその2桁分の74ヘクタールをやっていき、そしてまた新たに、平成29年にはそれにプラス300ヘクタールですから、あと700ヘクタール程度がまた上積みされていくことになってくるとい実情がよくわかりました。

私も、先般、土地改良連合会の会長さんに、今回はお会いできませんでしたので、手紙でもって、長崎県が九州の中では一番基盤整備が、どういう理由だったか知りませんが、いわゆる着手が遅かったのか、遅れていると。しかしながら、集約化されたところは確実に営農、いわゆる農業経営が成り立っていているということにおいて、そういうしっかりとしたものの裏づけがあるんだから、ぜひバックアップを十分にしてほしいということを手紙に書いて会長さんに、国会議員の先生ですけども、お渡しをしてきました。

その中で一番は、少なくとも10カ年を見据えたようなバランスのある予算をつけてほしいと、そういうふうなことをやっておりますので、私も今のデータをまた届けたいと思います。皆さん方も理事者も大変でしょうけれども、政府の方にしっかりと要望をしていただきながら、集約化が図られた農地は必ず後継者もできていくということですので、100万円、1,000万円、1戸農家の農業所得を目指されて、ともに頑張ってくださいますようお願いして要望にかえます。ありがとうございました。

【深堀委員】私もびわの関係で、追加で質問させていただきます。

先ほど中山委員との質疑の中で、共済の件で、

10アール以上の農家の方が対象になって、それが550戸の農家に対して400戸。だから、残り100戸以上、百数十件が10アール未満で、これについては、単体では入れないんだけど、複数の農家の方が合同で入ることができるので、それを進めていきたいという趣旨の答弁ではなかったんですかね。

10アール未満の共済に入れない人たちへの対策としては、どのように考えておられるんですか。

【渋谷農産園芸課長】先ほどご答弁差し上げましたように、10アール未満の方では、1人では共済に入ることができません。

ただ、この方々については、例えば3人の方が集まられて10アール以上になった場合については、組織として加入ができるようになっております。

今回の対策で、まず10アール以上の方にたくさん共済に入っていただきまして、その後、小規模の方でも共済に入りたい方については、組織化等について支援をしていきながら、加入促進を図ってまいりたいと考えております。

【深堀委員】だから、10アール未満の農家の方は、そういう類似の方々と10アール以上に共済に入るという手法があるんですよということなんでしょう。それに対する支援策というのはないんですか。

【渋谷農産園芸課長】今回の支援策につきましては、10アール以上の経営規模の、一定びわで販売が大きい方にまず入っていただくということで、全戸加入ということをやっております。

10アール未満の方につきましては、今後、対策等を検討していくということになります。

【深堀委員】資料にもはっきり書いていますよね。加入資格のない小規模農家等は除くという

ことだから、今言っているところは、この事業の共済加入促進対策予算額100万円には該当しないんだということなんですよ。

【渋谷農産園芸課長】ちょっと説明が不足しましたけれども、この全戸加入条件というものがこういうふうになっているということでありまして、今回やる事業では、まず、びわ園の園地情報というものがしっかり把握できておりませんので、びわ園の園地をしっかりと整備していくということになります。

その中で、小規模の農家等も把握ができてくると思っておりますので、まず10アール以上の方が入った後、小規模の方についても加入促進を図ってまいりたいと考えております。

【深堀委員】ということは、この園地確認調査等々については、10アール未満の農家の方々の部分の園地も対象になっているということですか。

【渋谷農産園芸課長】びわの部会に入っている方の園地を確認するというので、今回計画をしております。10アール未満の方も入っております。

【深堀委員】わかりました。そうしたら、スケジュールといいますか、計画では、まず10アール以上の方々に先に対策を打って行って、その後、10アール未満の方々についても何らかの支援策を今後講じていく考えがあるということまで理解をしますね。

そこで、お尋ねなんですけど、昨日も実は水産部の審議の中で、ノリが過去5年比38%ぐらいいしかとれなかったという報告があって、その時に、「そういった漁業者の皆さんは共済とかにちゃんと入っていたんですか」と質疑をしたら、「いや、入っていました」と。「そうしたら、心配なかったんですね」と言うと、「でも、

共済に入っていたからといって、漁業者の方々の経済的なあれが十分だとは、とてもじゃないけど言えません」というような質疑をちょっとしたんです。

今、びわ農家の分について、加入率が10%だったからということ非常にクローズアップされて、それを上げていこうということはいいと思いますけれども、もしびわ農家の方がみんな100%この共済に入っていたとしたら、これは仮定の話ですけど、今回、被害総額は8億3,600万円出ているわけですけども、どれくらいの額が補填されたんですか。

その共済の仕組みですね。恐らくいろいろ違うと思うんです。品種によっても違うし、業種によっても違うと思うんだけど、このびわに特化した時にどれくらいなんですか。

【渋谷農産園芸課長】今回、想定しているのは、びわの共済で半相殺特定危険方式という方法で凍害に限り補償するというものでありまして、この中でいいますと、10アール当たりの収量を322キロで、単価が685円ということになりますので、10アール当たりの標準収穫金額が22万円ということになります。この70%になりますので、2億2,023万9,750円が10アール当たり共済金として来るということになりますので、今回の面積からいうと、6億円程度の共済金が来たことが想定されます。

【深堀委員】よくわかりました。ありがとうございます。

あとは、掛金の問題ですね。結局、どれくらいの掛金でどれくらいの補償なのかという一般的な保険の考え方ですけども、例えば、安い掛金でいっぱい補償をしてくれるとなれば皆さん入るんでしょうけれども、そこはどの加入方式の共済も大体一定同じレベルなんですよ

か。

【渋谷農産園芸課長】以前は、全相殺方式という方法で、いろんな災害に全て対応するという事で掛金が高かったんですけども、最近、半相殺方式ということで、凍害に限り補償するという形になりました。

そのことがあって、標準的な収穫量を500kgとすると掛金が10アール当たり5,275円になります。もしも凍害で100%減収となった場合は、70%補償で23万9,750円ということになりますので、かなり低い負担で、もしも凍害があった場合については多く返ってくる。5,000円毎年お支払いをしておくと、凍害があった場合については約24万円が返ってくるという仕組みになっております。

【深堀委員】わかりました。ちょっと口頭でぱっと聞いてもわからないので、後でその共済の仕組みの資料が何かいただければ非常にありがたいですので、よろしくお願いします。

もう一点だけ、繰越明許の件ですけども、繰越事業理由別調書の中で、災害復旧分が計上されていますよね。農村整備課分で286件、2億1,368万7,000円分なんですけれども、これは次の2ページに載っている、2月計上の補正予算の分だったというふうに理解をしいんですか。

【松本農村整備課長】災害の繰越分につきましては、災害査定が大体12月ぐらいまでかかりまして、その後、予算の配分というのがございまして、実際的には3月中、2月までに大体当年度の予算が何回かに分かれて配分されるという状況がございまして、その分で予算計上した分が繰り越しをしたというような状況になります。

【深堀委員】わからないので聞いているんですけど、例えば、災害自体が年度の当初であっても、どうしても査定はそこまでずれ込むという

ふうに理解をすればいいんですか。

【松本農村整備課長】 災害につきましては、6月の梅雨の初めぐらいから始まるんですけども、それが台風時期も過ぎまして、何回も分けて災害がございます。その災害ごとに査定をしていくんですが、災害が6月ぐらいに始まったとしても、設計書等をつくって査定を行うのは8月の初めぐらい、6月でも8月の初めぐらいという状況になります。

災害査定をずっとしていきまして、11月終わりぐらいまで査定を行うんですけど、その後、増嵩という作業がございます、各地区ごとに補助率の算定が決まってきます。基本的には農地で50%、施設で60%が初めなんですけれども、農家1戸当たりの災害負担金の額に応じて補助率が変わってまいります。まずは、補助率が変わるまでに、最初の農地なら50%、施設なら60%の補助率で補助金申請をし、補助金の交付があるんですけども、増嵩によった補助率の変更に従って、また追加の補正予算が来るような、そういう2月以降までかかるような作業が続きますので、その時点で最終的に施設、それから農地ごとの補助率が決まってくるような格好になって、最終的に予算が決まってくるという、ちょっと複雑なんですけど、そういう状況になっています。

【深堀委員】 今の説明で、ものすごくいろんな作業が入って時間がかかるというのは一定理解をします。

ただ、だからといって、繰越明許の中に災害復旧分だからということで、もうフリーパスですよなんていう話には私はならないと思うんですよね。

じゃ、この286件の繰越明許、災害復旧分、一番古い、古いという言い方はおかしいですね。

この286件の一番古い事例はいつの災害の分が入っているんですか。これが全て平成27年度の後半部分ぐらいだったらわかりますよ。時期がどうなのか、一覧表か何かあれば。

【松本農村整備課長】 今のところ、そういう資料は手元にはありません。

流れといたしまして、一番早いのは、去年の雨からいきますと、6月ぐらいの雨があるのではないかと思います。

工事につきましては、施越し工事といいまして、ある程度査定が終われば、現場的には町の判断で施工できる部分もございます。施工は、市町で行いますけれども、補助率が決まって補助金が入ってくるのが遅れると。それを工事していても、何件も工事件数はございますので、急ぐところから終わらせて、場所によっては、緊急性を要しないところについては、どうしても作業等の手間がございますので、後回しになります。

それについては、国の予算については、今はちょっと減りましたけれども、災害が起こった年に、今までは8割程度の予算をつけると。今回は7割ぐらいだったと思いますけれども、予算をつけます。事業が終わる、終わらない、関係なしに予算をつけます。予算がつくのが、大体いつも最終的に終わるのが2月終わりぐらいですので、実際は工事が終わらなくても予算がついたというような状況になります。

工事が終わったものはそのまま消化をしますけれども、終わらないものも何件もございますので、それについては繰り越しをせざるを得ないという状況になっています。

【深堀委員】 286件もあるんだから、その一つひとつをとすることはないんだけど、懸念をしているのは、今、6月と言われましてけれども、

梅雨時期の災害だったとすれば、もう今既に梅雨時期になっているわけですね。だから、そこは本当に急がないといかん、緊急性のある分は選別をされて済ませているという報告だから、それを認識していますけれども、ここはできるだけ優先順位で、結局、災害認定されていて、まだ工事ができていなくて、また同じ災害になるようなことが絶対にないように、そのあたりをぜひお願いしておきたいと思います。

【吉村(洋)分科会長】 ほかにございませんか。

【小林委員】 びわの補正を早速組んでいただいたということで、大変地元の皆さん方は意を強くされていると。やっぱり一番大事なことは、意欲をなくすという状況の中で、そういう支援を行っていただくことによって、ますますこれから頑張らなければいけないという意欲、この意欲を引き出すために、知事もこの間の3月25日に自ら足を運ばれたと。適切な知事の英断、あるいは判断ではないかというような感じをいたします。

ただ、知事が現地に入りました以上、その期待はますます大きくなるということは当然のことです。

今、こうして資料を見せていただきまして驚きますけれども、平成元年から8回ぐらい災害が発生しております。気象災害でありますからいろいろありましようけれども、いわゆる減収というような状態が8回ぐらいもう既にあっていると。

そしてまた、この資料を見ておきますと、最近、4年前の平成24年2月に寒害において6割が減収になっているということも明らかになっております。

今回、農産園芸課が窓口になり、農林部長もその先頭に立たれ、農林部を挙げていろんな対

策に乗り出していただいている。こういう状況の中で2,800万円余の補正を組んでいただいていると。

それで、当初予算とか、あるいは長崎市の独自の予算とか、そういうものを合わせていけば、かなり元気を出していただけるような状況になっていると思いますが、これまでの対策は、正直に言って、例えば保険の加入につきましても、共済への加入の推進についても、今回は100万円の補正を組んでいただきましたが、過去もこういうような被害が生じているわけだし、またこういう気象災害があっているわけですから、もう少し当時の方々は適切な対応の仕方ができなかったんだらうかと、こういうことは誰しも同じ考え方ではないかと。ましてや現地の皆様方にとってみれば、もっと早く今のような対策をしていただければ、露地がこれだけ、92%もだめになっているという状況、ハウスは生き残っていると。こう考えていけば、答えはもう明らかなんだから、なんで当時、こういうハウスに対して今のような力強い支援をやっていただくことができなかったんだらうか。なんで、そういう共済の加入というものに対して、今のような形の中でバックアップしていただくことができなかったんだらうかと。

そして、予算の規模を見ておきますと、補正で2,800万円強でありますけれども、全体的にどれくらいの予算がかかるのかと。10年スパンで分割でいろいろやっていくし、また、払いも8年の分割だと。こういうようなことになってまいりますと、これはやっぱり当時の対策が、その遅れが今回のような大きな被害に届いてしまったのではないかと。これまではそれなりの事情の中で頑張っていたものだと思うけれども、もうちょっと何かできなかったんだらうか

と。

大変つまらん例だけれども、交通事故で信号機をつける必要性があると言いながら、その必要性はありと言いながら、亡くなって初めて慌ててつけると。こういう後手後手に回る行政であっては絶対ならないということでございます。

びわについては、長崎県の特産であるし、日本一の評価を受けているわけだから、そういう面から見れば、もっと対策を打つことができなかったんだろうかと。今申し上げたようなことに対して、農林部長はどういう見解をお持ちでございますか。

【加藤農林部長】これまでの対応が十分ではなかったのではないかとのご指摘をしっかりと心に受けて、対策をやっていきたいと思っております。

そういった中で少しでも説明をさせていただきますと、平成24年の寒害も含めまして、これまでの対策の中で私どもは、やはり共済と、それと災害に強い対策として簡易ハウスと、それと品質のよい「なつたより」、これが必要だということです。

まずは共済の方から言いますと、この共済掛金をまずは下げないといけないということで、国が2分の1、それから市が10分の1の補助をした上で、この補助の対象を全体の災害から凍霜害、寒害だけに限るということで、掛金を4分の1程度、2万円程度のところから5,000円程度のところまで下げるという協議を共済組合とやってまいりました。

そういう形で共済の加入を促進するというところで、前回の平成24年度の際は、7戸程度の加入戸数から129戸まで入ったところでございます。それがその後、被害がなかったということ でだんだん減ってきて、七十数戸のところ

に減ってしまっていたというところでございます。

また、簡易ハウスも必要だということで、平成20年の時に実証を行いまして、効果があるということで進めましたが、それが1ヘクタールのところまで進みましたが、それもそのところでとどまっていたということでございます。

一方で、「なつたより」、これも高品質のものをということで進めてまいりました。71ヘクタールまで広がりましたが、まだまだというところでございます。

そういったところで今回の災害が起こったところでございますが、委員のご指摘を十分受けて、これを最後の機会と思ってしっかりやってまいりたいと思っております。

【小林委員】要するに、今現在は農林部長で、当時は担当ではなかったのですがどうかということでもあります。

当然、先ほども言ったように、当時は当時の状況の中で精いっぱいのことをやっていただいたんだと、こういうふうには受け止めたいと思っておりますけれども、現実にはこれだけの被害が生じて、我々も行って、地元の皆さん方が大変意気消沈災をされていると。こういうような状況になっているということに対しては、やはりそこに行政の不備があったのか、また、我々の足らざるところがあったのかと、そういうようなことも受け止めなければならない。

そんな状況の中で、先ほども言いましたように、いずれ農林部長も自ら行っていただかなければいかんだろうし、あるいは知事が3月25日、英断を持って現地に赴かれたと。これがさっき言ったような、そういう元気を与えている。

そういうことでございますから、今回の対策は、ある意味では最後の対策だというような考え方の中で取り組んでいかなければいけないの

ではないかと、まずそのところはきちんと踏まえていただきたい。もっとあの時にこうしなければならなかったとかいう話は、今後は絶対にいただくことはできないということでございます。

ただ、簡易ハウスについても、現実にほとんど露地でやっているという状況。もうちょっと当時、簡易ハウスの必要性ということ、そしてまた、簡易ハウスを設置することによって、どういう大きなプラスがあるのか、このようなことがどこまで地元の方々に浸透しておったのか。

要するに、利益が上がらない、売り上げが上がらない、原価とか、そういう状況の中でなかなかそこまで手を出すことができない。正直に言って、簡易ハウスの必要性は認めながらも、どこまでの支援ができていたかという話になってまいりますと、現状を考えてみると、なかなか手が出しにくかったのではないかと。果たして分割払いだとか、あるいは年間に13万円ぐらい払えば何とかやっていけるよとか、そこまでの支援が本当に地元の方々の身にしみるような、そこまであったのか。こういうようなことになってまいりますと、結局はおざなりに、その場その場限りで終わったのではないかと、そういう失望感がやる気を失わせ、長崎県の特産をみすみすだめにしてしまう、こういうようなことでは絶対あってはならないということです。

そこでまず、この共済を掛けることによって、どういうメリットがあるんだろうかということはおもうおわかりのとおりだけれども、これは寒害に絞っているということ。台風これを絞ってないということ。台風の被害は、当然びわについては、台風の季節は避けて通ることができると。だから、冬の季節の寒害を第一義に考えながら、台風については間違っても来ないだろ

うと。今のような災害の地震対策みたいな状況のこれまでのやり方がまかり通っているんじゃないかと、こういうようなことを受け止めざるを得ないわけですが、台風の被害が今回の保険の対象にならない、あくまでも寒害だけだと。全部焼けるか半分焼けるかと、そういうようなところになって保険の種類が違えば同じような、そういうやり方をやっていらっしゃる。

国の支援、長崎市の支援、かれこれがあることもよくわかっているけれども、ここのところも、なんでこれだけの、10%ぐらいの人しか加入しないのか。結果的には、その必要性は感じながらも、掛金が高いとか、あるいはメリットが少ないとか、あるいは掛けたくてもそのお金を用意することができないという、びわによる利益率が相当トーンダウンしているというような受け止め方もできるわけだけれども、やっぱり台風をあえて避けて通るということは、掛金を安くするために、あえて苦肉の策としてこういうようなことをしなければならぬんだと、こんなことの中で今回のこの決定がなされているかどうか、この辺を誰か答えてください。

【渋谷農産園芸課長】台風の災害を想定した場合については、全相殺方式ということになります。その場合、掛金が10アール当たり約2万円ということになりまして、これまでの被害等を考えた中では、まずやっぱり一番被害が大きいのは凍害だということで、今回の半相殺方式、約5,000円の負担で入っていただく。それで、多くの方に入っていただくことになっております。

ただ、農家の方によっては、全相殺方式で入っている方もいらっしゃるという状況になります。

【小林委員】今の答えは、私の質問に対して答えになっておられるかね。

そういうことだけれども、要は、例えばビニールハウスについても、普通のビニールハウスと簡易ハウスというのは、当然のことながら簡易ハウスの方が、どちらかという鉄骨の部分とか、そういう費用が普通のハウスと比べれば違うだろうと。

しかし、それもなんでそういう簡易ハウスで大丈夫なのか。値段も、例えば10アール450万円と、1反300坪の中で450万円という形のもので今日ここに出ています。しかし、これをもし普通のハウスでやるとすれば、約倍ぐらいかかるというようなことも承っております。

ですから、普通のハウスじゃない、強靱なハウスじゃなくても、幾らかスパンを飛ばすとか、あるいは、今言ったような強固な部分を幾らか少なくすることによって単価を下げると。だから、900万円と450万円では2分の1違う、こういうようなことも出ている。

しかし、それがなぜできるかという、夏の季節とか台風の多い季節は避けられると。びわというのは秋ごろの、ある意味では台風が過ぎ去った後に、いわゆるびわのいろんな処方せんがあるわけでしょうから、そういうことからしてみても、そんなことでまかり通るといようなことでやっていっちゃる。

それと同じように、この保険の加入についても、この支援のあり方も同じような考え方になっているのかなという考え方をもちます。

いずれにしても、こういうところについてもいろいろと対策をこれまでできなかったことをやっていただいているというようなことで評価をしなくちゃいかんと思いますけれども、年間2ヘクタールを約10年間といえは20ヘクタールになると。それに対して、これは一人でなかなか担うことができないからということで、いわ

ゆるチームというか、組織というか、部会をつくって、そんなようなことの中でやっていくというようなことで、最終的に2ヘクタールの中で幾らぐらいの自己負担が発生をするんだろうかと。

この450万円というのが、ずっとこれから先も105万円ずつになっていくというような支援が今後ともあるのかどうか。ここのところの10年間の流れはどうなっておりますか。

【渋谷農産園芸課長】今回計上させていただきました予算につきましては、平成28年度の補正予算ということになっております。平成29年度以降につきましては、国の予算確保、それから県の支援等についても、できる限り負担が高くないように努力してまいりたいと考えております。

【小林委員】だから、この10年間ということに対して、同じようなやり方で、この450万円に対して150万円の自己負担が、今回ありがたいことに105万円になったと。それは今回だけではありませんよ、10年間続くんですよという考え方の中で、来年度の平成29年度以降は国がどのような支援をしてくださるか、来年度以降はまだはっきり決まってないわけですね。

来年度以降の10年間といえは、かなりの歳月がたつわけですから。ここのところについて、今、それは大丈夫ですということも言えないだろうし、絶対にこれは間違いないということも言えないだろうし、もしこれがだめになるようなことがあったら、それこそ一体何だったのかと、こういうふうにもなりかねないのかもしれないけれども、物事の考え方としてそういう認識でいいんですか。来年度以降は、平成29年度以降は、一応こういうやり方をやろうとしているけれど

も、これについては確実に予算が確保できるという保証はないんだと言わざるを得ないというような形で、そんな認識でよろしいんですか。

【渋谷農産園芸課長】先ほど答弁を差し上げましたように、平成29年度以降については、当初予算で予算要求を今からしていきたいと考えているところでございます。

【加藤農林部長】先ほど農産園芸課長から申しましたとおり、今回の予算は補正予算でございまして、来年度以降については、この事業をしっかりと執行すること。その執行状況と国の予算動向等を踏まえて検討していくという形になっております。そういった中で、現場ではしっかり部会長さんたちがやるんだということでやっております。

それから、国の予算は、国のTPP関係予算を活用して負担を軽減するという仕組みになっております。このTPP関係の産地パワーアップ事業と申しますけど、資材費の2分の1を補助する制度でございまして、国の方に確認をいたしましたところ、これは全国からも要望が強い事業でございまして、成果をまず上げてくださいますと。成果を上げれば、国の方としてもしっかり予算確保に向けて努力をしていくというお話も伺っているところでございまして、これを踏まえて、私どもも執行をしっかりとやっていく。それで国の方に、効果があるんだということを強く訴えて要望していく。この2点をしっかりとやっていきたいと思っております。

【小林委員】 そうというような形の中で、まず、この補正をきちんと使って、それだけのきちんとした成果を出して、それが引き続き認められていくような、そんな状況のものをご尽力いただかなければいけない。当然地元の方々も、我が事でございますので、相当皆さん方と一緒に

なって頑張ってもらえるものと確信をいたしております。

最後に、簡易ハウスをつくることのメリットというのは、今言うように、凍害とか寒害からの被害をなくすることができるということも大きなメリットだけれども、これによってびわの生産が多少幾らかプラスになる、売り上げが上がるんだと、こういうようなことにつながっていく可能性というものはないんですか。

ただそうやって考えると、凍害から被害を守るといっただけの守りの姿勢なのか、いわゆる攻めで攻撃する、攻めの農業の一環としてこういうものの位置づけというものができないのかどうか、そこについてはどうですか。

【渋谷農産園芸課長】簡易ハウスを導入することによりまして、通常露地のびわから言いますと、少し出荷時期が早くなります。早くすることで、まず単価の向上が期待できます。

もう一つは、雨が当たらないということがありますので、品質が向上するということで、出荷する果実の割合等も増えるということがあります。販売金額が、露地で74万2,000円を近似値で見込んでおりまして、簡易ハウスの場合は213万8,000円ということになりますので、倍以上の販売額の向上効果ということを見込んでおります。3倍になります。

【小林委員】 今、中山委員のほうから、一定の条件がというようなこともあるかもしれませんが、いずれにしても、今のお話だと74万2,000円ぐらいの露地のところが213万円台ぐらいになるんだと、これだけ簡易ハウスのメリットがあるんだと、ここのところがわかっておけば、今わかったんですか。ずっとその前まではわからなかったんですか、簡易ハウスをやったらこうなると。地元の議員は何をやったかと、

そんなことを言ったらいかんけれども。

本当にこういうことについてはこれだけのメリットが、単純なメリットじゃないよ。これだけのことが明らかになる時に、さっき言ったように、しかも8回も過去にいろいろと災害に遭っていて、相当な被害が生じている。その教訓が活かされたかと。何か熊本地震みたいな話じゃないか。

そういうことで、これだけの成果があるならば、これはいやが上にも、遅ればせだけれども、きちんと簡易ハウスの効果をもっともっとアピールしていただいて、自己負担についても大変であるけれども、おかげさまで8回の分割でできるような形とか、いろんな配慮をしていただきました。ここのところをぜひアピールしていただくようお願いしたいと思います。

もう一つ、例えばリース方式もあるかというようなことで、中山委員の本会議での質疑の中で、リース方式というような言葉が耳に残っておりますけれども、このリース方式というのは具体的に話が進んでいるかどうか。

また、105万円で自己負担という形になっているけれども、ここのリースとどう違うのか、その辺のところを教えてください。

【渋谷農産園芸課長】農協のリース方式につきましては、JA長崎せいひの方に問い合わせをしまして、地元の方から要望があった場合については対応を検討するというご伺いをしております。

自己負担の話でございますけれども、大体450万円のハウスをつくった場合、自己負担額は105万円となります。これはJA壱岐の事例でございますが、リースをやった場合については、8回払いで109万7,000円程度の自己負担ということで、金利でいいますと1%程度の手数

料がかかってくるということになります。

【小林委員】そういうところが大事なんです。やっぱりリースでできないかということについての視点も、大いに議論してもらわないといけないと思うんです。

ここは、今、JAの話をしていただけども、例えば近代化資金というのがあるじゃないか。この近代化資金というものが導入できないのか。これは、JAの1%、近代化資金だったらもう少し、もう少しどころか、相当金利も下がるのではないかというようなことが言われていると思うんだけど、この近代化資金とJAを使うというところについて、国の制度と比べて金利の状況は大分違うんじゃないかと思うんだけど、その辺のところはいかがですか。

【渋谷農産園芸課長】農業近代化資金につきましては、現在、貸し付けの利息が0.1%となっております。ただ、保証料が0.4%かかりますので、合計いたしまして0.5%の負担ということになります。

先ほどの計算方法でいいますと、8年償還で107万8,875円になりますので、リースと比べて2万円程度、近代化資金の方が安いという試算になっております。

【小林委員】近代化資金の件はちゃんと地元の方はご存じなんでしょう。

ただ、農協を使った場合と、そういう国の制度を利用するところの違いがあるけれども、現実的に0.5%と、手数料だけで1%ぐらい払わなければいけないというようなことが出てまいりますと、相当長期で見れば負担が違うという感じがするわけです。

ですから、今後、そういうことで地元の方々と折衝をしていただく場合においては、こういうリース方式についても、JAはJA、そして

国の近代化資金はこうだと、こんなようなことも、選択されるのは地元の方々です。選択されるのは地元の方々に、やっぱりJAを使いたいと、少し高くてもJAとの信頼関係を守っていききたいと思う方もいらっしゃるれば、やはりこの際は、申し訳ないが、近代化資金で安い利息の中でやっていきたいという人もいらっしゃると思うんです。そういう選択肢が広がるような形の中で、とにかく地元の方が元気になるようなチャンスを我々県の農林部でつくっていただく、こういうようなことでひとつやってもらいたいと思います。

しかし、結果は最高のものを出していただけるように、どうぞよろしくお願いしたいと思えます。

【吉村(洋)分科会長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第101号議案のうち関係部分及び報告第1号のうち関係部分、報告第3号ないし報告第5号は、原案のとおり、それぞれ可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

暫時休憩いたします。

再開は11時35分です。

午前11時24分 休憩

午前11時35分 再開

【吉村(洋)分科会長】 分科会を再開します。

審査に入ります前に、農産園芸課長より説明をいただきたいと存じます。

【渋谷農産園芸課長】 先ほど私の答弁の中で、簡易ハウスの販売の目標が213万8,000円というふうに答弁させていただきました。

ただ、誤解が生まれるような表現でありまして、通常の露地栽培のびわにただハウスをかけるだけでは、こういう価格というのは生まれません。まず、「なつたより」という新しい品種を植えていただきまして、高くなる品種ですので、そこをしっかりと低くなるように留意をしながら管理をして、しっかりと管理をしたものについては213万8,000円という目標の販売額をやるということでございます。訂正をさせていただきます。

【吉村(洋)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

農林部においては、今回、委員会付託議案がないことから、まず農林部長から所管事務一般についての総括説明をお願いいたします。

【加藤農林部長】 農水経済委員会関係議案説明資料の農林部、1ページ目をお開きください。

はじめに、議案以外の報告事項についてご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

本案件は、平成28年1月7日、佐世保市千尽町所在の西九州自動車道において発生した公用車による交通事故について、和解が成立し、損害賠償金30万5,712円を支払うため、地方自治法

第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分をさせていただいたものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料及び同資料追加1、追加2の農林部をご覧ください。

今回ご報告いたしますのは、「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づく取組について、大雪・低温によるびわ被害対策について、熊本地震における農林業被害と支援状況について、諫早湾干拓事業の開門問題について、諫早湾干拓農地の利用権設定等について、長崎県農業農村整備事業推進大会について、長崎県多面的機能支払活動組織の集いの開催について、「長崎みかん」の販売実績について、イノシシ被害の状況について、第11回全国和牛能力共進会宮城大会へ向けた取組について、県有種雄牛「勝乃幸」号の現場後代検定成績について、ながさき森林環境保全事業について、農地中間管理事業の進捗状況についてでございます。

そのうち主な事項についてご報告いたします。

まず、農水経済委員会関係議案説明資料農林部、2ページ目をお開きください。

（大雪・低温によるびわ被害対策について）

1月23～25日の大雪・低温による露地びわの被害につきましては、3月9日に農水経済委員会で現地調査を行っていただき、また3月25日は、知事が現地を視察するとともに、生産者や地元農協の皆様から直接産地の窮状や被害対策に関する要望等をお伺いしたところです。

県といたしましては、今回の災害を機に日本一のびわ産地の再構築を図り、農家の皆様が将来にわたり希望を持ち安定した経営ができるよう、部会単位での共済加入、園地情報システムの構築と園地の集積や基盤整備を検討する樹園

地活性化委員会の設置、国の産地パワーアップ事業を活用した簡易ハウスの拡大、品質管理に必要な低樹高化並びに共同作業体制の整備と農作業受託組織の育成を推進するとともに、高品質で市場評価の高い「なつたより」への改植の加速化、産地と一体となった販路開拓やブランド強化など、びわ産地の構造改革対策を推進してまいります。

あわせて、国による営農再開に向けた生産資材の共同購入等の助成や、市町による被害果房の除去にかかる経費の助成等の営農継続対策、市町・農協による既存借入金の償還延長や農協による本年産にかかる生産資材の支払い猶予等の資金対策が取り組まれることとなっております。

今後とも、生産者、市町、農協等と一体となって産地の体質強化につながる取組を産地計画に取り込みながら、災害に強い日本一のびわ産地の維持・発展に向けて取り組んでまいります。

次に、同じく農林部3ページ目をお開きください。

（「長崎みかん」の販売実績について）

平成27年産の全国のみかん生産状況につきましては、夏期以降の果実生育は順調に推移し、9月には好天に恵まれ品質も良好であったものの、11月の異常な高温多雨により、農林水産省の6月の予想生産量90万トンに対し、78万トン（前年対比86%）と大きく下回りました。

そのような中、本県産地では、シートマルチ栽培を軸とした指定園制度の導入に取り組むなど高品質なみかんづくりを進めるとともに、販売にあたっては、昨年12月7日、東京大田市場において「させば温州」試食会で知事のトップセールスを行うなど、県統一ブランド「出島の華」をはじめ、「長崎みかん」の品質の高さを

PRしてまいりました。

その結果、シートマルチの被覆率は昨年を4ポイント上回る49%となり、ブランド率も昨年の39%から45%に向上したこともあり、全国10地域市場において、本県産みかんの品質の高さが評価され、単価が前年比122%の1キロ当たり258円となり、みかん単価の県別順位は、昨年の全国第3位から、静岡県に次ぐ全国第2位に順位を上げることができました。

県といたしましては、新ながさき農林業・農山村活性化計画において、みかん単価県別順位全国1位の目標を掲げており、今後も、生産者部会や関係団体と緊密に連携しながら、「長崎みかん」のより一層のブランド強化に努めてまいります。

次に、同じく農林部4ページ目をお開きください。

（県有種雄牛「勝乃幸」号の現場後代検定成績について）

県肉用牛改良センターで飼養する種雄牛「勝乃幸（かつのさち）」が、種雄牛の遺伝的能力を検定する現場後代検定で、肉質において最も重要視される脂肪交雑（BMSナンバー）において10.3と、県平均（6.3）及びこれまで本県歴代1位であった「金太郎3」「百合幸」の8.4を大きく上回り、全国でトップの成績をあげることができました。

また、枝肉重量も509.0kgと県平均（479.3kg）を上回るとともに、牛肉の最高ランクとされる5等級率についても、本県歴代1位の91.7%を記録しました。引き続き、「勝乃幸」の精液を積極的に活用するなど、「長崎和牛」の品質向上に努めてまいります。

次に、同じく農水経済委員会関係議案説明資料、追加2の農林部3ページ目をお開きください。

（長崎県農業農村整備事業推進大会について）

去る6月2日、諫早市において、長崎県農業農村整備事業推進協議会及び長崎県土地改良事業団体連合会の共催により、農業農村整備事業の推進と計画的な生産基盤整備の実施のための予算確保等に向けた農業農村整備事業推進大会が昨年度に引き続き開催されました。

当日は、知事、本県選出の国会議員、県議会副議長、吉村洋農水経済委員長をはじめとした県議会議員、関係市町長ほか、九州農政局次長、県下土地改良区の代表者など全体で約700名の方々が参加され熱気にあふれた大会となりました。大会では、現在事業を実施している土地改良区の現状報告の後、国に対し当初予算の確保など2項目を求める大会決議が採択され、強いアピールとなったものと心強く感じております。

さらに、今後の予定として、本推進大会の大会決議を受け九州農業農村整備事業推進協議会と土地改良連合会九州協議会により、7月12日に九州農政局へ、7月26日に農林水産省及び九州各県選出国会議員への要請活動が計画されております。

県としましては、このような関係者のご努力に厚く感謝申し上げますとともに、今後とも県議会、農業農村整備事業推進協議会など関係者のご協力を得ながら、引き続き、農業農村整備事業の予算確保に向け、あらゆる機会を捉えて要望してまいります。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりであります。

また、「諫早湾干拓農地の利用権設定等について」につきましては、補足説明資料を配付させていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】次に、諫早湾干拓課長より補足説明をお願いいたします。

【藤田諫早湾干拓課長】諫早湾干拓農地の利用権設定等について、補足説明をいたします。

お手元の補足説明資料「諫早湾干拓農地の利用権設定等について」をご覧ください。

資料1ページでございます。

平成28年度途中で合意解約者が生じること、試験栽培地が試験結果から貸し付け可能と判断されることから、一般公募による諫早湾干拓農地借受希望者募集を行い、審査委員会の審査の上、農業振興公社理事会の決定により、新たな利用権の設定を行います。

解約の申し出があった圃場は、中央干拓地で5圃場24.38ヘクタール、小江干拓地で1圃場2.97ヘクタール、計6圃場27.34ヘクタールでございます。

また、試験栽培を行った圃場は、小江干拓地で3圃場5.65ヘクタールで、解約の申し出があった圃場と合わせますと、9圃場32.99ヘクタールとなります。

なお、4経営体で解約の申し出がなされましたが、そのうち2経営体で経営計画の変更、1経営体で体調不良、また、1経営体で経営不振を理由とされております。

利用権設定のスケジュールといたしましては、部長説明資料に、公募のスケジュールとして、本年7月に募集を行い、8月上旬までに審査委員会で審査、9月上旬からの利用権設定開始予定としておりましたが、再度検討した結果、より多くの農業者に干拓地での大規模営農の機会を提供するという観点から、募集期間を十分にとるため、補足説明資料に記載しておりますスケジュールに変更させていただきたいと考えております。

変更後のスケジュールでございますが、今月下旬に市町及び関係団体等に対する募集のお知らせ及び1回目の審査委員会を行う予定としております。その後、7月上旬に応募者説明会を行い、8月上旬まで公募、8月中旬に2回目の審査委員会及び面談審査、8月下旬の3回目の審査委員会で最終審査を行い、9月上旬の公社理事会で審査報告、入植者決定、諫早市農業委員会へ利用権設定に係る申請を行い、10月上旬に利用権の設定を行う予定としております。

資料2ページをご覧ください。

公募予定の圃場図でございます。

資料3ページをご覧ください。

平成28年度中における諫早湾干拓農地の利用権設定についてでございますが、現在の利用権設定時の基本方針を踏まえた形にしております。

第2の利用権設定の方針については、貸付期間は、平成28年10月から現在の利用権設定期間である平成30年3月末日までとし、それ以降はその時点での作付実績等を踏まえ、他の利用権再設定者と同様に再設定に係る審査を行うこととしております。

利用権設定の主な条件等で、（1）個別に審査し、評価する項目といたしまして、安定的な経営が見込まれ、リース料を確実に支払えることが見込まれる者、（2）利用権設定の申請時点で備えておくべき要件といたしまして、法人の場合は、農地所有適格法人の要件に合致していること。現入植者は、エコファーマーであること。現入植者は、環境保全型農業の実践に努めていること。現入植者においては、申請の時点でリース料の未納や遅延損害金の滞納がないこと。

資料4ページをご覧ください。

ア．新規入植者については、連帯保証人契約あるいは1年間のリース料相当額の保証金を納入することや、キ．次期再設定時に滞納があった場合には再設定を行わないことに同意することなどとしております。

2、利用権設定審査の進め方といたしまして、諫早湾干拓地農業者審査委員会設置要領に基づき、農業経営、農業技術、法律の専門家審査委員会を設置し、評価基準や評価点数を決め、書類審査及び面談により経営面・技術面から分析を行い、審査委員会で総合評価を行い、審査結果を理事会へ報告することとしております。

以下、審査の留意点、評価項目等を記載しております。

資料7ページをご覧ください。

第3、募集の方針でございますが、干拓営農の公益性を確保する観点から、より多くの農業者に干拓地での大規模営農の機会を提供するということが基本としております。

1、募集方法等でございますが、第1期のリース公募の平成19年度の公募基準を基本として募集要項を定め、広報するとともに、入植者説明会や現地説明会を開催し、募集を行います。公募対象地域や応募資格者、営農条件、入植に当たり付する条件は記載のとおりでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

【吉村(洋)委員長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【福田農政課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました農林部関係の資料についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元にお配りしておりま

す資料をご覧ください。

まず、1つ目の補助金内示の状況でございます。直接補助金の本年2月から3月の実績は、資料1ページから7ページに記載のとおり、長崎県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金など61件でございます。

4月から5月までの実績は、8ページから20ページに記載のとおり、長崎県学校給食等県産物供給事業補助金など、124件となっております。

また、間接補助金のほうでございますけれども、本年2月から3月の実績は、21ページに記載のとおり、構造改善加速化事業費など8件でございます。

4月から5月の実績は、22ページから28ページに記載のとおり、長崎県農山漁村活性化整備対策補助金など、68件となっております。

続きまして、1,000万円以上の契約状況につきまして、委託にかかる契約の本年2月から3月の実績については、資料29ページに記載のとおり3件となっており、30ページに入札結果一覧表を添付しております。

4月から5月の実績は、31ページに記載のとおり2件となっており、32ページ及び33ページに入札結果一覧表を添付しております。

なお、工事につきましては、本年2月から3月の実績は、34ページから35ページに記載のとおり28件となっており、36ページから81ページにその入札結果一覧表を添付しております。

4月から5月の工事の実績は、資料82ページに記載のとおり2件となっており、83ページから86ページにその入札結果一覧表を添付しております。

最後になりますが、附属機関等会議等結果報告につきまして、本年2月から4月までの実績は、長崎県森林審議会林地開発等専門部会など3件

開催しております、その内容につきましては、資料87ページから90ページに記載のとおりでございます。

【吉村(洋)委員長】 以上で説明が終わりましたので、まず陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたしますが、所管事務については午後からやりたいと思います。

午前中の会議はこれにてとどめ、午後は1時半に会議を再開いたすことといたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 質問がないようですので、次に、議案外の所管事務一般について質問を受けたいと思います。

ご質問はありませんか。

【徳永委員】 みかんの今の口之津の試験場ですね。ここがまた国の、九州のみかん、かんきつ

の研究会の協議会に応募して、口之津のみかんの研究所が、またそういうことになりましたけれども、現在の状況を、県の知っている範囲で説明していただきたいと思います。

【加藤農林部長】 かんきつの口之津拠点の状況でございます。

議員各位のご尽力によりまして、このたび存続をするという形になりました。ただし、本体はやっぱり興津拠点のほうに移るということでございまして、そこには研究機能を一部残すということで、その研究員は、常駐ではございませんけれども、数カ月単位で来ていただいて、そこでまだまだ育種、その他の研究活動は引き続き行っているところでございます。

今回は、それプラス、西海みかんのほうでロボット選果機を入れて選果機能を上げるという研究開発も新たに行なってまいりたいと思っております。口之津はその研究拠点にもなっていくという活動も、今回からやるようになっているところでございます。

【徳永委員】 今回も議案外で、「長崎みかん」の販売実績も挙げられているように、本県は全国でも、たしかベスト5に入りますかね。非常に優秀な、生産者の山口先生もおられますけれどもね。

そういう中で、今回、口之津の存続というのは、やはり興津と九州では品質とか品種が違うという中で、九州は熊本県の村上先生、会長をされていましたが、この方が一生懸命になられて存続をお願いし、なったということでもあります。

そういう中で、やはり国の機関でしょうけれども、県とのかかわり、連携というものをとっていただいて、長崎県のみかんというのは非常においしくて、大変すばらしい実績が出ており

ますので、もっとこの辺を活用していただきたいし、例えば研究員の人数がどうなのか。そしてまた、学生さんも来たんですかね、研究員だけだったんですかね。

だから、その人数、そしてまた、ここの研究所の充実性というものがどうなのか、そういうのもやはりもっと綿密に、事業廃止となったものが、また存続となった。規模は小さいにせよ、存続をしていただければ、また活発にこういう機関を活用していいんですから、その辺の連携と、そして今後の要望をすると、この辺のことは、部長、今後そういう考えはありますか。

【加藤農林部長】先ほどの口之津拠点ですけれども、研究員プラス現業の栽培管理を行う職員はそのまま残っているところでございます。

本県におきまして、中晩柑の育種を始めるように、今年度からなりました。その育種の関係、あるいはその他の育種データについても一緒に集めていただくという形をやっておりますので、先ほどの西海みかんの研究も含めまして、十分国の研究機能を活用して、本県の研究機能のアップを図ってまいりたいと思っております。

【徳永委員】本県、そしてまた熊本県、佐賀県、ここは非常に盛んですので、この両県とも連携をとっていただいて、充実した研究所にしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いしたいと思っております。

【吉村(洋)委員長】ほかにございませんか。

【中村委員】ないようですから、ちょっとお聞きしますが、今回、この委員会の資料として諫早湾干拓の農地の件の資料をいただいて参考にさせていただいたんですけれども、この農地を活用し出してからかなりの年数がたってきて、いろいろな生産の農産物なんかも発表されてき

たと思うんですが、ただ、当初からこの農地があまりにも農作物に対して栄養価が高かったということで、いろんな支障も出たような傾向もあったわけですが、開始からこれまでの各利用者の方たちの生産率というのはどのような状況になっていきますか、わかりますか。

生産率、簡単に言っているけれども、結局いろんな、そこで重点的な作物がつけられていると思うんですが、その採算性も含めたところで、その生産率がどのぐらいのパーセンテージでいっているのかということを知りたかったものですから。

【藤田諫早湾干拓課長】生産率というお尋ねでございますけれども、今手元でございますのが、収穫済みの面積というデータしかございませんで、それで申しますと、平成27年度の耕地の利用率で申しますと、175%となっております。耕地利用率としては、県平均の倍という状況でございます。

【中村委員】私が知りたいのとちょっとずれている感じがするんですが、例えば今まで農地として活用してきて、活用する前に試験をやりましたよね。どういう作物が見合っているのかということもやって、いろいろな作物を試験的に栽培してみて、これがいいということで生産家の人たちはそれを取り組んできたわけですが、さっきから言うように、いろいろな失敗もあったと思うんですね。失敗の事例とか、例えばこの作物に対しては思った以上の収穫があったとか、そういう事例、発表できるものがありますか。

【藤田諫早湾干拓課長】諫早湾干拓地の営農当初におきましては、根ものを、じゃがいもとかを作付するというのが非常に多かったんですけれども、最近では葉もののほうがよくできると

いう状況がございまして、葉もののほうの面積が増えているという状況でございます。（「理由は」と呼ぶ者あり）葉ものの方ができがよいと、そういった状況でございます。

【中村委員】それはいろんな理由もあると思うんですけども、先ほど私が言ったように、当初栄養価が高過ぎていろんな作物に見合わなかったという部分が出てきたと思うんですよ。これまで数年たってきて、土壌の成分もかなり変わってきたと思うし、改良もされてきたと思うんですよね。そこら辺、現在の土壌と当初の土壌、どういうところが変わってきたのか、わかりませんか。

【藤田諫早湾干拓課長】諫早湾干拓地は、ご承知のとおり、もともと潟土のところを干し上げて干拓した土地でございまして、当初は排水性というところで、皆さん土づくりに苦労されたという状況がございまして。

皆さんそれぞれ入植をされてから、その土づくりというものに非常に努力をされて、営農開始当初は土が白っぽく見えていましたけれども、最近では普通の畑と変わらないような、白っぽいという感じがなくなってきたような状況もございまして。

窒素、リン、カリというのが3要素として栽培には必要でございますけれども、そのリン、カリについてはもともと量が多い土地でございましてけれども、その後の調査、営農開始から8年程度たっておりますけれども、リンとかカリについてはあまり変動はないというふうに聞いておまして、そういった点で、まだ窒素のみをある程度与えてやれば大丈夫というふうに認識しております。

【中村委員】そうしたら、当初と随分変わってきたというところはあると思うんですよね。そ

ういう中で、今、諫早湾干拓のブランドとして、県も含め、営農者も含め、どういう農作物をこの諫早湾干拓のブランドとして、一番メインのブランド品として出されようと思っているのか。それと、現状ではどういうものが一番ブランドとして出されているのか、わかりますか。

【藤田諫早湾干拓課長】現在、先ほど答弁いたしましたとおり、当初は根ものが多かったわけでございますけれども、最近におきましては、葉もののほうにだんだん比重が、多くなってきているという状況もございましてけれども、平成26年度の収穫量というところで行きますと、葉ものにはシフトしている部分はございましてけれども、一番多いのは、今現在でもたまねぎという状況でございまして、年間約9,200トン、それからレタスが約5,000トン、にんじんが4,300トン、キャベツが3,300トンという状況でございまして。

【中村委員】そうしたら、この諫早湾干拓のブランド品として、これは多分、発送する箱とかにも「諫早湾干拓」という名称を書いていると思うんですけども、それに対して全国の市場、もちろんメインは東京市場とかいろいろになると思うんですけども、その辺の評価というのはどうなんでしょうか。

【藤田諫早湾干拓課長】諫早湾干拓地の農地で栽培される農作物というのは、やはり面積が広がりますので、ロットが有利であるということで、いわゆる流通とか、外食チェーンとかに出荷というのも多うございまして、そういったところの評判というのは非常にいいというふうに伺っております。

【中村委員】可能な限りブランド化をしていって、この農産物については諫早湾干拓の一番メインとして一番おいしいものなんだということ

で持っていくような表現の仕方というのも大事だと思うので、そこにはもう少し力を入れていただきたいと思うんですよ。

なぜこれを言ったかといいますと、今回もらった資料で、結局、貸し付けの合意解約者が生じていますよね。ということは、何らかの影響があって採算性がとれない方もいらっしゃるだろうし、さっき説明があったように、高齢化とか、いろんな事情もあると思うんだけど、せっかくこれだけ多額の金額をかけてつくった農地ですから、できればリースを奪い合うような状況でなければならないと私は思うんですね。

そうした時に、先ほど言ったような、今の土壌の部分、そういうところも含めていろんな野菜をつくって、どの野菜をメインにつくっていったら営農家の方たちがそれだけの費用対効果を生むことができるのかということまで計算して持っていかなくちゃいかんと思うから、そうした時に、せっかくリースの土地を借りて頑張ろうと思ってやったけれども、結局採算がとれなかったということで、結局解約しなければならなかった。

そういう方たちがこれから増えてきた場合は、結局、せっかくつくった農地があいていくわけですよ。これまででも満タンじゃなかったでしょう。あいていた部分があったでしょう。なかったですか。途中であったんだけど、途中であったということは私も知っているから言っているんだけど、今の現状ではなかったということでは言っているけれども。ただしかし、やっぱりそういうふうにして採算がとれるような場所とするために、こういう解約者とかかなんとかが出てこないような状況にしなければならないと思うわけですよ。

そういうことで、今後、この対策としてはど

ういうふうなことに力を入れてなくそうという考えがありますか。

【藤田諫早湾干拓課長】今回の再募集といいますか、空きの分については、先ほどご説明いたしましたとおり、4経営体の分が合意解約ということで出てきております。そのうち2経営体はまだ干拓地内で営農を行っておりますけれども、規模を縮小すると、1経営体は病気でもうできないという状況で、経営的にうまくいかないというのは1経営体でございますので、そういった状況でございます。

県では、ご承知のとおり、営農支援センターというものを現地に設置しておりますので、栽培技術とか、あるいは補助金、融資等の経営支援、営農上の課題、それらに対応するための相談、指導等を引き続き行っていきたいと考えております。

【中村農林部次長】今、諫早湾干拓課長から説明されたとおり、営農指導についてはしっかりやらせていただかないといかんと思っていますが、やっぱり経営状況を聞き取るということをまずはさせていただいて、経営状況が悪い方についてはリスト化を図って、重点指導チームを現在つくらせていただいております。ちょっと経営が悪いなという方については10経営体ぐらい、もう少し頑張ってもらいたいのかという方がおられますので、そういう経営体に対してはチームを、栽培担当と経営担当、まずそれをコーディネートする担当、3名ぐらいの担当で重点的にフォローアップをさせていただくような体制をとっております。

【中村委員】私は、この農場を最初につくって貸し付けをやった時点で、本来であれば、やっぱり諫早湾干拓の農地ですよということを、せっかくあれだけ大々的に取り上げられてつくっ

た農地なんだから、例えば選果場にしろ、そういう営農者の方たちがつくった農作物を1カ所に集めて、それを諫早湾干拓でできた生産物ですよというのを出せるような状況を最初につくっておくべきだったと思う。そこら辺からトラブルしたところもたくさんあると思うんです。出荷ができなかった。つくったけれども出荷が思うようにできなかった。また、価格の差も生じてきたということで、そういうことがあったものだから、できれば最初からこれをやっておけばよかったなと、私も思いましたね。

あそこに入っている方たちは結構知っている方がたくさんいるんだけど、みんなやっぱり途中でそういう意見を出してきましたもんね。やっぱりここまで県が責任を持って、国が責任を持って出荷体制まで整えるような状況をつくってもらえれば、バランスがとれないような営農者が出てこなかったんじゃないかという話も出てきたわけですね。

だから、今も多分その状況は続いていると思うんですよ。だから、できれば、あそこで営農されている方たちというのは、ある程度意見交換もしながらやられていることは聞いているんだけど、そこまでの集大成というのを、あれだけの農地なんだから、やっぱり全員でつくったものを全員で集めて、全員で同じような価格で、もっと日本国内に販売できるような体制をつくるというのも、今からの一つの手じゃないかと思う。だから、今回、こういう解約の方たちが出ないような状況をつくるためには、それも一つの手段かなと思っていますので、ぜひそこら辺はこれから、また一つの考え方を改めるということで、再出発するじゃないけれども、そういう考えも一つの手じゃないかと思っています。

この諫早湾干拓については、現在、裁判なんかが続いて、排水門の開門とかの問題がなかなか解決できないでいるんだけど、それが解決した後の干陸地の利用、これもみんなでやっぱりもう少し今のうちから真剣に考えておかないといかんと思う。

前回の委員会の時も質問しましたけれども、例えば、せっかく長崎県が力を入れてきた和牛、この価格も上がっている。強いて言えば、今、子牛を育てる部分が少なくなってきて、子牛の値段が上がってきてどうしようもないと。そうした時に、この間報道でやっていましたけれども、北海道の方でまとめて子牛をつくるというような計画も出ているようですから、そうなった時には、今まで長崎県というのは壱岐を含め、五島を含め、子牛の生産というのをメインでやってきたと思うんです。だから、その辺が全部向こうに回っていった時に、果たしてどういう影響がくるかなということも考えられると思うんですよ。

だから、せっかくだから、国の方がどういう方針を出すかわからないけれども、どちらの方向にしたとしても、干陸地というのを有効に活用して行って、例えば長崎和牛をメインとした放牧の場所として構築するとか、そういう考えも必要じゃないかと私は思う。あれだけのあいた面積があるんだから、何らかの形で活用すれば、もっともっと有効な活用ができると思うけれども、いかんせん、国の方向性が出てないということで、今のところ、皆さんたちも取り組めないでいると思う。もちろん地元の方たちも、開くのか、開かないのかと、その問題だけで全然先に進まないものだから、使いたいけれども使えないというところが今の現状ですよ。

だから、県の方たちも、もし開くにしろ、開

かないにしろ、どっちにしろあの干陸地というのは利用しなければならないんだから、そのところの利用方法については、ぜひ地元の方たちも含め、その営農者の方たちも含め、いろんな方向から検討していただきたいと思うんですけども、どうですかね。

【加藤農林部長】2点お話がございました。まず、ブランド化の問題。

まずは、諫早湾干拓の営農は大規模な環境保全型農業をやっております。そういった中で、ここに入植するに当たっては、その大規模な農業をやって、流通先も持っているということを前提に基本的には選定をしたところでございます。

そういった中で、例えばたまねぎでありますと、世界的なスーパー業者との連携を図って加工用たまねぎを出す。あるいは、レタスであれば、全国的なハンバーガーチェーンとつながる。あるいは、キャベツであれば、全国的なそういう飲食店とつながるといった加工業務用がメインになっているところでございまして、そういう流通先をそれぞれでお持ち、確立しているところがあります。

ただし、委員ご指摘のとおり、そこまでいっていないところも現実問題として出てきております。したがって、そういうところはしっかりと流通先まで含めて、私どもは指導していきたいと思っております。

2点目でございます。干陸地の利活用について。

確かに開門問題もございしますが、この間、自然干陸地につきましては、調整池がマイナス1メートルで管理をされてきておりますので、その地盤も大分固くなってきて、一定機械も入れるような状況になってきております。そうい

ったところについては周辺の酪農家の方と協議をいたしまして、畜産利用、飼料作としての活用を始めてきたところとございまして、それが目標180ヘクタールで、今、90ヘクタールのところまでできております。

その中でも最初は自然草、普通の草をとるだけでありましたけれども、機械が大分入るということで、飼料作である、イタリアンライグラスとか、そういうところの栽培もだんだん進めてきて、約30ヘクタールぐらいまで進めてきたところとございまして、そういう収益の上がるような利活用は、今の開門問題があったとしても、できる範囲内はしっかり進めてまいりたいと思っております。

【中村委員】ありがとうございました。

できれば、その放牧というのは以前から問題になっている害虫対策の一つの方法にもなる可能性もあるわけですね。だから、そういうところも含めて、できれば諫早の干陸地を含めて、耕作放棄地も含めて、畜産にもう少し力を入れるような考えを持っていかれてはどうかと思っております。

それと、先ほど言われましたように、この諫早湾干拓のせっかくの農地を、あれだけの経営者の方たちが頑張っているんだから、その方たちがこれからもっともっと販売しやすい体制、そしてつくりやすい体制というのをつくってもらおう。

そして、あの中にあれだけの農地があるんだから、せっかくだから雇用の対象になるわけですよ。これはものすごい雇用を生む可能性はまだ見えているんです。だから、例えばあの中に加工場をつくるとか、たくさんの方たちが今も雇用をされているんだけれども、ただ、季節的なものがある。結局、野菜を含め農産物の収穫

の時にしかその方たちが働くことができないというところが結構出てきているわけだから、季節の雇用労働というのはなかなか難しい。だから、忙しい時にいざ雇用しようと思っても、なかなかいない。人手不足だということを中心に言われています。

だから、そういうのを防ぐためには、あの中に加工場を持ってきて、そして収穫がない時には加工の方に力を入れるとか、そういう方向性も一つの方法じゃないかと思うので、ぜひ営農者の方たちと協議をしながら、この時期には手があいている。だから、その時に何かをしたいということがあれば、そういうところをもう少し協議していただいて、1年中、あの農地が活用できるような体制を築いていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【深堀委員】関連して、諫早湾干拓の件でお尋ねします。聞き過ぎていたら指摘をしてください。

今回、解約をするところが6件ありますけれども、実際の経営が難しかったというところが1件で、病気になられたところが1件、あとは規模縮小ということですよ。

この6つの今度解約されるところの分は、リース料の滞納ということはなかったんですか。

【綾香農地利活用推進室長】諫早湾干拓農地のリース料の滞納状況についてのお問い合わせでございます。

今回、撤退された方の2経営体、全面撤退されておりますけれども、合意解約されておりますけれども、お二人ともリース料の滞納がございます。2経営体で合わせて1,220万円の滞納があるということでございます。

【深堀委員】2経営体が経営不振だったということですか。

【綾香農地利活用推進室長】今回、全ての面積を合意解約された方が2経営体でございまして、そのうち1経営体は病気により撤退をされております。もうお一方が、先ほど諫早湾干拓課長から申し上げた経営不振の方でございます。

【深堀委員】そこは当然、回収という言い方はおかしいけれども、それはもちろん求めていくことになるんですよ。

規模縮小するのが4経営体という話ですけれども、もともと諫早湾干拓の農地というのは優良な農地で、当然区画もきれいになっていて、大規模にすることによってスケールメリット等々が出てくるというのが一つの売りであったわけですね。その中で、なんで規模縮小するのか。

結局、売っている内容と実際の動きというのが矛盾するような気が私はしたんですよ、PRする時にですよ。その辺はどういうふうに分析しているのかなと。

【藤田諫早湾干拓課長】今回、先ほど農地利活用推進室長から話がございましたとおり、2経営体が完全撤退ということで、あとの2経営体が経営計画の変更ということで借り受け面積を縮小しているということになっております。

そのうち1経営体につきましては、新干拓地以外にも複数のところに圃場が分散しているという状況がございまして、そういったところを集約化したいということで、干拓地の農地を縮小したというふうに伺っております。

もう一つの経営体におきましては、新干拓地におきまして、中央干拓地と小江干拓地の両方で農地を借り受けしていたわけでございますけれども、今回、中央干拓地のほうを解約して、小江のほうだけで営農を行いたいといったことで、今回経営計画の縮小ということになってお

ります。

【深堀委員】 結局、規模縮小と言っても、それはある意味集約化したということなんですね。

今、示された2つの事例というのは、例えば今、中央と小江と分かれてやったというのは、農産物というのは違う作柄を、要因としてですよ、例えばどっちも米だったのか。それとも違う作物で、やっぱり集約したほうが良いと判断したのか。よかったら、参考までに教えてもらえませんか。

【藤田諫早湾干拓課長】 作付している作物については、大体同じサイクルでやっておりますので、同じものを栽培しているというふうに聞いております。

【深堀委員】 わかりました。先ほどの質疑の中でも、今後、そういった経営体についての営農指導とかをやって、なかなか解約とかが出てこないような、そして、リース料の滞納なんていうことがないような支援策を引き続きやっていくということだったので、それは了としておきたいと思います。

別件ですけれども、熊本地震における農林業被害と支援状況についてということで説明資料の中にもありました。農業用ダムについてのチェックをいろいろやっておられるということ、そして、地震に基づいて堤防道路等々の整備等々が載っているんですが、一つだけ気になったのが、確かに堤防や農業ダムの話は、安全面からしているとは思いますが、大規模な地震が発生したことによって湧き水が枯れるという事象が、実際に今度の熊本地震でも、熊本市内の水前寺公園の池の水位が2割ほど減少したりとか、大津町では貯水池の一つが枯れたという報道があるわけですよ。

今回、県の報告の中で、設備的なものの被害

の状況の確認とかやっているわけだけでも、特に震源地に近かった島原半島とかは、当然、湧水がたくさんある地域ですから、そういったところの水脈というか、そういったところに変化が本当になかったのかどうかというチェックをされているのかなというのが気になってですね。なければいいですよ。チェックをかけて、そういうことはなかったんですよということであればいいんですけども、その点はいかがですか。

【松本農村整備課長】 湧水等についての被害については、実際、調査等は行っていませんが、それについて地元等から異常があったとかいうような報告は上がっておりません。

【深堀委員】 震災直後にそういうことになるケースもあれば、それが徐々に回復するケースもあれば、一定期間があいてそういうふうになっていく可能性も当然あるわけであって、そのあたりはそういう意識を持って調査をするなり、アンテナを上げて情報を収集したほうが良いと思います。まあまあ、なければいいですよ。ただ、そういうことも懸念されるので、そういったチェックはやっておいたほうが良いということだけ申し上げておきます。

それと、それに関連してですけれども、体験民泊のキャンセル、これは観光のほうももちろん一緒ですけれども、4割ぐらいキャンセルが発生したということで報告がありますが、文化観光国際部にも聞いてみたことがあるんですが、キャンセルしたところの地域を調べているのかなと。例えば関東方面からのお客さんのキャンセルが多かったとか、関西あたりからのキャンセルが多かったとか、例えば九州内の人だったら、恐らくキャンセルしてないと思うんですよ。だから、実情がわかっていない地域

の方々が心配されてキャンセルしているんだろうというふうに私は思っているんですけど、そういったところに対してはそういった対策をやったり打っていかなければ、今回も予算をつけてもらって、国が九州に対して支援してくれるので非常にありがたいことなんですけど、そういう風評被害というか、そこまで被害があってない長崎県内に対してもキャンセルが起きているということに対しての対策を考えるべきじゃないかという観点から、キャンセルが起きている4割の分析というのをやっているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

【光永農山村対策室長】ただいまの地震の関連で民泊のキャンセルの件でございますけれども、これにつきましては、民泊全体の中に、各実践団体のほうに聞き取り、アンケート調査を行いまして、キャンセル数の捕捉をしております。

そして、この中で内訳を分析しているんですけども、修学旅行によるキャンセルというのが大半を占めているという状況でございます。修学旅行先については、関西から中国地方、関東方面、両方から学校の修学旅行として来られておまして、この方々の中でキャンセルが今回発生したということでお聞きしております。

ただ、5月10日から、キャンセルされていないところについては、既に修学旅行の受け入れも再開されておまして、こういったところでしっかりと地元では、実際に被害がなかったということを確認しておりますので、受け入れが既に再開されて、しっかりとそこで修学旅行を体験していただいているという情報を旅行者なり、学校関係者のほうにお伝えするということが、地元は元気にやっているという情報を発信しながら、この秋以降、既に予約は来年の春まで入っておりますので、こういったところが

確実に来ていただけるように、今、情報発信をしているところでございます。

それから、情報発信の強化という面で行きますと、地元と協議する中で、ご自身たちで情報発信しているところもございませうけれども、県としても何らかの情報発信をしていただきたいという話もございまして、従来やっていなかったんですが、県人会あたりにも、しっかりと受け入れが行われておりますという明るい情報をお伝えすることで、口コミの中で、「九州は大丈夫だよ。特に長崎は大丈夫ですよ」という情報を発信する中で、この秋以降もしっかりと来ていただけるような体制をしようということで取り組んでいるところでございます。

【深堀委員】十分対策を打っているようなので、引き続きよろしくお願いします。

終わります。

【吉村(洋)委員長】ほかにございせんか。

【中山委員】イノシシ被害の状況と、できればイノシシとシカと一緒にしてもらいたいという気がしていたんですが、イノシシの農作物被害が確実に減っていることについては、一定やはり効果が出ているのではないかと思います。しかしながら、約2億円ぐらいの被害がまだあるわけありますから、これからが正念場じゃないかと実は思っているところでございませうし、あわせて、生活環境被害が結構出ているようでもありますので、この辺を含めて少しお聞きしたいと思ひます。

まず、三大対策の一つの防護柵です。1万キロメートル張ったということありますから、一定やったと思ひますが、最近、農作物をつくるためには囲い込みをしなければいかんというような意識がかなり定着したような感じがします。そういう中で、防護柵が欲しいという声が

結構多いんですね。それで、1万キロメートル張ったというわけでありませけれども、平成28年度を含んで需要調査ですね、もう十分足りているのか、もう少し需要があったけれども防護柵を支給できずにおるのかどうか、この辺の需要についてどういうふうに捉えているのか、お尋ねしたいと思います。

【光永農山村対策室長】鳥獣対策のある意味一つの大きな柱でございますけれども、防護柵対策については、平成18年度以降、現在主流となっております忍び返し付きのワイヤーメッシュ柵、この効果が確認されまして、これを積極的に推進してきたところでございます。

平成27年度までに、電気柵と合わせてでございますけれども、防護柵の設置延長が1万1,759キロメートルということで、かなりの設置面積が確保できたところでございます。

平成28年度につきましても、現在、実施状況を最終段階で各市町、現場段階とやりとりしているところでございますが、今のところ741キロメートルを設置する方向で調整が進められているところでございます。予算についてはなかなか厳しい状況がございますけれども、昨年引き続き一括購入一括入札等でできるだけ安い価格で資材を導入していただいて、できるだけ設置延長をしっかりと確保するという取組を強化していきたいと考えております。

【中山委員】平成28年度は741キロメートルということで需要があったということですから、今後ともこういう傾向はまだ続くんだろうと思うんですね。よくよく国と協議して、予算の問題がありますので、国に予算要求をきちんとやってもらいたいということ、まずもって申し上げておきたいと思っております。

次に、イノシシの捕獲です。毎年3万頭ぐら

い捕っているということですから、かなりやっているというふうに思いますが、そういう中で、主力は捕獲隊と猟友会だというふうに考えておりますが、捕獲隊がかなり技術的にも腕が上がってきたというような情報もあります。そうすると、最近、捕獲隊がどういう状況にあるのか、今現在で何隊あるのか、そして、3万頭のうちのどの程度を捕獲隊が捕っているのか、この辺がわかれば教えてください。

【光永農山村対策室長】捕獲対策につきましては、猟友会をはじめとする狩猟師の方々の協力をいただいております。それとあわせて、さらに強化するという形で、地域の住民の方々も参加していただく捕獲隊の結成をどんどん進めているところでございます。

平成27年度までに167チームが結成されたところでございまして、平成27年度に限りますと、31チームが新たに設置されたところでございまして、特に長崎市を中心に結成が進んでおります。こういったところは、基本的には狩猟者、免許を持っていらっしゃる方が中心になりまして、地域の住民の方々も講習を受けて参加するわけですが、技術的なレベルアップが、年数を重ねるごとにアップしてきておりまして、捕獲隊の捕獲頭数については徐々に上がっているということをお聞きしておりますが、すみません、最新の捕獲隊の捕獲頭数が現在手元にございませんので、ここは確認いたしまして、後ほどご報告したいと思っております。

【中山委員】ぜひ捕獲隊を、今、長崎市では、確かに増えてきていますので、推進してもらったとともに、技術的な指導も含めてやっていただきたいと思っております。

捕獲隊の中で一部困っておるのは、捕獲したイノシシ、シカを一回一回、例えば焼却場に持

っていったり埋設したりしておりますけれども、できればストックヤードのようなものをつくって、どこかから回収しにきてもらってというふうな形で処分してもらえばいいというような話もありますし、ストックヤードについてモデル事業をやろうというような話も聞いておりますが、ストックヤードについてどういう状況なのか、教えてください。

【光永農山村対策室長】捕獲したイノシシの処分でございますけれども、これにつきましては、昨年度の捕獲報奨金を対象とした頭数、この中で処分の内訳を確認いたしましたところ、埋却によるものが、県下全体で68.4%、焼却に供したのが29.5%、それから市町が回収するのが2.1%ということで、一部市町についてはストックヤードを用いて、そこに集約をして化製場で処理をするという仕組みが、西海市等をはじめ一部の市町にございますけれども、大半はまだ、埋却によっているところが多いという状況でございます。

今後、捕獲後の整理というの、各自治体ごとに状況がちょっとずつ違いますので、打ち合わせをしながら、合理的な方法を見出したいと思っております。

なお、先ほど焼却と申しましたけれども、この中で一部食肉センターに持ち込んで、処理後のものを焼却しているものもございまして、食肉センターに持ち込む頭数がやや増えているという報告も受けております。今後は、そういった捕獲した個体の有効利用というのを進めていきたいと考えているところでございます。

【中山委員】捕獲した後の有効活用について、もう少し積極的にやってほしいと思っておりますし、ぜひその辺の取組を進めていただきたいと思っております。

次に、猟友会です。猟友会の課題について、どういうふうに捉えておられますか。

【光永農山村対策室長】まず、猟友会を構成されております狩猟免許の所持者の方々の動向でございますが、免許はできるだけたくさんの方に取っていただきたいということで、講習会経費の助成であったり、試験の時に必要な診断書、健康診断の助成等も行っております。

こういった中で活用していただいて、免許所持を増やしていただくという取組を進めておまして、平成27年度末で、県内で3,297名の方々が狩猟免許をお持ちです。お一人で複数の免許をお持ちの方もいらっしゃいますので、実数といたしましては2,700名強ということになっておりますけれども、こういった方々が免許を持っていたらいいところがございます。

こういった方々が、これは任意でございますけれども、猟友会等に加入していただいて、最新の情報等を共有しながら安全講習もしっかりと受けていただいて対策を講じるということをやっていただいておりますけれども、加入については任意ということもございまして、加入率については手元にはございませんけれども、こういったことをしっかりと共有していきたいと思っております。

特に私どもは、試験の際に、免許を取ればすべてが終わるというわけではございませんで、当然、技能的なレベルアップも必要ですし、もう一つは、事故等に対する保険制度、これはハンター保険というのが設けられておりますけれども、猟友会に加入していただくと、この辺の団体加入ができるということもありますので、こういった情報も含めてしっかりとご理解をいただいて、体制をしっかりと続けていくということで取り組んでいきたいと考えております。

【中山委員】私が聞いた猟友会の課題としては、一番問題は、やはり高齢化です。そして高齢化に伴って、イノシシを追い込むとなると、かなりの山歩きをしないとイケないという問題と、やはり犬の訓練が非常に難しくなっているという話がありまして、この辺で猟友会が足腰が弱くなっているということは事実じゃないかと思しますので、この辺の対策を考えてほしいということが一つあります。

あわせて、私は、長崎の猟友会全員に呼びかけて、どこかにモデル地区をつくって、ここだけを集中的に捕獲するとか、場合によっては、九州一円の猟友会にお願いして、1カ所を集中してやってしまうというか、これは絶滅させないといかんのですよ、中途半端では。徹底した駆除が必要になってきますので、そういう形でマンパワーというか、長崎県下を1カ所に集めてやるとか、九州から集めてやってもらうとか、こういう横の連携ですね、集中してやるというか、こういう取組というのはいけないんでしょうかね。

【光永農山村対策室長】有害鳥獣の中でも獣種によってそれぞれ取り組み方、パターンが違いますけれども、長崎県の場合、被害の8割程度を占めておりますのがイノシシでございます。

イノシシにつきましては、捕獲のやり方の中で、大半がわな猟で捕獲をしているという実態がございます。イノシシは生態的にも非常に体高が低うございまして、茂みの中に入るとなかなか見つけづらいというところもございまして、そういった面も含めて、山手の外縁部でわなを仕掛けて捕るとというのが大半を占めているところございまして、わなについては一定の密度、それから生息が多いところに仕掛けるというのが有効だと思っております。

そういった面でいきますと、例えば巻狩のような形については、過去に他県等の事例を調査いたしましたところ、なかなか捕れていないという実態もございますので、この辺につきましまして、関係者の方々と議論しながら、有効な方法を見つけていきたいと思っておりますけれども、まずは外縁部でしっかりとエリアを分けながら、効果的なわなを設置していくということが主流になっていくのではなからうかと考えているところでございます。

【中山委員】わなについて、少し見解が違うんですね。私が猟友会から聞いた話では、イノシシというのは、どっちかという、藪の中にじっとしているんだよと。犬が追いかけていけば必ずおるので、犬次第で、接近したらやられる可能性があるけれども、慣れたら、その距離間があって、イノシシは撃ちやすいんですよという話ですよ。これは長年やった人からの話ですからね。そのために、いい犬が要るんですよ。そういうことで、イノシシはだんだん、だんだん逃げていくわけじゃないらしいですよ。どっちかという、1カ所にじっとしておると、藪なら藪にじっとしているというような、そういう傾向があるというふうに聞いていますので、ぜひひとつその辺を参考にして、そういうことであれば、大勢の狩猟免許証を持った人が困んで撃ちあげていけば、私は絶滅というか、完全に駆除がやれるんじゃないかなと、そういう感じがしているんですね。

これもやる以上は、その地域のイノシシは絶滅させなくては、これはなかなか解決できないと思うんですよ。適正に残せば、子どもをまた生むわけですから、徹底した駆除をするための方策をぜひひとつ考えてほしいということを申し上げておきたいと思っております。

それと、もう一つの棲み分けです。棲み分け対策は、この防護柵と捕獲対策に比べて非常に弱いんだというふうに見ているんです。そして、現状、棲み分け対策はどういうふうになっておりますか。

【光永農山村対策室長】特に防護対策とセットの形が多うございますけれども、環境を整備することで人間の生活区域、イノシシの活動区域をしっかりと分断していくということで棲み分け対策を実施しているところでございます。

一つは、ヤギを固定することで草を食してもらい環境整備をしていくということを積極的に進めている対策に加えまして、実は、ヤギの確保が徐々に難しくなりつつあるところもございまして、こういった地区については草刈り機等の機器を整備していただくことで環境整備をしていって、イノシシと人間との領域をしっかりと分けていくという取組を進めているところでございます。

対策地区数につきましては、トータルで、現在までに105地区でこういった対策を講じておりまして、この中でヤギを使った緩衝帯整備というのは、83地区進めているところでございます。

【中山委員】ぜひヤギを使って緩衝帯をつくってほしいと思います。

ただ、そこでお聞きしますが、県土の中で緩衝帯というのはどの程度広さがありますか。耕作放棄地も含んで、山林とかを含めて相当の緩衝帯が県下にはあると思うんだ。あなたたちが言う緩衝帯というのは、どの程度を緩衝帯と言うんですか。

【光永農山村対策室長】基本的には、柵の背後地の草をしっかりと刈っていくというやり方の中で視界をよくし、イノシシが近寄りにくい環

境をつくるということで行っておりまして、場所によって背後の森林との距離、柵と森林との距離によってそれぞれ違いますけれども、一定の幅で視界が開ける範囲ということで、長く延長をとるというやり方で環境整備をやっているところでございます。すみません、面積換算はしておりません。

【中山委員】ここももう少し、抜本的に取組を考え直す必要があるかと思います。なぜなら、昔は山イノシシ、山シカ、今は里イノシシ、里シカなんですよ。俗に言う里山ですね、ここに入り込んでしまっているんですよ。ここに入り込んでしまって、そして、昔で言えば竹畑、これは荒れていますから、この食料を食べ、そして竹山の食料を食べ、里山におりてきたことによって、食料源が随分増えているんですよ。そうすると、ここの里山も、今言ったように緩衝帯にしてしまっただけで見通しがよくなってしまおうと、イノシシは棲めないんですよ。

ここを、今言ったように、柵と見通しのいいところの緩衝帯ということは、その里山の緩衝帯も緩衝帯でしょう。しかしながら、耕作放棄地を含めて相当数の、俗に言う里山があるんですよ。ここの緩衝を、農地と山との間を緩衝帯にしてしまおう。そうなると、イノシシが非常に棲みにくくなってしまおう。この辺をぜひひとつ取組を、三大対策と言うんだから、もう少し、年間150万円ぐらい程度の棲み分け対策では、これは対策と言えませんよ。これについてもう少し抜本的に取組が欲しいなと思いますけれども、今年度は無理でしょうから、来年度に向けて取り組んでほしいなと思いますが、意気込みはどうでしょうか。

【光永農山村対策室長】委員ご指摘のとおり、イノシシの増加という背景に、長期的に見ます

と、山の中のまきを使う文化がなくなりまして、人間が山に入っていく密度が非常に減っているというふうにお聞きしております。そういった中で、イノシシをはじめとする野生動物が棲みやすい環境が広がっているということは、学者の皆さんからもお聞きするところ、そういった反応がございます。

こういったところで荒地の整備、柵の周りの環境整備にとどまらず、山の中に手を入れるという、里山の整備というのも長期的にはやっていかないと、これは本当の意味で抜本的な対策にならないだろうと思っておりますので、ここは関係部局とも打ち合わせをしながら、検討していきたいと考えております。

【中山委員】里山を対象にして、ここの環境整備にぜひ取り組んでいただきたいということを申し上げたいと思います。

そこで、もう一点お聞きしますけれども、里山にイノシシが棲んだことによって、もう一つ被害が出ているのは、人間様に対して被害が出ているんですよ。熊じゃないけれども、例えば車が通行している時にイノシシが突き当たった。そして、修理代を30万円取られたとか、それとか、イノシシが自転車に突き当たってけがをさせたとか、そして、通学中の子どもが安全が脅かされているとか、こういう生活被害が非常に出ていまして、ここを誰に聞いたらいいのかなと、私も迷いながら今おるわけでありましてけれども、生活被害の実態についてどのように把握しているのか、まず、その辺をお聞きしたいと思います。

【光永農山村対策室長】私どもは、農作物被害ということで市町には照会をかけておりまして、これについては毎年度、筆別に発生した圃場を特定し、そこで被害に遭った農作物の金額なり、

量についても把握をするということで積み上げをしておりますが、ただいま委員からご指摘がございました人的な被害については、各市町のほうで相談があった部分について情報を共有するというやり方をやっておりますけれども、特にこれを集計するというやり方をしておりませんので、現時点でそれに対する数字的なデータは持ち合わせておりません。

ただ、まちなかに野生の動物が出現することによる影響ということは確かに考えられますので、毎年度やっておりますが、市町の担当者と、市街地に野生動物が出た場合についての手順について確認をするということで、市町によっては農林サイドが担当しているところもあれば、保健環境サイドが担当している市町もございます。どういったところが窓口になるのか、それから、地元の警察との関係、連絡体制、こういったものをしっかりと確認しながら、基本的には追い払いをしっかりとやらなければ、イノシシに限らずいろんな動物が出た時に人間が逃げてしまいますと、人慣れということが生じてきますので、危険な動物は別として、追い払いをやるということも申し合わせをしながら、市町によっては、学校あたりにもそういった研修をするところもございますけれども、こういった中で体制をしっかりと構築していくということで進めております。

【中山委員】農山村対策室の答弁としては、そう言わざるを得ないでしょうね。

そこで、県としても市町任せでいいのかという部分があります。なぜなら、まず教育委員会がかかわってきますね。それと、さっき警察という話をしましたけれども、警察も当然かかわってくる。土木部も公園、県道、国道、こういう部分でかかわってきますよ。それと、当然、

農林部もかかわってきますね、林道とかあるわけだから。それに県民生活部、これらを含めて横断的な取組が必要になってくると思いますよ。これは、県民が被害を受ける可能性があるのです。

そうすると、まず県で、どこが窓口になるかわからないけれども、ひとつ横断的な形をつくって、そこと市町と協議をしていくというか、当然、市町とも連絡しないといかんでしょうけれども、その後どこかで、農山村対策室がいいのか、あるいは生活衛生課かな、ぜひどこかでこれは協議してほしいと思うのですよね。急にいかんと思うけれども。あまりにも生活環境被害が多いのですよ。熊からかみつかれておりますけれども、必ずイノシシも被害が出てきますよ。今のところ誰に聞きようもないわけ、はっきり私も。

そういう形で、生活環境被害に対する対策について庁内で協議してほしいと思うのですが、部長に聞く以外はないかな。

【加藤農林部長】人への被害、生活被害が出ているという話はお伺いしております。

そういった中で農林部として対応できる範囲内のところは、今まで、先ほど言いました対応マニュアルをつくって、追い払いを中心とした対応をするというところを市町と連携をとってやっているところでございますが、さらなる対応が必要だということで、この場で何ができるということはすぐは言えないのですが、何ができるのか、関係課と協議をして、市町、それから振興局もございまして、そういうところを巻き込んで何ができるのか、相談をしてみたいと思っております。

【中山委員】ぜひその辺を協議してもらって、やはり生活環境被害については、例えば県道と国道はあるんですけれども、そこをある反面、

防護柵をつくって守らないといけないんですよ。そうすると、土木部あたりも絡んでくるわけですが、ただ、現在のような道路維持課の対応では、そういう予算づけはしてないわけですね。やはりそういった面からすれば、全体で協議をして、イノシシ、シカ的生活被害対策について、ある程度の予算組みをしなければいかんわけですね。それはやれないんですか、農林部も、土木部も。

そういう意味からして、ぜひ横断的な取組が必要になってくるので、どういう形になるか私もはっきりは構想はないですけれども、とりあえず関係機関は協議して、ひとつ前向きにそういう全庁的な組織を立ち上げていただいて、生活環境被害に対して徹底した取組をまずもって要望しておきたいと思います。

【吉村(洋)委員長】ほかにございませんか。

【小林委員】今、長崎県で一番元気なポジションはどこかという、農業だと、こういうようなことが言われているわけですよ。中村知事の発言なども聞いておまして、長崎県で結果として一番成果を上げているところはどこかという、農業部門が非常に勢いがいいと、こういうような話をされるわけです。

言うまでもない、長崎県の基幹産業、農林、あるいは水産、こういうところの中で第1次産業が元気であっていただかなければいけないと。そういう意味において、TPP等のいろんな要因が、今こうやって押し寄せてきているけれども、本当に農林部等々のよろしきご指導をいただきながら、結果として成果を上げているんじゃないかと、こういう受け止め方の中で、関係皆さん方のご尽力に敬意を表したいと、こういうふうにかねて思っているところです。

やっぱりどれだけ頑張っているかということ、

どれだけ成果を出しているかということについては、それなりの数字が物語るわけですね。どこを頑張っているのかと。頑張っている根拠は一体何なのかと、こういうようなことがきちんと数字として我々にわかるように。また同時に、議会だけじゃなくして、多くの県民の皆様方に、やっぱり農業は頑張れば本当にできるんだと、これだけの成果をこうして上げているよと、こんなようなことが、私は一番大事だと思っているんですね。

そういう意味で、若干質問をさせてもらいたいと思いますが、今、一番頑張っているところの根拠というものは一体何なのかと。それは長崎県で、いわゆる農産物の産出額、これがどういふふうになっているかということ、この数字がやはり右肩上がり、これが順調に伸びていると、こんなようなことが言えるのではないかと思うんです。特に、知事もよく話をされることの一つの中に、全国的に産出額は減少の一途をたどっている。が、しかし、長崎県の場合においては、これが非常に手堅く伸長を続けていると、こういうようなことではないかと思えます。

我々が、この委員会等々において、たしか平成25年度で1,444億円と、非常に覚えやすいような数字でございましたので、なかなか頭にこびりついているんだけれども、平成25年度。ここから平成26年、平成27年とどういふような形の中でこれが伸びたのかと。全国が伸び悩んでいるということが、一体どういふふうで数字で明らかになっているのか。その辺と比較しながら、長崎県の元気さを大いにひとつ我々は認識を新たにしたいと、こう思っております。そういう点において、まず質問をしたいと思えます。

【福田農政課長】小林委員からご指摘がありま

したとおり、今、本県の農業生産額は伸びております。具体的には、平成26年度の本県農業産出額は1,477億円であります。前年が、委員ご指摘のとおり1,444億円でございましたので、33億円増加しております。全国の順位も前年22位から21位に上昇し、平成21年から5年連続増加しているところでございます。

前段の方で委員のご指摘がございましたが、これを10年前の平成16年と比較しますと、最近10年の本県の伸び率でございますが、全国が4%減少している中、本県は8.9%という高い増加率を示しております、全国1位の伸び率となっているところでございます。これが本県の現状でございます。

【小林委員】今、農政課長から非常にわかりやすくご説明をいただきました。ありがとうございました。

やはりこういう数字をきちんと押さえて我々は議論をしながら、さっきも言っているように、どこがどういふふうによって頑張っていたか。また、全国の規模はどういふふうなのかと、こういうことの中で対策を、また議会としても支援をしていかなければいけないと、こういうふうにいるわけですね。

今の農政課長のご説明の中で筆記しましたが、1,477億円と、これが前年比33億円アップしているということ。そして、全国で産出額の順位は22位だったけれども、これが21位に、1位アップしたと。こういうような状態の中でこれが確かな伸長を続けていると。

しかも、平成16年の10年前にさかのぼると、これがなんと全国的に4%減少しているにもかかわらず、長崎県は8.9%の伸び率を示している。こういうような形の中で、これが例えば数字で言うならば、この8.9%というのは、これは

かなりの伸び率だと思うんだけど、幾らぐらいの産出額が伸びているのかということについては、数字としてはわかりますか。

【福田農政課長】121億円でございます。

【小林委員】10年前といえども、121億円も産出額を上げているということ。何度も言うように、全国的にかなり下がっているという状況の中で頑張っていると。本当は、この21位などというのはもうちょっと上じゃないかと実は思うような、そんな伸び率です。

だから、ここの数字を見ながら、これから農林部における長崎県の農業の課題というのは一体何なのかというようなことをこれからちょっと議論していきたいと思っているわけです。

今言うように、全体的な産出額、産出額というのはやはりなんだか言っても農産物の生産額で、ある意味では売り上げですから、これは売り上げとして見た時に、これだけ伸びる事業というのはそんな簡単にはないわけです。だから、要は、本当にもうかる農業になっているかどうかというところが一番大事で、我々長崎県はもうかる農業、攻める農業、強い農業と、こういうふう生まれ変わらなければいけない。守りの農業ではだめなんだと、こんなようなことを言いながら、今、皆さん方にやっていただいているわけだよ。それが確かに、産出額としてこういうふう大きな結果を出していただいているということで評価をしたい。

そこで、これからの議論というのは、では、課題は何かといった時に、やはりここに返って、販売農家の数はどうなのかと、新規就農者はどうなのかと、それとも、そういう販売農家の所得は一体どうなっているのかとか、あるいは認定農業者が全国に比べて一体どういうふうになっているのかと、いわゆる個人の農業生産者の

所得が、本当に産出額に見合うような伸び率を示しているのかということところが一番大事なところではないかと、こんな感じを持っております。

この辺のところについて、例えば今、販売農家の方々が年間幾らぐらいの所得になっているのか。また、10年前とか5年前の所得に対して、どれぐらいのアップが図られてきたのかと。

もう一度言いますが、産出額でこれだけの結果を出している。確実に伸びている。前年比33億円だと、こういうようなことも言っている。そんなことから考えてみた時に、当然農業の所得は十二分に上がってしかるべきではないかと、こんなような考え方を持つわけけれども、農業生産者の販売農家のいわゆる年間の所得というものがどういうような形になっているのか、お尋ねをしたいと思います。

【福田農政課長】販売農家の農業所得でございますが、平成25年の数値になります。本県では119万円、全国平均でいきますと132万円でございます。

【小林委員】そここのところが、いま一つ我々が理解できないというか、どういう計算をすればこういうふうになっているのか。

何度も言うように、全体の総売上は上がっているんだと。しかしながら、個人所得になると、全国平均をまだまだ下回っているというふうな形で、これはもう以前から、確かに農業の所得はかなり低かったということ。例えば、今のは平成25年度の数字だろうと思います。全国は132万円、長崎県が119万円、若干の差があります。しかし、3年前ぐらいの平成22年がどうだったかということ、全国は122万円だったけれども、長崎県においては106万円だと、こんなようなことを過去の委員会で教えてもらっていると思うんです。

こういうような形の中で推移をしてきていると、ここのところが何としても全国に近づいてもらわないといかん。当然のことながら、全国平均にきちんと近づかなければいけない。

こういう時に、長崎県の農業が本当に頑張っているかどうかということは産出額と同時に、やはり第一線で一番頑張るであろう、あるいは頑張っている認定農業者がどの程度の年間所得になっているかと。販売農家というのもいろんな種類があって、一概にこの所得だけで評価はできないところけれども、認定農業者がどういう状態にあるかと。この認定農業者の方々にリーダーシップをとっていただくということになっていくわけだから、ここの年間所得というものが、我々は一番関心の高いところですよ。もうそろそろ全国平均に近づいたのではなかろうかというような期待もあるけれども、現実はどうですか。

【福田農政課長】これまで認定農業者の農業所得の統計データはございませんでした。しかしながら、今回、新活性化計画の策定に当たり、本県の認定農業者5,900戸ございますが、その経営改善計画を分析しました。その結果ですが、平成25年度、認定農業者の平均農業所得は450万円でございます。

これは一律に比較はできないんですが、全国の主要農家の平均農業所得というデータがございます。そのデータでいきますと、全国では505万円ということでございます。

なお、新活性化計画では、この450万円を600万円にと、目標を伸ばしていこうというふうな計画をとっております。

【小林委員】この認定農家数というのは、今、お話の中で大体5,900戸ぐらいあると。今、販売農家の数は、どのくらいだったかな。これは2

万戸ぐらいあるのかな。そういう中においての認定農業者が5,900戸ということになっておりますか、この数字がおわかりになりますか。販売農家数が、押しなべて2万戸ぐらいではなかろうかと、こういう見方をしているんだけれども、その中における5,900戸が認定農業者だと、こういうふうな計算でよろしいかどうか、その辺のところはどうですか。わかりますか。

【佐藤農業経営課長】2015年のセンサスのデータでございますが、本県の販売農家数は2万1,313戸でございます。年次的には若干ずれますが、平成26年度の段階での認定農業者の数は5,900戸でございますので、委員ご指摘のとおり、約2万戸に対して5,900戸ということでございます。

【小林委員】だから、今、そうやって販売農家数が2万から2万1,000戸だと、こういう状況の中で5,900戸と。この5,900戸を我々がこの2万1,000戸ぐらいの状況の中で、ここの戸数が相当伸びているんだと思うんだけど、果たしてどうなのかと。ここについての皆さん方の見解というか、先ほどからも言っているように、販売農家は販売農家の置かれた状況の中で頑張っている。しかし、本当の認定農業者というのが、いわゆる兼業じゃなくして専門的に第一線でばりばりやってもらっている。ここのところが相当な頑張りをを見せていただくというところにおいて、ますます個人所得も上がっていくんじゃないかと思えます。

これは余談というか、この議論の中で、年収1,000万円を超えている人も長崎県の中ではかなりおると聞いているけれども、年収が、今、先ほどの話の中で認定農業者の1年間の所得は全国で505万円ということに対して、長崎県では450万円だと。その中で、既に1,000万円を超

えている人が大分いらっしゃるという話はしばしば聞くけれども、数字的に言えば、1,000万円を超えているような認定農業者がどのくらい戸数としていらっしゃるんですか。

【佐藤農業経営課長】認定農業者のうち、1,000万円以上の所得となっている経営体につきましては、米中心、野菜中心等々、営農類型は多々ありますけれども、351戸と承知しております。

【小林委員】今の1,000万円を超える人は、実際に税金を払った残りのいわゆる実収入というか、税金とか福利厚生とかかれこれあると思うんだけど、こういうものを差し引いたところの1,000万円なのか、全体の総収入だけの話なのか、ここのところはいかがですか。

【佐藤農業経営課長】売上額からコスト、それから諸課税、そういったものを引いた残りで計算をしております。

【小林委員】だから、これはそのまま1,000万円以上のお金が手元に残ると、こういうような認識でよろしいわけですね。こういう方々がなんと長崎県でも350戸、こういう状態になってきたということ。だから、上の方はどんどん勢いが増してきていると。あとはそういうような形の中で、全体のレベルを上げていかなくちゃいかんと、こういうようなことになっていくんじゃないかと思っております。

それで、これからの課題は、先ほど所得が、例えば認定農業者の方々には450万円、これは平成25年度の平均で、全国の平均では505万円だと、もうあと一息だというようなところだけでも、これから600万円まで認定農業者の所得目標を上げていくよということを農政課長がおっしゃってありました。

これは5年後のいわゆる数値目標の中において、それだけの状況を考えておられるのか。わ

ずか5～6年ぐらいで、450万円の実績を600万円にすることは果たしてどうなのかと。これはもっと時間がかかるのか。こうやって、今、数値目標というのが平成32年とかいう5年後ぐらいになっているわけけれども、この辺のところはどうなんですか。

【福田農政課長】これは平成37年を目標にしておりまして、今後10年間の目標としている数字でございます。

【小林委員】わかりました。いずれにしても、あと10年間、そういう形の中で450万円を600万円にするぞと。こういうような確かな根拠のある話の中で、こうやって個人所得という農家の所得を引き上げていくというようなことの中で、そうやって350戸が1,000万円以上の実利を上げておるといふところは高い評価をしながら、これからもっともっと所得を上げていただくような形のをひとつやっていただくように、そういうお願いもしておきたいと思っております。

農林部長、先ほどから私が言っているように、産出額がかなり頑張っていたいただいている。しかしながら、それに見合うところの販売農家の年間の所得、あるいは認定農業者の年間の平均所得、ばらつきがあって、350戸は1,000万円を超えているよと。そして、10年後には認定農業者の年間の所得を600万円まで上げていきたいと、こういうことで全国平均の505万円をかなり上回って頑張っていこうと、こういうような話になっているわけです。

こういう全体的な状況を見て、農林部長としてこれからの課題は一体何なのかとか、どういうふうにやっていかなければいけないのか、この数字をもってどういうふうな受け止め方をされているのか、明日に対して農業の未来はあるのか、こういうところも含めて、あなたの感想

を承りたいと思います。

【加藤農林部長】今議論がございましたとおり、この10年間、農業産出額が伸びております。その一方で販売農家の農業所得、全国平均の7割から8割程度にとどまっております。もちろんながら認定農業者に限って言いますと、もう少し差は縮まるんですが、それでも統計でいいます販売農家、あるいは主業農家でいいますと、7割から8割ぐらいの所得になっております。

この大きな所得の差がある原因は何かと申しますと、一つは本県は離島・半島、中山間が多く、平坦地が少ない。あるいは大消費地から遠い、そういう条件もございますが、大消費地から遠いために流通経費がかかるということもございますが、実はそれだけじゃないというのが私どもが分析したところでございます。

それぞれの品目で、例えば施設園芸でありますと、品質はよくても収量が低い。あるいは畜産でいいますと、1戸当たりの飼養頭数が九州一小さいためにコストがかかっている。そういった個々の品目ごとの課題を一つひとつ解決して所得を上げないといけないというのが、今、私が思っているところでございまして、そういう品目別に、あるいは産地ごとに品質向上、収量アップ、コスト縮減をしっかりとやって所得を上げて、もうかる農業体をつくってまいりたいというのが私の考えでございます。

【小林委員】とにかく一番頑張っただけで成果を上げている農業部門、そして何といたっても基幹産業で、農業が元気になるならば、当然右へ倣えで水産も元気になってくる。全体も元気になると、こういう好循環で、このような形の中でこれからも攻める農業をしっかりとやらせよう。激動している農業を取り巻く環境の中で、こうやって成果を出していただいていること、

胸を張って1年間の産出額はこのように上がっているんだよと、こういうことが所得とともに言えるような、そういう日が一日も早からんように、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

TPPの関連について質問したいと思ひます。以前からTPPについては、さきの国会で先送りということで継続審査と。関連法案に対しても継続ということになっているわけけれども、これからTPPがどうなっていくかという時に、例えば国で試算する影響額が本当に正しいのか、正しくないのかと、ここのところはとても大事なところで、この辺のところをいまいち県としても、やはり国の言うことだから右へ倣えせんばいかんのか、国の試算が正しいのか、正しくないのかと。熊本方式みたいに、ちょっと違ふぞと、熊本県独自で、特に米あたりの被害が全くないみたいな、影響がないみたいなそんな話は胸を張ってできるのかと、こんな話も出ているわけでしょう。

だから、長崎県としてはこういう状況の中において、どういうふうな考え方の中でこれからじっくり腰を据えて、この影響の被害というものを、影響額というものがこれからの対策において、それをやっぱり乗り越えていかなんといかんわけだから、こういう影響額というものはそれなりに大事に評価をしていかなんかと思ひ、検証していかなければいかんと思ひうわけですよ。

今、我々にあなた方から教えられているのは、農業で大体18億円から36億円だと、こういうふうになっているわけですよ。これも以前は、平成23年には国の方では3兆円と言っていたんだよな。農林と水産の関係において3兆円と。これが、今ごろは1,300億円から2,100億円ぐらい

の被害の影響額だと、こう言っているわけだよ。

そういう状況で、ちょっと3兆円からあまりにも差があり過ぎるような影響額の変更によって、本当だろうかというようなことがしきりに話があることも事実なんです。だから、そこのところをよく考えて、長崎県としてもかじ取りをやっていかなければいかんところじゃないかと思うんですが、実際的に、今言う18億円から36億円ぐらい、これが本当に長崎県の農林部におけるところの被害なのかと。ついでに水産が7億3,000万円から14億5,000万円と、こういうようなことにもなっているわけだよ。本当にTPPはそのぐらいの影響額にしかならないのかと、こんなような形の中で、数字に対して若干疑問を持っている人がいっぱいいると思うんだよ。

米なんかの影響がないということは、アメリカからどのくらい輸入をするのか。そのアメリカから輸入するのと同じような米の量を国の方で買い上げて、それを備蓄米にしてやるよ。だから、影響がないんだよという式の話になっているけれども、アメリカの試算は全然また違うわけだよ。あまりにもかけ離れ過ぎている、豚でも小麦でも何でも。

そういうような、何か知らんがちょっと過小評価みたいな形の中で、そんなのを真に受けてやるのが本当にいいのかどうかということは、これは真剣に考えざるを得ないと思っているんです。

今の状態の中で、農林部長もこんなものに対して軽々に物が言えないと思うんだけど、熊本なんかはもう自信を持って、13億円ぐらいの具体的な米に対する被害はあるかもしれないと。その積算の方法が、熊本県も一体どうなのかというような議論はありますけれども、やっぱり

何もないというわけにはいかんぞと、これだけのものがあるぞと、こう言っているわけだよ。

そういう点から考えて、今回のTPPは先送りになったけれども、もう一度国会でまたどういふふうに議論がされてくるかということはわからないけれども、1,300億円から2,100億円というような数字がこれから変わってくるのかどうか。米については被害がないなどと言っているけれども、この影響はやっぱりあるんだと、具体的な数字が上がってくるのか。そういうことを考えた時に、長崎県として今の現状の中において、この数字をずっと押し切っていくのか、少し立ち止まりながら慎重を期しながらやっていくのか、その辺はどうですか。

【加藤農林部長】TPP協定に関する本県農業への影響でございますけれども、肉用牛や豚やかんきつ類、あるいは議員ご指摘の米など、本県で生産されます多くの品目で価格低下とか、あるいは輸入品等の関わりで生産額への影響、さらには集落機能、あるいは農山村地域の多面的機能への影響等々が懸念されているところでございまして、そういった中で、議員ご指摘のとおり国の影響試算額が出ました。これは一定の仮定の上で計算されているところでございまして、国内対策によって国内生産量が維持されるという前提のもとで積算がされているところでございます。

しかしながら、実はまだ対策の全体像とか、あるいは予算の総額が示されていないところでございまして、本当にその影響が国の想定にとどまるのか、あるいは万全な対策とか、十分な予算が確保されるのか、さらには、体質強化に限界がある中山間地域の対策がしっかり講じられるのかなど、本当に懸念があるところでございます。

県としまして、そういう懸念を持ちながらも、国の試算に準じて出せば、あの数字ということでございますが、それがひとり歩きするのは私どもも本意ではございません。本当にそこにとどまるのかというのは懸念を持っているところでございます。

したがって、県としましては、JA等関係団体と一緒に、やはりそういう影響が出ないように体質強化対策とか、経営安定対策、あるいは中山間地域対策等々をしっかりとっていただきたいということを国に対して要請をしているところでございまして、今後とも、こういうTPPという厳しい環境の中にあっても、国の対策をしっかりと取り込んで、あるいは不足する対応もあると思っております。これも国に求めて、本県の農業者の皆様がしっかりと農業を継続できるよう、一生懸命頑張ってもらいたいと思っております。

【小林委員】だから、結局こういう話は、議会からそれなりの意思表示というか、現状を訴えておかないと、農林部で国の試算はおかしいなんていう話は、正直言ってできないと思うんです。

だから、我々は、やはりちまたにおいては、また農業をやっている方々については、米などは全くそういう影響は受けないとかという話はまともに受け止められないというような現実的な話がある。だから、そういう意味においては、国を信用しながらも、やはり我々は慎重にそれを受け止めていこうではないかと、こういうぐらいの表現の中でやってもらうことが一番適切かなというような考え方でありますので、ただ右へ倣えというだけではなくして、そこに慎重な姿勢をとりながらも、県内の農業者を守っていく、こういうような姿勢をこれから

も堅持していくように、これからの推移をしっかりと眺めていただきたいと思います。

大体今までは、関税率10%以上、それから国内生産額は10億円以上を上げているようなところの農産品の33品目について調査を行った結果が、このような数字が出てきているというようなことなただけけれども、この状況も大分変わってきていると思うんです。ですから、そういうことで、今申し上げたような形の中で、十二分に県の姿勢、農林部の姿勢というものを慎重な姿勢でひとつやっていただくことをこれからお願いしておきたいと思っております。

林政課長、ちょっとお尋ねしていいですか。林業について少しだけ教えてもらいたいんですけども、今、長崎県の林業というのがどのぐらいの勢いになっているのか。農業、農業と言うけれども、農林業と言わないといかん。林業について、今の長崎県の置かれている状況、これはどこを見て判断をすればいいのか。どっちかということ、県内の材木は非常に評価は高いわけですね。中国あたりに丸太を結構持っていて、これが高い評価を受けているとかということも聞いているわけだ。

それから、最近、耐火とか耐震ということで、木を重ねた集成材というか、（「CLT」と呼ぶ者あり）横文字はわからないんですけども、もう一度言うが、集成材というのは耐火とか耐震にすぐれていると言っているんだよね。何階ぐらいまで建てられて、これはあなた方が所管される長崎県材が非常に有効なのか、これは全体的にそういうものがあるのか、そういうところも含めて、最近の長崎県の林業の勢いがあるのか、ないのか。さっきみたいに産出額が、がっとう上がって、こうだあだとか、こういう根拠を持っている議論したいんですけども、

ちょっとそこまで勉強ができていないもので申しわけないんだけど、簡単に、今の長崎県の林業の勢いを教えてください。

【佐藤林政課長】今、お尋ねの林業の件ですけれども、近年は森林の整備ということで、搬出間伐という事業をやっております。ただの間伐ではなくて、材を山から出すという事業でございます。

結果、山から出てくる材は、近年どんどん伸びておりまして、今のところ、平成27年度のまだ速報値ですけれども、10万立方を超える数字になりそうです。平成26年度が9万1,000立方、その前が8万5,000立方、その前が7万5,000立方ということですので、ここ5年間で大体1.5倍ぐらいいは伸びているような状況に今なっているところでございます。

搬出材積が伸びるということは、それだけ収入が増えるということでございますので、そういった面では森林の所有者、あるいは事業者の皆様方の収入のアップに少しは役立っているのではないかと我々は思っているところでございます。

また、量が増えましたので、今度はどこに売っていくかというのが非常に大きな問題になってまいります。通常の木造住宅は、人口減少とかいう中ではそうそう伸びていかないというのは、現在木材の業界の中では言われているところでございますけれども、ただ、皆さんご存じだと思いますけれども、バイオマス、いわゆる発電所等でチップ化して燃やす、こういったものが最近、九州では特に多くなってまいりました。

また、先ほど中国でもというお話がありましたけれども、輸出も、特に中国は杉でございますけれども、相当な伸びが出ております。

こういったことで、輸出あるいはバイオマスというところの量も非常に材が出るようになってきたということでございます。

また、今お話がありましたCLT、これは積層集成板と呼んでいるんですけれども、何層も重ねるという意味です。集成板。これはヨーロッパの技術ではございますけれども、大きな板として使えますものですから、非常に耐震性は高いという評価があります。ただ、木材でありますので、耐火の問題はこれはちょっとございます。ですから、今は耐火の部分のところであるような研究がなされておりまして、表面の処理、あるいは燃えしろといひまして、表面から数センチは燃えても中が燃えないとか、そういったことで建築基準法でも認められるように4月からなりまして、これから本格的に使われるのではないかというふうに我々も考えているところです。

CLTは、ヨーロッパあたりで使われているのは8階建てぐらいのアパート、建築物でも使われているということでございますので、そういった面では、今までコンクリート、鉄筋でされていた部分が木材に切り替わる可能性があるということで、我々も非常に注目している素材であります。

ただ、日本全国でCLTをつくれる工場が、まだ全国で2社しかございません。ですから、そういった面では国産材でつくる、あるいは県産材でつくるCLTというのはコスト高という課題が残っておりますので、そこにつきましては全国的な問題でもありますし、日本CLT協会というところもございますので、そういったところと連携しながら、コストを下げつつ、このCLTという工法を広めていきたい。長崎県でもそれを地元の工務店、あるいは設計士の皆

さんあたりと勉強会も今やっておりますから、そういった意味で、CLTの工法での住宅あるいは建物を広めていきたい、そういうふう考えているところでございます。

【小林委員】よく説明をしていただきまして、ありがとうございました。

そうやって林業が、今いろんな形の中で、さっき数字がずうっと出てまいりました。これもずっと伸びていますよね。こうやって山から材料をしっかり運んでいただいているというか、それだけ成果が上がっているということでございまして、そういうような状況の中で、林業が置かれている状況がよくわかってまいりました。

今、これからの規制緩和だとか、技術の革新とか、そういう中でこういうCLTが出てきて、非常に耐震には強いと。耐火については、もう少し技術開発等々が必要になってきているというようなことだけでも、そういう展開をしていただいているということは、大変心強いと思っております。

これから林業が伸びていくためには、何が一番不足しているのかと。例えば担い手というか、どこの分野においても担い手の問題が出てきますよね。ここのところについては、長崎県の場合は担い手の今の現状はどういうふうになっていますか。

【佐藤林政課長】林業の場合、森林組合、あるいは林業事業体に雇われて作業されている方を専業作業員ということと呼んでおりますけれども、その方々の数字を我々は把握しているところでございます。

現在、平成26年度の数字ですけれども、340名の方が働いておられますけれども、これを平成37年までには400名にしようということで施策を考えさせていただいているところでござい

ます。

ご存じのとおり、やはり高齢化も進んでおまして、そういった方々がまずやめていかれる部分、それと、新しい方を入れていく部分、そういうことで340名を400名にするということでございます。これは国のほうで緑の雇用事業というのがございますけれども、事業者が人を雇う際に月9万円の助成をしておりますが、そういったものを使いまして、森林組合、あるいは民間の事業者が新しい方を雇っているという状況です。

昨年度は25名の方がその制度を使われて、平成27年度に新たに就職をされました。平成28年度はちょっと数字が減りまして、20名ということなんですけれども、大体20名から25名、そういった間の人数を新規就業者として受け入れているところでございます。

やはり委員が言われるとおり、これから材をどんどん増やしていく、10万立方を超えましたというお話をしましたけれども、それをどんどん増やしていくためには、どうしても担い手がないことには材の出材も進んでいけないというふうに我々は思っておりますので、そういったところにつきましては、新たな方にどんどん来ていただくということと、新たな事業者も育成していく、そういうことも並行しながらやっていきたいと考えているところでございます。

【小林委員】ありがとうございます。この給付金の制度が、「緑の雇用」と言うんですか、そういう形の中で、月9万円もあると。年間12カ月でやっていけば108万円、こういうような制度があるということを率直に言って知りませんでした。

農業についても、あるいは漁業についても、新規のそういう担い手を求めているいろんな工夫が

なされて、相当な税金がそこに投入されていると思います。だから、それくらいの税金を投入してでも、1次産業というものを大事にしていこうという国の指針がこういう形で明らかになっているわけです。

長崎県の林業というのは、本当に長崎県の材は非常に上等なんだと、そういうことはしばしば聞いているわけですね。ですから、そういう点からしてみても、もっともっとアピールをしていかなくちやいかなのじゃないかなと、こういうふうに思っております。

それから、国の法律の中において、特に、これは農地のほうもそうだろうと思いますけれども、所有者が全然わからないとか、あるいは共有されているところで、皆さんの了解がとれずに、結局手がつけれないというような動きもあるかと思いますが、この辺の法律は、もう国会で審議をされておりましたが、それが成立したのか、流れたのかよくわかりませんが、この辺のところはいかがですか。

【佐藤林政課長】最近は、高齢になっておられる方、あるいはその土地から離れておられる方、我々は「不在地主」と呼んでおりますけれども、そういった方が増えた関係で、山の境界がわからないという方が多い。そういった中で森林整備というのがなかなか進まないというよりも、やるのが難しくなってきたという現状がございます。そういった中で、いろんな情報を市町のほうからいただきながら所有者を特定してきていたというのが、これまでのやり方でございます。

今、委員おっしゃられましたとおり、今年の5月に森林法が改正されまして、共有地みたいなところですね、我々は「分収林」と呼んでいるんですけれども、そういった共有地のところ

で、所有者がいっぱいおられる中で、今までは全員が賛成しないと施業ができなかった、契約変更ができなかったということですけども、それが一定緩和をされまして、9割以上の方の同意があれば契約変更もできると、いわゆる仕事ができるという話ですよ。そういったことが、今回の法律改正で可能になりましたので、そういったものも生かしながら森林整備の促進、いわゆる林業の拡大をやっていきたいと考えております。

【小林委員】最後に、そういうような形で、森林法的な新しい制度もできて、森林が荒れて使い物にならないようにさせないというような、荒廃を防ぐというような状況が、それによってかなり進むんじゃないかとも思われます。

いずれにしても、新規に担い手をきちんと求めながら、そして、そういう制度の活用をきちんとアピールしながら、この必要性を説きながらということの中で、ぜひとも農業とともに、林業のほうもしっかり頑張っていただきたいと思っておりますから、よろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

【吉村(洋)委員長】 暫時休憩します。

再開は3時30分です。

午後 3時20分 休憩

午後 3時31分 再開

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

まず、農業経営課長のほうから、先ほどの回答の訂正がございますので、お願ひします。

【佐藤農業経営課長】先ほど小林委員より、農業所得1,000万円の経営体数についてお尋ねがございました。私、351経営体と回答させていただきましたが、一部、二重にカウントしてお

りました。申しわけございません。正確には224経営体でございます。

【吉村(洋)委員長】引き続き質疑を継続したいと思います。

【徳永委員】小林委員がいい質問をされたものですから、それに関連してです。

今、非常に農業所得、そしてまた、生産が増えていますけれども、その中で一番牽引しているのは、私の地元の島原半島ではないかと思えます。先ほどの224戸の内訳というのは、例えば品目、そしてまた地域別というのはわかりますか。

【佐藤農業経営課長】品目ごとは、今現在、手元に資料がございませんが、地域別で申し上げますと、長崎・県央地区が51戸、島原地区が136戸、県北が18戸、五島が15戸、壱岐が4戸、合計224戸ということでございます。

【徳永委員】品目は、正確にはわからないでしょうけれども、大体わかりませんか。例えば畜産なのか、そして露地、あるでしょう。

【佐藤農業経営課長】大体の傾向で申し訳ございませんが、露地野菜が最も多く、次いで施設野菜、そして肉用牛というような順序でございます。実数については、申し訳ございませんが、今、手元にございません。

【徳永委員】昨今の流れというのは、畑作が非常によくなったということでありませう。

そういう中で、私は一般質問の中でも質問しましたけれども、今、私の地元でも、この前農林部長にも視察していただいた八斗木地区はネギなんですけれども、ここは非常に地元でも、もう一つは農地の集積、規模拡大というのをもっともっと積極的にやりたいと。ということは、イコール今の600万円の所得が1,000万円にもなるわけですし、しっかりとした後継者もいま

すから。

しかし、そういう中でなかなか集積が難しい。そしてもう一つは人手不足、これがなかなか難しく、今、外国人の研修生も島原半島は非常に多いんですけれども、外国人の研修生も通年ではなかなか難しいということであるといろいろと困っているんですけれども、この辺のところの対策はどういうふうに行われているのか、県のほうは対応を考えておられるのか、お尋ねします。

【佐藤農業経営課長】県におきましては、担い手の労力不足に対応して、県下7地域にそれぞれ労力支援システムということで、担い手への労力支援を行うための協議会をつくり、仕組みづくりを行っております。特に、島原地区におきましては、島原雲仙農協において「農援隊」という組織がつけられ、そこが担い手の収穫作業等を請け負うというような形で労力の不足を補っておるとのことでございます。

ただし、課題は多うございまして、なかなか人が集まらないという問題が出てきているところでございます。担い手の労力支援、労力不足につきましましては、今後ともますますその問題が大きくなると認識しております。

県といたしましては、それぞれの地域につくられた労力支援の仕組みの中で課題となっております事項につきましまして、関係機関、地元のJAともお話をしつつ、その課題克服に向け、取り組んでいるところでございます。

【綾香農地利活用推進室長】認定農業者をはじめとした担い手への農地の集積をしっかりと進めていきたいと考えております。

平成27年の担い手への集積率は、県内の経営耕地面積の63%ですけれども、これを平成37年までに80%まで引き上げたいということで、具体的には認定農業者、現在、大体1戸当たり2.6

ヘクタールの農地で栽培されていますけれども、これを10年間で3.8ヘクタールまで引き上げたいということで考えております。

その対策といたしまして、平成26年度から始まりました農地中間管理事業を国の制度、予算等もうまく活用して、本県の中で認定農業者を中心とした産業の担い手への農地集積をしっかりと、市町、農業委員会、農協と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

【徳永委員】今から農業において所得向上、そしてまた、生産をアップするためには、この2つのことが大きな課題であって、また、問題点なんです。これは一生懸命やられていることは私も理解しますが、ただ、なかなか先に進まないということで、掛け声は大きいんですけども、実際、なかなか後についてこないということで、とにかくこの2つ。せっかくやろうと、そしてまた、後継者も育ててきているけれども、どうしてもまだ、経営体が家族経営なんですよね。

だから、ここにもっと人手を入れて、正直言って、売り先はしっかり確保して、農業というのは売り先なんですよね。ここがしっかりあるからこそできることであって、先ほど農林部長が言われた問題点もありますよ。消費地まで遠いとか、コストがかかるという問題がありますけれども、ここは、今、機械化とかいろんな問題で克服しております。例えばブロッコリーにおいては、製氷機ができて氷詰めによって東京まで持っていけるということで競争力が高まったわけですね、吾妻地区はブロッコリーの生産地でありますし。そして、今度はいちごも機械化が今から出てくるだろうということ。

それと、今、「ゆめのか」もやっておられますけれども、「ゆめのか」は生産収量が非常に上

がるけれども、これが高齢者では、今、農業者の平均年齢は66歳ですよ。要するに、収穫することが非常に重労働だということで、そこで、結局は、もうそれ以上できなくてもいいんだというような、そして、規模拡大もなかなか先に進まないというのは、そういった問題もあると、このジレンマなんですよ。

そういったところもまだまだ伸びるけれども、そういった施設の問題とか労力の問題がある。だから、パックセンターをつくってくれ、例えば、今回のばれいしょにおいても選果場をつくりたい、県がしっかりと補助していただきますけれども、そういったところがやっぱり問題点であり、課題でありますから、ここはしっかりと、対策はとっておられますけれども、目に見えた答えを出していただくことが今からの農業の大きな、先ほど小林委員が言われたように、長崎県は農業がどんどん活躍をしていますから、ここに行政側が追いつかないということでは大変な問題になりますから、その辺のところをしっかりとお願いしたいと思います。

そういう中で、最後に聞きますけれども、農林部長はこの前、私と一緒に八斗木地区を視察していただきました。ここは後継者、そしてまた子どもも非常に多くて、小学生が右肩上がりに増えているところで、農業が盛んになれば人口減少対策も解消できる、解消というよりも、この問題にも寄与するというのをこの前見ていただきましたけれども、このことの感想と今後の対策を聞いて終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

【加藤農林部長】先日、八斗木地区の小学校で意見交換会を開催させていただきました。校長先生の方からは、平成の頭は生徒数が急激に減ったところでもありますけれども、平成24年から

これが回復してきて、40名から増加に転じて、平成33年には、地域の今の子ども状況からすると、67名まで増加するという状況の説明がございました。そういった中で、一方で3世帯、4世帯の同居の家族も多くなって、地域の活動も盛んに行われている、連携も行われているという取組を教えてくださいました。

そういった中で、その原因がどこにあるかという意見交換をさせていただいたところ、地域では、しっかり基盤整備を行って、しかも、集出荷施設の整備とか、あるいは収穫班の労力の体制をとって、そういったところでは規模拡大が行われ農業所得が上がっていると。そういった中で親も後継者を残すし、後継者も親の姿を見て残ろうという姿が出てきている。

しかも農家では、子どもが3人、4人という数が生まれると。それは親の目だけじゃなくて、おじいちゃん、おばあちゃん目、あるいは地域の目で育てていっているという状況があるということをお伺いしました。

こういう好循環を子どもはしっかりつくっていかないといけないと思っております。農業の役割というのは、本当に人口減少対策には役立つんだと思っておりますので、基盤整備、それから集出荷、収穫班等々の分業体制をしっかりつくってまいりたいと思っております。

【徳永委員】この前来ていただいてありがとうございました。やっぱり現場を見る、そして声を聞くということが大事であります。

そういう中で、先ほど言われた基盤整備、これが集積につながりますし、今、どんどん基盤整備をやっていただいております。今後も基盤整備をやっていただいて、そして、やっぱりやるならば効果があるところを優先的にやっていくということも私は大事だろうと思うわけであ

ります。そこもしっかりと考えていただくこと、最後に申し上げたいのは、もうかる農業だから後継者も育つし、嫁さんも来ていただくということが、ここの地区の言わんとしていることじゃないかと私は思いますので、どうかこの辺をモデルにしながら、そしてまた、先ほど言いましたように、行政が後追いをするのではなくてリーダーシップをとっていただいて、長崎の農業を引っ張っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします

【久野委員】先ほどからの小林委員、徳永委員に関連をするわけでありましてけれども、もうかる農業というようなことで盛んに言われております。もうかる農業であれば、後継者の心配は全然要らないわけですね。これがないから企業に勤めて、企業の収入より農業の収入が低いということになれば、きつい目にあって、農業はやりたくないというのが今の現状ではないかと思うんです。ですから、もうかる農業、これは本当に今から真剣に考えていかなければいかん。後継者をつくるために、これはやっていかないといかんというように思うんです。

私がお聞きしたいのは、農業の自給率ですね。我が国の農業の自給率は約40%前後というふうに言われておりますけれども、我が長崎県の138万人の人間の中で、県の自給率というのは、現状何%ぐらいになるんですかね、教えてくださいましたらと思います。

【福田農政課長】平成25年度のあくまでも概算値になりますが、カロリーベースで長崎県の食料自給率は44%でございます。

【久野委員】44%ということであれば、全国の平均より若干いいということでもいいですね。

農家の現状については、平均年齢は、今でも65歳以上というのがほとんどで、高齢化になっ

てしまっているというような状況なんですね。そういった中で、先ほどから話があっておりますように、農地中間管理機構ですね。この管理機構が今から活性化をしていかなければというようなことで、優遇措置ということで競争をしてみらおうというようなことで、今、優遇措置がとられているわけでありましてけれども、今度の農地バンクの税制改正によって、軽減措置等々の問題でこの機構を活性化していこうと、いわゆる担い手への農地集積、あるいはまた、遊休農地の解消ですね、こういうようなことをやっていかなければいかんと。この改正については、本当にお互いにメリットのある改正なのかなというふうに私も思っているんですけども、そういった意味で、長崎県の農地中間管理機構、いわゆる農地バンク、これはどこどこに、何カ所ぐらいあるんですか。そこを教えてください。

【綾香農地利活用推進室長】長崎県における農地中間管理事業を推進する農地中間管理機構ですけれども、これは法律に基づいて、県に1カ所設置することになっております。

長崎県の場合は、公益財団法人の長崎県農業振興公社を指定いたしまして、平成26年度から事業を開始しております。

ただ、現場段階には各市町、21市町がございますけれども、すべての市町に業務を委託しております。市町、もしくは農業委員会、または農業振興公社、市町の担い手公社等が機構の業務を現場でしっかり推進する体制をとっているということで、機構自体は県に一つですけれども、21支所があるようなイメージでございます。

【久野委員】これは、今、少ないような状況なんですけれども、これをもっともっと増やして

いかないといかんのではないかなと思うんです。

先ほどから申しますように、農業の後継者もいないような状況ですから、農地バンクによって農地を集積しながら農業生産を上げていくというようなことで、そのことによって、結局、雇用も生まれるということになるわけですね。

ですから、私は今からは、こういうふうな農地バンクをそれぞれやりながら、これは全国に負けないような形の中でやってもらいたいというのが、まず一つです。

それからもう一つ、心配しているのは、TPP関係のこともございますけれども、輸入・輸出の自由化等々で、今いろんなものが輸出入できるような状況なんですけれども、ただやっぱり今心配をしているのが、世界的な温暖化の問題で、今から先、今はまだ大丈夫でしょう、いつかはですね。ところが、先のほうで、私はどうなるのかなと一つ心配があるのは、この地球温暖化の影響で、例えばもう輸出もだめ、輸入もだめと、自分たちの国だけで食べるのが精いっぱいだというような時期だって、もしかしたらあるんじゃないかというふうな心配があるわけですね。そうした時には、自国だけでも飯が食っていけるような、この農業の自給率をもっともっと上げておかないといかんとというふうに私は思うんですけれども、そこらあたりの対策をぜひひとつやっていただきたいというふうに思います。

【綾香農地利活用推進室長】ただいま委員のほうからお話がありましたとおり、自給率向上のためにも、それから雇用の創出、農家の所得向上のためにも農地中間管理事業等を有効に使って、県内に5,000ヘクタールの使える耕作放棄地がまだありますので、そこをしっかりと農業生産に活用する。そうすることによって、今、委員

がお話しになられたことに少しでも寄与できるように、農地中間管理機構と県と一緒に頑張っていきたいと思っております。

【山口委員】今までいろいろ聞かせていただいておりますので、そしてまた、各委員さん方が「農業頑張れ」というふうな応援をしてくださることにつきまして、私、農業者として心強く思っております。

そういう中で、県といたしましてもいろんな対策を打っていただいて、農業所得の向上、あるいは担い手を残していく対策、そういったものに取り組んでいただいておりますことに対しましても感謝申し上げたいと思うんですけれども、長崎県が抱える課題として、離島、中山間地が多いということで、そこが農業の振興には一つ足かせになっているという部分がございます。

そういった中で、急傾斜地には永年作物、びわであるとか、みかんであるとか、そういった果樹を植えて今までなりわいを立ててきていたというのが現状ではないかと思えます。

そうした中で、びわにしても、みかんにしても高齢化、そして価格の低迷、そういったことが長く続いて、今、遊休農地化して、それがまたイノシシの生息場所になっているというふうな悪循環のサイクルに入っております。

その対策として、どうしても基盤整備を持ち込まなければなかなかそれが維持できないという形になっておりまして、そういうことに理解を示してくださって、中山間地域の基盤整備についてもやっていこうという姿勢を示して下さっておりますけれども、これがなかなか、県事業としての採択として、要件が10ヘクタールというのが、急傾斜地ではそれがとれないということもございます。そういったことに対してどうお考えなのか、その辺をお聞かせいただき

たいと思います。

【松本農村整備課長】委員言われましたとおり、農地の基盤整備、特に樹園地等急傾斜地への基盤整備については、今、どういう形でやっていけるのかという検討をしているところでございます。

その中で、県営事業で事業実施するためには、採択要件として10ヘクタール以上の面積が必要だということになっております。

樹園地の場合は、1団地5ヘクタール以上の団地が2つ以上固まって10ヘクタール以上あれば実施ができるという状況でございますが、実際、今から検討していく長与は、びわの基盤整備においては、5ヘクタールという団地をつくるのもなかなか厳しいところもあると考えております。

それについては、団地の考え方そのものをどうにか変えてもらえないかということで、国のほうに要望してまいりたいと考えております。例えば、一つの集出荷施設に関連するところを1団地と考えると、そういう方向で話をしていきたいと思っておりますが、実際的に現場の条件、本当に現場がこれだけしか、1ヘクタールなら1ヘクタールしかないという実物を見せない、なかなか国も請け負ってくれないところもございますので、実際に現地を見てそういう構想をつくって、実際の現場を国のほうに見せて要望していきたいと考えております。

【山口委員】そういう形でまた、いろんなパターンを考えながら、中山間地域の基盤整備をお願いしたいと思います。

びわの簡易ハウスがなかなか進まなかった原因も、高齢化もありますけれども、そういう急傾斜地に、斜面地にハウスをかけるというのがなかなか難しい。そしてまた高低差があって、

上と下の温度差が生じてしまう。今度は焼け障害が出てしまいます。そういったこともあって、いろんな形があって進まなかったということもありすまので、びわの寒害対策にも基盤整備が必要になってきます。ですから、そういったこともしっかり捉えてやっていただきたいと思えます。

それからもう一つ、集約的な栽培をしなければ、日本では大面積を抱えてコストを下げるような農業がなかなかできないということで、単位当たりの収量を上げるということが一番の基本になってまいります。そういった時に、みかんの販売実績について3ページに書いてありますけれども、現在のところ、単位面積が、県平均で2トンを超えているんじゃないかと思いません。その辺は、いかがですか。

【渋谷農産園芸課長】言われているように、温州みかんの収穫量については、平成26年度で2,050キロということは、約2トンになっております。

【山口委員】それくらいで計算をしてみますと、単位面積当たりの収量では販売額が上がっていないということになります。もちろん品質向上をすれば、単位面積が落ちるわけで、そういった反比例の形もありますけれども、どうしても、今、栽培する面積が減っている以上は、反収をいかに上げるかということの一つの基本に持って考えないと、そういう指導もやっていただきたいと思いますと思っております。

そして、全国第2位の販売単価ということになっておりますけれども、これが、静岡県がなんで1番かといいますと、年明けでの販売でありまして、そこが競争相手がいないわけですね。もちろん「青島温州」という糖度が上がる品種を使って、そして販売して単価を上げておられ

ますけれども、そこに一つの狙い目があるというところもあります。

ですから、そういったオンリーワンの品種を持っていくことが一番の販売対策になりますから、そういった方向の研究もやっていただきたいと思うんですけれども、今、試験場ではいかがでしょうか。

【峠農林技術開発センター所長】今ご指摘がありました、品種をいかにするかという話ですけれども、晩生の温州みかんについては「長崎果研させぼ1号」ということで品種登録をしまして、これをしっかり更新をしていただきたいと考えております。

それから、早生というものですけれども、これも今、開発をしております、これが品種登録になれば、新しい早生として現場に普及できるかと考えております。

今後とも、育種についてはしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【山口委員】時間もきておりますので、これでやめたいと思うんですけれども、とにかくそういういろんな観点を変えながら取り組んでいただくことも大事かと思えます。

長崎県の大村湾の沿岸が黄金ベルト地帯と言われて適地でございますので、ぜひそういうみかんの産地として残れるような対策を講じていただきたいということで、最後に部長の見解をお聞きしたいと思います。

【加藤農林部長】果樹関係につきましては、委員ご存じのとおり、一戸当たりの面積が狭い、それは急峻な地形によってそういう状況になっております。基盤整備が必要だと。

それから、品質が高い、単価が高いということは品質が高いんですが、その一方で、そのためには負荷をかけておりますので、収量が低い

という状況にあります。そういう収量も上げるような取組をしないといけない。それは育種も含めてでございます。

そういった課題を一つひとつ、先進的なトップ産地の取組を参考にしながら、それを目標にしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

【吉村(洋)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】ほかに質問がないようですので、農林部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩をいたします。

午後 4時 1分 休憩

午後 4時 1分 再開

【吉村(洋)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、農林部関係の審査を終了いたします。

この後、委員間討議を行います。理事者退出のため、しばらく休憩をいたします。

午後 4時 2分 休憩

午後 4時 3分 再開

【吉村(洋)委員長】委員会を再開いたします。

今定例会で審査をいたしました内容について、6月21日の予算決算委員会における分科会長報告及び6月24日の本会議における委員長報告の内容について協議を行います。

それでは、審査の方法について、お諮りをいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

午後 4時 4分 休憩

午後 4時 6分 再開

【吉村(洋)委員長】委員会を再開いたします。

農水経済分科会長報告及び農水経済委員会委員長報告については、協議会における委員の皆様様の意見を踏まえ、報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩をいたします。

午後 4時 7分 休憩

午後 4時 10分 再開

【吉村(洋)委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 4時 11分 閉会

委 員 長 吉 村 洋

副 委 員 長 宮 本 法 広

署 名 委 員 中 山 功

署 名 委 員 下 条 ふみまさ

書 記 中 崎 直 美

書 記 岡 山 剛

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

平成 2 8 年 6 月 定例 県 議 会

予 算 決 算 委 員 会 農 水 經 済 分 科 会
関 係 議 案 説 明 資 料

産	業	労	働	部
水		産		部
農		林		部

産 業 労 働 部

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、

第101号議案 「平成28年度長崎県一般会計補正予算(第1号)」のうち関係部分
報告第1号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県一般会計補正予算(第8号)」
のうち関係部分

報告第7号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県小規模企業者等設備導入資
金特別会計補正予算(第2号)」

であります。

はじめに、第101号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算(第1号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

(歳入)

国庫支出金	1億9,496万	円の増
-------	----------	-----

(歳出)

労働費	1億9,496万	円の増
-----	----------	-----

を計上いたしております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

◎産業政策課

若者の県内定着及び将来の中核人材の育成を図るため、製造業、情報サービス業、建設業及び運輸業の分野における職業訓練モデルの構築・実証に要する経費として、

地域創生人材育成事業費	1億9,496万	円の増
-------------	----------	-----

を計上いたしております。

この事業は、従来の公的職業訓練では対応できない新たな人材育成プログラムを開

発するための国の事業に本県が採択され、国の委託を受けて今年度から最大3年間、年間3億円を上限に、職場内訓練の充実等による若者の確保・定着のためのモデル事業を実施するものであります。

次に、先の2月定例県議会の予算決算委員会において専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております、報告第1号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分、及び報告第7号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

一般会計では、

(歳入)

使用料及び手数料		502万	7千円の増
国庫支出金	1億	973万	2千円の減
財産収入		331万	6千円の増
繰入金	1億	3,293万	3千円の減
諸収入		3,359万	5千円の増
合計	2億	72万	7千円の減

(歳出)

総務費		848万	4千円の減
労働費	1億	3,340万	6千円の減
商工費	3億	426万	5千円の減
合計	4億	4,615万	5千円の減

を計上いたしております。

この歳出予算の主な内容は、

離職者等への再就職訓練事業の執行額確定等に伴う

緊急離職者能力開発事業費 6,079万 7千円の減
誘致企業への助成金の確定等に伴う、

企業誘致推進費 6,344万 円の減
などによるものであります。

次に、小規模企業者等設備導入資金特別会計では、

(歳入)

繰越金		2,412万 6千円の増
諸収入	1億	2,293万 1千円の減
合計		9,880万 5千円の減

(歳出)

商工費		9,880万 5千円の減
-----	--	--------------

を計上いたしております。

この主な内容は、中小企業基盤整備機構に対する中小企業高度化資金償還金の減などによるものであります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

水 産 部

水産部関係の議案等について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

- 第101号議案 平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）のうち関係部分
報告第1号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」
のうち関係部分
報告第6号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補
正予算（第2号）」
報告第9号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算
（第1号）」
報告第12号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県港湾整備事業会計補正予算
（第4号）」のうち関係部分
であります。

はじめに、第101号議案 平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）のう
ち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、TPP関連政策大綱に基づく施設整備事業に対応するため必要
な経費等について計上しようとするものであります。

（歳 入）

諸 収 入 8,793万4千円の増

（歳 出）

水 産 業 費 8,793万4千円の増

を計上いたしております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

産地市場の競争力強化のために必要となる共同利用施設等整備の支援に要する経費と
して、

水産経営構造改善事業費

8, 793万4千円

を計上いたしております。

次に、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただき、3月31日付けをもって専決処分させていただきました事項の報告であります。

まず、報告第1号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

(歳	入)	
分担金及び負担金		1億5, 192万4千円の増
使用料及び手数料		2, 212万5千円の減
国庫支出金		7, 797万3千円の減
財産収入		299万3千円の減
諸収入		4, 061万6千円の増
合	計	8, 944万9千円の増
(歳	出)	
企画費		68万3千円の減
水産業費		4億6, 290万1千円の減
公共土木施設災害復旧費		737万3千円の減
合	計	4億7, 095万7千円の減

となっております。

この歳出予算の主なものは、

漁港水産基盤整備事業における事業費の精算等に伴う減

2億2,339万6千円

漁場水産基盤整備事業における事業費の精算等に伴う減

5,448万4千円

その他、職員給与費の過不足の調整、執行額の確定に伴う整理等であります。

次に、報告第6号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは、貸付金の減額等に伴い、

歳入、歳出それぞれ

3,221万2千円

を減額いたしております。

次に、報告第9号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

これは、管理運営に係る事業費の確定等に伴い、

歳入、歳出それぞれ

1,014万5千円

を減額いたしております。

次に、報告第12号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

収益的収入について、土地売却収益の増等に伴う増額

8,920万5千円

収益的支出について、土地売却原価の増等に伴う増額

1億 907万2千円

をそれぞれ計上いたしております。

次に、「平成27年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」のうち関係部分についてご説明いたします。

漁場水産基盤整備費	10億5,157万 円
県営漁港水産基盤整備費	23億5,187万1千円
市町村営漁港水産基盤整備費	4億2,457万3千円
新水産業収益性向上・活性化支援事業費	5,980万5千円
雇成型漁業育成支援事業費	7,281万7千円
浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業費	8,584万 円
水産経営支援事業費	1,011万7千円
未来に繋ぐ漁村塾事業費	460万3千円
合 計	40億6,119万6千円

を計上いたしております。

繰越の主な理由は、計画、設計及び工法の変更による工事の遅延、事業決定の遅れ、地元関係者との調整に不測の日数を要したこと等により、事業の年度内完成が困難となったことや、先の2月定例県議会において国の経済対策に対処するため予算計上した事業について、適正な事業実施期間を確保するためのものであります。

以上をもちまして、水産部関係の議案等の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

農 林 部

農林部関係の議案等について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第101号議案 平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）のうち関係部分

報告第1号 知事専決事項報告

平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）のうち関係部分

報告第3号 知事専決事項報告

平成27年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）

報告第4号 知事専決事項報告

平成27年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）

報告第5号 知事専決事項報告

平成27年度長崎県県営林特別会計補正予算（第2号）

であります。

はじめに、第101号議案 平成28年度長崎県一般会計補正予算（第1号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

分担金及び負担金	1億	885万	9千円の増
国庫支出金	10億	4,670万	7千円の増
諸収入		800万	円の増
合 計	11億	6,356万	6千円の増

となっております。

歳出予算では、

農 業 費	1億	2,803万	9千円の増
-------	----	--------	-------

農地費	13億 4,889万 3千円の増
林業費	6億 4,651万 2千円の増
合計	21億 2,344万 4千円の増

となっております。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(びわ寒害への緊急対策について)

平成28年1月の寒害により大きな被害が発生した、びわ産地の生産意欲を喚起し、災害に強い産地へ構造転換を図るため、その支援に要する経費として、

災害に強い日本一のびわ産地緊急対策事業費 2,803万 9千円の増
を計上いたしております。

(全国トップ産地強化支援について)

全国トップクラスである春ばれいしょの産地が整備する大規模選果施設に対し、さらに競争力のある産地へ発展を促し、県内他産地のモデルとするため、その支援に要する経費として、

全国トップ産地強化支援事業費 1億 円の増
を計上いたしております。

(公共事業について)

国の内示に伴い、

県営かんがい排水費	1億 4,305万 3千円の増
ため池等整備費	8億 4,780万 円の増
地すべり防止対策費	2億 300万 円の増

海岸保全費	1億 5,504万	円の増
森林環境保全整備事業費（造林公共）	2億 7,112万	8千円の増
山地治山費	2億 1,111万	1千円の増
水土保全治山費	1億 6,427万	3千円の増

を計上いたしております。

次に、先の2月定例県議会の本委員会において、知事専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただき、3月31日付けをもって専決処分させていただきますました事項の報告であります。

はじめに、報告第1号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

（ 歳 入 ）

分担金及び負担金	1億 8,794万	4千円の増
使用料及び手数料	1,263万	8千円の減
国庫支出金	3億 9,888万	8千円の減
財産収入	3,393万	1千円の増
繰入金	8,180万	9千円の減
諸収入	2,271万	2千円の増
合 計	2億 4,874万	8千円の減

（ 歳 出 ）

企画費	204万	8千円の減
環境保全費	882万	4千円の減
農業費	2億 3,472万	2千円の減

畜産業費	1億	352万	1千円の減
農地費		3,234万	円の減
林業費		7,484万	8千円の減
農林水産施設災害復旧費	2億	3,155万	2千円の減
合計	6億	8,785万	5千円の減

となっております。

これは、歳入面で国庫支出金等が最終的に確定したこと及び歳出面で年間執行額が確定したことなどに伴うものであります。

次に、報告第3号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは、事業の決定に伴い、

歳入、歳出それぞれ 920万 7千円

を減額いたしております。

次に、報告第4号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは、事業の決定に伴い、

歳入、歳出それぞれ 61万 5千円

を減額いたしております。

次に、報告第4号 知事専決事項報告「平成27年度長崎県営林特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは、事業の決定に伴い、

歳入、歳出それぞれ

954万 3千円

を減額いたしております。

次に、「平成27年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告」の関係部分についてご説明いたします。

企 画 費		7,910万	円
農 業 費	2億	7,434万	6千円
畜 産 業 費		3,050万	9千円
農 地 費	29億	4,786万	1千円
林 業 費	10億	3,856万	円
農林水産施設災害復旧費	2億	1,368万	7千円
合 計	45億	8,406万	3千円

を計上いたしております。

繰越の主な理由は、事業決定の遅れ、計画、設計及び工法の変更による工事の遅延、地元関係者との調整に不測の日数を要したこと等により、事業の年度内完成が困難となったことによるものであります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成 2 8 年 6 月 定例 県 議 会

農 水 經 済 委 員 会 関 係 議 案 説 明 資 料

産 水 農	業	労 産 林	働	部 部 部
-------------	---	-------------	---	-------------

産 業 労 働 部

産業労働部関係の議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

(経済・雇用の動向について)

我が国の景気は、政府が5月に発表した月例経済報告によりますと、「このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とされております。

また、本県の景気については、日銀長崎支店が5月に公表した県内金融経済概況によりますと、「全体として緩やかな回復基調を続けている。」とされております。

まず、生産面をみますと、大手・中堅造船では、生産水準は高水準横ばい圏内の動きとなっており、地場中小造船では、更新需要等を背景に高水準の受注残となるなど、高操業が続いております。また、原動機は高水準横ばい圏内で推移し、冷熱機器では車両冷房、冷凍・空調機器ともに横ばい圏内で推移しております。大・中型モーターでは生産水準は持ち直しつつあり、電子部品等ではスマートフォン向けを中心に弱含んでいることから、生産面全体としては横ばい圏内の動きとなっております。

一方、需要面をみると、公共投資は、弱い動きとなっており、個人消費は、一部に地震の影響もみられますが、全体として底堅く推移しております。

なお、平成28年1月から平成28年3月まで直近3ヶ月間の企業倒産件数は7件で、去年同期に比べて6件の減少となっております。

また、3月の有効求人倍率は、全国平均が1.30倍と前月を0.02ポイント上回る中、本県においては、前月を0.05ポイント上回る1.11倍と、平成4年8月以来23年7か月ぶりの1.1倍台となり、雇用情勢は、一部に弱さがみられるものの、改善が続いております。

(熊本地震への対応について)

今回の熊本地震により、本県の主要産業である観光分野において、宿泊のキャンセルが相次ぐなど大きな影響が出ております。

このため、県では、去る4月19日に中小企業の資金繰りに関する相談窓口を設置するとともに、県の融資制度である「緊急資金繰り支援資金」について県下全域を対象に発動し、5月23日から各金融機関において取扱を開始したところであります。

併せて、国に対し県内中小企業の窮状を強く訴え、5月13日に、自然災害などの発生に起因して売上高などが減少している中小企業者を支援するための措置であるセーフティネット保証4号の指定を県内全域を対象に受けたところであり、これにより、今回の認定要件を満たす中小企業については、信用保証協会から一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%保証や保証料率の低減等の優遇措置を受けることが可能となっております。

また、休業手当の一部を助成する国の雇用調整助成金については、熊本地震の影響による場合は、中小企業への助成率が3分の2から5分の4へ引き上げられるなど、支給要件の特例措置が講じられているところであります。

引き続き、本県経済への影響について、情報収集に努めるとともに、必要な措置を迅速に講じてまいります。

(地場企業の支援について)

これまで、中堅企業の競争力強化を図ることで県外需要の獲得と県内中小企業への波及効果の拡大に取り組んできたところでありますが、これまで認定した中堅企業30社の中からは、製品開発や、販路開拓の成果として、国外・県外からの新たな受注を獲得した企業も出てまいりました。

今年度からは、支援内容を更に充実することとし、新たに、企業の事業拡大を技術面から支援する事業拡大支援プロデューサーの配置や、国プロジェクト等の獲得支援に向けた産業振興財団の体制強化を図るとともに、提案型補助制度の創設や県と財団職員の連携による外部資金獲得支援などを実施することとしております。

また、去る3月22日に設立された工業連合会が実施する企業間の交流・連携や人材

確保などの活動を支援することで企業の競争力強化を図るほか、受注環境の変化に対応するための複数企業による共同受発注システムの構築支援など、戦略的な施策を積極的に展開することで、本県製造業の全体的な底上げを目指してまいります。

(食品製造業等の振興について)

一昨年度から、島原手延そうめん、五島手延うどんなどの産地ブランドの確立と知名度向上を図るため、海外での大型展示会や商談会への出展及び現地飲食店等へのプロモーション活動を実施してまいりました。昨年度は、パリとミラノの4店舗でメニュー化され、他店舗においても商談が進められております。

本年度については、4月に職員がフランスに赴き、10月にパリで開催されます「国際食品見本市^{シリアル}SIAL」への出展や高級百貨店ボンマルシェでの常設販売並びに有名料理人による実演・試食などの実施、それらの催事と連携したプレスやブロガーを集めてのランチ開催、フェイスブック等を活用した料理関係者や一般消費者への情報発信等を調整してまいりました。今後とも産地と一体となって、認知度向上及び販路拡大を図ってまいります。

(製造業における技術開発支援について)

本県製造業の技術開発を支援するため、工業技術センターにおいて重点技術開発分野として6分野を設定し、試験研究開発や設備開放等を実施しております。今年度からは、新たに、海洋産業に用いるデジタルデータと電力の非接触式伝送システムや無線ネットワークを用いた振動解析装置の開発に着手したところです。

また、国の競争的研究資金である戦略的基盤技術高度化支援事業を活用し、航空機用の難削材を加工する技術の高度化をテーマとする大型プロジェクトを県内企業との共同研究により進めております。

窯業技術センターにおいては、波佐見・三川内の陶磁器産地を支援するため、カラ

フルな製品に対応する塗葉の多色化技術や、高齢者の生活特性に配慮した商品の開発に取り組むとともに、ゼオライト及び光触媒を用いた水質浄化装置の開発等に注力してまいります。

今後とも、両センターが保有する技術や研究成果について、地場企業への報告会や技術指導を通じて技術移転を促進するとともに、研究キャラバンや企業訪問により県内企業の技術的な課題を把握し、センター職員の総力を結集して、課題解決に向けた技術支援を行ってまいります。

(ナガサキ・グリーンイノベーション戦略について)

海洋再生可能エネルギー産業の創出については、去る3月23日に長崎大学、長崎総合科学大学、長崎海洋産業クラスター形成推進協議会及び本県との間で、海洋エネルギー関連産業の拠点形成に向け、研究開発や人材育成、新事業の創出について協定を締結し、産学官の連携強化を図ったところであります。

今年度は、産学官連携協定での主な取組みの一つであります研究開発拠点推進のための技術課題等の解決に向けたコーディネーター機能を確立するとともに、県内の産学官が連携した研究開発や、実証から商用化までを見据えた共同研究・開発及びサプライチェーン構築活動への支援を行い、県の施策に呼応した民間の自主的な動きを効果的にサポートしながら、官民をあげた海洋分野の産業づくりに取り組んでまいります。

次に、燃料電池船建造プロジェクトについては、燃料電池の特性を踏まえた新たな中小型旅客船の建造に向けた研究開発・建造を目指し、地元の造船事業者を代表とする産学官のプロジェクトチームを組成いたしました。今年度は、県内大学も参加した本プロジェクトチームによる国プロジェクトの獲得を目指し検討を進めてまいります。

また、長崎自動運転プロジェクトについては、南島原市、長崎大学と連携した研究会の主催により、去る3月11日に南島原市原城跡においてキックオフ記念セレモニ

一を開催しました。さらに、翌12日には南島原市西有家庁舎駐車場において自動運転車の一般向け試乗会を開催し、地元市民をはじめ約100名の方のご参加をいただいております。

今後は、南島原市が構築を目指す自動運転の実証フィールドづくりに対応し、自動運転技術やセンサー、AI（人工知能）などを活用した新たな産業分野の人材育成手法の検討を進めてまいります。

県としましては、政策横断プロジェクトである「ナガサキ・グリーンイノベーション戦略」を通じ、社会の低炭素化と産業振興・雇用創出を実現する新たな産業創出を図ってまいります。

（企業誘致の推進について）

平成27年度の企業誘致実績については、誘致企業数5社、誘致企業による雇用計画数369人となりました。

これにより、県総合計画及び産業振興ビジョンにおいて、平成23年度から平成27年度までの5カ年間の誘致目標として掲げておりました、誘致企業数25社、雇用計画数2,100人に対する実績は、それぞれ30社、2,586人となり、いずれも目標を達成いたしました。

前定例県議会の委員会後の状況としましては、去る3月29日、東京都に本社を置く^{アオサ}AOSA株式会社の子会社である株式会社^{ディープロジェクト}D-projectと立地協定を締結しました。同社は、新上五島町において平成28年7月からデザイン制作業務等を開始し、3年間で正社員30名を雇用することとしております。

また、長崎市に立地が決定していた、携帯電話の無線通信に関する設計及び検証等を主な業務とする株式会社クリティックミッションジャパンと、壱岐市に立地が決定していた、アパート賃貸に関するコールセンター業務を行う株式会社レオパレス21との立地協定を共に4月1日付で締結するとともに、同じく立地決定済みの自動車用

高級シートカバーの縫製業務を行う旭工業株式会社について、今月1日に立地協定を締結いたしました。

なお、平成26年度に立地が決定した昭和金属工業株式会社については、波佐見町に建設していた工場が竣工し、4月15日に開所式が行われ、県議会から中島副議長、宮本副委員長にご出席いただきました。同工場では、自動車シート部品等をはじめとした自動車用内外装部品等の製造を行うこととしています。

一方、平成26年度に長崎市に立地した株式会社アズコムデータセキュリティが、本年3月末をもって撤退しております。同社の業務内容は金融機関などのデータ入力代行業務でありましたが、取扱業務量が増えず、新規顧客獲得が低調に推移したことが撤退の要因であったとお聞きしております。

同社については大変残念な結果となりましたが、県としましては、今後とも、本県へ立地した企業が円滑に事業推進できるよう、地元市町と連携して支援してまいります。

企業誘致の受け皿となる工業団地については、現在、西海市大島地区、大村市の雄ヶ原町と東大村2丁目に跨る地区、長崎市田中町、平戸市田平町の4箇所で開催が進められているところであります。

また、長崎金融バックオフィスセンター構想2020に基づき、長崎市出島地区で開催することとしているオフィスビルについては、整備主体となる産業振興財団が、去る4月15日にプロポーザル公告を行ったところであり、7月下旬には優先交渉権者を選定することといたしております。

(サービス産業の振興について)

高齢化を背景に今後需要が見込まれる介護周辺・健康サービスの事業化を図る「介護周辺・健康サービス事業化促進事業」については、3月11日に長崎市内でシンポジウムを開催し、県内関係企業をはじめとした154名が参加する中、県事業の実施

報告、先進事例の紹介及び国委託事業の成果発表等が行われました。今年度も引き続き、関係事業者等で構成する部会を随時開催し、事業化に向けた議論を重ねるとともに、これらの事業化を促進する補助事業による支援に努めてまいります。

また、商業の振興については、地域の拠点となる商店街の活性化に向けた取組が持続的なものとなるよう、商店街による活性化プランの策定及びその実現に向けた共同施設の整備やイベント開催等を促進する「地域拠点商店街支援事業補助金」による支援を行い、平成27年度においては4件、719万4千円を交付しました。今年度も引き続き、地元市町と連携して商店街の機能向上やにぎわいの創出に努めてまいります。

(中小企業への金融支援について)

平成27年度の県制度資金の融資実績は、昨年度に比べ件数で162件、金額で15億1,681万円増の3,526件、254億6,753万円となりました。経営安定資金（短期）や地域産業支援資金（過疎離島半島振興）の利用が増加したことなどによるものであります。

本年度においては、依然として厳しい経営環境にある県内中小企業の資金繰りの円滑化を図るため、中小企業の経営革新を支援するための地域産業支援資金（経営革新応援）の創設や、経営安定資金（長期設備）の取扱期間の延長など、中小企業者の負担を軽減した制度への改正を行っております。

引き続き経済環境や中小企業の資金需要を見極めながら、県内中小企業の資金繰りを支援してまいります。

(県内企業の海外展開支援について)

前中国駐長崎総領事の李文亮氏が常務理事を務める「国家創新と発展戦略研究会」が主催する展示会（当代科技创新成果展（長崎特別展））が、上海市において5月

28日から8月末までの予定で開催されております。

本県企業の主に環境分野の先進・先駆的な技術製品や中国への事業展開拡大を目指す製品等の紹介に加え、中国と長崎のゆかりや観光、物産のPR等長崎県に特化した展示が行われており、開催期間中には出展企業と中国側企業とのビジネスマッチング等を行うこととしております。

県内企業の海外展開支援については、県内企業の海外市場調査等に対する支援、中国及び東南アジアへのビジネスサポートデスクの設置を引き続き行うほか、ジェトロ等の関係機関と連携した情報提供機能の強化やASEAN地域でのビジネスマッチング機会の提供等により、県内企業の海外展開支援体制の充実に取り組めます。

(雇用対策について)

今春卒業の高校生の県内就職率は、3月末現在で59.3%と、前年度を2.3ポイント上回っており、一方、大学生等の県内就職率は、3月末現在で43.5%と、昨年度を1.3ポイント下回っております。

こうしたなか、1人でも多くの高校生に県内企業へ就職していただくため、知事及び長崎労働局長から経済4団体の代表に対して、県内求人の早期提出と「魅力ある職場づくり」の要請を行ったところであります。

また、県内の求人情報等を集めた県内就職応援サイト「Nなび」を本年3月17日に立ち上げ、県内の大学生をはじめ、県外の大学に進学した本県出身者、その保護者やUIターン希望者等に県内の求人情報や企業情報、本県の暮らしやすさ等を積極的に発信しているところであります。

引き続き、長崎県の暮らしやすさや県内企業の魅力を発信するとともに、高校、大学等との連携をさらに強化することで、生徒、学生の県内就職を促進し、地元定着につなげてまいります。

(産業人材の育成について)

企業活動を支える産業人材の育成・確保については、「長崎県産業人材育成産学官コンソーシアム」に4分野、11のワーキンググループを設置し、若年者の県内定着等について協議進めてきたところであり、県内就職支援応援サイト「Nなび」の開設や国の競争資金である「地域創生人材育成事業」の獲得などの具体的な成果に繋がっております。

また、人材の育成・確保に向け、各業界の主体的な取組を促すとともに、学・官がサポートしながら一体的に進めていくため、コンソーシアムに新たなワーキンググループと業種別の検討チームを設置し、課題対応の方向性や産学官の役割と取組事項を明確にした「長崎県産業人材育成戦略（仮称）」の策定を進めてまいります。

さらに、次世代の若手経営者や企業の実務を牽引する中核人材の育成に向け、長崎大学と連携して「ながさき経営人材育成塾」を開講するとともに、今後成長が見込まれる新産業分野において最先端の知識・技術を習得した高度人材の育成を図る「成長分野高度人材育成事業」などの施策を展開し、企業が求める優秀な人材の育成、「ひと」と「しごと」の好循環の創出に取り組んでまいります。

(第10次長崎県職業能力開発計画の策定について)

本年度において、職業訓練などの職業能力開発に関する施策の基本的事項を定める5カ年計画である「第10次長崎県職業能力開発計画」を策定することとしており、今議会に素案をお示しいたしております。

これは、本年4月、国において策定された第10次職業能力開発基本計画に基づき策定するものであり、県議会のご意見をお伺いするとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら計画策定を進めてまいります。

(「長崎県『新』行財政改革プラン」に基づく取組について)

平成23年度から昨年度までの5年間、「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づき、全庁一丸となって取り組んでまいりました。本プランに掲げる産業労働関係の具体的項目に関して、その取組内容をご報告いたします。

「企業誘致への積極的な取組」については、産業振興財団と一体となって、企業の多様なニーズに迅速かつ柔軟に対応した誘致活動を行ってまいりました。

平成23年度から平成27年度までの5年間で、延べ19,825件の企業訪問を行うなど積極的な誘致活動を進めた結果、30社の企業誘致を実現し、その新規雇用計画数は2,586人となりました。

なお、本年3月には、さらなる見直しのために「長崎県行財政改革推進プラン」を新たに策定し、今年度からその実現に向けた取り組みを開始したところであり、今後とも積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

水 産 部

水産部関係の議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

(平成27年海面漁業・養殖業生産量(概数)について)

農林水産省は、平成27年の海面漁業・養殖業生産量の概数を去る4月26日に公表しました。

本県の海面漁業・養殖業生産量は30万500トンで、前年と比較し、3万8,000トン(14.5%)増加しております。全国における生産量の順位は、北海道に次ぐ2位となっております。

海面漁業の生産量は27万9,900トンで、前年から3万9,500トン(16.4%)増加し、主要魚種では、あじ類、さば類、いか類、いわし類が増加しております。

また、海面養殖業の生産量は2万600トンで、前年から1,500トン(6.8%)減少し、主要魚種では、ぶり類やまだいが僅かながら増加しているものの、クロマグロが減少しております。

(クロマグロ養殖について)

水産庁は、平成27年における国内のクロマグロ養殖実績についての速報値を平成28年3月30日に公表しました。

本県の出荷重量は4,128トンで、前年と比較して488トン(△11%)減少しているものの、全国における生産量の順位は、前年に引き続き1位となりました。

なお、県が試算した生産額は118億円で、前年と比較して10億円(△8%)減少しております。

生産量が減少した要因は、養殖場への種苗活込尾数が過去最大であった、平成23年級群の出荷が概ね終了したことによるものですが、24年以降も一定量の種苗が確保されており、また出荷する魚体も大型化していることから、生産量が大きく落ち込むことはないと思っております。

県としましては、今後とも「長崎県まぐろ養殖協議会」等と連携し、長崎県マグロ養殖振興プランに基づき生産性・収益性を高め、本県クロマグロ養殖のさらなる育成に取り組んでまいります。

(平成27年度漁期におけるノリ養殖について)

今漁期のノリ養殖は、昨年10月中旬から開始されましたが、11月上旬から12月中旬までの高い気温と水温により、「芽イタミ症」が発生し、生産の約9割を占める秋芽網が生産不良となりました。また、冷凍網についても、10月から11月中旬にかけて質の良い冷凍網が生産できなかったことから、全体として大幅に減少しました。

今漁期の合計では、共販枚数6百万枚、金額5千8百万円であり、前年度との比較では、枚数は38%、金額は40%に、過去5カ年の平均との比較では、枚数は32%、金額は37%にとどまりました。

なお、有明4県全体での共販枚数は39億9千5百万枚、金額は492億6千8百万円であり、前年度との比較では、枚数は94%、金額は100%、過去5カ年の平均との比較では、枚数は93%、金額は112%となっております。

県としましては、本年度漁期終了後、ただちに平成28年度漁期のノリ養殖生産回復に向け、ノリ養殖業者、地元漁協、県漁連、水産試験場等関係者で今漁期の問題点抽出と対策を協議いたしました。その結果を踏まえ、引き続き、養殖場の定期的な環境調査や、環境の変化に対応した適正養殖の指導と併せて、養殖共済制度のさらなる推進並びに良質な冷凍網の確保等必要な支援に努めてまいります。

(漁業取締船の竣工について)

昨年3月から建造しておりました漁業取締船「おおとり」につきましては、本年3月10日、広島県尾道市で進水した後、公試運転を終え、3月18日、長崎港にて引き渡しを受け、漁業取締業務に就役いたしました。

このたび竣工しました「おおとり」は、安全性向上のため船体の大型化を図るとと

もに、巧妙化する密漁に対応するため、レーダーと連動して自動追尾が可能な暗視カメラを装備するなど、証拠採取能力を高めた最新鋭の漁業取締船であります。

今後とも、保有する漁業取締船の能力を十分に活かしながら、取締りの強化を図り、水産資源の保護及び漁業秩序の確立に努めてまいります。

(水産物の輸出について)

本県水産物の輸出につきましては、県と関係団体が連携し、東アジアを中心に積極的に取り組んでおります。特に、中国向け鮮魚の輸出に関しましては、上海や北京のアンテナショップを活用した取扱店舗の拡大などにより、平成27年度の輸出金額は過去最高となりました。これらにより、東アジア向け鮮魚等輸出金額は、前年度に比べて約3億2千万円増加し、目標を上回る約9億6千万円を達成いたしました。

また、輸出を行っている、あるいは関心を有する企業等が参加する長崎県水産物輸出連絡会において、海外市場の動向やHACCPの認定等に係る情報共有等を行っているところですが、今年度は更に本連絡会を活用し、HACCPの衛生管理講習会等の開催などHACCPの普及促進に努めてまいります。

今後とも、安全・安心で高品質な本県水産物の輸出を促進し、生産者所得の向上に取り組んでまいります。

(総合水産試験場の最近の取組成果について)

総合水産試験場では、漁業・養殖業の所得向上や水産加工業の育成・強化につながる調査研究・技術開発に、関係機関と連携しながら積極的に取り組んでおります。

タイラギの種苗生産につきましては、稚貝の中間育成を経て、現在、有明海の干潟域での移植試験を実施しております。

この移植試験は、移植に適した時期等を調べるため、昨年8月から12月までの間に、諫早市小長井町地先において、殻長15mmから92mmの稚貝700個体を用い

て実施しました。成長や生残が良好であったのは、8月から10月にかけて移植した稚貝で、本年4月には、最大で殻長115mmに達し、生残率は60%で、これまでにない好結果を得られたことから、早期移植による技術開発につながるものと期待しております。今後も、移植試験の調査を継続するとともに、引き続き、種苗量産化試験にも取り組み、タイラギ資源の回復につながる技術開発に努めてまいります。

また、漁海況情報の発信に関しましては、漁業操業により一層役立つものを目指して、水温などの海況情報を全自動で収集する独自のシステムを開発し、県内漁業者から要望されていた「年中無休」の情報発信が可能となりました。さらに、新たに運用が開始された人工衛星を活用することで、従来の1日毎から1時間毎へと、発信頻度の大幅な向上により、情報精度の改善につながっております。

水産加工の分野では、食塩の代わりに有機酸塩を使用することで、保存性を確保しつつ減塩が可能な干物の製造技術を開発し、昨年度、特許を取得しました。この技術を応用することで、これまでよりも魚本来の味を引き出した長崎独自の新しい干物を製造することが可能となり、現在、県内の水産加工業6者が10製品を製造販売しております。

今年度も、総合水産試験場の研究成果が、実際に県内漁業者等の利益として還元されるよう、研究・技術開発に積極的に取り組んでまいります。

（「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づく取組について）

平成23年度から昨年度までの5年間、「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づき、全庁一丸となって取り組んでまいりました。本プランに掲げる水産部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

まず、漁港整備にかかる「公共事業コスト縮減」につきましては、平成22年に策定した「長崎県公共事業コスト構造改善プログラム」に基づいた見直しにより、平成26年度までに10%コスト縮減の目標を達成いたしました。

次に、「長崎魚市場の経営健全化」につきましては、施設使用料の改定による収入確保、委託業務の発注方法や積算方法の見直し等による経費の削減に努めてまいりましたが、高度衛生管理施設整備にかかる業務委託料の増加並びに既存施設解体による貸付面積の減少に伴う使用料収入の減少により、経営の健全化には至りませんでした。引き続き、長崎魚市場の活性化に向けて、高度衛生管理施設整備を推進するとともに、関係者と連携した水揚げ増加対策に取り組み、経営の健全化を進めてまいります。

なお、本年3月には、さらなる見直しのために「長崎県行財政改革推進プラン」を新たに策定し、今年度よりその実現に向けた取組を開始したところであり、今後も積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

農 林 部

はじめに、議案以外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

本案件は、平成28年1月7日、佐世保市千尽町所在の西九州自動車道において発生した公用車による交通事故について、和解が成立し、損害賠償金305,712円を支払うため、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分をさせていただいたものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

(「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づく取組について)

平成23年度から昨年度までの5年間、「長崎県「新」行財政改革プラン」に基づき、全庁一丸となって取り組んでまいりました。本プランに掲げる農林部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご報告いたします。

「林業公社の経営健全化」につきましては、林業公社において平成17年3月に「第6次経営計画」を策定し、その後、森林・林業を取り巻く環境変化に対し、平成23年5月に第6次経営計画の見直しを行い、土地所有者の分収割合の引き下げと契約期間延長の変更協議を進めるとともに、当該経営計画に基づき、造林補助制度の活用による搬出間伐を推進してまいりました。

その結果、土地所有者との分収契約の変更は、27年度末時点において目標通りの90.2%の進捗となり、また、収益性の向上を図るための搬出間伐実績については、計画期間である平成23年度から27年度の5カ年間の実績合計で、2,712ヘクタールと着実に実施してきたところです。

加えて、林業公社の経営安定のため、木材の販路拡大などにより経営改善を図るとともに、日本政策金融公庫資金の利息軽減策や財政支援の拡充などを国へ要望してま

いりました。

今後とも、本年3月に策定した「長崎県行財政改革推進プラン」に沿って、分収造林契約の変更、有利な木材販売等による収支改善や有利子負債の削減に向けて継続して取り組み、計画終期の平成76年における着実な収支改善を目指してまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(大雪・低温によるびわ被害対策について)

1月23～25日の大雪・低温による、露地びわの被害につきましては、3月9日に農水経済委員会で現地調査を行っていただき、また、3月25日には、知事が現地を視察するとともに生産者や地元農協の皆様から直接産地の窮状や被害対策に関する要望等をお伺いしたところです。

県といたしましては、今回の災害を機に日本一のびわ産地の再構築を図り、農家の皆様が将来に渡り希望を持ち安定した経営ができるよう、部会単位での共済加入、園地情報システムの構築と園地の集積や基盤整備を検討する樹園地活性化委員会の設置、国の産地パワーアップ事業を活用した簡易ハウスの拡大、品質管理に必要な低樹高化並びに共同作業体制の整備と農作業受託組織の育成を推進するとともに、高品質で市場評価の高い「なつたより」への改植の加速化、産地と一体となった販路開拓やブランド強化など、びわ産地の構造改革対策を推進してまいります。

あわせて、国による営農再開に向けた生産資材の共同購入等の助成や市町による被害果房の除去にかかる経費の助成等の営農継続対策、市町・農協による既存借入金の償還延長や農協による本年産にかかる生産資材の支払い猶予等の資金対策が取り組まれることとなっております。

今後とも、生産者、市町、農協等と一体となって産地の体質強化につながる取組を産地計画に取り込みながら、災害に強い日本一のびわ産地の維持・発展に向けて取り組んでまいります。

(「長崎みかん」の販売実績について)

平成27年産の全国のみかん生産状況につきましては、夏期以降の果実生育は順調に推移し、9月には好天に恵まれ品質も良好であったものの、11月の異常な高温多雨により、農林水産省の6月の予想生産量90万トンに対し、78万トン(前年対比86%)と大きく下回りました。

そのような中、本県産地では、シートマルチ栽培を軸とした指定園制度の導入に取り組むなど高品質なみかん作りを進めるとともに、販売にあたっては、昨年12月7日、東京大田市場において、「させば温州」試食会で知事のトップセールスを行うなど、県統一ブランド「出島の華」をはじめ「長崎みかん」の品質の高さをPRしてまいりました。

その結果、シートマルチの被覆率は昨年を4ポイント上回る49%となり、ブランド率も昨年の39%から45%に向上したこともあり、全国10地域市場において、本県産みかんの品質の高さが評価され、単価が前年比122%の1キロ当たり258円となり、みかん単価の県別順位は、昨年の全国第3位から、静岡県に次ぐ全国第2位に順位を上げることができました。

県といたしましては、新ながさき農林業・農山村活性化計画において、みかん単価県別順位全国1位の目標を掲げており、今後も、生産者部会や関係団体と緊密に連携しながら、「長崎みかん」のより一層のブランド強化に努めてまいります。

(イノシシ被害の状況について)

本県におけるイノシシによる農作物被害は、平成22年度には約4億5百万円まで拡大しましたが、その後減少傾向で推移し、平成27年度は1億9千万円となっています。

県では、これまで全国に先駆けてイノシシの生態や特性に精通した鳥獣対策専門員を設置し、効果的な被害防止対策を構築するとともに、「防護対策」として1万キロメ

ートルを超える防護柵の設置、「棲み分け対策」としてヤギの放牧等による緩衝帯整備、「捕獲対策」として、毎年3万頭を超えるイノシシ捕獲、安全で捕獲者への負担が少ない止め刺し方法の研究開発など、3対策を総合的に展開してまいりました。あわせて、対策技術を身に付け、地域における対策を指導する「イノシシ対策A級インストラクター」を424名育成するとともに、集落における捕獲隊の結成も進めてまいりました。

しかしながら、県全体の被害額は依然として高い水準にあること、また、新たな被害発生地域も見られることから、県や市町、農協等の関係機関で構成する指導チームによる集落ぐるみでの3対策を的確に実施するとともに、被害が継続している地域についても、集落環境点検をもとにした、対策の改善や捕獲隊の編成・充実など、さらなる被害軽減に取り組んでまいります。

(第11回全国和牛能力共進会宮城大会へ向けた取り組みについて)

去る3月24日、第11回全国和牛能力共進会宮城大会(宮城全共)の「肉牛^{にくぎゅう}の部」での「長崎和牛」の日本一連覇を目指して選抜された、出品候補牛58頭について、優秀な技術を持つ県内の15名の肥育農家への引渡しを行い、肥育が開始されました。

その後、4月20日から県、全国和牛登録協会長崎支部並びにJA系統畜産グループ等からなる、全国和牛能力共進会「長崎和牛」推進協議会の出品対策委員が中心となって、出品者毎の飼養管理マニュアルの作成・指導や、脂肪交雑等の肉質診断ができる超音波画像診断装置による飼養管理の徹底と進捗管理により、前回以上の出品対策に取り組んでおります。

今後も、宮城全共での日本一連覇に向けて、生産者の意欲高揚と出品対策の取組強化を図るとともに、肉用牛の更なる振興に努めてまいります。

(県有種雄牛「勝乃幸^{かつのさち}」号の現場後代検定成績について)

県肉用牛改良センターで飼養する種雄牛「勝乃幸(かつのさち)」が、種雄牛の遺伝

的能力を検定する現場後代検定で、肉質において最も重要視される脂肪交雑（BMSナンバー）において10.3と、県平均（6.3）及びこれまで本県歴代1位であった「金太郎3」「百合幸^{ゆりさち}」の8.4を大きく上回り、全国でトップの成績をあげることができました。

また、枝肉重量も509.0kgと県平均（479.3kg）を上回るとともに、牛肉の最高ランクとされる5等級率についても、本県歴代1位の91.7%を記録しました。引き続き、「勝乃幸」の精液を積極的に活用するなど「長崎和牛」の品質向上に努めてまいります。

（ながさき森林環境保全事業について）

ながさき森林環境保全事業につきましては、「ながさき森林環境税」を創設し、これを財源に環境重視の森づくりと県民参加の森づくりに取り組んでまいりましたが、今年度をもって、2期目（平成24年度から平成28年度）の事業期間及び課税期間が終了することから、平成29年度以降のあり方を検討するに当たり、広く県民の皆様から直接ご意見をお聞きするため、平成28年5月10日から24日まで県内8箇所で開催し、約450名の方に参加をいただきました。

意見交換会では、県から事業成果の検証結果と今後の課題について説明した後、意見交換を行い、参加者の皆様からは、事業の継続や拡充についてのご要望、広報のあり方を検討すべきなどの貴重なご意見をいただきました。また、森林環境税を含めたながさき森林環境保全事業の継続については、概ね賛成とのご意見をいただきました。

県といたしましては、今回いただきましたご意見を踏まえ、森林環境保全事業についての基本方針案を平成28年8月末までに取りまとめのうえ、パブリックコメントの実施や9月の県議会定例会での説明を通じて、広く基本的な考え方に対するご意見を伺いながら、今後の森林環境保全事業のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成28年6月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

(追加1)

産 業 労 働 部
農 業 林 部

産 業 労 働 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部）1頁18行目から21行目までを削除し、次のように挿入する。】

また、4月の有効求人倍率は、全国平均が1.34倍と前月を0.04ポイント上回る中、本県においては、前月を0.02ポイント上回る1.13倍と、2ヶ月連続の1.1倍台となり、雇用情勢は、一部に弱さがみられるものの、改善が続いております。

農 林 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）の2頁5行目の次に、次のとおり挿入する。】

（熊本地震における農林業被害と支援状況について）

4月14日、16日に発生しました熊本地震の対応につきましては、県内で最大震度4が発生した4月14日に農林部災害対策本部を設置し、農林業被害についての警戒態勢を整え、農業用施設の緊急点検や被害状況の把握とその対応に努めたところであります。

具体的には、国が示したマニュアルに基づき震度4以上が発生した地域を対象に、所管する3つの農業用ダムについては、14日及び16日にそれぞれ目視や測量により堤体に変形がないかを点検するとともに、ため池については、震度4以上が発生した地域は堤高15m以上、震度5以上が発生した地域は堤高10m以上をそれぞれ対象として、14日に5箇所、16日に49箇所の緊急点検を行い、また、決壊した場合に人家や公共施設へ影響を与える恐れのある防災重点ため池53箇所について点検を実施いたしました。

諫早湾干拓堤防については、14日と16日の地震発生後に堤防道路を全面通行止めとし、地震が落ち着き潮受堤防及び道路状況の安全が確認されるまでの間、通行止めの措置を講じました。このほか、農地、山地及び農林業用施設についても市町、農業団体と連携し被害状況の把握を行いました。

この結果、農林関係被害につきましては、施設関係では、佐世保市木原地区の農免農道において法面崩壊が1箇所、被害額は5千万円となっており、現在、通行の安全を確保するため、地元の了解のもと全面通行止めとし、災害復旧事業の申請に向けた準備を進めているところです。

また、南島原市の共同利用施設（集出荷施設）1箇所で、つり天井の一部崩落があり一時的に選果機械が使用できない事態となりましたが、応急の復旧措置を行い、現在、通常通り稼働している状況です。

更に、熊本地震の発生以降、県内観光業への影響がみられておりますが、農林漁業体験民宿について実態調査を行ったところ、5月6日現在、修学旅行で11,855名、一般（団体及び個人客）で106名、合計11,961名と予約の約4割にあたる宿泊キャンセルが発生しております。

このため、キャンセル数の多かった2組織においては、旅行業者や予約のあった学校等に対し現地被害はなく修学旅行の受入れが可能な旨を手紙等で周知するとともに、県ホームページを通じて安全に修学旅行を受け入れている現状について情報発信を行っているところです。

また、今秋、来春の修学旅行は例年通りの予約が入っていることを確認したところですが、今後においても、引き続きグリーン・ツーリズム推進協議会や市町、観光協会などの関係機関と連携し、学校訪問等により本県の正確な情報を提供するなど、修学旅行や団体客等の誘客対策に取り組んでまいります。

一方、被災地への支援としては、関係団体において、対策本部の設置や支援物資の提供、被災地での生乳の輸送支援、被災者の民泊無料受入、義援金の募金活動などに取り組んでいただいております。

農林部においても、カウンターパートの自治体に職員を派遣するとともに、今後、農地や林地等の復旧に向けた技術支援に対応できるよう準備を進めているところであり、引き続き、関係団体と連携し、被災地の復旧・復興を支援してまいります。

【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）の5頁24行目の次に、次のとおり挿入する。】

（農地中間管理事業の進捗状況について）

平成26年度から取組を開始した農地中間管理事業については、平成27年度までの2カ年の累計で、担い手からの借受希望として3,026件、4,932ヘクタールの応募があり、貸出希望農地については3,443ヘクタールのリスト化を行い、

そのうち1, 995ヘクタールを機構が借り入れ、1, 974ヘクタールの貸付手続きを完了したところです。

全経営耕地面積に占める貸付面積の割合については九州1位で推移しておりますが、担い手からの借受希望面積に対しては、まだ4割の貸付実績にとどまっていることから、今後一層の取組強化が必要となっております。

特に、借受希望者の要望に沿う農地が不足していることが、推進上の大きな課題となっていることから、市町が中心となり、昨年度に引き続き、人・農地プラン策定地区において農地所有者を対象としたアンケートを実施し、優良農地の掘り起こしを進めるとともに、JA等の産地部会や人・農地プランのエリアにおいて、貸出希望農地を示した図面を元に、担い手への集積や集約化について話し合いを進めてまいりたいと考えております。

また、現状で使い勝手の悪い中山間地域の農地では、県、市町、関係機関からなる推進チームが農業土木職を含めた現地確認を行い図面に整理したうえで、地権者に提示し進入路整備や狭地直しなど簡易な条件整備を検討するほか、肉用牛放牧や直売所向け野菜栽培、耕作放棄地を取り込んだ基盤整備の実施等も検討しながら、農地中間管理事業を通じた農地集積を促進してまいります。

平成 2 8 年 6 月 定 例 県 議 会

農 水 經 濟 委 員 会 関 係 議 案 説 明 資 料
(追 加 2)

産 業 労 働 部
農 林 部

産 業 労 働 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 1頁6行目から17行目までを削除し、次のように挿入する。】

また、本県の景気については、日銀長崎支店が6月に公表した県内金融経済概況によりますと、「全体として緩やかな回復基調を続けている。」とされております。

まず、生産面をみますと、大手・中堅造船では、生産水準は高水準横ばい圏内の動きとなっており、地場中小造船では、更新需要等を背景に高水準の受注残となるなど、高操業が続いております。また、原動機は高水準横ばい圏内で推移し、冷熱機器では横ばい圏内で推移しております。大・中型モーターでは持ち直しの動きが一服しており、電子部品等ではスマートフォン向けを中心に弱含んでいることから、生産面全体としては横ばい圏内の動きとなっております。

一方、需要面をみると、公共投資は、振れを伴いつつも弱い動きとなっており、個人消費は、一部にみられた地震の影響は幾分和らいでいる中で、全体として底堅く推移しております。

なお、平成28年2月から平成28年4月まで直近3ヶ月間の企業倒産件数は7件で、去年同期に比べて3件の減少となっております。

農 林 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（追加1）（農林部）の2頁18行目の次に、次のとおり挿入する。】

（諫早湾干拓事業の開門問題について）

潮受堤防排水門開門差止請求事件については、長崎地方裁判所において、昨年10月6日結審し、その後、今年1月18日には、開門によることなく、有明海全体の漁業環境を改善する方策を検討し、全体の解決を図る和解の協議が勧告され、今週13日の協議を含め、これまで、5回の協議が行われたところであり、今月28日には、第6回の協議が行われる予定と聞き及んでいます。

そのうち、5月23日に行われた第4回の協議では、国から、開門に代わる漁業環境改善措置の骨子案として、有明海振興基金（仮称）の創設が提案されました。

こうした中、去る6月2日、有明海振興基金（仮称）の創設に関する説明のため、農林水産省農村振興局次長等が来県され、農林水産省担当者から、

- ・国が全額拠出した上で、沿岸4県や各県漁連でつくる新組織が弾力的に漁業振興事業に活用できる仕組みを想定していること
- ・基金が創設されると、漁業者による養殖導入や稚貝放流などの事業を、時期や規模に関係なく直接支援することができること

など説明され、農村振興局次長から「長年の問題に終止符を打つチャンスであり、協議の進展に協力してほしい。」と要請がなされました。これに対して、濱本副知事は「漁業者が納得できるような規模での提案をしていただいたうえで、開門しないことを前提とした和解が成立することは県としても望むところであり、県としても協力できるところは協力していきたい。」とお伝えしたところでもあります。

県としては、開門することなく有明海再生を目指していただきたいと繰り返し、国に対して要請してまいりましたが、今回の和解協議を契機として、真の有明海再生につながるような具体的な成果が得られるよう期待しているところでもあります。

この他、排水門の開門差止を求めた仮処分申立事件の保全抗告審につきましては、

現在、福岡高等裁判所で係属中であり、第1回期日が4月26日に行われ、今後、第2回期日が6月20日に行われる予定となっております。

また、福岡高裁確定判決の勝訴原告を含む漁業者が、国を提訴した小長井・大浦漁業再生請求事件につきましては、昨年9月7日、小長井町漁業者原告が求めている排水門の即時開門請求並びに小長井町漁業者原告及び大浦漁業者原告が求めている損害賠償請求のいずれをも認めないとする控訴審判決が出され、現在、最高裁判所において審理中であります。

国が、平成22年の福岡高裁確定判決の勝訴原告に対して、その執行力の排除を求めて提訴した請求異議訴訟につきましては、現在、福岡高等裁判所において審理中であります。

県としましては、開門により地元の方々に被害が及ぶようなことが決してないよう、引き続き県議会や関係者の皆様とともに、適切に対処してまいります。

(諫早湾干拓農地の利用権設定等について)

諫早湾干拓農地の利用権設定につきましては、公益財団法人長崎県農業振興公社が平成25年から、第2期のリースとして39経営体に貸付けを行い、営農が行われております。

このような中、本年2月に2経営体、同4月に1経営体、同5月に1経営体から、経営計画の変更、体調不良及び経営不振を理由に農業振興公社に農地利用権設定の解約の申出がなされたところであります。

また、小江干拓地の営農者から土壌の排水性に問題があるとの申し出があったことから、一部貸付を保留していた農地について、土壌調査や試験栽培を行った結果、排水性に問題はなく、貸付け可能と判断したところであります。

このことから、解約の申出があった6区画27.34ヘクタールと、貸付を保留していた小江干拓地の3区画5.65ヘクタール、合計9区画32.99ヘクタールに

ついて、貸付期間を第2期のリース期間の終了時である平成30年3月までとし、借受希望者の公募を行う予定としております。

なお、公募のスケジュールにつきましては、本年7月に募集を行い、8月上旬までに審査委員会で審査、その後、農業振興公社理事会での決定、農業委員会の審議を経て9月上旬からの利用権設定開始（公告）となる予定です。

また、平成30年4月以降につきましては、本年の9月頃に外部有識者等からなる委員会を立ち上げ、諫早湾干拓農地の利用権再設定等の基本方針を決定し、手続きを進めてまいります。

（長崎県農業農村整備事業推進大会について）

去る6月2日、諫早市において、長崎県農業農村整備事業推進協議会及び長崎県土地改良事業団体連合会の共催により、農業農村整備事業の推進と計画的な生産基盤整備の実施のための予算確保等に向けた農業農村整備事業推進大会が昨年度に引き続き開催されました。

当日は、知事、本県選出の国会議員、県議会副議長、吉村洋農水経済委員長をはじめとした県議会議員、関係市町長ほか、九州農政局次長、県下土地改良区の代表者など全体で約700名の方々が参加され熱気に溢れた大会となりました。大会では、現在事業を実施している土地改良区の現状報告の後、国に対し当初予算の確保など2項目を求める大会決議が採択され、強いアピールとなったものと心強く感じております。

さらに、今後の予定として、本推進大会の大会決議を受け九州農業農村整備事業推進協議会と土地改良連合会九州協議会により、7月12日に九州農政局へ、7月26日に農林水産省及び九州各県選出国会議員への要請活動が計画されております。

県としましては、このような関係者のご努力に厚く感謝申し上げますとともに、今後とも県議会、農業農村整備事業推進協議会など関係者のご協力を得ながら、引き続き、農業農村整備事業の予算確保に向け、あらゆる機会を捉えて要望してまいります。

(長崎県多面的機能支払活動組織の集いの開催について)

去る6月2日に「長崎県多面的機能支払活動組織の集い」が、県議会農水経済委員会委員の皆様をはじめ、県内の活動組織及び関係機関約1,000名の参加のもと、諫早市で開催され、国に対して予算の確保と地域の実情を反映した制度構築を求めていくこと等の決議を採択し、盛会のうちに終了いたしました。

県としましては、農村における過疎化や高齢化、集落機能の低下が進み、農地・農業用施設の有する多面的機能の重要性が増大していることから、多面的機能支払の取組を推進しているところであり、今後とも、地域ぐるみの活動を通して、農地や農村環境の保全管理、集落機能の維持強化を図ってまいります。

平成 2 8 年 6 月 定例 県 議 会

農 水 經 済 委 員 会 関 係 議 案 説 明 資 料

(追 加 3)

水 産 部

水 産 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（水産部）の1頁13行目に、次のとおり挿入する。】

（有明海振興基金（仮称）について）

長崎地方裁判所において、今年1月18日に、開門によることなく有明海全体の漁業環境を改善する方策を検討し、全体の解決を図る和解の協議が勧告され、5月23日に行われた第4回の協議では、国から、開門に代わる漁業環境改善措置の骨子案として、有明海振興基金（仮称）の創設が提案されました。

去る6月2日には、基金に関する説明のため、農林水産省農村振興局次長等が来県され、長崎県漁業協同組合連合会への説明後、県へも説明があったところです。

基金については、国が全額拠出した上で、4県漁連等や沿岸4県でつくる新組織が弾力的に漁業振興事業に活用できる仕組みを想定していること、基金が創設されると、漁業者自らの取り組みを直接支援することができることなどが説明され、農村振興局次長から「長年の問題に終止符を打つチャンスであり、協議の進展に協力してほしい。」と要請がなされました。これに対して、濱本副知事は「漁業者が納得できるような規模での提案をしていただいたうえで、開門しないことを前提とした和解が成立することは県としても望むところであり、県としても協力できるところは協力していきたい。」とお伝えしたところであります。

県としては、本基金の創設により、漁業者が実感できる具体的な成果が得られることが重要と考えており、今後、基金の活用も視野に入れて、関係漁業者の意見を十分に伺い、水産振興策の強化について取りまとめの上、国へ働きかけてまいります。